

令和6年度
包括外部監査結果報告書

農業振興に関連した事業に関する財務事務の執行について

香川県包括外部監査人

白川 尊大

目 次

1	外部監査の概要	1
1.1	外部監査の種類.....	1
1.2	選定した特定の事件	1
1.3	外部監査の対象期間	2
1.4	外部監査の実施期間	2
1.5	外部監査の方法.....	2
1.6	監査の対象.....	3
1.7	外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等	4
1.8	利害関係	4
1.9	監査結果の指摘及び意見について.....	4
1.10	本報告書の取扱い.....	5
1.11	その他	5
2	我が国の農業政策等	6
2.1	我が国の農業政策の変遷	6
2.2	食料・農業・農村基本法	9
2.3	農業政策の二面性.....	9
2.4	その他（EU の共通農業政策）	10
3	香川県における農業の概要	11
3.1	香川県農業のあらまし.....	11
3.2	農家数（各年 2 月 1 日現在）	11
3.3	農家人口（年齢階層別・個人経営体）	12
3.4	経営耕地規模別経営体数(個人経営体）（各年 2 月 1 日現在）	12
3.5	耕地面積、作付延べ面積、耕地利用率	13
3.6	農業産出額.....	13
3.7	農畜産物の生産状況	14
3.8	香川県の農産物産出額の順位と構成割合.....	14
3.9	農業生産関連事業の年間販売金額及び事業体数.....	15
3.10	ほ場整備率.....	15
3.11	担い手への農地集積率.....	15
3.12	総括.....	16

4	香川県における農業振興に関連した事業に係る施策の概要	17
4.1	「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画	17
4.2	香川県農業・農村基本計画	26
4.3	かがわの「環境にやさしい農業」推進計画	29
5	香川県における農業振興に関連した事業と監査対象	30
5.1	令和 5 年度において監査対象とした農業振興に関連した事業	30
6	監査の結果及び意見（個別論点）	33
6.1	香川の逸品戦略的販路拡大事業	33
6.2	「かがわの食」HAPPY プロジェクト事業	40
6.3	県産品アンテナショップ運営・機能強化事業	48
6.4	多様なルートからの新規就農支援事業	56
6.5	核となる担い手育成活動支援事業	66
6.6	法人化の推進体制整備事業	71
6.7	米麦食料自給力向上生産振興事業	75
6.8	かがわ園芸産地生産力強化総合対策事業	85
6.9	新品種・新技術の開発事業	93
6.10	畜産収益力強化対策事業	98
6.11	環境にやさしい農業推進事業	104
6.12	農産物ブランド力強化事業	113
6.13	かがわ農水産物地産地消推進事業	121
6.14	農畜水産物輸出促進対策事業	125
6.15	農業の 6 次産業化等促進事業	131
6.16	農地最適利用マネジメント推進事業	135
6.17	農地機構等による農地集積・集約化の促進事業	140
6.18	みんなで守る地域農業支援事業	145
6.19	遊休農地等利活用促進事業	150
6.20	基盤整備の推進事業	154
6.21	農業用水の確保事業	159
6.22	スマート農業推進事業	164
6.23	特定家畜伝染病防疫対応強化事業	170
6.24	多面的機能支払事業	176
6.25	中山間地域等直接支払事業	186

6.26	中山間地域の特色を生かした総合的支援事業	196
6.27	農村地域の活性化支援事業.....	202
6.28	農道整備事業	208
6.29	鳥獣被害防止対策事業及び鳥獣捕獲等助成事業.....	213
7	指摘事項又は意見事項の一覧	218

1 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件

1.2.1 特定の事件

農業振興に関連した事業に関する財務事務の執行について

1.2.2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

農業は、国民生活に不可欠な食料を供給する機能等を有するとともに、農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしているが、現在の我が国の農業・農村は、人口減少に伴う国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化等の課題に直面しているほか、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、気候変動等の今日的課題への対応にも迫られているところである。

このような状況の下、香川県は、『「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画』における重点施策の一つとして「農林水産業の先進県へ」を掲げるとともに、「香川県農業・農村基本計画」等を策定し、「農業の担い手の確保・育成」、「農産物の安定供給」、「農産物の需要拡大」、「生産性を高める農業の基盤整備」、「活力あふれる農村の振興」等の各施策を展開することで、農林水産業の持続的な発展を図り、魅力ある産業として次世代に継承するとともに、活力ある農山漁村をつくるという政策課題の解決に取り組んでいる。

農業者の高齢化や就業人口が減少する中、担い手育成、生産性・収益性の向上、農村の活性化等だけではなく、農業の環境に対するマイナス面への配慮等も求められるという大きなターニングポイントを迎えている状況において、これらの政策課題を解決するための各施策が具体的にどのように実施されているのか、それが適切に行われているかについて、合規性・有効性・効率性・経済性等の各観点から検証することは有意義であり、かつ、県民にとっても関心が

高いものと考えられることから、農業振興に関連した事業に関する財務事務を令和6年度の特定の事件(監査テーマ)として選定した。

1.3 外部監査の対象期間

原則として令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

1.4 外部監査の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月12日まで

1.5 外部監査の方法

1.5.1 監査の主な要点

- ① 農業振興に関連した事業に関する財務事務が、関連する法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- ② 農業振興に関連した事業に関する財務事務が、事業目的に適合し有効かつ効率的に行われているか
- ③ 農業振興に関連した事業に関する財務事務が、経済性に配慮して行われているか
- ④ 農業振興に関連した事業に関する財務事務が、公平性を十分に確保して行われているか

1.5.2 監査手続

- ① 農業振興に関連した事業に関する財務事務の概要を把握することを目的として、担当課へのヒアリングを実施するとともに、予算・決算額等の係数を把握し、さらに関連諸法令、条例・規則・要綱・要領・マニュアル等を閲覧する。

- ② 農業振興に関連した事業に関する財務事務の実際の実施状況、事業の効果測定方法等を確認することを目的として、対象事業の業績評価のための指標に関するヒアリングを実施する。
- ③ 対象事業で実際に行われている支出負担行為についてサンプルを抽出し、執行何や支出命令書等、内部決裁関連資料や契約書等を閲覧、必要に応じて担当課へのヒアリング等を実施する。
- ④ 農業振興に関連した事業に関する財務事務の実施状況を把握する中で、当該事業で負担金、補助及び交付金を支出している団体で重要なものがあった場合にはその概要を把握し、県が適切な関与を行えているか、という観点から必要なヒアリング及び関連資料の閲覧等を実施する。
- ⑤ その他必要と認めた手続を実施する。

1.6 監査の対象

1.6.1 監査の対象部局等

監査の対象部局等は、農業に関連する事業を実施する以下の部局等とした。

部局等	課
農政水産部	農政課 農業経営課 農業生産流通課 畜産課 土地改良課 農村整備課
交流推進部	県産品振興課

また、農業振興に関連した事業では、負担金・補助金等を特定の団体に支出するケースが認められた。そのため、そうした県費支出先の団体に対して、県がどのように関与し、県として必要十分な対応、働きかけができているか、という点を中心に必要に応じてそれらの団体に関する資料の閲覧、ヒアリング等を併せて実施した。

これらを実施した主な団体は以下のとおりである。

団体名
公益財団法人香川県農地機構
かがわ農産物流通消費推進協議会
「さぬきの夢」推進協議会
「おいでまい」委員会
全国高校生花いけバトル実行委員会
花の里かがわ推進委員会
一般財団法人かがわ県産品振興機構

1.7 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

区分	氏名	主な資格等
包括外部監査人	白川 尊大	公認会計士
補助者	森本 洋右	公認会計士
補助者	渡辺 大樹	公認会計士

1.8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

1.9 監査結果の指摘及び意見について

包括外部監査人は、地方自治法第252条の37第5項の規定により「監査の結果」についての報告を求められており、法規等への準拠性のほか、有効性・効率性・経済性(3E)についても検討を行うこととされている。

法令・条例等に合致していないもの、また、著しく政策目的とかい離したり、形骸化していたり、公平性を欠くような状況が見られた場合は、「指摘事項」として記載している。

上記のような事実はないものの、実施状況に改善が求められる場合や、より有効な実施方法が考えられる場合等は、「意見事項」として記載している。

指摘は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項であり、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正が望まれると考える事項である。

1.10 本報告書の取扱い

本報告書は地方自治法第252条の37第5項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同条第1項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で「監査の結果」を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

1.11 その他

- この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、香川県情報公開条例及び香川県個人情報保護条例に従って判断している。
- この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、香川県から入手した資料については原則として記載していない。
- 数値については、単位未満を切り捨て表示している箇所について、端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。また、実績がない場合は、「－」としている。

2 我が国の農業政策等

2.1 我が国の農業政策の変遷

我が国の農業政策は、第二次世界大戦の後の食糧難や農地改革等からはじまり、大きな変化を遂げた経済社会や農業・農村をめぐる情勢の中、以下のような変遷を経ている。本県の農業施策も国の政策の変遷の影響を大きく受けており、かつ、国の補助事業として実施している事業が多いことから、参考として記載する。

年	食料・農業・農村の動向と主要な施策の流れ
1942	食料管理法の制定(国による米の全量管理等)
1945	終戦: ・社会の民主化 ・食料の増産 ・農村の民主化(農地改革) 政府による小作地の買収と売渡しによる広範な自作農の創設
1952	農地法制定(農地改革の成果の維持)
1961	農業基本法の制定 ・農業生産の選択的拡大 ・自立経営の育成
1965	山村振興法制定 国土保全、水源かん養、自然環境保全等に重要な役割を担っている山村の経済力培養と住民の福祉向上等を図る
1967	米の完全自給を達成
1969	農地法改正、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)制定 ・借地による農地流動化の促進 ・農業地帯の保全と振興
	・高度経済成長のなかで農業・農村に様々なゆがみ ・国民の所得増大に伴う食料消費の高度化→米消費の減少による需給ギャップ ・都市化・工業化による地価高騰で農地の資産保有傾向の高まり等→規模拡大の停滞 ・農村の過疎化、都市の過密、公害の発生等
1970	過疎地域対策緊急措置法制定
1971	米の生産調整を本格的に開始
1972	異常気象による世界食料危機
1973	米国産大豆輸出規制
1974	農振法改正 市町村が主体となり集団的に利用権を設定し、農用地の利用を増進する事業の創設
1975	みかんの生産調整を開始
1980	農政審議会「80年代の農政の基本方向」答申 「日本型食生活」、「食料安全保障」の提起
	農地三法 農用地利用増進事業を拡大した農用地利用増進法の制定等
	・国際化の進展のなかで、国際規律への対応が課題 ・農業従事者の減少・高齢化が進行するなか、担い手育成が重要課題 ・中山間地域等では過疎化が進行
1988	日米農産物交渉合意(牛肉・オレンジ自由化)
1989	食料自給率が50%を割り込む

1992	「新しい食料・農業・農村政策の方向」公表 ・食料のもつ意味や農業・農村の役割の明確化、地球環境問題への配慮 ・効率的かつ安定的な経営体が生産の太宗を担う農業構造の実現 ・自主性と創意工夫を活かした地域づくり
	グリーン・ツーリズムの提唱
1993	ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意 米以外の輸入制限品目の関税化や米のミニマム・アクセス設定等
	戦後最悪の米の不作(作況指数 74)
	農業経営基盤強化促進法制定 ・経営支援策の体系化 ・認定農業者制度の創設
1995	食糧管理法廃止・食糧法制定(政府から民間主導へ)
	・「くらしといのち」の根幹に関わる食料と、それを支える農業・農村の価値が再認識され、国民生活の安心と安全の礎としての役割への期待 ・農業基本法に基づく戦後農政を、国民全体の視点に立って抜本的に見直し、国民の理解と指示のもとに、新たな政策体系の再構築
1999	「食料・農業・農村基本法」制定 ・国民的視点から、 ① 食料の安定供給確保 ② 多面的機能の発揮 ③ 農業の持続的な発展 ④ 農村地域の振興 という新たな理念の提示 ・食料自給率目標の設定 ・効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
2000	「食料・農業・農村基本計画」の策定
	中山間地域等直接支払制度導入
	農地法改正(農業生産法人の一形態として株式会社を位置付け)
2001	BSE感染牛の発生
2002	「食」と「農」の再生プラン(消費者に軸足をおいた農政展開)
	「米政策改革大綱」決定
	構造改革特別区域法制定(農業生産法人以外の法人のリース方式での農業参入が可能となる制度の導入)
2004	鳥インフルエンザ 79 年ぶりに発生
2005	第2回食料・農業・農村基本計画の策定 ・新たな食料自給率の設定 ・新たな経営所得安定対策の導入 ・環境・資源を重視した政策の推進
	経営所得安定対策等大綱決定
	農業経営基盤強化促進法改正(リース方式による農業参入の全国展開)
2006	農政改革三法成立、経営所得安定対策等実施要綱決定
	食料自給率が 40%を割り込む
2007	農政改革三対策の導入 担い手を対象とした新たな経営安定対策の導入、米政策改革推進対策の見直し、農地、水、環境保全向上対策の導入
2010	第3回食料・農業・農村基本計画の策定
	農業者戸別所得補償 販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国一律の交付単価での直接支払いを実施 米価下落時の補填
2013	農林水産業・地域の活力創造プラン
	農地中間管理事業の推進に関する法律制定(農地バンク法)

	農地の借受け・貸付け、借り受けた農地の利用条件の改善や管理を行う農地中間管理機構を設立
2014	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律制定 日本型直接支払(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)の取組を法律に位置付ける。
2015	第4回食料・農業・農村基本計画の策定
2016	農業競争力強化プログラムの策定
2018	農業経営基盤強化促進法の改正 共有者不明農地について農用地利用集積計画により20年を超えない期間の貸借ができることとする等
2019	農地中間管理事業の推進に関する法律の改正 地域における農業者等による協議の場の実質化(人・農地プランの実質化)等
2020	第5回食料・農業・農村基本計画の策定
2021	農林水産業・地域の活力創造プランの改訂
	みどりの食料システム戦略の策定 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する等
2022	「みどりの食料システム法」の制定 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度の創設等の措置を講ずる等
	「食料安全保障強化政策大綱」の決定
2023	食料・農業・農村基本法の一部改正の答申
2024	「食料・農業・農村基本法」改正 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。 基本理念 ① 食料安全保障の確保 ② 環境と調和のとれた食料システムの確立 ③ 多面的機能の発揮 ④ 農業の持続的な発展 ⑤ 農村の振興 基本施策 ・食料安全保障の確保 ① 食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保 ② 農産物・農業資材の安定的な輸入の確保 ③ 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進 ④ 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進 ・環境と調和のとれた食料システムの確立 ⑤ 農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等 ・農業の持続的な発展 ⑥ 効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保 ⑦ 農業法人の経営基盤の強化 ⑧ 農地の集団化・適正利用 ⑨ 農業生産の基盤の保全 ⑩ 先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上 ⑪ 農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等) ⑫ 農業経営の支援を行う事業者(サービス事業体)の活動促進 ⑬ 家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防

⑭	農業資材の価格変動への影響緩和等 ・農村の振興
⑮	農地の保全に資する共同活動の促進
⑯	地域の資源を活用した事業活動の促進
⑰	農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進
⑱	障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備
⑲	鳥獣害対策等

出典:農業白書、農林水産省 HP より

2.2 食料・農業・農村基本法

「食料・農業・農村基本法」(以下「旧基本法」という。)は、基本理念として、①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興、を位置付け、国民全体の視点から農業・農村に期待される役割として「食料の安定供給」と「多面的機能の発揮」があることを明確化しつつ、その役割を果たすために「農業の持続的な発展」と「農村の振興」が必要である、という農政の方向性を示すものとして平成 11 年(1999 年)に制定された。

しかしながら、旧基本法の制定から 20 年以上が経過し、世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等の旧基本法制定時には想定していなかった情勢の変化や課題への対応を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定める必要が生じたことから、旧基本法の改正案が令和6年(2024 年)5月 29 日に成立し、同年6月5日に公布、施行されている。現行の食料・農業・農村基本法では、新たな食料・農業・農村政策の方向性を示す基本理念として、食料安全保障の確保が規定され、新たに「環境と調和のとれた食料システムの確立」が追加される等の改正が行われている。なお、監査対象年度を原則として令和5年度としており、本県の事業は旧基本法を基に実施されている。

2.3 農業政策の二面性¹

2.3.1 農業の特質

- 不安定性:自然災害、市況等により価格や生産が大きく変動する。
- 不可逆性:農地や資源は一度失われると復元困難である。
- 不可欠性:食料は人間の生命活動に欠かせない。

¹ 農林水産省 木村 崇之 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」

2.3.2 農業政策の二面性

①生産を将来にわたり維持継続していくための政策

農地や水利施設整備、経営セーフティネット、中山間直接支払制度等

②商品経済の中で市場競争力を高めていく政策

大規模経営への農地集積、人材育成、農産物輸出拡大

問題は、この農業を守り、継承していくための①の政策と、農業の効率化により競争力を高めるための②の政策を両立させることが困難であるということである。農業を取り巻く社会・経済・政治状況が変化する中で、その時々で最適なバランスで双方を組み合わせていかなければならない。

2.4 その他(EUの共通農業政策)

農業者の所得を保障するための「価格・所得政策」(第1の柱)、各加盟国が農業部門の構造改革、農業環境施策等の農村振興プログラムを実施する「農村振興政策」(第2の柱)の二本の柱から成る。

2.4.1 価格・所得政策

● 直接支払

現行 CAP(2023～2027 年)においては、直接支払の受給要件である環境・土壌保全等に関する共通遵守事項(クロスコンプライアンス)を強化(コンディショナリティ)。また、更なる環境・気候変動への取組を行う農業者に対する上乗せ支援「エコ・スキーム」を導入。

● 価格支持

対象品目毎に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った際に、各国の機関等が買支え等を実施。対象品目:小麦、大麦、コメ、牛肉、バター、脱脂粉乳等

2.4.2 農村振興政策

各加盟国は、農村地域の競争力強化、環境・気候変動対策、地域経済発展・雇用創出等を目的とした農村振興プログラムを実施。予算は、EU と加盟国の共同負担。

3 香川県における農業の概要

3.1 香川県農業のあらまし

香川県は四国の北東部に位置し、南に連なる讃岐山脈と、これより北に向かって多数のため池が点在する讃岐平野が広がっている。北に臨む瀬戸内海には、県花・県木であるオリーブの産地として有名な小豆島をはじめとする大小 133 余の島々が点在しており、総延長 737 km に及ぶ複雑な海岸線により風光明媚な地域を形成している。

本県の気候は、1991 年から 2020 年の 30 年間の平年値(高松)で、日照時間が 2,047 時間、降水量が 1,150mm、平均気温が 16.7℃と温暖少雨の瀬戸内式気候である。降水量が少ないことから、満濃池をはじめとする大小 12,200 余りのため池が県内全域に作られており、水資源の確保とあわせて、特徴ある本県の農村風景を構成している。

人口は、令和2年 10 月 1 日現在、950,244 人となっており、減少傾向にある。年齢構成は、同年同日現在、15 歳未満の年少人口が 12.1%であるのに対し、65 歳以上の老年人口は 31.8%で今後も増加が見込まれており、全国平均(28.6%)を上回るペースで高齢化が進行している。

本県の県土面積は、国土面積の 0.5%と全国で最も狭いものの、平野部が多く耕地面積は 29,000ha(令和4年)で全国の 0.7%を占めている。

本県の 1 経営体当たりの耕地面積は 1.1ha と、全国平均(3.1ha)の3分の1程度で農業経営規模は零細であるが、ため池や香川用水などにより農業用水を確保し、農地の効率的な利用や経営の複合化を図り、生産性の高い農業が営まれてきた。

3.2 農家数(各年 2 月 1 日現在)

(単位：戸、%)

	H12	H27	R2	全国	四国
実数					
総農家数	50,176	35,163	29,222	1,747,079	109,259
自給的農家	13,623	14,847	13,280	719,187	46,446
販売農家	36,553	20,316	15,942	1,027,892	62,813
主業農家	4,159	2,228	1,752	230,855	13,297
準主業農家	7,828	3,412	1,826	142,538	6,934
副業的農家	24,566	14,676	12,445	663,949	43,621
構成比					
総農家数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自給的農家	27.2	42.2	45.4	41.2	42.5

販売農家	72.8	57.8	54.6	58.8	57.5
主業農家	11.4	11.0	10.9	22.3	20.8
準主業農家	21.4	16.8	11.4	13.7	10.9
副業的農家	67.2	72.2	77.7	64.0	68.3

出典: 令和5年度版 統計でみる香川の農業・水産業

注: 農家: 経営耕地が 10a 以上又は過去1年の農産物販売総額が 15 万円以上(例外規定農家という)の農業を継続的に行なっている世帯

自給的農家: 経営耕地面積 30a 未満で農産物販売金額が 50 万円未満の農家

販売農家: 経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売額 50 万円以上の農家

主業農家: 農業所得が農外所得より多い農家で、65 歳未満の農業従事者(年間の自営農業投下労働日数が 60 日以上)の者がいる農家

準主業農家: 農外所得が農業所得より多い農家で、65 歳未満の農業就業者がいる農家

副業的農家: 65 歳未満の農業就業者がいない農家

3.3 農家人口(年齢階層別・個人経営体)

(単位: 人、%)

	H12	H27	R2	全国	四国
実数					
総数	159,655	70,957	50,978	3,489,686	192,274
14 歳以下	18,376	4,660	2,893	255,071	10,463
15～29 歳	26,522	7,269	4,184	317,734	14,339
30～59	56,465	21,609	14,150	1,031,754	52,618
60 歳以上	58,292	37,419	29,751	1,885,127	114,854
うち 65 歳以上	47,177	30,021	24,936	1,577,110	96,144
構成比					
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14 歳以下	11.5	6.6	5.7	7.3	5.4
15～29 歳	16.6	10.2	8.2	9.1	7.5
30～59	35.4	30.5	27.7	29.6	27.4
60 歳以上	36.5	52.7	58.4	54.0	59.7
うち 65 歳以上	29.5	42.3	48.9	44.6	50.0

出典: 令和5年度版 統計でみる香川の農業・水産業

注: 個人経営体: 農業経営体のうち世帯単位で事業を行う者(1戸1法人(農家であって農業経営を法人化している者)を除く)

3.4 経営耕地規模別経営体数(個人経営体)(各年 2 月 1 日現在)

(単位: 戸、%)

	H12	H27	R2	全国	四国
実数					
経営体数	36,553	20,316	16,023	1,037,342	63,852
0.5ha 未満	12,029	6,660	5,447	236,173	19,335
0.5～1.0	18,426	9,484	7,141	316,949	24,756
1.0～2.0	5,280	3,214	2,468	243,633	13,357
2.0～5.0	762	793	732	155,648	5,374
5.0ha 以上	56	165	235	84,939	1,030
構成比					

経営体数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.5ha 未満	32.9	32.8	34.0	22.8	30.3
0.5～1.0	50.4	46.7	44.6	30.5	38.8
1.0～2.0	14.4	15.8	15.4	23.5	20.9
2.0～5.0	2.1	3.9	4.6	15.0	8.4
5.0ha 以上	0.15	0.8	1.4	8.2	1.6

出典：令和5年度版 統計でみる香川の農業・水産業

3.5 耕地面積、作付延べ面積、耕地利用率

(単位：ha、%)

	H12	H27	R2	R3	R4
耕地面積	34,700	31,000	29,700	29,300	29,000
田	28,200	25,800	24,700	24,400	24,200
畑	6,490	5,280	4,970	4,860	4,770
水田比率	81.3	83.2	83.2	83.3	83.4
水田比率 (全国)	－	－	－	－	54.4
作付面積	34,300	26,300	23,900	23,700	－
米	16,100	13,600	11,700	11,300	－
麦類	1,950	2,540	2,900	3,130	－
果樹	3,470	2,500	9,311	9,270	－
野菜	6,834	5,333			
その他	5,854	2,355			
耕地利用率					
香川県	98.8	84.8	80.5	80.9	－
全国	94.5	91.8	91.3	91.4	－
四国	98.1	86.2	83.6	83.7	－

出典：令和5年度版 統計でみる香川の農業・水産業

3.6 農業産出額

(単位：億円、%)

区分	香川県		全国		全国順位
	産出額	構成割合	産出額	構成割合	
農業産出額	855	100.0	90,147	100.0	35
米	113	13.2	14,015	15.5	37
麦類	－	－	663	0.7	－
雑穀	0	0.0	86	0.1	36
豆類	0	0.0	731	0.8	40
いも類	6	0.7	2,123	2.4	31
野菜	241	28.2	22,298	24.8	30
果実	65	7.6	9,232	10.3	33
花き	28	3.3	3,493	3.9	35
工芸農作物	4	0.5	1,551	1.7	25
その他作物	－	－	717	0.7	－
畜産	384	44.9	34,673	38.5	26

	肉用牛	62	7.3	7,912	9.2	31
	乳用牛	53	6.2	8,844	10.0	26
	豚	24	2.8	6,775	7.5	35
	鶏	243	28.4	10,162	10.8	16
	鶏卵	165	19.3	5,716	6.3	16
	ブロイラー	51	6.0	3,940	4.4	15
	その他畜産物	1	0.1	979	1.1	34
	加工農産物	0	0.0	565	0.6	42
	生産農業所得	276	-	31,826	-	35

出典: 令和4年度生産農業所得統計

3.7 農畜産物の生産状況

区分		期間	香川県	全国比率(%)	全国順位
金時にんじん	生産量	R3	1,933t	96	1
オリーブ	生産量	R2	490t	90	1
マーガレット	生産量	R2	1,021 千本	67	1
ラナンキュラス	生産量	R2	1,837 千本	17	2
はだか麦	生産量	R4	2,310t	14	3
びわ	生産量	R3	229t	8	3
ヒマワリ	生産量	R2	1,266 千本	6	3
にんにく	生産量	R3	751t	4	3
ブロッコリー	生産量	R3	13,400t	8	4
冬レタス	生産量	R3	12,700t	7	6
たまねぎ	生産量	R3	7,880t	1	11

出典: 令和5年度版 統計でみる香川の農業・水産業

3.8 香川県の農産物産出額の順位と構成割合

農産物	産出額(億円)	構成比(%)	順位
農業産出額(総額)	855	100.0	-
鶏卵	165	19.3	1
米	113	13.2	2
肉用牛	62	7.3	3
ブロイラー	51	6.0	4
いちご	49	5.7	5
ブロッコリー	47	5.5	6
生乳	46	5.4	7
レタス	25	2.9	8
豚	24	2.8	9
みかん	22	2.6	10
ぶどう	20	2.3	11
たまねぎ	16	1.9	12
トマト	14	1.6	13
ねぎ	11	1.3	14

アスパラガス	10	1.2	15
上位 15 位までの合計	675	78.9	－

出典：令和4年度生産農業所得統計

3.9 農業生産関連事業の年間販売金額及び事業体数

(単位：百万円、事業体、100人)

区分		香川県	全国
農産加工	総額	24,009	1,012,818
	事業体数	230	28,980
	従事者数	15	1,684
農産物直売所	総額	9,838	1,087,897
	事業体数	110	22,380
	従事者数	10	1,812
観光農園	総額	77	35,999
	事業体数	10	5,090
	従事者数	0	369
農家民泊	総額	3	4,565
	事業体数	0	1,170
	従事者数	0	40
農家レストラン	総額	224	35,236
	事業体数	10	1,330
	従事者数	1	124

出典：令和4年度6次産業化総合調査

3.10 ほ場整備率

(単位：%)

区分	H12	H17	H22	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
香川県	30.0	31.7	34.0	38.1	38.0	38.2	38.5	39.0	39.2	39.6
全国	58.2	60.5	62.9	65.9	66.4	67.0	67.5	68.0	－	－

出典：香川県農業・農村基本計画、統計でみる香川の農業・水産業

3.11 担い手への農地集積率

(単位：%)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
香川県	29.1	30.5	26.5	27.8	28.5	28.1	29.3	30.8	31.9	33.1
全国	50.3	52.3	54.0	55.2	56.2	57.1	58.0	58.9	59.5	60.4

出典：農地中間管理機構の実績等に関する資料 令和5年度版

3.12 総括

本県は狭い県土の中、住居と農地が近接しており、農地の区画整理、農業用排水整備、農道整備等の基盤整備(ほ場整備)の比率が全国平均の半分程度と進んでいないこともあり、担い手への農地集積が進んでおらず、1経営体当たりの耕作面積が1.1haと全国平均の3分の1程度と小規模農家が多い。

農家のうちの45.4%が自給的農家であり、54.6%を占める販売農家についても、そのうち、65歳未満の農業就労者がいない農家が77.7%を占め、農業所得が農業外所得より多い65歳未満の農業就労者がいる「主業農家」の比率は10.9%(全農家数に占める比率は約6%)に過ぎない。

水田比率(全てが米を生産していることを意味するものではない)は、83.4%と全国平均の54.4%を大きく上回り、いわゆる兼業農家が小規模に比較的年間を通じた農作業時間が少ない米作を行っている、という現状であるが、小規模な個人経営体が大幅に減少していることからしても、少子高齢化の影響により、小規模兼業農家による米作の維持も難しい状況になりつつある。

また、本県の農産物の特徴としては、農業産出額に占める畜産業の比率が44.9%、特に鶏卵の比率が全体の19.3%、ブロイラーは6.0%を占め、両者を合わせると全体の25.3%の構成比率となっており、全国の比率10.7%と比較し高く、重要な業種となっている。

4 香川県における農業振興に関連した事業に係る施策の概要

4.1 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画

本県の総合計画である『「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画～みんなで子育て・挑戦できる・訪れたくなる香川県をめざして～』は、令和3年 10 月に『「みんなでつくるせとうち 田園都市・香川」実現計画』が策定された以後も、合計特殊出生率や県人口が人口ビジョンの目標値を下回るなど、少子高齢化社会の進行とそれに伴う人口減少の課題はさらに速度を増し、より深刻化していることに加え、新型コロナウイルス感染症対策の長期化や世界的なサプライチェーンの危機、急激な原油価格・物価高騰など、これからの地域社会経済や県民生活、自治体経営に大きな影響を及ぼす新たな事象が発生している状況を踏まえ、改めて中長期的な将来を展望し、本県のめざす姿と向かうべき道筋を構想した上で、今、手を打ち、取り組む必要のある政策を、全部局が県民目線に立って一体となって推進する視点で再構築するために令和5年 10 月に見直しされたものである。

当該計画は、本県のめざす方向とそれを実現するための方策を明らかにした県政運営の基本指針であるとともに、取り組む施策を総合的、体系的に整理したもので、次のような役割を持つ。

- 県民に対しては、県政の基本的方向を明らかにすることにより、県政に対する理解のもと、協働の取組みを期待するもの。
- 国や市町、公共的団体等に対しては、適切な役割分担のもとに連携、協力して施策を推進することを期待するもの。
- 県職員及び県の組織に対しては、常にこの計画の基本目標と基本方針を念頭に置いて、様々な状況で生活している県民の立場や視点に立ち、セクショナリズムに陥ることなく、一層の部局横断的な協力・連携のもと、県民生活の向上のために一体的・総合的な取組みを求める行動規範として機能させるもの。

なお、計画の期間は令和3年度(2021 年)から令和7年度(2025 年)までの5年間としている。

4.1.1 基本目標

「人生 100 年時代のフロンティア県」の実現

人生 100 年時代を迎える中、すべての県民が生涯のあらゆる段階で活躍し、人生の豊かさと幸せを実感しながら安心して暮らすことができる地域社会を全国に先駆けて実現する「人生 100 年時代のフロンティア県」をめざす。

4.1.2 基本方針

(1) 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民 100 万人計画」

子育て環境や教育環境、医療・介護・福祉サービス、防災・減災や防犯、交通事故対策などによって、生活環境を充実させ、本県への人の流れを創出し、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もが安全・安心に暮らせる、住みたくなる香川をつくります。

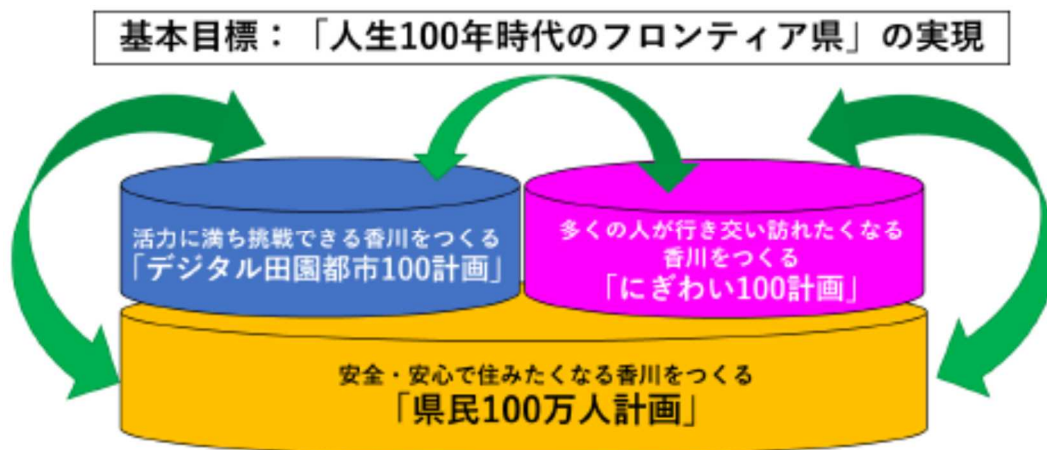
(2) 活力に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市 100 計画」

デジタル技術も活用しながら、企業誘致やスタートアップ等の創出、港湾・空港機能の充実や広域道路ネットワークの整備による産業基盤の強化、農林水産業の振興、県産品の販路拡大などにより、経済発展に向けた活力に満ち挑戦できる香川をつくります。

(3) 多くの人が行き交い訪れたいくなる香川をつくる「にぎわい 100 計画」

瀬戸内海をはじめとする本県の魅力を広く発信し、国内外から多くの観光客を誘致するとともに、訪れた人の利便性・満足度の向上に向けたまち全体の美化と快適な都市空間の整備を進め、文化芸術・スポーツの振興による地域の活性化を図ることで、多くの人が行き交い訪れたいくなる香川をつくります。

これら3つの基本方針により、次のとおり相乗効果を創り出しながら、「人生 100 年時代のフロンティア県」を実現する。



高齢化が進行し、さらに中長期的には大幅な人口減少が強く懸念される中、地域社会を持続可能なものとしていくためには、何よりもまず、高齢化・人口減少社会に対応しつつ、将来的な人口増のために、安全・安心で、あらゆる人から生活の場として選ばれる地域社会をつくることが不可欠であることから、「県民 100 万人計画」をベースとなる基本方針として位置づける。

また、経済発展を図り、活力に満ちた挑戦できる社会をつくる「デジタル田園都市 100 計画」と本県をステージとして多くの人々の交流をつくる「にぎわい 100 計画」は、「県民 100 万人計画」により構築する安全・安心で住みたくなる香川の魅力を高め、そのことにより一層本県に人が集い、さらに経済発展や交流拡大が誘発される好循環をめざすものとなっている。

4.1.3 重点政策

前述の「基本目標・基本方針」を実現するための基本的政策としての重点政策が、以下のとおり定められている。

基本方針	重点政策
1. 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民 100 万人計画」	① 「子育て県かがわ」をつくる
	② 教育の充実
	③ 女性や高齢者、障害者が活躍する社会づくり
	④ 安心できる医療・介護体制を構築
	⑤ 災害や渇水に強い県土をつくる
	⑥ 交通事故や犯罪のない安全安心な社会をつくる
	⑦ 人口 100 万人計画
2. 活力に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市 100 計画」	⑧ 産業拠点香川へ
	⑨ 「四国の玄関口」として確かなインフラ整備を進める
	⑩ 農林水産業の先進県へ
	⑪ 県産品の販路拡大
	⑫ あらゆる世代・人材で香川の産業を支える
	⑬ グリーン社会の実現
	⑭ デジタル社会を形成する
3. 多くの人が行き交い訪れたい香川をつくる「にぎわい 100 計画」	⑮ 観光客 2 割 UP を目指して
	⑯ まち全体の美化推進
	⑰ 文化芸術、スポーツの振興による地域活性化

このうち農業振興に関連する政策としては、重点政策 10「農林水産業の先進県へ」が示されており、農畜産物を含む県産品の販路拡大について、重点政策 11「県産品の販路拡大」が示されている。

重点政策 10 「農林水産業の先進県へ」について(主として農業に関連する政策)

農林水産物の安定供給や経営の安定化に向けて、担い手の確保・育成や、農林水産物の生産振興・需要拡大に取り組むとともに、生産性を高める基盤整備を進めます。また、農山漁村の多面的機能の維持や都市部住民との交流を促進します。これらにより、農林水産業の持続的発展を図り、魅力ある産業として次世代に継承するとともに、活力ある農山漁村をつくります。

<現状と課題>

◇ 農業者の一層の高齢化や減少が見込まれる中、本県農業が持続的に発展し、競争力を強化していくためには、新規就農者の確保や次代の担い手の育成が必要です。

◇ 厳しい国際情勢や急速な円安の進行などを背景に、食料や肥料・飼料といった生産資材等の輸入依存によるリスクが顕在化しています。さらに生産コストの高騰が農水産業の経営継続に大きな影響を及ぼしており、食料安全保障の確立が急務となっています。

◇ 温暖化による地球環境への影響が深刻化しており、農水産業においても、環境負荷軽減の取組みが求められています。

◇ 人口減少等による国内市場の縮小に伴い産地間競争が激しくなっており、他産地と差別化できるブランド力の強化や、海外市場への販路拡大に取り組む必要があります。

◇ 社会構造やライフスタイルの変化等に伴い国内外の需要が多様化する中、ニーズに即した高品質な農産物の生産振興と需要拡大に取り組むとともに、スマート農業の推進や新技術の開発などにより生産性の向上を図り、農産物の安定供給や農業経営の安定化につなげていく必要があります。

◇ 遊休農地の増加や農業用施設の老朽化が進み、大規模災害や家畜疾病などの農業の持続性を脅かすリスクが高まる中、担い手への農地の集積を図るとともに、農業水利施設の長寿命化やため池の適正な保全管理、防疫体制の整備などを進める必要があります。

◇ 農山漁村地域は、さまざまな産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場であるとともに、多面的な機能が発揮される場であり、都市との共生の観点からも、その振興を図ることが求められています。

◇ 人口減少や高齢化などにより、相互扶助などの集落機能が低下する中、多面的機能の維持・発揮や都市との交流などの取組みを促進するため、水路や農道、ため池などの保全管理活動の支援や鳥獣被害防止対策に取り組む必要があります。

【新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた課題】

◇ 観光需要については回復基調にあるものの、コロナ禍以前の水準には回復しておらず、県産農林水産物の積極的な需要拡大を図る必要があります。

◇ 地域の食料の安定供給を図る観点から、農林水産業の生産基盤を強化し、生産拡大を図る必要があります。

◇ 「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを見せるなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されており、こうした動きも踏まえ、地域住民に加えて関係人口も含めた幅広い主体の参画の下で、農村の振興に関する施策を推進していく必要があります。

＜本重点政策の取組みの方向＞

1 担い手の確保・育成

◇ 新規学卒者や UJI ターン者など多様なルートから新規就農者を確保し、就農から定着までの一貫したサポート体制により、次代の担い手を育成します。

◇ 経営感覚に優れた農業経営体となるよう担い手の能力向上や経営継承等を支援します。

2 農水産物の安定供給

◇ 県オリジナル品種をはじめとする特色のある県産農産物の高品質化・生産拡大を推進するため、地域の実情に合った新技術や新品種の開発に取り組むほか、省力化・低コスト化に向けた支援や農作業支援体制の構築などにより生産体制の強化を図ります。

◇ 有機物のすき込みや省エネ機器の導入等による温室効果ガスの削減、化学肥料・農薬の使用低減及び有機農業の推進により、環境にやさしい農業に取り組みます。

◇ 自給飼料の生産拡大や家畜ふん堆肥利用による土づくりといった地域内資源循環に向けて、耕種農家による飼料用米や飼料作物の生産を推進するとともに、耕畜連携を進めます。

3 農水産物の需要拡大

◇ 高品質で特色のある県産農水産物のブランド化を促進するとともに、そのイメージアップを図るため、消費者や市場等への販売促進を強化するほか、さまざまなコンテンツを活用した効果的なプロモーション活動に取り組めます。

◇ 国内市場が縮小する中、海外へ販路を拡大するため、海外市場のニーズや規制に対応した産地づくりをめざし、輸出に意欲的に取り組む生産者等へのサポートと事業者間の連携を図ります。

◇ 飲食店や学校給食における県産食材の利用促進などにより、消費者や食品関連事業者に積極的に県産農水産物を選択してもらえるよう、地産地消を推進します。

◇ 地域資源として優れた県産農水産物を活用し、新たな付加価値を生み出せるよう、生産者等が加工や販売にも主体的に取り組む6次産業化を進めます。

4 生産性を高める基盤整備

◇ 農業者の高齢化や労働力不足に対応し、農産物の収量増大や品質向上を図るため、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業を推進します。

◇担い手への農地の集積・集約化を、より効率的・効果的に行うため、農地中間管理事業を積極的に推進するとともに、地域計画の策定や農地の最適利用の実現に向けた取組みを支援します。

◇担い手のニーズや地域の特性を生かした生産基盤の整備や、ため池などの農業水利施設の的確な補修・補強を行うとともに、地域の協働による水路等の維持・管理体制の整備を推進します。

◇安心して農業生産を行えるよう、鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病や問題となる病害虫に対する防疫体制の整備を推進します。

◇豊かな漁場環境の保全・創造や、災害に強く安全な漁港・海岸等の整備を進めるとともに、科学的なデータに基づく適切な資源管理の仕組みづくりに取り組みます。

5 農山漁村の活性化

◇農村地域において、農業者などによる水路や農道、ため池などの保全管理活動などの地域協働活動を支援するとともに、環境への負荷や影響、農村景観、生物多様性に配慮した農地や農業用施設の整備に取り組むことにより、多面的機能、集落機能の維持・発揮を図ります。

◇農山漁村地域における多面的機能の維持・発揮や都市との交流などの取組みを促進するため、研修会や交流会を開催するなど、地域リーダーとなる人材育成に取り組みます。

◇農山漁村地域の豊かな自然環境や伝統文化、農林水産物などの魅力あふれる地域資源を発掘・活用し、都市住民との交流や農山漁村地域への移住・定住の取組みを促進します。

◇県鳥獣被害防止対策協議会を通して、鳥獣を地域に寄せ付けない環境づくり、侵入防止柵の設置などの侵入防止、鳥獣の捕獲による地域ぐるみの対策を推進します。

重点政策 11 「県産品の販路拡大」について

多品目・高品質な県産品の魅力の向上を図り、積極的なトップセールスやアンテナショップを活用した情報発信等により、県産品の販路開拓・拡大とブランド力の強化を図り、県内産業を発展させ、雇用の場の創出を推進します。

<現状と課題>

◇ 本県の農林水産物や地場産品などは、多品目・高品質な商品特性を有しているものの、首都圏や関西圏での認知度は、讃岐うどんほど高くなく、認知度の向上に向けて、積極的な情報発信や一層のブランド化の強化を図る必要があります。

◇ 首都圏、関西圏、海外の百貨店等でのフェアの開催や、バイヤーとの連携強化など、県産品の販路拡大に取り組んできた結果、県産品の販売実績（県サポート実績）は国内、国外とも増加していますが、県産品販売の地域間競争が激化する中、国内外の市場や消費者から選ばれ、売れる県産品の開発や販路拡大、ブランド力の強化を図ることが求められています。

◇ 関係者との連携を強化し、県全体が一体となって、県産品の商品特性を生かして販路拡大など県産品の振興に積極的に取り組む必要があります。

【新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた課題】

◇ 県民や本県を訪れる観光客等に対し、香川ならではの食材や食を楽しんでいただくためには、感染症対策を施したうえで食の体験機会を創出し、その魅力を発信する必要があります。

◇ 外出が控えられる中で外食産業の需要が激減し、ブランド産品を中心とした県産品の価格低迷や販売不振がみられたことから、需要回復に向けた消費喚起や販売促進が必要です。

◇ アンテナショップについては、来店者数の減少がみられることから、新たな販売機会の創出に取り組む必要があります。

＜本重点政策の取組みの方向＞

1 国内外における販路開拓・拡大の推進

◇ 多品目・高品質という県産品の特長を生かし、関係団体と緊密に連携しながら、国内においては、首都圏などの大消費地をターゲットに、通信販売事業者や百貨店等が運営するオンラインストアとの連携を強化するとともに、海外では、東アジアなどを中心として、現地商社等による代理営業の活用や、現地小売店との関係強化に取り組むことにより、販路開拓・拡大を図ります。

◇ 県産品の魅力を強く印象づけ、認知度向上を図るとともに、販路開拓・拡大や取引の安定化を図るため、積極的にトップセールスを実施します。

2 県産品のブランド力の強化と認知度向上の推進

◇ イベントの開催、アンテナショップ、県産品ポータルサイト、インターネットやSNS等を活用し、県産品や食文化の総合的・効果的な情報発信を推進することで、全体のブランド力の強化と認知度向上を図ります。

4.1.4 施策体系

「基本目標・基本方針」に基づき、本県の施策を総合的、体系的に整理した施策体系が定められており、「(16)農林水産業の振興」、「(17)県産品の振興」の施策とその取組みの方向として以下が示されている。

施策 49 農業の担い手の確保・育成	施策 50 農産物の安定供給
● 新規就農者等の確保 ● 担い手の育成・支援 ● 農業経営力の向上	● 農産物の生産振興 ● 新品種・新技術の開発 ● 環境にやさしい農業の推進

施策 51 農産物の需要拡大	施策 52 生産性を高める農業の基盤整備
● 戦略的な販売促進・情報発信 ● 地産地消の推進 ● 6次産業化の推進	● 農地集積・集約化と農地の確保 ● 農地・水利施設の整備 ● スマート農業の推進 ● ため池の防災・減災対策 ● 防疫体制の整備
施策 56 県産品の販路開拓	施策 57 県産品の認知度向上
● 国内販路開拓の推進 ● 海外販路開拓の推進	● 県産品のブランド化の推進 ● 観光客や県民に向けた香川の「食」の魅力発信
施策 58 アンテナショップの充実・強化	
● アンテナショップの情報発信機能の強化 ● 売れる商品づくりの支援	

4.1.5 指標(KPI)

番号	指標	現状 (R4 年度)	目標値 (R7年度)	指標の概要	目標値の設定根拠	施策 番号
73	新規就農者数 〔累計〕	717 人 (H28～ R2 年度)	750 人	農業の成長を支える人材の確保・育成に向けた施策の取組み成果を示す指標	直近3年間の平均新規就農者 134 人／年を基準とし、施策の充実・強化により、1 割増しに当たる毎年度 150 人の確保をめざす。	49
74	認定農業者である農業法人数	369 法人 (R3 年度)	400 法人	農業の成長を支える人材の確保・育成に向けた施策の取組み成果を示す指標	直近の実績及びコロナ感染症拡大等の影響を踏まえ、施策の充実・強化と既存法人の経営安定に努めるとともに毎年 10 法人程度の増加を図り、R7 年度で 400 法人をめざす。	49
75	県オリジナル品種の作付面積 (野菜、果樹、花き、オリーブ)	261ha (R3 年度)	300ha	「さぬきのめざめ」などの県オリジナル品種の野菜、果樹、花き、オリーブの作付状況を示す指標	H27～R 元年度の増加面積(49ha)を勘案し、今後 6 年間(R2～7 年度)で 54ha の増加をめざす。	50
76	ブランド農産物の生産量	35,475t (R3 年度)	41,810t	ブロッコリー、レタスなどの基幹野菜や県オリジナル品種を中心とした「さぬき讃フルーツ」の生産状況を示す指標	H27～R 元年度の平均と R 元年度までの各品目の作付面積、生産量等に基づき、R7 年度に現状値より 3,850t 増の 41,810t を目標とする。	50
77	小麦「さぬきの夢」取扱店舗数	157 店舗	210 店舗	小麦「さぬきの夢」を使用したうどん、うどん製品、菓子類などを提供	うどん店やうどん製品製造事業者等に対して、一層積極的な働きかけを行うとともに、	51

				する「さぬきの夢」取扱店舗数を示す指標	特に「さぬきの夢」の利用に前向きなうどん店に対して、製麺講習会や試作用サンプルの提供により、新規店舗数を一層拡大することとし、R3～7年度の間に125店舗の増加をめざす。	
78	新たに6次産業化や農商工連携に取り組む農業経営体数〔累計〕	144 経営体	168 経営体	6次産業化の取組みの成果を示す指標	H27～R2年度の平均増加件数を勘案し、R3年度から毎年度10件の増加をめざす。	51
79	ほ場整備面積〔累計〕	7,724ha	7,803ha	生産性を高めるほ場整備の取組みの成果を示す指標	優良農地の確保と農地の集積促進を図るため、年間25haのほ場整備を実施する。	52
80	農地中間管理事業による貸付面積	3,645ha	4,300ha	生産性を高める農地集積・集約化の取組みの成果を示す指標	R2年度の実績から1.5倍の貸付面積をめざす。	52
87	県産品の国内販売額(県サポート実績)	1,948,601 千円	2,364,000 千円	県の関与による首都圏等の卸・仲卸業者への売込みや小売店との商談、バイヤー招聘等を通じた県産品の販路拡大状況を示す指標	H28～R2年度の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度72,000千円の増加をめざす。	56
88	県産品の海外販売額(県サポート実績)	460,843 千円	465,000 千円	県の関与による東アジア市場を中心とした現地での香川県フェア等の開催や現地バイヤー、輸出入業者との商談の実施を通じた販路拡大状況を示す指標	H28～R2年度の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度35,000千円の増加をめざす。	56
89	県産品の認知度(重点産品)	28.1%	28.8% (R6年度)	県内外の各種のイベントやフェアの開催に加え、県産品ポータルサイトやSNSなどの活用による情報発信等により、重点的に推進する県産品の認知度向上を示す指標	重点的に推進していく28産品の認知度の平均値で、前回計画期間中に調査実績のある25産品の平均値の上昇率と同様の伸び率をめざす。	57
90	アンテナショップの販売額(物販)	420,693 千円	452,076 千円	県のアンテナショップ「かがわ物産館栗林庵」及び「香川・愛媛せとうち旬彩館」の物販部門の販売額を示す指標	R元年度に新型コロナの影響を受けなかったと仮定した場合の販売額をめざす。	58

4.2 香川県農業・農村基本計画

4.2.1 計画の性格と役割等

総合計画等との整合性を図りつつ、本県農業・農村の目指す将来像や基本的方向、施策の展開方向を明らかにするものであり、次の役割を持っている。

- 農政に関するすべての分野を対象として、重点的に取り組む施策を明らかにしたもの
- 農業者に対しては、県の基本的方向を明らかにすることにより、農政に対する理解と主体的かつ積極的な取組みを促進するもの
- 県民に対しては、農業・農村の役割や食の重要性についての理解を深め、本県農政に対する理解と協力を期待するもの
- 国との適切な役割分担のもと、本県の実情に即した振興方向と目標を明らかにすることにより、その実現に向けた施策を総合的かつ効率的に推進するもの
- 基本目標や基本方針等について、農業者、市町、農業協同組合などの関係団体・機関、食品産業界、消費者などと共有し、連携・協力しながら、その実現に取り組むもの

計画期間は、総合計画と整合させるため、令和3年度(2021年)から令和7年度(2025年)までの5年間としている。

4.2.2 基本目標と基本方針



4.2.3 施策の展開



指標 (KPI)

番号	指標	計画策定時	目標値 (R7年度)	目標の考え方	総合計画	
					番号	施策 番号
1	新規就農者数 〔累計〕	717 人 (H28～ R2 年度)	750 人	直近3年間の平均新規就農者 134 人／年を 基準とし、施策の充実・強化により、1 割増し に当たる毎年度 150 人の確保を目指します。	73	49
2	新たな認定農 業者数(累計)	484 経営体 (H27～R 元 年度)	500 経営体	過去5年平均 96.8 経営体/年を上回る 100 経営体/年の確保を目指します。	—	—
3	認定農業者で ある農業法人 数	343 法人 (R 元年度)	400 法人	毎年 10 法人程度の増加を図り、R7 年度で 400 法人を目指します。	74	49
4	農業産出額	803 億円 (R 元年)	818 億円	農産物の生産振興を図り、直近3年間の平 均である 818 億円への回復を目指します。	—	—
5	小麦「さぬきの 夢」の作付面積	2,100ha (R2 年産)	2,300ha	米との二毛作を推進し、40ha/年の作付拡大 を目指します。	—	—

6	県オリジナル品種の作付面積 (野菜、果樹、花き、オリーブ)	246ha (R 元年度)	300ha	H27～R 元年度の増加面積(49ha)を勘案し、今後 6 年間(R2～7 年度)で 54ha の増加を目指します。	75	50
7	ブランド農産物の生産量	37,960t (H27～R 元年度の平均)	41,810t	H27～R 元年度の平均と R 元年度までの各品目の作付面積、生産量等に基づき、R7 年度に現状値より 3,850t 増の 41,810t を目標とします。	76	50
8	オリーブ生産量	490t (R2 年産)	600t	オリーブの生産拡大と安定生産を目指します。	-	-
9	盆栽輸出数量	12 千本 (R2 年度)	12 千本	新型コロナの影響により、輸出量の大幅な減少が見込まれることから、当面の間は感染拡大以前の水準までの速やかな回復を目指します。	-	-
10	和牛繁殖雌牛頭数	1,720 頭 (R2 年度)	1,760 頭	和牛繁殖雌牛頭数の増頭を目指します。	-	-
11	国際水準 GAP 認証取得数	12 件 (R2 年)	22 件	団体認証を含め、10 経営体の認証取得を目指します。	-	-
12	精密な土壌測定診断件数 (累計)	5,240 検体 (H28～R2 年度)	6,500 検体	直近5年間の堆肥を含む測定診断ほ場検体総計 5,240 検体を基準とし、検体数 6,500 検体を目指します。	-	-
13	収入保険加入者数	583 経営体 (R2 年)	1,500 経営体	R2 年加入実績から約 2.5 倍にあたる 1,500 経営体の加入を目指します。	-	-
14	小麦「さぬきの夢」取扱店舗数	85 店舗 (R2 年度)	210 店舗	うどん店やうどん製品製造事業者等に対して、一層積極的な働きかけを行うとともに、特に「さぬきの夢」の利用に前向きなうどん店に対して、製麺講習会や試作用サンプルの提供により、新規店舗数を一層拡大することとし、R3～7 年度の間に 125 店舗の増加を目指します。	77	51
15	かがわ地産地消協力店登録店舗数	351 店舗 (R2 年度)	410 店舗	年間 12 店舗の登録を目指します。	-	-
16	新たに6次産業化や農商工連携に取り組む農業経営体数 〔累計〕	118 経営体 (R2 年度)	168 経営体	H27～R2 年度の平均増加件数を勘案し、R3 年度から毎年度 10 件の増加を目指します。	78	51
17	ほ場整備面積 〔累計〕	7,678ha (R2 年度)	7,803ha	優良農地の確保と農地の集積促進を図るため、年間 25ha のほ場整備を目指します。	79	52
18	農地中間管理事業による貸付面積	2,823ha (R2 年度)	4,300ha	R2 年度の実績から 1.5 倍の貸付面積を目指します。	80	52
19	基幹水路保全対策延長	138km (R2 年度)	158km	年間4km の計画的な施設の補修・更新を目指します。	-	-
20	スマート農業技術導入経営体数	64 経営体 (R2 年度)	150 経営体	R2 年度の実績から2倍以上の導入経営体数の確保を目指します。	-	-
21	防災重点農業用ため池の整備箇所数 (全面改修)	3,541 箇所 (R2 年度)	3,651 箇所	ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進し、年間 22 箇所の全面改修の整備を目指します。	-	-

22	中小規模ため池の耐震化整備箇所数	12 箇所 (R2 年度)	22 箇所	耐震補強工が必要な 22 箇所の中小規模ため池について、R3 年度に全て着手し、R4 年度の完了を目指します。	-	-
23	飼養衛生管理指導等計画に定める重点的指導事項の遵守率	85.7% (R2 年度)	100%	全農場での重点的指導事項遵守を目指します。	-	-
24	多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積	14,280ha (R2 年度)	15,500ha	R2 年度実績を基準とし、R3 年度から毎年度約 150ha の取組面積の増加を目指します。	-	-
25	グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数	84,300 人 (R2 年度)	コロナ影響前の実績値 (R 元年度)まで速やかな回復を図る	新型コロナの影響により、R2 年度の実績値が大幅に減少(R 元年度:171,400 人)したことから、当面の間は感染拡大以前の水準までの速やかな回復を目指します。	-	-
26	野生鳥獣による農作物被害金額(累計)	724 百万円 (H27～R 元年度)	500 百万円	過去5年間の被害総額 724 百万円の3割減を目指します。	-	-

4.2.4 香川県農業・農村基本計画の進捗管理

香川県農業・農村基本計画の進捗管理は、香川県農業・農村審議会において実施されている。当該審議会は、香川県農業・農村審議会条例において規定されており、審議会委員は、農業団体役員3名、農業関係の行政機関の職員1名、学識経験のある者 13 名で構成されており、令和5年度の香川県農業・農村基本計画の進捗状況は、令和6年7月 22 日の審議会議題として審議されており、併せて令和6年度当初予算の説明も行われている。

4.3 かがわの「環境にやさしい農業」推進計画

本県においては現在、環境保全型農業の取組みは、品目・対象者・手法(技術)が限定的になっているため、「香川県農業・農村基本計画」において、脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、脱炭素化の観点から、ため池等を活用した太陽光発電、農業用ハウスや農業機械等の省エネルギー化、麦藁など有機物のすき込みや堆肥化による土づくりへの活用、食品ロスの削減や未利用農産物の有効活用などに取り組むこととしている。

当該計画は、「香川県農業・農村基本計画」に位置づけた「環境に配慮した農業の推進」に向けて、県が農業者、その他の関係者や消費者等と連携しながら進めるための計画と位置付けている。

5 香川県における農業振興に関連した事業と監査対象

5.1 令和5年度において監査対象とした農業振興に関連した事業

『「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画』では、前述のとおり重点施策として「農林水産業の先進県へ」という施策を掲げており、ここで農業振興に関連した事業が展開されている。令和5年度予算においてもこの重点施策を反映した農業振興に関連した事業が展開されており、そのほとんどが農政水産部を所管とするものとなっているため、部局別の主要事業概要説明資料(農政水産部)に記載されている事業の中から農業振興に関連した事業を金額的重要性及び質的重要性を勘案して監査対象として選定した。

また、農畜産品の販売を含む重点施策である「県産品の販路拡大」に関わる事業について、同様の観点で監査対象として選定した。

なお、「防災」(令和3年度)、「産業振興」(令和4年度)に関連する事業として直近の包括外部監査の対象となった事業については、当年度の包括外部監査の対象からは除いた。

以上より、監査対象とした事業は以下のとおりとなった。

(表中の「監査対象」の列の数字は後述「6. 監査の結果及び意見」での検討箇所を示している。)

(単位:千円)

事業名		当初 予算額	担当課	監査 対象
交流推進部				
101. 県産品ブランド化・販売促進事業		238,035	県産品振興課	-
1.	香川の逸品戦略的販路拡大事業	82,663		6.1
2.	「かがわの食」Happyプロジェクト事業	35,841		6.2
3.	伝統的工芸品等販路拡大事業	16,573		*1
4.	全国年明けうどん大会開催事業	38,100		*3
5.	県産品アンテナショップ運営・機能強化事業	64,858		6.3
農政水産部				
102. 担い手の確保・育成事業		513,937	農業経営課	-
1.	多様なルートからの新規就農支援事業	439,566		6.4
2.	農業支援グループ確保・育成加速化事業	3,000		
3.	核となる担い手育成活動支援事業	61,705		6.5
4.	法人化の推進体制整備事業	9,666		6.6
103. 農産物の安定供給		530,860	農業生産流通課	-
1.	米麦食料自給力向上生産振興事業	243,206	農業経営課	6.7

事業名		当初 予算額	担当課	監査 対象
	2. かがわ園芸産地生産力強化総合対策事業	256,898		6.8
	3. 新品種・新技術の開発事業	30,756		6.9
104.	オリーブ産業基盤強化事業	33,359		-
	1. オリーブ生産拡大加速化事業	17,000		*1
	2. オリーブ新品種普及促進事業	4,349	農業生産流通課 産業政策課	*1
	3. オリーブ商品高品質化支援事業	5,232		*1
	4. オリーブオイル品質向上対策事業	3,747		*1
	5. 県産オリーブトップブランド普及啓発事業	3,031		*1
105.	かがわオリーブ畜産プロジェクト等事業	81,205		-
	1. 香川県産まれオリーブ牛促進事業	13,148		*1
	2. 高品質型オリーブ豚造成事業	5,055		*1
	3. オリーブ地鶏生産システム強化対策事業	7,254	畜産課	*1
	4. オリーブ畜産物ブランド化推進事業	3,935		*1
	5. 酪農経営活性化支援対策事業	1,600		*1
	6. 畜産収益力強化対策事業	50,213		6.10
106.	環境にやさしい農業の推進と農水産物等の安全・安心の確保	61,106		-
	1. 環境にやさしい農業推進事業	42,689		6.11
	2. 環境保全型農業直接支援事業	7,600	農業経営課 農業生産流通課 畜産課	
	3. 耕畜連携自給飼料確保推進事業	3,100		
	4. サステナブル畜産システム推進事業	3,000		
	5. 県産農林水産物等の安全安心確保対策事業	1,909		
	6. GAP導入支援体制構築事業	2,308		
	7. 畜産GAP認証取得促進体制整備事業	500		
107.	農産物の需要拡大	127,706		-
	1. 農産物ブランド力強化事業	28,774	農業生産流通課 農政課 農業経営課 畜産課	6.12
	2. かがわ農水産物地産地消推進事業	9,196		6.13
	3. 農畜水産物輸出促進対策事業	44,808		6.14
	4. 農業の6次産業化等促進事業	44,928		6.15
108.	農地集積・集約化と農地の確保	297,710		-
	1. 農地最適利用マネジメント推進事業	40,000		6.16
	2. 農地機構等による農地集積・集約化の促進事業	182,613	農業経営課	6.17
	3. みんなで守る地域農業支援事業	60,997		6.18
	4. 遊休農地等利活用促進事業	11,000		6.19
	5. 耕畜連携自給飼料確保推進事業	3,100		
109.	生産性を高める基盤整備の推進	1,949,043		-
	1. 基盤整備の推進事業	1,123,562	土地改良課 農業経営課 農業生産流通課 畜産課 農村整備課	6.20
	2. 農業用水の確保事業	729,755		6.21
	3. スマート農業推進事業	31,334		6.22
	4. 特定家畜伝染病防疫対応強化事業	58,127		6.23
	5. 牛海綿状脳症(BSE)検査推進事業	6,265		

事業名	当初 予算額	担当課	監査 対象
110. ため池の整備等事業	2,523,513	土地改良課	-
1. ため池緊急防災対策等事業	282,000		*2
2. ため池の整備	2,125,127		*2
3. ため池保全管理センター支援事業	21,000		*2
4. ため池監視・管理体制強化事業	80,000		*2
5. 団体営農業水路等防災減災対策事業	15,386		*2
111. 多面的機能の維持	1,195,912	土地改良課 農村整備課	-
1. 多面的機能支払事業	849,500		6.24
2. 中山間地域等直接支払事業	346,412		6.25
112. 農村の総合整備と活性化事業	840,611	農村整備課 農業生産流通課	-
1. 中山間地域の特色を生かした総合的支援事業	573,456		6.26
2. 農村地域の活性化支援事業	22,900		6.27
3. 農道整備事業	219,865		6.28
4. 農業集落排水対策事業	24,390		
113. 鳥獣被害防止対策支援事業	147,594	農業経営課	-
1. 鳥獣被害防止対策事業	96,296		6.29
2. 鳥獣被害防止体制強化事業	1,100		
3. 鳥獣捕獲等助成事業	46,623		6.29
4. カワウ被害対策事業	3,575		

注: 事業名の左の数字は「令和5年度当初予算の概要」における主要事業概要説明資料の事業番号となっている。
 *1 を付記している事業は、令和4年度包括外部監査「産業振興施策に関する財務事務の執行について」の対象となった事業であり、*2 を付記した事業は、令和3年度包括外部監査「防災に係る事業に関する財務事務の執行について」の対象となった事業であり、直近で包括外部監査を実施しているため、対象から除いた。
 *3 を付記している事業については、農業振興と直接関連がないため対象から除いた。

なお、「1.6.1 監査の対象部局等」で前述したとおり、監査対象として選定した事業の中には特定の団体に負担金・補助金等を支出しているケースが認められた。そこで、対象事業の監査の一環として、そうした県費支出先の団体についてはその概要及び県が支出した資金の当該団体での使われ方等を把握し、県による適切なモニタリングが実施できているか等を確認している。

これらの対象となった団体名と「6. 監査の結果及び意見(個別論点)」において個別の事業に紐づいた検討箇所は以下のとおりである。

団体名	検討箇所
公益財団法人香川県農地機構	6.17
かがわ農産物流通消費推進協議会	6.12
「さぬきの夢」推進協議会	6.7
「おいでまい」委員会	6.7
全国高校生花いけバトル実行委員会	6.12
花の里かがわ推進委員会	6.12
一般財団法人かがわ県産品振興機構	6.1、6.2、6.3

6 監査の結果及び意見(個別論点)

6.1 香川の逸品戦略的販路拡大事業

6.1.1 事業の概要

所管課
交流推進部 県産品振興課
現状と課題
首都圏、関西圏の百貨店等での香川県フェアの開催など県産品の販路拡大に取り組んできた結果、販売実績額(県サポート実績額)は増加しているものの、全国の自治体による地域間競争が激化する中、より一層の販路開拓・拡大に努めていく必要がある。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外食産業の需要が激減し、ブランド産品を中心とした県産品の価格低迷や販売不振が見られたことから、県外の卸業者、小売業者、飲食・ホテル業者などのターゲットに対し、新たな販売ルートの確立や、取引の拡大・安定化を図るため、さまざまな事業者との連携のもと、積極的に効果的な情報発信と戦略的な販売促進を展開することが重要である。 海外では、百貨店やスーパー、レストラン等での県産食材フェアの開催、バイヤーの招聘やグローバル企業との連携強化に取り組んでおり、対面での営業活動を積極的に行う必要がある。また、国ごとに検疫制度等が異なるため、輸出対象となる品目を定め、輸出入業者等との新たな接触および関係強化を図ることにより、県関与販売額の早期の底上げを図る必要がある。
事業概要(当初予算)
県産品の販路拡大を図るため、県産品のブランド化と国内外での県産品の販売ルートづくり・販売拠点の確保を図る事業である。一般財団法人かがわ県産品振興機構に補助金を交付して、本県と当機構が連携して実施している。 (1) 県産品販路拡大推進事業(当初予算 43,687 千円) ①小売店・レストラン対策 首都圏・関西圏の百貨店、量販店、飲食店等と連携し、年間を通じた試食宣伝販売や香川県フェアを実施し、県外での県産品の認知度向上と販路拡大を図るものである。 ②卸・仲卸対策 首都圏・関西圏の卸・仲卸業者等と連携し、取引先企業に対する販路拡大に努めるほか、商談会への出展や仕入担当者の招聘等を行うものである。 ③ギフト・通信販売対策 香川県産品のみを掲載するカタログギフトの活用促進を図るとともに、百貨店でのギフトカタログやオンラインショップ等の掲載などを通じて県産品の認知度向上、販売促進を図るものである。

④香川の食材プロモーション

首都圏と関西圏のバイヤーやシェフ等を対象に、生産者等が県産食材をPRする「『かがわの食』魅力体感プロモーション」を実施するほか、「首都圏さぬきダイニング」認定店での県産食材のPR等を行うものである。

⑤トップセールス推進

新たな販路開拓・拡大のためにトップセールスを展開するものである。

(2) 海外販路開拓推進事業(当初予算 30,320 千円)

台湾、香港、シンガポールなど、近隣アジア諸国をはじめ欧米市場も視野に入れ、県産品の販路開拓・拡大のため、現地小売店等でのフェアの開催を通じて認知度向上を図るものである。具体的には、グローバル企業との連携強化による輸出先国・地域の拡大や、現地で開催される物産展・見本市への出展の支援を行うものである。

(3) 県産品情報発信強化事業(当初予算 7,656 千円)

食に関するインフルエンサーを活用した情報発信を行うほか、県産品ポータルサイト「LOVE さぬきさん」の運営管理や、県産オリーブ関連商品の認証及び認証商品のPRを行うものである。

(4) 県産品コンクール開催事業(当初予算 1,000 千円)

県産品の商品開発の促進、掘り起こしを実施し、販路拡大を支援するものである。

事業実績

(1) 県産品販路拡大推進事業(決算額 28,362 千円)

①小売店・レストラン対策

(ア)小売店向け展開

高島屋、三越伊勢丹、阪急百貨店、大丸等の百貨店や、九州屋、クイーンズ伊勢丹、ミートモリタ屋等の小売店舗等と連携し、首都圏及び関西圏における通年での取引に努めるとともに、「さぬきのめざめ」(アスパラガス)やブロッコリー、ロメインレタス等の野菜類と、シャインマスカット、「さぬきひめ」(いちご)などのさぬき産フルーツ等の宣伝販売や、畜産物、水産物、加工食品等の県産食材のフェアを開催した。

全体のフェア開催回数は35回であり、開催店舗数は延べ108店、開催日数は延べ534日となった。

(イ)レストラン向け展開

首都圏のホテルレストラン・有名レストランにおいて、さぬきのめざめ、さぬきの夢を使ったうどん、オリーブ牛、オリーブハマチなども使用した「香川県フェア」を開催した。

フェア開催回数は13回であり、開催店舗数は13店、開催日数は545日となった。

②卸・仲卸対策

生鮮品、加工食品等の首都圏飲食店等への流通ルートをもつ東京青果、ビージョイ等の卸売市場の卸・仲卸と連携し、取引先企業に対する販路拡大に努めたほか、大手食品卸会社と連携し加工食品等の新規販路開拓に努めた。

18社の事業者(人数38名)を招聘し、延べ招聘日数は29日であった。また、4社の大手食品卸会社と連携し、関東圏で1回、関西圏で2回、九州圏で1回の商談会に出展した。

③ギフト・通信販売対策

香川県産のみを掲載するオリジナルカタログギフトの活用促進を図るとともに、カタログ通信販売・オンラインショップを運営する業者等と連携して、百貨店でのギフトカタログやオンラインショップ等で県産品の認知度向上、販売促進を図った。

④香川の食材プロモーション

首都圏と関西圏において、流通バイヤーや飲食店シェフ等を対象に、生産者等が県産食材をPRするとともに、ホテル等のシェフにより県産食材を使った料理を提供する『『かがわの食』魅力体感プロモーション』を実施した。

『『かがわの食』魅力体感プロモーション』は、東京(東郷記念館)および大阪(リーガロイヤルホテル大阪)で開催され、延べ出席者は115名となった。また、優れた県産食材を使った料理を提供する首都圏のレストラン等を「首都圏さぬきダイニング」に認定し、令和5年度は新たに2店舗が認定され、令和6年3月末の認定店舗は22店舗となった。さぬきダイニングでのフェア開催を支援するとともに、様々なメディアで情報発信することにより、認定店の知名度を通じた県産食材のブランド力向上に努めた。

⑤トップセールス推進

東京の「荻窪タウンセブン」の水産物販売店(東信水産㈱)での、オリーブハマチ、オリーブマダイ、オリーブサーモン等の香川県産水産物のフェア(9/21～24)において、知事のトップセールスを9月24日に実施し、県産水産物のブランド化の推進と認知度向上を図った。

(2) 海外販路開拓推進事業(決算額 16,099 千円)

①海外販路開拓の推進

近隣アジア諸国等をターゲットに、国・地域ごとの輸入制度に応じて選定した輸出品目について、現地小売店等でのフェアの開催等を通じて、認知度の向上に努めるとともに、継続的な販売促進と新たな販路の開拓に取り組んだ。具体的には、台湾、香港、タイ、マレーシア、ベトナム、カンボジアで合計24回の海外物産展の出展や、フェア等を開催した。

②県産品輸出戦略協議会運営

県産品の海外輸出を戦略的に推進するため、県産品輸出戦略協議会を設置し、関係団体等と県産品の認知度向上と販路拡大に関する情報交換を行い、品目別の輸出に向けた課題に関する検討会を2回開催した。

③グローバル企業との連携

(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスと本県産品の海外への販路拡大等に関する連携協定を締結した。連携協定後の取組として、以下のものを実施した。

No	場所	期間	内容
1	上記法人の香港店舗(6店舗)	R5年8月4日～8月17日	本県のアスパラガスを使った総菜や寿司のメニューを開発し、試食・試験販売を実施した。
2	県庁本館 12 階	R5年11月29日	上記法人与共催で、米国向け「輸出セミナー及び交流相談会」を実施し、輸出に前向きな事業者の掘り起こし等を行った。 セミナーには 42 事業者 59 名が参加し、交流相談会には 32 事業者 50 名が参加した。
3	上記法人の香港店舗(10 店舗)	R5年 12 月8日～R6年1月4日	オリーブハマチフェアを開催した。
4	上記法人の香港・シンガポール店舗(29 店舗)	R6年3月8日～3月 17 日	レタス・ブロッコリー・さぬきひめ・さぬきキウイっこ等の青果物のフェアを開催した。
5	オンライン	R6年3月 14 日～15 日	米国で開催予定の四国フェアに向けたオンライン商談会を開催した。 香川県内から7社が参加し、うち6社は商談会を通じてフェアを開催することが決定した。

(3) 県産品情報発信強化事業(決算額 7,518 千円)

県産品の認知度向上とブランド力の強化を図るため、県産品ポータルサイト「LOVE さぬきさん」により、年間を通して多種多様な県産品の魅力や最新ニュースを動画や写真・テキスト、メールマガジンやブログ、SNS などにより情報発信した。

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アクセス数(PV)	818,544	931,187	845,600	1,159,934

R5年度	ブログ	メルマガ	Facebook	Instagram	Twitter(X)
配信・投稿実績(件)	199	16	171	214	177

(4) 県産品コンクール開催事業(決算額 747 千円)

県産品の商品開発を促進するとともに、県を代表する県産品の掘り起こしを行うことを目的に「かがわ県産品コンクール」を実施した。応募数は 103 品(令和4年は 111 品)となった。

県の各計画との関連

- デジタル田園都市 100 計画⑪ 県産品の販路拡大1香川の逸品戦略的販路拡大事業

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- デジタル田園都市 100 計画

No.	指標	R2	R3	R4	R5	目標(R7)
87	県産品の国内販売額(県サポート実績)	2,004 百万円	2,075 百万円	1,948 百万円	2,084 百万円	2,364 百万円
	達成状況	－	88%	82%	88%	－

平成 28 年から令和2年の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度 72,000 千円の増加を目標値としている。						
No.	指標	R2	R3	R4	R5	目標(R7)
88	県産品の海外販売額(県サポート実績)	290 百万円	401 百万円	460 百万円	475 百万円	465 百万円
	達成状況	-	86%	99%	102%	-
平成 28 年から令和2年の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度 35,000 千円の増加を目標値としている。						
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
● 県産品振興補助金交付要綱						

6.1.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	87,149	83,285	82,663
補正予算額(増減)	△17,548	△482	△1,420
計:現年予算額	69,601	82,803	81,243
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	69,601	82,803	81,243
決算額	49,604	62,927	52,726
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	19,997	19,876	28,517

注:令和5年度の不用額は、タイ王国で開催予定であったオリーブ牛フェアが中止になったことによる。

6.1.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	47,658	(一財)かがわ県産品振興機構への補助金
旅費	2,596	
需用費	1,422	
その他	1,050	
合計	52,726	

6.1.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	52,726	
合計	52,726	

6.1.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして(一財)かがわ県産品振興機構への補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

● (一財)かがわ県産品振興機構への補助金 47,658 千円

閲覧資料等
・「一般財団法人かがわ県産品振興機構への補助金交付決定について」 ・「補助金概算払請求書」 ・「支出命令書」 ・「一般財団法人かがわ県産品振興機構への補助金交付決定について」 ・「補助事業変更承認申請書」 ・「補助金交付決定通知書(変更)」 ・「一般財団法人かがわ県産品振興機構への補助金の変更交付決定について」 ・「令和5年度補助金の精算による戻入」 ・「令和5年度県産品振興補助金にかかる実績報告について」 ・「補助事業調査調書」 ・「補助金額確定通知書」 ・「令和5年度補助金の額の確定について」

6.1.6 監査の結果及び意見

6.1.6.1 業績評価のための指標の設定について(意見事項1)

(発見事項)

当該事業では、事業概要に記載したように様々な事業が行われている。国内向けの事業として、小売店等でのフェアの開催や、卸業者との商談会、カタログ通信販売等の業者との連携等を行っている。また、海外向けの事業として、海外物産展への出展・フェアの開催やグローバル企業との連携等を行っている。さらに、県産品ポータルサイトや SNS を用いた情報発信も行っている。これらの事業成果の把握は、現状、過年度の実績値と比較して評価されている状況である。

(問題点)

当該事業では、性質の異なる様々な事業を行っているが、KPIは当事業全体の事業のアウトカムとしての本県が販路拡大をサポートした事業者の販売額の増加を設定しているのみである。

設定する KPI は、事業によって達成を目指す目標を実現するために、事業の成果・進捗の管理に資する必要がある。取組によって得られる成果・効果を客観的に示す「事業のアウトカム」と、取組の活動量を示す「事業のアウトプット」が設定されている状態が望ましい。性質の異なる各事業に直接関連する目標を設定(Plan)してこれを実行に移し(Do)、その取組の進捗状況をKPI等で適切に測定・点検・評価(Check)し、次年度の改善につなげる(Action)、といった PDCA サイクルを適切に稼働させるためには、各事業についての取組の活動量を示す「事業のアウトプット」を KPI として設定することが望まれる。

(意見事項1)業績評価のための指標の設定について

香川の逸品戦略的販路拡大事業は、国内外の販路拡大を実現するため、フェアや商談会の開催、企業との連携、情報の発信など多岐にわたる。

現状、事業成果の把握は、過年度の実績値と比較して評価されている状況であり、各事業単位での目標値は定められていない。当該事業の KPI は「県産品の国内販売額」および「県産品の海外販売額」であるが、詳細な事業単位の目標値としては大局的であるため、各事業単位での取組の進捗状況が定量的に測定できていない。

今後も継続した取組が期待されるところであり、KPI 等の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。

6.2 「かがわの食」HAPPY プロジェクト事業

6.2.1 事業の概要

所管課

交流推進部 県産品振興課

現状と課題

本県の農林水産物や地場産品などは、多品目・高品質な商品特性を有しているものの、首都圏や関西圏での認知度は、讃岐うどん以外はまだまだ低く、認知度向上のための積極的な情報発信や一層のブランド力の強化を図る必要がある。

過年度から事業を継続した成果により、県産品の認知度は上昇傾向にあるものの、「うどん」以外のブランド産品の認知度は十分ではない。そのため、引き続き、各市町や関係団体等と連携し、効果的に県産品の認知度向上とブランド力の強化を推進していく必要がある。

県産品の認知度の推移

		R2年度	R4年度
重点産品	食材(23品目)	25.0%	29.1%
	工芸品(5品目)	21.8%	23.6%
	全体(28品目)	24.4%	28.1%

・実施時期: R4年9月～12月

・実施方法: インターネットによる調査

・対象者: 1,300名(男女50%の割合、首都圏500名、関西圏500名、県内300名)

・県重点産品(農作物のみ抜粋)

No.	品名	種類
1	小原紅早生	みかん
2	さぬきひめ	いちご
3	香緑等キウイフルーツ	キウイフルーツ
4	らりるれレタス	レタス
5	金時にんじん	にんじん
6	さぬきのめざめ	アスパラガス
7	三豊なす	ナス
8	おいでまい	米
9	さぬきの夢	小麦

事業概要(当初予算)

県産品の認知度向上と販路拡大を図るため、国内外からの観光客や県民に対して、本県の食や県産品の情報発信、販売促進等を行う事業である。

(1)観光客「かがわの食」飲食店プロモーション事業(当初予算 5,720千円)

(概要)

さぬきダイニングや県内和洋中の料理団体と連携し、オリーブオイルやオリーブ牛などの「オリーブ関連食材」や、旬で新鮮な「香川の地魚」を使用した各店オリジナルのお勧めメニュー

ューを提供するとともに、特設サイトや SNS、ポスター・リーフレット等を制作し、県産食材の魅力を PR する事業である。

No.	提供事業	内容
1	オリーブ食材お薦めメニュー提供事業	県内の飲食店にて、オリーブオイル、オリーブ牛等を使用食材とするメニュー提供事業を行う。
2	「かがわの地魚」美食メニュー提供事業	県内の飲食店にて、県産水産物を使用食材とするメニュー提供事業を行う。
3	「かがわの食」観光 OTA 連携事業	大手旅行サイト(OTA)と連携したプロモーションを実施する。

注:OTA とは、Online Travel Agent の略であり、インターネット上のみ取引を行う旅行会社をいう。

(2) 県民「かがわの食」飲食店プロモーション事業(当初予算 30,121 千円)

①さぬきマルシェ事業

サンポート高松地区において、生産者等が消費者と対面で、旬の県産野菜やフルーツ、畜水産物の加工品、県産食材を使った料理などの販売を通じて、「かがわの食」の素晴らしさを伝えるとともに、県産食材の認知度向上を図ることを目的とするマルシェの開催を支援する。

②うまいもん出前講座事業

県産食材に小さい頃から親しんでもらい、家庭においてもその魅力を広く深くしてもらうため、生産者や流通業者、料理人などの専門家により結成された「うまいもん広め隊」が、小中学校・高等学校の児童生徒を対象に出前講座を実施し、県産食材の魅力を幅広く PR する。

③レストラン・飲食店連携事業

(ア)「さぬきダイニング」の活動支援

県産食材を使用した幅広い料理を提供し、県外からの観光客にも自信をもって勧められる情報発信力の高いレストランを「さぬきダイニング」として認定し、SNS 等を活用し、認定店の活動を幅広く情報発信することにより、県産食材の認知度向上に取り組む。

(イ)かがわ地産地消費協力店の PR

地産地消の趣旨に賛同し、県産農林水産物および加工品を積極的に販売する小売店や利用する飲食店などを、「かがわ地産地消協力店」として募集・登録し、消費者に本県で生産される多様な農林水産物を知ってもらうとともに、実際に食する機会を増やすことにより、県産の農林水産物の消費拡大を図る。

④情報発信事業

プロジェクト事業全体の認知度向上と各事業の参加促進や販売促進を目的に、県内放送局や新聞社、雑誌社等と連携するとともに、ブログや SNS 等を活用し、年間を通して効果的な情報発信を行う。

⑤食事業連携事業

年明けうどん販路拡大のための情報発信や、民間団体が行う商品開発等と連携した「かがわの食」の PR の実施などを行う。

⑥民間事業者連携事業

県内の料理団体と連携し、県産食材を使用した恵方巻、恵方ロール、ちまき、かしわ餅、月見だんごの開発、PRを実施する。また、県内中華料理団体と連携し、県産食材を使ったご当地餃子「讃岐餃子」の開発、PRを実施する。

事業実績

(1)観光客「かがわの食」飲食店プロモーション事業(決算額 5,720 千円)

No	提供事業	内容
1	オリーブ食材お薦めメニュー提供事業 「かがわの地魚」美食メニュー提供事業	飲食事業者にオリーブ関連食材等を使った新メニューを開発してもらい、店舗情報と共にPRする事業である。動画を制作し、店舗紹介HPで配信・SNS、宿泊施設等でのポスター掲示・チラシ配布を行った。 (オリーブ食材お薦めメニュー提供事業) 実施時期:R5年9月 15 日から R6年1月 15 日 参加飲食店:県内 120 店舗 (「かがわの地魚」美食メニュー提供事業) 実施時期:R5年9月 15 日から R6年1月 15 日 参加飲食店:県内 104 店舗
2	「かがわの食」観光 OTA 連携事業	旅マエ・旅ナカでの観光客を対象に、大手旅行サイト(OTA)と連携したプロモーションを実施した。具体的には、「じゃらん」のサイト上に特設ページを作成し、上記のサイトに誘導して利用促進を図るとともに、県産食材を使用した特別メニュー付きの宿泊プランを造成して販売した。 実施時期:R5年9月 15 日から R5年 11 月 15 日 販売実績:宿泊予約 78 件

(2)県民「かがわの食」飲食店プロモーション事業(決算額 27,246 千円)

①さぬきマルシェ事業

令和5年度のマルシェの開催テーマは以下のとおりである。

開催月	開催テーマ
4月	春のお茶会
5月	海の恵み/SDGs
6月	麦とパン
7月	フルーツ&ひえひえスイーツ
8月	カレー
9月	お塩と醤油
10月	東讃エリア
11月	西讃エリア
12月	つつむ&はさむ
1月	発酵
2月	いちご
3月	瀬戸内海

マルシェは毎月テーマを決めて開催しており、令和5年度の延べ来場者数は 70,175 人、延べ出店者数は 588 店舗となった。

②うまいもん出前講座事業

令和5年6月 23 日から令和6年2月 27 日の期間において、28 校にて出前講座を開催した。

③レストラン・飲食店連携事業

(ア)「さぬきダイニング」の活動支援

令和5年度は新規で4店舗を認定し、合計 28 店舗が認定店として活動している。

(イ)かがわ地産地消協力店の PR

令和5年度のかがわ地産地消協力店の登録状況は以下のとおりである。

さぬきの食販売店		さぬきの食提供店	
産直施設	78 店舗	飲食店	147店舗
量販店	77 店舗	ホテル・旅館	15 店舗
小売店	45 店舗	弁当・惣菜店	5 店舗
百貨店	1 店舗	菓子製造・販売店	10 店舗
その他	2 店舗	その他	3 店舗
計	203 店舗	計	180 店舗
合計		383 店舗	

令和5年度は新たに6店舗を新規に協力店として登録した。また、かがわ地産地消協力店の利用促進、県産農林水産物のへの消費拡大を図るため、協力店へ PR 資材の作成・配布及び県ホームページ等で情報発信を行った。

④情報発信事業

県域ラジオ局と連携し、自社制作番組内にオリジナルコーナーを設け、「かがわの食」の魅力発信や各事業の PR を行った。また、地元新聞等と連携し、年間を通して「かがわの食」の PR を行った。さらに、ポータルサイトや SNS 等による適時な情報発信を行った。

⑤食事業連携事業

年明けうどん提供店情報サイトを制作し公開した他、「年明けうどんポケットガイド」の配布を行った。また、学校給食において年明けうどんの普及に取組、令和5年度は県内全小中学校のうち 210 校(約 95%)の学校で年明けうどんが給食として提供された。

また、「うどんに合う酒を考える会」と連携し、うどんに合う酒、酒に合ううどんの普及促進を図るため、販売店を追加するなど、ホームページやチラシの更新を行い、情報発信を行った。その他、丸ノ内ホテル(東京)の協力を得て、豊島の「島キッチン」で地元食材を使ったメニュー開発と担い手づくりに取り組んだ。

⑥民間事業者連携事業

県では飲食店等と協力し、県産食材を活用した商品開発及び普及啓蒙を行った。具体的には、以下の商品を開発・PR することで販売を支援した。

(ア)さぬきまるごと恵方巻

県内量販店1社、飲食店 23 社、サービスエリア1社が参加し、これまで開発した統一レシピア4種と各店オリジナルの恵方巻 21 種、計 25 種の予約販売を行い、2,217 本を販売した。

(イ)さぬき恵方ロール

県内和洋菓子店 19 社が参加し、フルーツなどの県産食材を7種類使用した恵方スイーツ 19 種を予約販売し、2,684 本を販売した。

(ウ)さぬきまるごと中華ちまき

県内中国料理店等8社、量販店1社が参加し、オリーブ夢豚やしょうゆ豆等5種類の県産食材を使用し、県産のもち米で包んだ中華ちまき 1,589 個を販売した。

(エ)さぬきの和ちまき

県内和菓子店3社が参加し、希少糖含有シロップや県産フルーツ等、県産食材を5種類使用した和菓子のちまき 578 個を販売した。

(オ)さぬきのかしわ餅

県内和菓子店9社が参加し、希少糖含有シロップやおいでまい米粉、古代米、和三盆糖、白味噌の県産食材5種類を用いたかしわ餅 6,972 個を販売した。

(カ)さぬきの月見だんご

県内和菓子店9社が参加し、おいでまい米粉、希少糖、和三盆等、県産食材を使用した月見団子 7,452 個を販売した。

(キ)讃岐餃子

県内中国料理店等 19 店が参加し、さぬきうどん用の香川県オリジナル小麦「さぬきの夢」やオリーブ豚などを使用した「讃岐餃子」を各参加店が開発し、販売した。また、「讃岐餃子」の情報発信も行った。

県の各計画との関連

- デジタル田園都市 100 計画⑪ 県産品の販路拡大3「かがわの食」Happyプロジェクト事業

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- デジタル田園都市 100 計画

No.	指標	R2	R3	R4	R5	目標(R6)
89	県産品の認知度 (重点産品)	24.4%	-	28.1%	-	28.8%
	達成状況	-	-	98%	-	-

重点的に推進していく 28 産品の認知度の平均値であり、前回計画期間中に調査実績のある 25 産品の平均値の上昇率と同様の伸び率を目標値としている。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 県産品振興補助金交付要綱
- サポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業補助金交付要綱

6.2.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	41,445	35,894	35,841
補正予算額(増減)	△5,947	0	△1,643
計:現年予算額	35,498	35,894	34,198
前年度明許繰越額	-	-	-

流用額	-	-	-
計: 予算現額	35,498	35,894	34,198
決算額	31,439	33,204	32,966
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	4,059	2,690	1,232

6.2.3 決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	24,724	(一財)かがわ県産品振興機構、サンポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業に係る補助金等
委託料	5,952	
需用費	1,565	
その他	725	
合計	32,966	

6.2.4 決算額の財源内訳

(単位: 千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	2,826	
一般財源	30,140	
合計	32,966	

6.2.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして下記の補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

● (一財)かがわ県産品振興機構への補助金 9,324 千円

- ・「一般財団法人かがわ県産品振興機構への補助金交付決定について」
- ・「補助金概算払請求書」
- ・「支出命令書」
- ・「一般財団法人かがわ県産品振興機構への補助金交付決定について」
- ・「補助事業変更承認申請書」
- ・「補助金交付決定通知書(変更)」
- ・「一般財団法人かがわ県産品振興機構への補助金の変更交付決定について」
- ・「令和5年度補助金の精算による戻入」
- ・「令和5年度県産品振興補助金にかかる実績報告について」
- ・「補助事業調査調書」
- ・「補助金額確定通知書」
- ・「令和5年度補助金の額の確定について」

● サンポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業に係る補助金 15,400 千円

- ・「令和5年度サンポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業補助金応募申込書」
- ・「令和5年度サンポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業の選定結果について」
- ・「さぬきマルシェ in サンポート実施計画書」
- ・「サンポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業補助金交付申請書」
- ・「サンポート高松周辺における県産品マルシェ運営補助事業に係る補助金交付決定通知書」
- ・「支出命令書」(各 3,850 千円の全4回)

- ・「サンポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書」
- ・「サンポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業補助金に係る補助事業の実績報告書」
- ・「補助事業調査調書」
- ・「サンポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業に係る補助金額確定通知書」

6.2.6 監査の結果及び意見

6.2.6.1 県産品マルシェ運営事業の事業者による自主運営に向けた将来的なビジョンについて(意見事項2)

(発見事項)

県は県産品マルシェ(さぬきマルシェ in サンポート)を運営する事業者に対して補助金を交付しており、事業者は公募プロポーザル方式により選定される。近年の応募者は1社のみであり、毎年同じ事業者が選定されている。選定された事業者が作成した「さぬきマルシェ in サンポート実施計画書」を閲覧したところ、マルシェ参加者からの出店料収入等は少額しか見込んでおらず、事業実施にかかる人件費や経費などを県の補助で賄う計画となっていた。

(問題点)

さぬきマルシェ in サンポートは2011年から開始され、令和5年度の延べ来場者数は70,175人、延べ出店者数は588店舗と大規模なイベントに成長しており、県民にも親しみのあるマルシェである。マルシェの運営は公募プロポーザル方式で選定された事業者が行うものの、そのほとんどの費用(事業実施にかかる人件費、事務経費等)は県からの補助で賄われており、将来的に事業者による自主運営につながるビジョンが見受けられなかった。

(意見事項2) 県産品マルシェ運営事業の事業者による自主運営に向けた将来的なビジョンについて

2011年からスタートしたさぬきマルシェ in サンポートは、県内でも人気の大規模なイベントとなっている。毎月、創意工夫された様々なテーマで香川の食をアピールしており、「かがわの食」の飲食店プロモーションの一翼を担っており、今後も継続的な開催が望まれる。

一方で、当該事業の収支実績は、ほとんど収入がなく、発生した経費の多くが補助金で賄われている状況であり、事業者による自主運営につながるビジョンが見受けられない状況である。

さぬきマルシェ in サンポートは、知名度の高い集客力のあるイベントであるため、例えば事業者が提出する「実施計画書」において、収入面の計画値に一定の金額要件を設けるなど、事業者が将来的に自主運営できるためのきっかけとなるような働きかけを行うことが望まれる。

6.2.6.2 業績評価のための指標の設定について(意見事項3)

(発見事項)

当該事業では、事業概要に記載したように様々な事業が行われている。その事業は、イベントの開催、レストラン・飲食店との連携、情報発信、新商品の開発など多岐にわたる。これらの事業成果の把握は、現状、過年度の実績値と比較して評価されている。また、KPI は、重点産品をまとめた認知度としており、目標値は過去の平均伸び率を採用している。

(問題点)

当該事業では、性質の異なる様々な事業を行っている。現状、各事業において詳細な目標値が定められておらず、過年度の実績値との比較による事業成果の把握となっている。

事業成果を把握するためには、過年度の実績値との比較のみでは十分ではなく、各事業に直接関連する目標を設定(Plan)してこれを実行に移し(Do)、その取り組みの進捗状況をKPI等で適切に測定・点検・評価(Check)し、次年度の改善につなげる(Action)、といった PDCA サイクルを行うことが望ましい。

(意見事項3)業績評価のための指標の設定について

県民「かがわの食」飲食店プロモーション事業は、イベントの開催、レストラン・飲食店との連携、情報発信、新商品の開発など多岐にわたる。

現状、事業成果の把握は、過年度の実績値と比較して評価されている状況であり、各事業単位での目標値は定められていない。当該事業の KPI は「県産品の認知度向上」であるが、詳細な事業単位の目標値としては大局的であるため、取組の進捗状況が定量的に測定できていない。

今後も継続した取り組みが期待される場所であり、KPI 等の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。

6.3 県産品アンテナショップ運営・機能強化事業

6.3.1 事業の概要

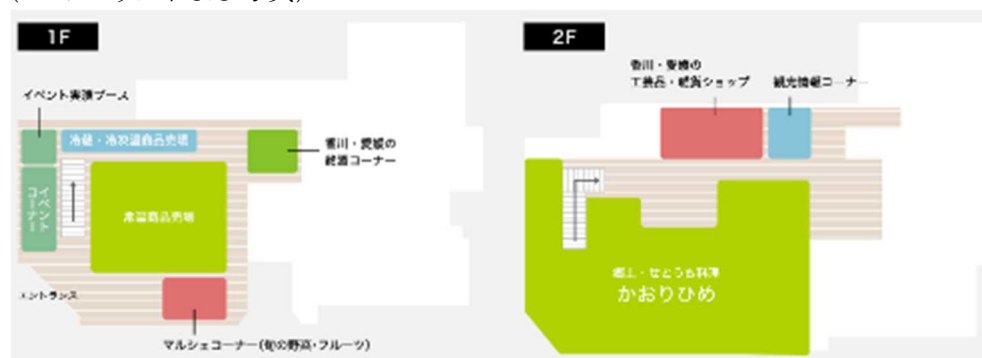
所管課
交流推進部 県産品振興課
現状と課題
2000 年以降、地方自治体が運営するアンテナショップは増加傾向にあり、県産品販売の地域間競争が激化する中、独自性のある魅力的な県産品に対する消費者ニーズは一層高まっている。 県産品の魅力を直接消費者に伝えることのできる東京都内と県内のアンテナショップでは、令和5年度は過去最高の販売額(物販)となったことを踏まえると、県産品の認知度向上、ブランド力強化にアンテナショップは有効であり、今後は首都圏において、全国のさまざまな産品の中から香川の県産品を選んでもらえるよう、情報発信拠点であるアンテナショップの運営方法を工夫していく必要がある。 具体的には、東京都内のアンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」については、飲食の売上及び客数がコロナ禍以前まで回復していない状況である。アンテナショップの近隣在勤者等のリピーター以外にも、新規の来訪者が増加するような取り組みを実施し、情報発信を強化することが課題である。 一方、栗林公園にあるアンテナショップ「かがわ物産館 栗林庵」については、訪日外国人も増加していることから、県産品の情報発信を強化する必要があり、付加価値の高い工芸品等を強く訴求して販売するなど、より一層の県産品の販売促進を図ることが課題である。 アンテナショップを通じて、本県に対する認知度を高め、消費者ニーズを迅速かつ的確に把握し、消費者ニーズを捉えた特産品の販売を行うために県産品アンテナショップの運営および機能強化が必要である。
事業概要(当初予算)
首都圏における県産品のイメージアップや販路拡大、観光情報発信の拠点として、「香川・愛媛せとうち旬彩館」(東京都)の運営を愛媛県と共同で行っている。また、県産品のブランド力の強化と販路拡大を図るため、アンテナショップ「かがわ物産館 栗林庵」(高松市)を拠点に、県産品の効果的な情報発信、魅力ある県産品の掘り起こしや消費者の反応のフィードバック等による、売れる商品づくりを支援している事業である。 (1)東京アンテナショップ運営事業(当初予算 50,844 千円) (施設概要) 名称 : 香川・愛媛せとうち旬彩館 場所 : 新橋マリビル 1・2 階(東京都港区新橋二丁目 19 番 10 号) 面積 : 1 階(物販)176.66 m² : 2 階(飲食・工芸品等販売・観光情報コーナー)316.44 m²

賃借料:年間 43,695 千円

(年間の賃料 78,136 千円および共益費 9,253 千円の合計額を愛媛県と折半)

運営 : 公募プロポーザル方式により外部委託

(フロアマップおよび写真)



1 階写真(特産品ショップ)

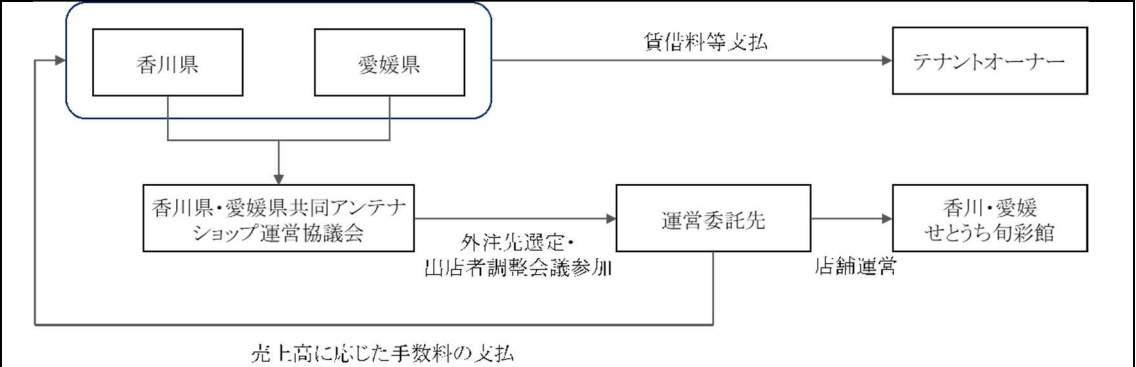


2 階写真(郷土・せとうち料理かおりひめ)



(事業形態)

「香川・愛媛せとうち旬彩館」の賃借料や共益費等は、香川県および愛媛県が折半して負担している。また、両県の職員から構成される香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会にて、「香川・愛媛せとうち旬彩館」の運営委託先の選定や、運営委託先を含めた出店者調整会議を開催している。なお、運営委託先はテナント賃借料を負担していないため、運営委託先の売上高に一定割合を乗じた金額を、香川県および愛媛県へ支払っている。



(2) 県産品アンテナショップ機能強化事業(当初予算 14,014 千円)

(施設概要)

名称 : かがわ物産館 栗林庵

場所 : 香川県高松市栗林町 1 丁目 20 番 16 号(特別名勝栗林公園東門横)

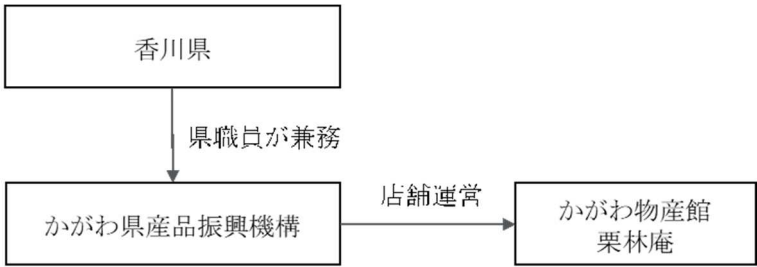
(写真)



出典:「かがわ物産館 栗林庵」の HP

(事業形態)

一般財団法人かがわ県産品振興機構(本県職員による兼務および機構の専任職員から構成)が「かがわ物産館 栗林庵」を運営している。



※県職員の他、専任の職員も在籍

事業実績

(1) 東京アンテナショップ運営事業(決算額 50,487 千円)

(香川・愛媛せとうち旬彩館の売上および購入客数の推移)

	物販		飲食		合計	
	売上(千円)	客数(人)	売上(千円)	客数(人)	売上(千円)	客数(人)
令和5年度	375,984	350,323	140,486	73,574	516,470	423,897

令和4年度	324,938	334,202	131,879	66,782	456,817	400,984
令和3年度	256,050	277,951	64,401	44,343	320,451	322,294
令和2年度	220,993	242,475	61,370	39,876	282,363	282,351
令和元年度	363,945	372,206	170,406	101,581	534,351	473,787

出典：県提出資料

(青果物の販売等について)

- ・通年販売：JA 香川県から野菜や果物を毎週仕入れ販売
- ・フェア開催：さぬき讃フルーツ(いちご、桃、ピオーネ、キウイなど)

(プロモーション活動)

- ・県産品の認知度向上を図るため、県が商品開発を促進している「県産品コンクール受賞産品」の宣伝販売の実施
- ・イベントコーナーにおいて出店し、テストマーケティングを実施する事業者への支援

(2) 県産品アンテナショップ機能強化事業(決算額 13,744 千円)

(かがわ物産館 栗林庵の売上および客数の推移)

	売上(千円)	客数(人)
令和5年度	302,947	102,210
令和4年度	257,002	86,792
令和3年度	127,907	42,252
令和2年度	152,161	53,954
令和元年度	277,195	112,190

出典：県提出資料

(青果物の販売等について)

- ・通年販売：県内の農家から野菜や果物を毎週仕入れ販売
- ・フェア開催：さぬき讃フルーツ(いちご、桃、ピオーネ、キウイフルーツ)、新漬けオリーブ

(プロモーション活動)

- ・こんぴらさんの街道にある観光案内所や高松空港「空の駅」において、県産品やコンクール受賞作品を展示、情報発信
- ・栗林庵でのワークショップ開催 17 回他

県の各計画との関連

- デジタル田園都市 100 計画⑪ 県産品の販路拡大2県産品アンテナショップ運営機能強化事業

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- デジタル田園都市 100 計画

No.	指標	R2	R3	R4	R5	目標(R7)
90	アンテナショップの販売額(物販)	260,125 千円	255,542 千円	420,693 千円	482,942 千円	452,076 千円
	達成状況	－	57%	93%	107%	－

県のアンテナショップ「かがわ物産館栗林庵」及び「香川・愛媛せとうち旬彩館」の物販部門の販売額を示す指標を目標値としている。

遵守すべき(規制を受ける)法令等
● 県産品振興補助金交付要綱

6.3.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	66,200	67,115	64,858
補正予算額(増減)	23,370	△204	△342
計:現年予算額	89,570	66,911	64,516
前年度明許繰越額	-	13,068	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	89,570	79,979	64,516
決算額	74,621	74,084	64,231
翌年度明許繰越額	13,068	-	-
不用額	1,881	5,895	285

6.3.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額		主な内容
	香川・愛媛 せとうち旬彩館	かがわ物産館 栗林庵	
使用料及び賃借料	43,695	-	主に東京のアンテナショップの地代家賃
委託料	-	8,680	
負担金、補助及び 交付金	6,711	4,663	
その他	81	401	
合計	50,487	13,744	

6.3.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額		主な内容
	香川・愛媛せとうち 旬彩館	かがわ物産館 栗林庵	
一般財源	24,912	13,744	
諸収入	25,575	-	香川県及び愛媛県共同アンテナショップ 運営業務委託に伴う支払金の納入
合計	50,487	13,744	

6.3.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして下記の取引に係る執行額について、支出負担行為等に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

- (一財)かがわ県産品振興機構への補助金 4,614 千円

・「一般財団法人かがわ県産品振興機構への補助金交付決定について」
・「補助金概算払請求書」
・「支出命令書」
・「一般財団法人かがわ県産品振興機構への補助金交付決定について」

- ・「補助事業変更承認申請書」
- ・「補助金交付決定通知書(変更)」
- ・「一般財団法人かがわ県産品振興機構への補助金の変更交付決定について」
- ・「令和5年度補助金の精算による戻入」
- ・「令和5年度県産品振興補助金にかかる実績報告について」
- ・「補助事業調査調書」
- ・「補助金額確定通知書」
- ・「令和5年度補助金の額の確定について」

● 使用料及び賃借料 43,695 千円

- ・「賃貸借変更契約書」
- ・「請求書」※毎月翌月分を前月末に支払
- ・「支出命令書」

● 諸収入 25,575 千円(香川県及び愛媛県共同アンテナショップ運営業務委託に伴う支払金の納入)

- ・「売上等報告書」
- ・「レジの POS データ」
- ・「領収済通知書」

6.3.6 監査の結果及び意見

6.3.6.1 民間が運営するアンテナショップとの連携について(意見事項4)

(発見事項)

都内にある県産品を取り扱っているアンテナショップは、県が運営する香川・愛媛せとうち旬彩館(東京都港区)の他に、民間が運営する徳島・香川トモニ市場(東京都千代田区)も存在する。いずれも東京都の好立地に店舗を設け、香川県産の特産品を販売している。

香川・愛媛せとうち旬彩館(東京都港区)では、毎月プロモーション活動として、イベントコーナーにおいてテストマーケティングを実施する事業者への支援や、外注している事業者と販売実績の協議などを行い、アンテナショップの販売増加のため試行や分析を行っている。

アンテナショップを都市部に常設する目的は、地域に対する認知度を高めると同時に、消費者のニーズを的確に把握することにある。その結果、ニーズに応じた特産品の販売や観光施策が可能となり、地域産業の活性化が期待できるため、消費者ニーズの情報を多く収集することは、アンテナショップの目標最大化のために有用な手段である。その手段の一つとして考えられる民間事業者が運営するアンテナショップとの連携に関しては、両店における取扱商品や売れ筋商品等の情報共有並びに来店客への情報提供等が行われている。

(問題点)

都内の好立地に位置するアンテナショップでは、高い集客力が見込める一方で、地代家賃が高額となるため、複数のアンテナショップを出店することは現実的ではない。

県では売れ筋商品や、購入顧客の感想などの情報を分析し、次のアクションにつなげている。一方で、民間が運営する都内のアンテナショップにおいても、同様の情報をもとに独自に分析し、販売額の増加に取り組んでいるものと推測される。

両者ともアンテナショップの売上増加、都内での県産品のアピールを目的としたものであり、双方において、取扱商品等以外の開示可能な情報(顧客の嗜好動向、集客方法、成功体験等)を共有することで、双方に相乗効果が生じると考えられるが、現状、民間との情報共有等の連携は行われていない。

(意見事項4)民間が運営するアンテナショップとの連携について

都内にある県産品を取り扱っているアンテナショップは、県が運営する香川・愛媛せとうち旬彩館(東京都港区)の他に、民間が運営する徳島・香川トモニ市場(東京都千代田区)も存在する。

県や民間が運営するアンテナショップの目標は、アンテナショップの売上増加、都内での県産品のアピールという点で同一と考えられる。また、都内のアンテナショップでは、他県との競合もあり、競争を勝ち抜くためには、より多くの情報を入手し、分析し、競合よりもいち早く次の打ち手を講じる必要がある。

この点、両者が情報共有をすることで、双方に相乗効果が生じるものと考えられるが、現状は民間との取扱商品等の情報共有以外の連携は行われていない。

都内のアンテナショップは、集客力が高い一方、地代家賃が高額となるため、多くのアンテナショップを出店することは困難であり、現地の生の情報を入手する機会は限定されているため、同じ目標を持つ民間事業者と連携を図り、次の打ち手を講じるための情報を多く入手するような働きかけが望まれる。

6.3.6.2 都内アンテナショップの収支状況の改善について(意見事項5)

(発見事項)

香川・愛媛せとうち旬彩館(東京都港区)では、地代家賃等の経費は、本県および愛媛県が折半で負担し、一方で運営委託先の売上高に一定割合を乗じた金額(最低金額も設定されている)を諸収入として受け入れている。これらを考慮した香川・愛媛せとうち旬彩館の収支は、継続してマイナスとなっている。

(問題点)

香川・愛媛せとうち旬彩館は、単なる観光物産案内所ではなく、地域の多様な情報を受発信するとともに、特産品販売施設や飲食施設等を設置している店舗であり、営利を主目的としたものではないことは理解できる。しかしながら、その支出超過部分は一般財源で賄われている以上、収支を改善する努力は必要である。

(意見事項5)都内アンテナショップの収支状況の改善について

香川・愛媛せとうち旬彩館(東京都港区)の収支は、継続してマイナスとなっている。香川・愛媛せとうち旬彩館は、単なる観光物産案内所ではなく、地域の多様な情報を受発信するとともに、特産品販売施設や飲食施設等を設置している店舗であり、営利を主目的としたものではないことは理解できる。しかしながら、その支出超過部分は一般財源で賄われている以上、収支を改善する努力は必要である。

具体的には、より一層の経費削減、運営委託先から受領する諸収入のベースとなる店舗売上の増収やマージン率の見直し、スポンサーの募集など、収支状況を改善するための努力を行うことが望まれる。

6.4 多様なルートからの新規就農支援事業

6.4.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農業経営課
現状と課題
本県の基幹的農業従事者は、過去 10 年間で3割程度減少するとともに、平均年齢が 70 歳を超えるなど、高齢化の進行も顕著となっている。 国内農業は成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていく必要がある、そのためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することがこれまで以上に重要となっている。 このため、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、担い手の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とそのための生産基盤の強化、スマート農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応などの環境対策等を総合的に推進していく必要がある。 本県農業の持続的発展に向け、多様なルートからの新規就農者を増加させるためには、就農から定着までの一貫したサポート体制やきめ細かな就農相談の実施、担い手個々の経営課題に応じた個別相談などに取り組むほか、作業受託や機械の共同利用を行う農業支援グループの育成に取り組み、多様な担い手の確保・育成を支援する必要がある。 注：担い手・核となる担い手：本県が定義する担い手とは、農業経営の発展に意欲的な農業者。核となる担い手（認定農業者、新規就農者、集落営農組織）及び農業経営の発展に取り組む「核となる担い手」を目指す兼業農家・定年帰農者・半農半 X・農外企業（者）。なお、国が定義する担い手とは、認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農組織をいう。
事業概要(当初予算)
農業の担い手の確保・育成のための事業は、大きく「新規就農者等の確保」、「担い手の育成・支援」および「農業経営力の向上」の3つに分類される。 当該事業は、「新規就農者等の確保」のための事業であり、次代を担う新規就農者を確保・育成するため、県外からの呼び込み活動を積極的に行うとともに、技術の習得や機械・施設の整備等、就農希望者が円滑に就農できる環境を整備し、早期の経営の定着と発展を図る事業である。 (1) かがわで就農！応援事業(当初予算 7,250 千円)

本県を移住就農先として選んでもらえるよう、県外者をターゲットに積極的な働きかけを展開するとともに、のれん分け就農による独立を支援する事業である。具体的には、以下の2つで構成されている。

(移住就農ツアーの開催)

香川県を移住就農先として選択してもらうため、本県の暮らしと農業の魅力を体感できる移住就農ツアーの開催であり、農作業体験や先輩農業者との交流会、先輩移住就農者訪問などを実施している。

(新規就農者の里親育成)

里親が就農希望者を受け入れて研修を実施し、独立に向けた準備をサポートするとともに、独立後も相応的にサポートする里親の取組を支援(のれん分け就農促進事業)や、お試し就農として就農希望者を短期間で受入研修を行う支援(お試し就農促進事業)も実施している。

項目	内容
里親の要件	・ 香川県農業士、青年農業士、名誉農業士のいずれかである者 ・ 過去に5年以上、農業士等を務めたことがある者 ・ 新規就農者サポート事業の里親育成事業の受入要件を満たし研修生を独立就農させた経験のある者
のれん分け就農促進事業 (里親登録者等への経費補助)	・ 受け入れた研修生1人につき5万円/月(2年以内) ・ 2人目は3万3千円/月 ・ なお、受け入れ可能な研修生は2人以内
お試し就農促進事業 (里親登録者及び就農希望者への経費補助)	・ 定額1万円/週 ・ なお、就農希望者の上限は3万円

(2) 新規就農者育成支援事業(当初予算(299,352 千円))

次世代を担う農業者となることを志向するものに対して、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援するための資金を交付している事業である。

(就農準備支援資金)

香川県立農業大学校や県登録の里親のもとでおおむね1年以上の研修を受ける場合、研修期間中に年間 150 万円を最長2年間交付する制度である。

項目	内容
対象者	・ 就農予定時の年齢が原則 49 歳以下の方 ・ 県が認める研修期間等で概ね1年以上(1年につき概ね 1,200 時間以上)研修する方 ・ 研修終了後1年以内に、以下のいずれかで就農する方 ➢ 独立・自営就農し、就農後5年以内に認定農業者または認定新規就農者になること ➢ 農業法人等に常勤で雇用されて就農すること ➢ 親元就農し、就農後5年以内に経営を承継するか農業法人の共同経営者になること ・ 原則として前年の世帯全体の所得が 600 万円以下である方など
交付額と交付期間	・ 交付期間1ヶ月につき1人当たり 12.5 万円(1年につき最大 150 万円)、最長2年間(交付主体:県・市町)
返還措置	・ 適切な研修を行っていない場合、研修を途中で休止・中止した場合、研修終了1年以内に原則 49 歳以下で就農しなかった場合、交付期間の 1.5 倍(最長2年間)就農を継続しない場合など、資金の全部または一部の返還が生じる場合あり

(経営開始支援資金)

市町が作成する「地域計画(策定されるまでは人・農地プラン)」に位置付けられた(見込みも含む)認定新規就農者に、年間最大 150 万円を最長3年間交付する制度である。

項目	内容
対象者	・ 市町で農業経営基盤強化促進基本構想に想定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者で、独立・自営就農時の年齢が、原則 49 歳以下の方 ・ 就農する市町の「地域計画」のうち目標地図に位置付けられている方、または「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられている方(見込みも可)、もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けている方 ・ 生活保護等生活費を支給する国の他事業による給付を受けておらず、また雇用就農資金による助成を受けていない方 ・ 原則として前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が 600 万円以下である方など
交付額と交付期間	・ 交付期間1ヶ月につき1人当たり 12.5 万円(1年につき最大 150 万円)、最長3年間(経営開始後3年度目分まで)(交付主体:県・市町)
返還措置	・ 原則として前年の世帯所得が 600 万円を超えた場合、青年等就農計画を実行するための必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと市町が判断した場合は交付停止となる ・ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しなかった場合は、資金を返還することとなる

(農業次世代人材投資)

次世代を担う意欲ある新規就農者がしっかりと定着し、経営発展していくために、就農前の研修期間の資金(準備型、就職氷河期世代向け)と、自らの経営を確立する期間の資金(経営開始型)を交付する制度である。

項目	内容
対象者	(準備型) ・ 研修後に原則 50 歳未満で独立・自営就農又は農業法人等への雇用就農を目指す農業大学校等研修期間の学生や研修生 (経営開始型) ・ 市町が作成する「実質化した人・農地プラン」に位置付けられた、また(公財)香川県農地機構から農地を借り入れた原則 50 歳未満で独立・自営就農した認定新規就農者 (就職氷河期世代向け) ・ 申請時の年齢が原則 30 歳以上かつ就農予定時の年齢が 49 歳以下の就職氷河期世代で、独立・自営就農又は農業法人等への雇用就農を目指す農業大学校等研修期間の研修生
交付額と交付期間	(準備型) ・ 年間 150 万円、最長2年間(県等が交付) (経営開始型) ・ 経営開始1～3年目:150 万円/年 ・ 経営開始4～5年目:120 万円/年 ・ 夫婦申請はその 1.5 倍、最長5年間(市町が交付) (就職氷河期向け) ・ 年間 150 万円、最長2年間(県等が交付)
返還措置	・ 国の失業給付金との重複受給ができないなどの交付要件、交付終了後の営農継続要件及び適切な営農を行っていない場合の交付停止・返還の要件あり

(3) 新規就農者経営支援事業(当初予算 86,000 千円)

新たに農業経営を開始する認定新規就農者が就農後の経営発展のために行う機械・施設等の導入を支援する「新規就農者育成総合対策事業」と、新規就農者が整備する農業用機械や農機具格納庫等の導入助成や空きハウスなど遊休施設の整備にかかる改修費・移設費を支援する「新規就農者の経営発展支援事業」で構成されている。

(新規就農者育成総合対策事業)

就農後の経営発展のため、新たに農業経営を開始する認定新規就農者に対して、機械・施設等の導入を支援する制度である。

項目	内容
対象者	・ 49 歳以下で新たに農業経営を開始する認定新規就農者
対象となる機械・施設等	・ 機械(軽トラ除く)、施設 ・ 家畜導入 ・ 果樹・茶の新植・改植 ・ 機械等リース料
補助対象事業費	・ 上限 1,000 万円 ただし、経営開始資金の交付対象者は、上限 500 万円
助成額	・ 最大 750 万円(国 1/2 以内、県 1/4 以内) ただし、経営開始資金交付対象者は、最大 375 万円
その他	・ 国による取組計画に応じた事業採択方式 ・ 本人負担分については、融資を受けている必要あり

(新規就農者の経営発展支援事業)

新規就農者の初期負担の軽減や経営発展を支援するため、新規就農者が整備する農業機械等の助成に加え、空きビニールハウスなど遊休資産の整備にかかる改修費・移設費を助成するものである。

項目	内容
対象者	・ 認定新規就農者、認定農業者、「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられた新規就農者で、いずれも就農後5年以内の者
対象となる整備内容	・ 新たに導入する農業用機械・施設(乗用トラクター、移植機、ビニールハウスなど)や農機具格納庫・作業場について支援 ・ 初期負担の一層の軽減と遊休資産の利活用促進の観点から、空きビニールハウスなどの遊休施設の整備にかかる改修・移設等の経費について支援
助成額	・ 1/3 以内(上限 200 万円、栽培管理用施設は上限 400 万円)

(4) 多様なルートからの就農者研修等事業(当初予算 4,964 千円)

農業大学校において、青年や定年帰農者等の就農を促進する実践的研修を実施するほか、香川県新規就農相談センターの活動経費等を助成するものである。

(5) 農地集積補助金交付事業(当初予算 42,000 千円)

公益財団法人香川県農地機構の農地中間管理事業を活用して経営規模の拡大を図る認定農業者等の担い手(農地の受け手)に対して、新たに集積した面積に応じて補助金を交付する事業である。なお、令和4年度からは対象を、地域農業を支える兼業農家や定年帰農者等の多様な担い手にも拡充している。

なお、当該事業は後述の「農地機構等による農地集積・集約化の促進事業」において別途検証されているため、詳細は当該頁を参照されたい。

事業実績

(1) かがわで就農！応援事業(決算額 5,151 千円)

(移住就農ツアーの開催)

項目	内容
開催日	R5年 10 月 7 日～9 日
参加人数	14 名
ツアー内容	・ 香川県・高松市から移住・就農施策の説明 ・ 先輩移住就農者や新規就農者の里親との交流 ・ 柑橘類、青ねぎ、果樹類、ブロッコリー等の作業体験
費用負担	・ 高松駅及び高松空港までの集合場所までの交通費および ツアー開催中の食事代は参加者負担 ・ ツアー中の交通費および宿泊費は県負担
決算額	1,811 千円

(新規就農者の里親育成)

項目	人数
里親登録者数(既存)	59 名
里親登録者数(令和5年度新規)	5 名
お試し就農利用者数(令和5年度)	12 名
決算額	400 千円

(2) 新規就農者育成支援事業(決算額 198,623 千円)

項目		利用者数 (継続)	利用者数 (新規)	決算額
新規就農者育成総合対策	就農準備支援資金	1 名	8 名	84,967 千円
	経営開始支援資金	20 名	38 名	
農業次世代人材投資支援資金		88 名	0 名	113,656 千円
合計				198,623 千円

(3) 新規就農者経営支援事業(決算額 92,417 千円)

項目	利用者数	決算額
(新規就農者育成総合対策事業)	16 名	55,611 千円
高松市	5 名	15,480 千円
善通寺市	1 名	1,791 千円
観音寺市	2 名	7,296 千円
さぬき市	2 名	798 千円
三豊市	3 名	17,121 千円
土庄町	2 名	5,625 千円
三木町	1 名	7,500 千円
(前年度明許繰越)	3 名	8,988 千円
高松市	1 名	402 千円
三豊市	1 名	7,311 千円
まんのう町	1 名	1,275 千円
(新規就農者の経営発展支援事業)	24 名	27,818 千円
高松市	5 名	6,002 千円
丸亀市	1 名	1,336 千円
観音寺市	8 名	8,705 千円
さぬき市	1 名	2,566 千円
東かがわ市	1 名	1,650 千円

三豊市	7 名	5,585 千円
土庄町	1 名	1,974 千円
合計	43 名	92,417 千円

(4) 多様なルートからの就農者研修等事業(決算額 4,175 千円)

農業大学校において、外部講師によるスマート農業や労務管理、若者の就農意欲を喚起するための授業などを開催し、教育カリキュラムの強化を図った(決算額 1,508 千円)。また、香川県新規就農・農業経営相談センターの活動経費を助成した(決算額 2,667 千円)。

(5) 農地集積補助金交付事業(決算額 30,893 千円)

当該事業は後述の「農地機構等による農地集積・集約化の促進事業」において別途検証されているため、詳細は当該頁を参照されたい。

県の各計画との関連

● 香川県農業・農村基本計画

I 担い手の確保・育成1新規就農者等の確保

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

● 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状(H28～R2)	R3	R4	R5	目標(R3～R7 累計)
1	新規就農者数 (累計) (単位:人)	717	141	281	422	750
	達成状況	－	19%	37%	56%	－

直近3年間の平均新規就農者 134 人／年を基準とし、施策の充実・強化により、1割増しに当たる毎年度 150 人の確保をめざす。

No.	指標	現状(H27～R元)	R3	R4	R5	目標(R7)
2	新たな認定農業 者数(累計) (単位:経営体)	484	92	180	R7年3月確定予定	500
	達成状況	－	18%	36%	－	－

過去5年平均 96.8 経営体/年を上回る 100 経営体/年の確保をめざす。

No.	指標	現状(R元)	R3	R4	R5	目標(R7)
3	認定農業者である 農業法人数 (単位:法人)	343	368	371	R7年3月確定予定	400
	達成状況	－	44%	49%	－	－

直近の実績及びコロナ感染症拡大等の影響を踏まえ、施策の充実・強化と既存法人の経営安定に努めるとともに毎年 10 法人程度の増加を図り、R7年度で 400 法人をめざす。

注:新規就農者:新たに農業に従事もしくは農業法人等に雇用された者で、年間農業従事日数が 150 日以上(見込みの者を含む)の者。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱
- 新規就農者育成総合対策実施要綱

- 香川県就農準備資金・経営開始資金事業実施要領
- 香川県就農準備資金・経営開始資金事業費補助金交付要綱

6.4.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	367,260	471,947	439,566
補正予算額(増減)	△94,759	△124,981	△104,786
計:現年予算額	272,501	346,966	334,780
前年度明許繰越額	-	-	10,500
流用額	-	-	-
計:予算現額	272,501	346,966	345,280
決算額	254,862	293,656	331,259
翌年度明許繰越額	-	10,500	-
不用額	17,639	42,810	14,021

6.4.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	321,075	
需用費	1,478	
報酬	2,271	
委託料	2,161	
償還金、利子及び割引料	1,500	
その他	2,774	
合計	331,259	

6.4.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	14,286	
諸収入	243,833	
一般財源	69,640	
繰越金	3,500	
合計	331,259	

6.4.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして下記の取引に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

- かがわで就農！応援事業のうち、香川県移住就農ツアーに係る委託料 957 千円 (㈱農協観光との取引)

- ・「香川県移住就農ツアー運営委託業務仕様書」(県)
- ・「見積書」(事業者)
- ・「香川県移住就農ツアー運営業務委託契約書」
- ・「業務完了報告書」(事業者)
- ・「香川県移住就農ツアー運営業務委託業務実施報告書」(事業者)

- ・「委託業務検査調書」(県)
- ・「支出命令書」(県)

- かがわで就農！応援事業のうち、のれん分け就農促進に係る負担金、補助及び交付金 100 千円(さぬき市管轄)

- ・「令和5年度新規就農者サポート事業補助金 交付申請書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業補助金の交付決定について」(県)
- ・「令和5年度新規就農者の里親育成事業のうちのれん分け就農促進事業 研修実績報告書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業補助金実績報告書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業竣工認定 竣工認定審査報告書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業補助金の額の確定について」(県)
- ・「請求書」(さぬき市)
- ・「支出命令書」(県)

- 新規就農者育成支援事業のうち、農業大学の学生5名、先進農家研修生2名の合計7名に対する負担金、補助及び交付金 10,500 千円

- ・「研修計画」(申請者)
- ・「令和5年度香川県就農準備支援事業の研修計画の承認及び交付決定について」(県)
- ・「就農準備支援事業交付申請書」(申請者)
- ・「就農準備支援事業交付対象者チェックリスト」(県)
- ・「支出命令書」(県)

- 新規就農者経営支援事業のうち、さぬき市から交付申請のあった負担金、補助及び交付金 2,566 千円

- ・「令和5年度新規就農者の経営発展支援事業実施計画書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業の実施計画承認及び割当内示について」(県)
- ・「令和5年度新規就農者の経営発展支援事業実施設計書」(申請者)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業補助金 交付申請書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業補助金の交付決定について」(県)
- ・「入札(見積)等結果報告書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者の経営発展支援事業竣工届」(さぬき市)
- ・「現地調査報告書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業出来高設計書」申請者)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業補助金実績報告書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業竣工認定 竣工認定審査報告書」(さぬき市)
- ・「令和5年度新規就農者サポート事業補助金の額の確定について」(県)
- ・「請求書」(さぬき市)
- ・「支出命令書」(県)

- 多様なルートからの就農者研修等事業については、香川県立農業大学校に往査し、以下の手続を行った。

- ・農業大学校の事業概要のヒアリング
- ・農業大学校内の視察
- ・現金、危険物、図書に関する管理資料の閲覧

6.4.6 監査の結果及び意見

6.4.6.1 香川県立農業大学校と教育委員会等の連携について(意見事項6)

(発見事項)

香川県立農業大学校の職員は、令和5年度末で正規職員 15 人、再任用職員6人、会計年度任用(フルタイム)職員1名、会計年度任用(パートタイム)職員 11 名の合計 33 名で構成されており、職員は農業に関する職業教育や専門的な技術教育に造詣が深い。

一方、同校は学校教育法に基づく専修学校であり、学生の指導にあたり教員免許は必要とされており、教育職員免許状を取得している指導教員は配置されていない。

(問題点)

香川県立農業大学校の目的は、新規就農者を増加させることにある。そのため、学生の授業料や入学金は県立高等学校と同等の金額に設定されている他、就農準備支援資金の要件を満たす生徒については年間 150 万円の補助の制度が設けられており、手厚い制度となっている。

香川県立農業大学校では、毎年、入学者のうち数名が退学している状況にあり、退学理由は様々であるが、その一つに学校生活不適應というものが挙げられた。農業大学校の職員は、農業に関する職業教育や専門的な技術教育の専門家であるが学生指導の専門家ではないため、学生が学校生活不適應に陥った場合、その解消を手助けするための指導経験が不足していると考えられる。

一方で、県には教育委員会があり、農業大学校の専門的な授業以外の範囲において、教育委員会との連携を図り、退学者数を減らすという取組が必要と感じられたが、現状、農業大学校と教育委員会等との連携は図られていないため、新規就農者を増加させるという観点からは問題である。

(意見事項6)香川県立農業大学校と教育委員会等の連携について

香川県立農業大学校の目的は、新規就農者を増加させることにある。そのため、生徒は授業料や就農支援準備金の支給など、手厚く支援されている。

しかしながら、入学者のうち毎年数名は退学しており、その理由のひとつに学校生活不適應といったものが挙げられる。農業大学校の職員は農業に関する職業教育や専門的な技術教育の専門家であるが学生指導の専門家ではないため、農業大学校の職員のみでこの課題を解消することは難しいと考えられる。

そのため、県教育委員会など生徒指導の専門的な組織との連携を図り、退学者を減少させ、新規就農者を増加させるような取組が望まれる。

6.4.6.2 香川県立農業大学校の在校生と卒業生の情報交換、卒業生間の情報交換の活性化について(意見事項7)

(発見事項)

香川県立農業大学校の担い手養成科の卒業生の進路は、以下となっている。

(単位:人)

就農		農業関連就職				その他		計
自営・ 農業法人	研修後 就農	公務員	農業団体	青果・ 花市場	農業・肥料・ 食品関係等	進学	その他 企業等	
49	15	10	21	7	22	1	24	149
小計	64	小計				小計	25	

上表は、過去5年間の卒業生の進路であるが、就農する卒業生の割合は、約 43%となっている。

(問題点)

香川県立農業大学校の目的は、新規就農者を増加させることにあり、卒業生の就農の割合を高めていくことが重要である。

同校では、不定期に就農した卒業生との意見交換を実施しているが、就農した身近な卒業生との意見交換は貴重な機会であり、在校生が自身の就農に向けたビジョンを描く上でも重要なものと考えられる。しかしながら、現状では卒業生との意見交換は定例化されていない。また、進路で就農以外を選択した卒業生が、新規就農者となることのきっかけとなり得る同窓会組織の活性化も必要と考えられる。

現状、在校生と卒業生の情報交換、卒業生間の情報交換などが活発に行われていないため、新規就農者を増加させるという観点からは問題である。

(意見事項7) 香川県立農業大学校の在校生と卒業生の情報交換、卒業生間の情報交換の活性化について

香川県立農業大学校の目的は、新規就農者を増加させることにある。そのため、卒業後の進路で就農もしくは農業関連の就職を選択してもらうことが重要である。

就農した卒業生との情報交換は、在校生が自身の就農に向けたビジョンを描く上でも貴重な機会と考えられるが、現状、卒業生との情報交換は定例化されていない。

また、進路で就農以外を選択した卒業生が、新規就農者となることのきっかけとなり得る同窓会組織も機能していない。

そのため、農業大学校が支持者となり、在校生と就農した卒業生との意見交換の定例化や、同窓会の活性化を促すなど、新規就農者を増加させるような取組が望まれる。

6.5 核となる担い手育成活動支援事業

6.5.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農業経営課
現状と課題
「6.4 多様なルートからの新規就農支援事業」と同様である。
事業概要(当初予算)
農業の担い手の確保・育成のための事業は、「新規就農者等の確保」、「担い手の育成・支援」および「農業経営力の向上」の3つに分類される。 当該事業は、「担い手の育成・支援」のための事業であり、本県農業の核となる担い手の育成のため、経営発展に必要な農業用機械・施設等の導入を支援するとともに、次世代のリーダーとなり得る女性農業経営者の確保・育成を促進するものである。具体的には、下記の2つの事業で構成されている。 (1) 担い手確保・経営強化支援事業(当初予算 60,000 千円) ①担い手確保・経営強化支援事業 農作物の輸出や低コスト化、品目転換、規模拡大等のチャレンジにより農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援する事業である。 具体的には、人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組んでいる地域等において、農作物の輸出等に向けた取組など意欲的な取組により、経営の発展を図ろうとする担い手が、融資を活用するなどして農業用機械・施設を導入する際、補助金を交付することにより、主体的な経営発展を支援するものである。 優先枠を設定しており、化石燃料・化学肥料の使用量の低減や、発展が著しいロボット、AI、IoT 等の技術を活用したスマート農業機械等の現場への導入を重点的に支援するものである。 (助成対象者) 以下のいずれかに該当するもの (ア) 人・農地プランに位置付けられた中心経営体(認定農業者、認定就農者又は集落営農組織に限る)、農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者 (イ) 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者 (配分上限額) (ア) 個人 1,500 万円、法人 3,000 万円(融資の活用が条件) (イ) 市町村が認める者 100 万円(融資の活用は不要)



② 農地利用効率化等支援交付金

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援する事業である。

(助成対象者)

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図るものとして市町村が認める者

(助成内容)

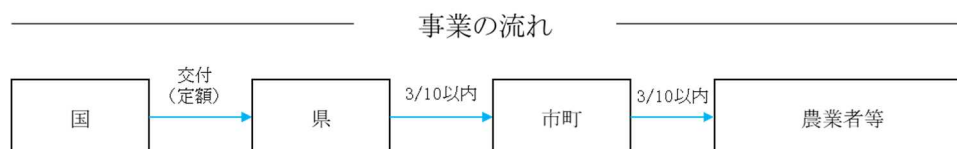
地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設(50 万円以上)

(補助率)

融資残額のうち事業費の 3/10 以内等

(補助上限)

300 万円(目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大等を目指す者については上限を 600 万円に引上げ)等



(2) 輝く！香川の農業女子応援事業(当初予算 1,705 千円)

女性農業者の確保・育成と地域での活躍の促進を図るため、資質向上やリーダー育成を進めるとともに女性グループの活動に対し支援を行う事業である。

(対象者)

女性農業者3名以上で構成される組織であり、以下の要件を満たすもの

(ア) 活動促進支援については 59 歳以下の農業者の占める割合が 50%以上であること

(イ) 新規設立支援については 49 歳以下の農業者の占める割合が 50%以上であること。
また、設立後1年以内又は年度内に設立が確実なこと

(補助率)

(ア)活動促進支援は、3分の2以内(上限5万円)

(イ)新規設立支援は、10 分の 10(上限 10 万円)

事業実績						
(1) 担い手確保・経営強化支援事業(決算額 14,820 千円)						
①担い手確保・経営強化支援事業						
No	市町	事業実施地区	助成対象者	事業内容	事業費 (千円)	補助金額 (千円)
1	高松市	国分寺・国分寺南部	(株)アンフィニ	トラクター 肥料散布機	7,612	4,460
2	三豊市	財田上	(有)アドバンス 農業	トラクター 畑かんロールカーセット	13,118	4,963
合計					20,730	9,423
②農地利用効率化等支援交付金						
No	市町	事業実施地区	助成対象者	事業内容	事業費 (千円)	補助金額 (千円)
1	三豊市	上高瀬	(株)つかさ	コンバイン	8,800	2,640
2	三豊市	辻	さんわ農夢(株)	トラクター 野菜掘取機	5,342	1,602
3	三豊市	麻	白川農場(株)	プレハブ冷蔵庫 プレハブ冷凍庫	4,235	1,155
合計					18,377	5,397
(2) 輝く！香川の農業女子応援事業(決算額 941 千円)						
女性農業者のリーダー育成とグループ活動を促進し、1グループの活動を支援した。						
県の各計画との関連						
● 香川県農業・農村基本計画						
I 担い手の確保・育成2担い手の育成・支援						
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)						
「6.4 多様なルートからの新規就農支援事業」と同様である。						
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
● 担い手育成・経営強化支援事業実施要綱 ● 担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱 ● 香川県農畜産業等交付金交付要綱 ● 香川県担い手確保・経営強化支援事業実施要領 ● 香川県補助金等交付規則 ● 女性農業者グループ活動支援事業実施要綱 ● 女性農業者グループ活動支援事業費補助金交付要綱						

6.5.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	141,555	135,385	61,705
補正予算額(増減)	△79,729	△84,240	△25,235
計:現年予算額	61,826	51,145	36,470

前年度明許繰越額	-	-	9,423
流用額	-	-	-
計:予算現額	61,826	51,145	45,893
決算額	60,865	40,297	15,761
翌年度明許繰越額	-	9,423	30,000
不用額	961	1,425	132

注:翌年度明許繰越は全て、上記の担い手確保・経営強化支援事業(国補・全額国費)に係るものである。本事業は国の補正予算に基づく事業であり、令和3年度補正までは翌年度に交付申請を行っていたため翌年度予算で対応していたが、令和4年度補正からは、年度内に国が交付決定まで行うことになったことから、年度内予算において交付申請し、明許繰越により翌年度着手を行っているため、明許繰越が発生している。

6.5.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	14,844	
需用費	369	
役務費	172	
その他	376	
合計	15,761	

6.5.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	14,967	
一般財源	794	
合計	15,761	

6.5.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の担い手確保・経営強化支援事業のうち、助成対象者(株)アンフィニに対する負担金、補助及び交付金 4,460 千円をサンプルとして以下の支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

(県と高松市) ・「担い手確保・経営強化支援計画の承認申請について」 ・「令和4年度香川県農畜産業等交付金(担い手確保・経営強化支援事)実績報告書(高松市→県)」 ・「令和4年度香川県農畜産業等交付金(担い手確保・経営強化支援事業)の額の確定について(県→高松市)」 ・「請求書(高松市→県)」 ・「支出命令書(県→高松市)」 (県と国) ・「令和4年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(担い手確保・経営強化支援事業)交付申請書(令和4年度補正)(県→国)」 ・「令和4年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(担い手確保・経営強化支援事業)の交付決定の通知について(国→県)」 ・「令和4年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(担い手確保・経営強化支援事業)実績報告書(令和4年度補正)(県→国)」 ・「領収済通知書(国→県)」

注:当該サンプルは、令和4年度補正予算繰越分であるため、一部令和4年度の資料も含まれている。

前述の輝く！香川の農業女子応援事業のうち、助成対象者(中讃農業女子ネットワーク)に対する負担金、補助及び交付金 24 千円をサンプルとして以下の支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

「令和5年度女性農業者グループ活動支援事業の実施計画書の承認申請について」(申請者)
「令和5年度助成農業者グループ活動支援事業の実施計画書の承認及び割当内示について」(県)
「令和5年度女性農業者グループ活動支援事業費補助金交付申請書」(申請者)
「令和5年度女性農業者グループ活動支援事業費補助金の交付決定について」(県)
「令和5年度女性農業者グループ活動支援事業費補助金遂行状況報告書について」(申請者)
「令和5年度女性農業者グループ活動支援事業費補助金実績報告書について」(申請者)
「現地調査報告書」(県)
「令和5年度女性農業者グループ活動支援事業竣工認定 竣工認定審査報告書」(県)
「令和5年度女性農業者グループ活動支援事業費補助金の額の確定について」(県)
「請求書」(申請者)
「支出命令書」(県)

6.5.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.6 法人化の推進体制整備事業

6.6.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農業経営課
現状と課題
「6.4 多様なルートからの新規就農支援事業」と同様である。
事業概要(当初予算)
農業の担い手の確保・育成のための事業は、「新規就農者等の確保」、「担い手の育成・支援」および「農業経営力の向上」の3つに分類される。 法人化の推進体制整備事業(当初予算 9,666 千円) 当該事業は、「農業経営力の向上」のための事業であり、農業経営者や就農希望者の法人化の推進体制整備事業であり、認定農業者である農業法人数の増加を促進するため、農業経営の法人化、円滑な経営継承等に関する経営相談、経営診断、巡回指導等の取組を支援するものである。 具体的には、農業経営者や就農希望者が香川県新規就農・農業経営相談センターに相談申込みを行うと、香川県新規就農・農業経営相談センターの専属スタッフが相談対応を行う。専属スタッフが専門家の派遣・相談を要すると判断した場合は、無料で専門家派遣が行われる。また、香川県新規就農・農業経営相談センターでは定期的なセミナーも開催する。
支援の流れ <pre> graph LR A[農業経営者 就農希望者] -- "申込(無料)" --> B[香川県新規就農 農業経営相談センター] B -- "専属スタッフ による支援" --> A B -- "必要に応じて 依頼" --> C[専門家 税理士・社会保険労務士] C -- "専門家派遣" --> A B -- "請負" --> D[伴走機関] D -- "助言" --> A </pre>
香川県新規就農・農業経営相談センターが支援する主な内容は以下となる。 ① 経営発展の段階に応じて直面する課題に対し、農業経営に関する相談体制を整備し、個々の経営状況や取り巻く環境に応じた適切な対策を提案することにより、農業経営の発展や継承を支援する。 ② 法人化と経営の効率化を促進するため、必要とされる労務管理や経営管理知識の研修や個別相談等を行い、経営マネジメント能力を高めるとともに、農業経営を安定させるた

め、関係機関と連携して、農業共済や収入保険制度など、リスク対策の普及等に取り組む。

- ③ 農業経営の発展に必要となる機械・施設の整備など、生産基盤の強化に向けた取組に対する支援を行うとともに、経営診断等の各種データを活用したPDCAサイクルを実践する経営者の育成等を通じて、農業経営の改善を図る。

(伴走機関)

No	機関・団体名	役割分担
1	市町(県内 17 市町)	支援対象者の掘り起こし、重点指導農業者の経営戦略の策定にあたっての助言等
2	(一社)香川県農業会議	経営相談、経営診断、経営戦略の策定にあたっての助言等
3	香川県農業協同組合	支援対象者の掘り起こし、重点指導農業者の経営戦略の策定にあたっての助言等
4	㈱日本政策金融公庫高松支社	同上
5	香川県産業支援財団	重点指導農業者の経営戦略の策定にあたっての助言等

(専門家)

No	専門家の分類	名簿人数 (令和6年1月時点)
1	税理士	25名
2	公認会計士	1名
3	社会保険労務士	3名
4	中小企業診断士	4名
5	司法書士	2名
6	弁護士	2名
7	大学教授	1名
8	農業法人経営者	2名
9	その他	5名

事業実績

法人化の推進体制整備事業(決算額 5,639 千円)

令和5年度の主な実績は以下のとおりである。成果実績は計画値 295 件に対し、実績 287 件と 97.2%の達成度となった。

(成果実績)

	目標項目	計画値	実績数
1	就農及び農業参入に関する相談対応者数	120 件	83 件
2	重点支援対象者の掘り起こし活動実施者数	100 件	120 件
3	重点支援対象者のうち伴走型支援実施者数	75 件	84 件
	① 農業経営の法人化	15 件	13 件
	② 農業経営の承継	15 件	4 件
	③ 新規就農者の定着促進	10 件	7 件
	④ 認定農業者における農業経営改善計画の目標達成	30 件	38 件
	⑤ その他経営改善に係る取組	5 件	22 件
	合計	295 件	287 件

(うち重点支援対象者※の選定実績)

No	分類	計画値	実績数
1	個人	45 件	48 件
2	法人	25 件	32 件
3	集落営農	5 件	4 件
合計		75 件	84 件

(重点支援対象者に対する支援チーム及び専門派遣実績)

No	分類	支援実績	うち 専門家派遣
1	個人	48 件	24 件
2	法人	32 件	14 件
3	集落営農	4 件	0 件
合計		84 件	38 件

※重点支援対象者:以下のいずれかに該当する者

- a 経営サポート専属スタッフが伴走型支援を行う必要があると認める農業経営者
- b 相談対応を行った農業経営者で伴走型支援を通じて課題解決を図る必要があると経営サポート専属スタッフが認める農業経営者
- c 市町村等が伴走型支援を行う必要があると認める新規就農者
- d 経営サポート専属スタッフが地域農業の活性化や地域社会の維持の観点から、今後の経営の展開・発展において伴走型支援を行う必要があると認める事業実施地域に農業参入をしようとする企業等(農業支援サービス事業者を含む。)又は新たに就農するための準備を進めている者

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
I 担い手の確保・育成 3 農業経営力の向上

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

「6.4 多様なルートからの新規就農支援事業」と同様である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要項
- 担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱

6.6.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	12,608	12,587	9,666
補正予算額(増減)	△1,846	△3,496	△3,594
計:現年予算額	10,762	9,091	6,072
前年度明許繰越額	-	-	-

流用額	-	-	-
計:予算現額	10,762	9,091	6,072
決算額	7,476	6,535	5,639
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	3,286	2,556	433

6.6.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	5,574	公益財団法人香川県農地機構への委託料
その他	65	印刷製本費など
合計	5,639	

6.6.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	5,583	
一般財源	56	
合計	5,639	

6.6.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして公益財団法人香川県農地機構への委託料5,574千円に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

閲覧資料等
・「御見積書」(機構) ・「執行伺書(令和5年度農業経営・就農サポート推進事業業務委託契約について)」(県) ・「令和5年度農業経営・就農サポート推進事業業務委託契約書」(両者) ・「委託業務検査調書」(県) ・「令和5年度農業経営・就農サポート推進事業業務委託の額の確定について」(県) ・「支出命令書」(県)

6.6.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.7 米麦食料自給力向上生産振興事業

6.7.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農業生産流通課
現状と課題
主食用米の面積は、近年、高齢化や米価の下落・資材高騰の影響もあって、毎年 400ha 規模で減少している。また、県産麦は、小麦、はだか麦ともに、近年の豊作基調に加え、新型コロナウイルスの影響による需要の減少もあり、供給が需要を上回るミスマッチの状況が続いている。 このような中、食料安全保障の観点から、米麦の更なる生産振興を図る必要があり、主食用米の収益向上と非主食用米への円滑な転換を推進し、水稻の収益向上・経営安定を図るとともに、実需者ニーズに対応した麦種・品種の導入を進め、米麦二毛作体系を促進し、水田の有効活用・持続的発展を図り、食料自給力向上につなげる必要がある。
事業概要(当初予算)
(1) 事業内容 県オリジナル品種の「おいでまい」や「さぬきの夢」を核として、需要に即した作付面積拡大、新品種の導入や収量・品質の向上、規模拡大や省力・効率化を図る農業機械の導入等により、米麦の生産振興と生産者の経営安定を図る。 ① 米麦収益向上事業 主食用米の多収性品種の実証・導入等による主食用米の収量向上、低コスト栽培モデルの確立による非主食用米への円滑な転換、実需者ニーズに対応した品種の導入による二毛作の推進により、米麦生産者の収益性向上を図る。 ② 「さぬきの夢」新品種導入促進事業 「さぬきの夢」新品種の生産体制を確立するとともに、小麦の品質を測定する機器の整備や実需者の評価を行うことにより、早期実用化・導入促進を図る。 ③ 生産力向上農業機械等整備事業 ・認定農業者等が取り組む米麦等の規模拡大、高品質化や省力化・効率化に必要な農業用機械の導入を支援 ・水稻、麦など主要農作物種子の高品質化や生産向上につながる営農用機械・器具の導入支援 ④ 水田麦産地生産性向上事業 「さぬきの夢」など県産麦について、国の補助金を活用して、団地化の推進、営農技術や機械・施設の新規導入により生産性向上を図る産地や農業者の取組を支援する。 ⑤ 県産米需要拡大推進事業 ・「おいでまい」を主体とした県産米の品質・食味の向上に対する支援

- ・県産米の購入促進キャンペーンの実施及び「おいでまい」の学校給食への利用促進
- ・県産米を使った中食向け新商品開発の支援や需要創出キャンペーンの実施
- ・県内外小売店舗、飲食店における取扱店登録の推進

⑥「さぬきの夢」利用拡大推進事業

「さぬきの夢」を利用していないうどん店などの実需者に、「さぬきの夢」を使ったうどんの試作支援を行うとともに、「さぬきの夢」うどん技能グランプリや製麺講習会の開催を通じて、「さぬきの夢」取扱店の登録店舗を増やして、「さぬきの夢」の利用拡大を図る。

事業実績

①米麦収益向上事業

(予算額:2,431 千円、補正予算額:2,207 千円、決算額:1,537 千円)

- ・多収性有望品種「にじのきらめき」の導入促進、高品質「おいでまい」の収量増加の取組として、展示ほ(肥料などの設計を県が行い、それに基づいて実際に生産者に小規模で栽培してもらう)の実施。
- ・非主食用米(飼料用米、加工用米等の)への転換支援として、ドローンによる播種などの試験の実施(非主食用の栽培にあたり、省力化の鍵となるため。)
- ・はだか麦の有望品種「ハルアカネ」の導入に係る技術の確立のための試作ほの実施。

②「さぬきの夢」新品種導入促進事業

(予算額:11,858 千円、補正予算額:11,855 千円、決算額:9,392 千円)

(ア) 生産体制確立事業(予算額:3,876 千円、決算額:1,412 千円)

- ・「さぬきの夢 2023」の実需者評価(工場製粉適性、製麺適性等)に必要な大規模試作ほ(5ha)の実施。
- ・採種農家への説明会の開催や、高位安定生産に向けた実証ほ等調査研究の実施
- ・品種登録の実施

(イ) 品質確認・保持のための測定機器導入事業(予算額:4,482 千円、決算額:4,482 千円)

実需者が望む品質確保に向け、麦類のたんぱく質含有率を高精度で測定できる機材を導入する事業

(ウ)早期実用化事業(予算額:3,500 千円、決算額:3,498 千円)

「さぬきの夢」推進協議会の決算概要及び事業内容は以下のとおりである。

(1)収入の部

(単位:千円)

区分	予算額 A	決算額 B	差引 B-A	説明
負担金	6,700	6,700	-	
県	3,350	3,350	-	
香川県農協	3,350	3,350	-	
その他		0	0	預金利息
計	6,700	6,700	0	

(2)支出の部

(単位:千円)

区分	予算額 A	決算額 B	差引 B-A	説明
生産現場での品質確保	1,055	717	▲ 338	

「さぬきの夢」の品質確保に向けた分析・調査	600	598	▲ 2	タンパク質含有率を主体とした分析・調査
指導関係者による先進事例調査	350	119	▲ 231	愛知県への調査
生産者への周知・指導資料の作成	105	-	▲ 105	
実需者評価の実施	1,790	1,550	▲ 240	
一次ユーザーによる製粉評価	200	7	▲ 193	■工場製粉の実施 ■製粉評価会の実施
二次ユーザーによる製麺等評価	1,590	1,543	▲ 47	■試食会の実施 ■サンプル提供による評価の実施 ■食味評価会の実施 ■知事表敬
消費者評価の実施	3,655	3,655	-	
大試食会による食味評価	2,155	2,155	-	「さぬきの夢 2023」を使用したうどんの大試食会の実施 開催場所:丸亀町グリーン 日時:11月18日、19日 参加人数:2000人
「さぬきの夢こだわり店」でのフェア	1,500	1,500	-	「さぬきの夢 2023」100%で作ったうどん食べて公募キャンペーンの実施 開催場所:さぬきの夢こだわり店 7店舗 日時:11月20日～12月3日 内容:(ア)こだわり店への「さぬきの夢 2023」の提供(イ)アンケートに答えて景品に応募する企画の実施
事務費	200	55	▲ 145	
次年度繰越金	-	723	723	
計	6,700	6,700	-	

出典:「さぬきの夢」推進協議会の令和5年度事業実績及び収支決算について

③生産力向上農業機械等整備事業

(予算額:25,600千円、補正予算額:25,600千円、決算額:24,239千円)

当該事業に関する補助金の内容は以下のとおりである。

補助率:3/10以内(上限額300万円)

・作付面積拡大タイプ

補助対象:100万円以上の農業用機械・機器及びその付属機器

50万円以上100万円未満の農業用機械・機器及びその付属機器

補助要件:事業実施2年後に作付面積を4ha以上拡大し、合計が概ね10haとなること

・複合経営タイプ

補助対象:1台あたり100万円以上。ICT技術等により省力化・効率化する機能が付加された農業用機械・器具

補助要件:事業実施2年後に作付面積を2ha以上拡大し、米麦等二毛作の作付面積比率30%以上

・高品質種子生産タイプ

補助対象:高品質化、生産性向上につながる営農機械・機器及びその附属機器
補助要件:主要農作物種子の作付面積を維持・拡大し、事業実施2年後には場合合格率90%以上であること

・「おいでまい」高品質化タイプ

補助対象:50 万円以上の高品質化、食味高位安定化につながる機器

補助要件:事業実施2年後に「おいでまい」作付面積を1ha 以上拡大し、合計が2ha 以上であること。1等比率 80%以上であること

また、補助金のタイプ別及び市町別の交付額推移が以下のとおりである。

(単位:千円)

内訳		交付額(円)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
タイプ	生産力向上農業機械等整備事業	14,990	12,037	24,239
	作付面積拡大タイプ	—	—	16,866
	複合経営タイプ	—	—	7,373
	楽・速農業機械等導入支援事業(注)	12,312	12,390	—
	計	27,302	24,427	24,239
市町別	さぬき市	780	1,818	—
	高松市	8,164	6,321	4,413
	まんのう町	3,769	3,699	4,541
	三木町	2,904	—	614
	綾川町	2,892	—	—
	丸亀市	—	3,941	—
	三豊市	5,793	2,421	13,186
	観音寺市	3,000	6,227	—
	琴平町	—	—	1,485
	計	27,302	24,427	24,239

注:令和4年度まで生産力向上農業機械等整備事業に含まれていた補助金事業のため、上記表では当該補助金も含めた推移を記載している。

④水田麦産地生産性向上事業

(予算額:196,000 千円、補正後: 25,332 千円、決算額:22,130 千円)

当該事業に関する補助金の内容は以下のとおりである。

・団地化の推進、先進的な営農技術の導入支援

(国補:麦・大豆生産技術向上事業)

- ① 団地化推進:団地化の推進(定額:50ha 未満 100 万円、50～150ha 200 万円、150ha 以上 300 万円)
- ② 営農技術導入:先進的な営農技術の導入(定額:上限 1.5 万円/10a)
- ③ 機械・施設導入:生産拡大に向けた機械・施設の導入等支援(補助率:1/2 以内)

・生産性向上に必要な施設・機械の導入支援

(国補:産地生産基盤パワーアップ事業)

補助率:1/2

また、補助金のタイプ別及び市町別の交付額推移が以下のとおりである。

(単位:千円)

内訳		交付額(円)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
	麦・大豆生産技術向上事業	12,777	92,064	4,747
	① 団地化推進	495	5,790	—

タイプ別	② 営農技術導入	-	4,814	-
	③ 機械・施設導入	12,282	81,460	4,747
	産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆機械導入対策)	-	-	17,383
	計	12,777	92,064	22,130
交付先別	M・S 麦作営農集団(高松市)	11,887	-	-
	多度津町地域農業再生協議会	890	-	-
	坂出・宇多津地域農業再生協議会	-	235	-
	観音寺市地域農業再生協議会	-	20,081	-
	さぬき市地域農業再生協議会	-	28,122	2,893
	東かがわ市地域農業再生協議会	-	7,652	12,245
	三豊市地域農業再生協議会	-	17,340	4,747
	綾川町地域農業再生協議会	-	12,733	2,245
	まんのう町地域農業再生協議会	-	5,902	-
	計	12,777	92,064	22,130

⑤県産米需要拡大推進事業

(予算額:5,617 千円、補正予算額:5,617 千円、決算額:5,598 千円)

「おいでまい」委員会の決算概要及び事業内容は以下のとおりである。

(1)収入の部

(単位:千円)

区分	予算額 A	決算額 B	差引 B-A	説明
負担金	11,574	11,574	-	
県	5,537	5,537	-	
香川県農業協同組合	5,037	5,037	-	
香川県農業協同組合農産加工センター	500	500	-	
株式会社四国ライス	400	400	-	
香川県食糧事業協同組合	100	100	-	
前年度繰越金	1,848	1,848	-	
その他	0	0	0	預金利息
計	13,422	13,422	0	

(2)支出の部

(単位:千円)

区分	予算額 A	決算額 B	差引 B-A	説明
全体	50	26	▲ 24	総会費用
生産振興チーム	2,362	658	▲ 1,704	■食味コンクールの開催の実施 ■展示ほ運営 ■栽培管理講習会等の実施費用
メディア戦略チーム	7,019	6,638	▲ 381	■イベントの実施(2 回) ■ラジオ・テレビによる PR(2 回) ■新聞・雑誌による PR(3 回) ■県広報による PR(4 回) ■HP、SNS による情報発信

販売戦略チーム	3,486	2,736	▲ 750	■プレゼントキャンペーンの実施 ■キャンペーン告知資材の作成 ■販促資材の作成・配布 ■学校給食助成・取扱店募集活動 ■「おいでまい」広め隊とのタイアップ企画の実施 ■県内イベントへのおいでまい提供
事務費	505	99	▲ 405	郵送料等
次年度繰越金	-	3,264	3,264	
計	13,422	13,422	-	

出典:「おいでまい」委員会の令和5年度事業実績及び収支計算について

⑥「さぬきの夢」利用拡大推進事業(予算額:1,700 千円、決算額:1,696 千円)

かがわ農産物流通消費推進協議会の決算概要及び事業内容は以下のとおりである。(当該事業は、かがわ農産物流通消費推進協議会が実施している事業の一部分の事業のため、当該事業に関連する部分のみ抜粋して記載している。)

(単位:千円)

区分	予算額 A	決算額 B	差引 B-A	説明
「さぬきの夢応援店」等の認証・登録・拡大	1,233	1,099	▲ 133	■「さぬきの夢」うどん提供店でのさぬき讃ベジタブルとのコラボ商品企画の実施(年に2回実施) ■「さぬきの夢」取扱店増加取組の実施(新規登録 10 店舗) ■「さぬきの夢」うどん技能グランプリの開催(出品点数 101 点) ■「さぬきの夢」うどん教室の開催(県内小学校4校で実施) ■県内小麦 100%で作るさぬきうどん製麺研修会の実施(研修会3回実施し、32 事業者 49 名が参加) ■「さぬきの夢」うどん店リーフレット作成

出典:かがわ農産物流通消費推進協議会の令和5年度事業実績及び収支計算について

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
Ⅱ 農産物の安定供給1農作物の生産振興

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
5	小麦「さぬきの夢」の作付面積	2,100ha	2,220ha	2,357ha	2,557ha	2,300ha
	達成状況	-	60.0%	128.5%	228.5%	-

遵守すべき(規制を受ける)法令等
● かがわの水田農業競争力強化対策事業実施要綱

6.7.2 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	46,487	231,675	243,206
補正予算額(増減)	5,589	△88,393	△170,895
計:現年予算額	52,076	143,282	72,311
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	52,076	143,282	72,311
決算額	47,996	124,050	64,592
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	4,080	19,232	7,719

6.7.3 決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
備品購入費	4,482	②「さぬきの夢」新品種導入促進事業イ品質確認・保持のための測定機器導入事業
負担金	10,120	②「さぬきの夢」推進協議会：3,350千円 ⑤「おいでまい」委員会：5,537千円 ⑥かがわ農産物流通消費推進協議会：1,233千円
補助金	47,517	③生産力向上農業機械等整備事業：24,239千円 ④水田麦産地生産性向上事業：22,130千円
その他	2,473	
合計	64,592	

6.7.4 決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	43,126	
繰入金	1,232	
一般財源	20,234	
合計	64,592	

6.7.5 検討した内容及び閲覧した資料等

①～⑥の事業に関連して、以下の資料を閲覧した。

閲覧資料等
①-⑥の事業 ■支出負担行為に至る一連の関連資料 ②ウの事業 ■「さぬきの夢」推進協議会令和6年度通常総会資料 ③の事業 ■実施状況報告書 ■成果目標未達事業者の改善計画

⑤の事業

■「おいでまい」委員会令和6年度通常総会資料

⑥の事業

■かがわ農産物流通消費推進協議会令和6年度通常総会資料

6.7.6 監査の結果及び意見

6.7.6.1 補助要件の達成が事業実施年度以降となる補助金の採択審査について(意見事項8)

(発見事項)

③生産力向上農業機械等整備事業は、認定農業者等が取り組む米麦等の規模拡大、高品質化や省力化・効率化に必要な農業用機械の導入や、主要農作物種子の高品質化や生産向上につながる営農用機械・器具の導入を県独自の補助金にて支援する事業であり、設備投資の結果、目標年度(事業実施年度の翌々年度)に各タイプ別に設定されている作付面積の拡大等の成果目標を達成することを補助要件としている。

しかしながら、作付面積を拡大するためには、農地を新たに借り受ける必要がある場合が多く、また、交付決定後に農地所有者と具体的な農地借受協議を行っても農地の借受けができないことがしばしば発生する現状があるにもかかわらず、補助金申請書には、農地の借受けに関する具体的な内容の記載を求めている。

(問題点)

事業実施年度の翌々年度末までの作付面積の拡大等の成果目標達成を補助要件としているが、補助金の交付は事業実施年度に行われることからすると、採択に際して補助要件でもあり、かつ、政策目的である成果目標の達成可能性を慎重に検討する必要があるところ、補助金申請時に重要事項である農地借受けの可否に係る具体的な内容の記載を求めていることは問題である。

補助金申請時に、農地借受けの達成可能性を合理的に判断できる程度の具体的な借受予定農地等の記載をもとめた上で、採択審査を行うことが望まれる。

(意見事項8)補助要件の達成が事業実施年度以降となる補助金の採択審査について

事業実施年度の翌々年度末までの作付面積の拡大等の成果目標達成を補助要件としているが、補助金の交付は事業実施年度に行われることからすると、補助要件でもあり、かつ、政策目的である成果目標の達成可能性を慎重に検討する必要があるところ、補助金申請時に重要事項である農地借受けの可否に係る具体的な記載を求めていることは問題である。

補助金申請時に、農地借受けの達成可能性を合理的に判断できる程度の具体的な借受予定農地等の記載をもとめた上で、採択審査を行うことが望まれる。

6.7.6.2 補助金事業の目標年度経過後の成果目標未達事業者に対する具体的なアクションプランの設定を踏まえたモニタリング機能の徹底について(意見事項9)

(発見事項)

③生産力向上農業機械等整備事業は、上記のとおり、目標年度(事業実施年度の翌々年度)に各タイプ別に設定されている補助金の成果目標を達成することを補助要件としている。

本県は、目標年度経過後に成果目標を達成していない事業者、「目標を達成できなかった原因及び問題点」、「改善計画及び方策」、「改善方策を実施するための推進体制」を記載の上、間接補助事業者である市町を通じて、改善計画を提出させている。

しかしながら、目標年度経過後2年以上成果目標を達成していない事業者の改善計画を閲覧したところ、成果目標が未達の状況が継続しているにもかかわらず、前年度の改善計画に記載された「改善計画及び方策」や「改善方策を推進するための推進体制」と全く同一の文言で提出されている改善計画が複数件発見された。加えて、その「改善計画及び方策」は具体性に欠けるものであった。

かがわの水田農業競争力強化対策事業事務の取扱い

18. 事業実施状況報告について

5) 改善の目処が立たないと判断される場合

2)により報告された改善計画については、達成するまでの間、毎年度、同様式により知事に報告するものとする。

そのうえで、改善の目処が立たないと判断される場合は、補助金の交付の決定に際して附した条件に基づく財産処分を検討するなど、それぞれの実態に応じた適切な処置を行うものとする。

ただし、目標達成率の低い理由が、自然災害など、事業実施主体の責に帰すべきものでないと認められる場合を除くものとする。

(問題点)

目標年度に成果目標を達成していないことは、補助要件を満たしていない状況であり、早急に対応を行う必要があるところ、各年度の報告書において具体性を欠く同一文言の改善方策等を受領していることはモニタリングが形骸化している可能性があり問題である。

政策目標でもある成果目標を達成させることが重要であるため、改善計画の記載様式を変更するなどし、成果目標に対して未達となっている要因及び課題の認識にとどまらず、課題解決のための具体的なアクションプランの設定まで要求するとともに、成果目標を達成させるために適切なモニタリング及び指導を実施することが望まれる。

(意見事項9)補助金事業の目標年度経過後の成果目標未達事業者に対するモニタリング機能の徹底について

③生産力向上農業機械等整備事業に関して、目標年度経過後に2年以上成果目標を達成していない事業者の改善計画を閲覧したところ、補助要件である成果目標が未達の状況が継続しているにもかかわらず、前年度の改善計画に記載された「改善計画及び方策」等と全く同一の文言で提出されている改善計画が複数件発見された。加えて、その「改善計画及び方策」は具体性に欠けるものであった。

目標年度に成果目標を達成していないことは、補助要件を満たしていない状況であり、早急に対応を行う必要があるところ、各年度の報告書において具体性を欠く同一文言の改善方策等を受領していることはモニタリングが形骸化している可能性があり問題である。

政策目標でもある成果目標を達成させることが重要であるため、改善計画の記載様式を変更するなどし、成果目標に対して未達となっている要因及び課題の認識にとどまらず、課題解決のための具体的なアクションプランの設定まで要求するとともに、成果目標を達成させるために適切なモニタリング及び指導を実施することが望まれる。

6.8 かがわ園芸産地生産力強化総合対策事業

6.8.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農業生産流通課
現状と課題
【野菜・果樹】 本県の園芸作物(野菜、果樹、花き)は、県の農業産出額 855 億円のうち 340 億円(40%)を占める主要な部門であり、水田裏作や転作としての露地野菜や花き、水田から転換した施設野菜・花き、傾斜地の畑作地帯における果樹などで多彩な品目が栽培されている。主な出荷先は京浜、京阪神、県内等で品目によって差はあるが、国内外の産地との競争に打ち勝つため安定供給や高品質化に努めている。全体的には担い手の高齢化に伴い生産量の減少が続いているが、農業生産法人等による規模拡大も進んでおり、継続して生産力の強化を推進する必要がある。 また、本県野菜産地を次世代につなぐため、初期投資の軽減等により若い農業者が安心して取り組める環境づくりや、近年の豪雨、台風等の多発と被害拡大を踏まえ、それらの被害を防止する内容を盛り込んだ計画を県において策定した上で、その計画の遂行に必要な災害被害を軽減する取組も必要である。 【花き】 花き生産者の高齢化などに加え、国内市場における花きの消費の低迷、輸入花き等の増加などにより、花きの栽培面積や花きの生産者はともに減少しており、生産額も約 26 億円(令和 2 年)と、この 10 年間で約4割減少している。 【盆栽】 本県は松盆栽生産全国一位の産地であり、EU 諸国や台湾などへ盛んに輸出されているが、国内需要は長期間にわたり低迷しており、海外への輸出の増加が課題となっている。また、産地の維持・活性化を図るために、後継者育成や生産基盤の強化、盆栽文化の普及・定着活動が重要となる。また、新たな課題として、米国向け黒松の輸出解禁が期待されており、盆栽を地域資源として捉え、盆栽振興の強化を推進する必要がある。
事業概要(当初予算)
先端技術や安定生産技術の導入を推進するとともに、省力・低コスト栽培体系の確立・普及を図るため、園芸作物の品質向上や規模拡大等に必要な機械・施設の整備に対し支援する。 (1) 事業内容 ① かがわ園芸産地強化支援事業 ・「さぬき讚フルーツ」や市場から需要の高いレタスやアスパラガスなどの基幹野菜等、本県のブランドとなる園芸品目の生産拡大に向けた先端技術や省力・低コスト栽培体系の普及促進

・「さぬき讃フルーツ」について、苗木植栽後の初期生育に必要な経費の一部を補助することによる、新規植栽や規模拡大の促進

② かがわ園芸産地生産力強化対策事業

- ・実需者ニーズに即した品質と量を安定的に供給する園芸産地を育成するため、省力・低コスト化施設、機械等の整備を支援
- ・産地生産基盤パワーアップ事業の補助対象外となっている施工費の一部を助成し、施設野菜の生産拡大を加速化
- ・土壌改良資材の投入により土壌物理性を改善し、高品質安定生産を図るための畑地化を支援

注：土壌物理性とは、土壌の硬さ、保水性、通気性等の土壌の物理的な性質をいい、植物の根が十分深く伸び、土壌中の養・水分を吸収し生長するためには、土壌が適湿で軟かく、通気・排水性が良く、より深い有効土層を確保する必要がある。

③ 産地生産基盤パワーアップ事業

農作業の効率化によるコスト削減や実需者ニーズに応じた生産など、収益性向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、栽培施設等の導入を支援する。

④ かがわ農福連携活動推進事業

農業を支える人材として、障害者が活躍できる機会を創出するため、農業者と障害者の相互理解の促進を図るとともに、農業の技術的な支援・指導を行う人材を育成する。

⑤ かがわ花き生産振興事業

花きの高品質・安定生産技術の導入を推進するとともに、研修会等を開催して、栽培技術や経営管理能力の向上を図る。

⑥ 次世代につなぐ生産基盤強化推進事業

標準的な栽培様式やハウスの規格を定め、作業の効率化や初期投資の軽減を図るとともに、その知識・技術の習得に必要な研修を実施する。

⑦ 園芸産地における事業継続強化事業

災害に強い産地を形成するため、講習会を開催し、事業継続計画の策定を支援するとともに、事業継続に必要な園芸用ハウスの補強等を支援する。

⑧ 盆栽産地基盤強化対策事業

- ・輸出向けとして需要の高い小型盆栽の苗木の早期養成技術の実証を実施
- ・デジタル技術等を活用した集出荷及び物流体制の効率化・省力化や、輸出先での指導を担う人材の育成を支援

事業実績

上記事業内容に記載した①～⑧までの事業に関する具体的な実績は以下のとおりである。

① かがわ園芸産地強化支援事業

（予算額：6,275 千円、補正予算：5,543 千円 決算額：4,518 千円）

（ア）主要園芸品目の安定生産（決算額：3,892 千円）

種類	実証の内容
	県オリジナル品種イチゴ「さぬき姫」の育苗に係る労力削減に向けた本圃増殖技術の確立

試験研究機関において開発した技術・品種の普及に向けた現地実証	県オリジナル品種カーネーション「ミニティアラ」、ラナンキュラス「てまり」シリーズ新品種の現地適応試験
	県オリジナルキウイフルーツの耐湿性台木を用いた安定生産技術の確立と普及
普及上支障となる課題の解決を図るための試験や調査	ニンニクではスポンジ球(不結球症状)の発生が問題となっているため、ほ場に被覆するマルチの色の違いによるスポンジ球発生の調査
	ビワでは新しい害虫であるビワキジラミの発生が問題となっているため、各地域のほ場でビワキジラミの発生活動を調査

- (イ) さぬき讚フルーツ植栽初期費用に対する支援(経営拡大事業)(決算額:622千円)
苗木の植栽後、初期生育に必要な土壌改良剤、被覆資材等に対する県独自の補助金を交付。
令和5年度の実績は、応募申請数1件、交付決定数1件であった。

② かがわ園芸産地生産力強化対策事業

(予算額:200,000千円、補正予算額:158,343千円、決算額:154,684千円)

補助金の種類及び内容は以下のとおりである。

(ア) 園芸産地生産力強化対策事業

A) 園芸産地体制強化事業

実需者等のニーズに対応した高品質で安定供給に向けた園芸作物の生産に必要な栽培施設・省力機械等の整備について補助金を交付。

B) さぬき讚フルーツ拡大支援事業(生産拡大事業)

さぬき讚フルーツの生産拡大を促進するために必要な施設整備について補助金を交付。

(イ) 施設園芸体質強化事業

施設園芸の生産体質強化のため、ハウスの機能増強、再生可能エネルギー及び品質の向上に必要な栽培施設・器具等の整備について補助金を交付。

(ウ) 施設野菜生産支援事業

産地生産基盤パワーアップ事業を活用して設置するビニール温室(パイプハウス)の施行に要する経費について補助金を交付。

(エ) 生産性を高める畑地化支援事業

高品質安定生産を図るための畑地化に要する土壌改良資材費について補助金を交付。

令和3年度から令和5年までの補助金種類別の交付実績は以下のとおりである。

(単位:千円、件)

区分	項目	R3年度	R4年度	R5年度
園芸産地体制強化事業	補助金交付額	70,486	62,333	29,792
	応募・交付件数	13	13	5
	補助金交付額	103,204	100,981	121,088

さめき讚フルーツ拡大 支援事業のうち生産拡 大事業	応募・交付件数	15	13	17
施設園芸体質強化事業	補助金交付額	186	-	-
	応募・交付件数	1	-	-
施設野菜生産支援事業	補助金交付額	16,700	9,026	-
	応募・交付件数	2	1	-
生産性を高める畑地化 支援事業	補助金交付額	3,775	3,615	3,804
	応募・交付件数	1	1	1

③ 産地生産基盤パワーアップ事業

(予算額:40,009 千円、補正予算額:0 千円、決算額:0 千円)

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定、計画実現に必要な農業機械のリース導入や集出荷施設の整備に係る経費等について国庫補助金を交付。

区分	項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
産地生産基盤パワー アップ事業	補助金交付額(単 位:千円)	11,870	16,881	-
	応募・交付件数	2	1	-

④ かがわ農福連携活動推進事業(予算額:345 千円、決算額:92 千円)

農林水産業の現場における障害者の雇用又は就労に関して、障害特性を踏まえた実践手法をアドバイスできる専門人材の育成を目的に、農業者、障害者就労施設担当者を対象として研修や作業体験会を実施する事業であり、具体的には以下の活動を実施している。

(ア) 農福連携技術研修

専門家を講師として、障害者就労支援施設の職員を中心に、障害者が農作業に従事するにあたっての留意事項を学ぶための研修会の開催。

(イ) 農作業支援方法現地研修

農業現場における実際の作業を見学し、農福連携コーディネーターを講師として、障害者就労支援施設担当者を中心に、障害者の特性に合わせた農作業支援方法についての研修会の開催。

⑤ かがわ花き生産振興事業(予算額:1,917 千円、決算額:1,540 千円)

品質の高い県産花きの安定した供給体制を確立するため、高品質化や安定生産に向けた技術確立や供給体制の充実など、花き産地・経営体の育成と発展を推進する事業であり、具体的には以下の活動を実施している。

(ア) 主要品目実証展示、花育活動等

■ 花き総合課題解決展示ほ実績

課題名	実施普及センター
ラナンキュラスの栽培土壌分析および施肥改善結果の事例調査	各普及センター
新規有利販売花き品目の探索	小豆
電照ギク用黄色輪ギクの新品種の検討	小豆

鉢花ユリ(ローズリリー)のわい化剤処理方法の検討	中讃
パンジーの生理障害の原因解明について	中讃
シクラメンにおける BA 処理による花芽形成促進についての調査	中讃
切り花用新規品目の探索	西讃
マーガレットの連作障害に対する土壌還元消毒の効果の検討	西讃

■花育実績

花育	普及セン ター	開催日	開催場所	開催 回数	参加 人数	内容
ラナンキュ ラス	中讃	R6 年 1 月 19 日	綾川町立 陶こども 園	1	39	・ラナンキュラスの栽培ほ場見学 ・ラナンキュラスを使ったフラワーア レンジメント体験
カーネーシ ョン		R5 年 6 月 1 日	綾川町立 山田こど も園	2	18	ミニティアラカーネーションを使った フラワーアレンジメント体験
		R6 年 2 月 8 日			28	・切花カーネーションのほ場見学 及び花摘み体験 ・ポットカーネーション植付け体験

(イ) 花き生産研修会、花き関係会議等の開催

会議・研修名	開催日	開催場所	参加人数	内容
令和5年度花き担当者会(第1回)	R5 年 5 月 17 日	香川県農業試験場会議室	19	・令和4年度 JA 取扱品目販売実績について ・令和5年度農業試験場試験計画について ・花き総合課題解決展示ほ場設置計画について ・令和5年度国補事業等について
令和5年度花き担当者会(第2回)	R6 年 3 月 15 日	香川県農業試験場会議室	17	・令和5年度 JA 取扱品目販売実績について ・令和5年度農業試験場試験結果について ・花き総合課題解決展示ほ場実績等について ・花育事業報告、利用促進対策事業報告 ・令和6年度花き関係予算の概要について
令和5年度花きセミナー	R6 年 1 月 18 日	香川県園芸総合センター2階研修室	47	・これからの花き生産に必要な栽培管理の基礎知識 ・2024 年問題に対応する花きの物流について ・かがわ花き流通効率化システムについて

(ウ) フラワーフェスティバル副賞代等

⑥ 次世代につながる生産基盤強化推進事業(予算額:2,510 千円、決算額:2,283 千円)

(ア) 栽培様式の標準化

品目ごとに異なる畝幅・畝高を統一化することにより、露地野菜における畝立て作業の効率化や資材コストの低減を図る活動を実施。

(イ) 産地を支える人材育成

農業用ハウスの自力施工と気候変動に自力で対応できる知識・技術の習得に必要な研修・講習会を実施。

⑦ 園芸産地における事業継続強化事業(予算額:3,595 千円、決算額:666 千円)

(ア) 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備
施設園芸の生産部会に啓発資料を配布するとともに、BCP 作成を支援するための講習会の開催

(イ) 園芸産地における事業継続計画の実践
ハウス災害被害防止対策講習会の開催

⑧ 盆栽産地基盤強化対策事業(予算額:2,247 千円、決算額:719 千円)

(ア) 輸出拡大対策
輸出向けの苗木の早期確保に向けた技術実証の実施、輸出や苗木養成のセミナーの開催

■実証検証

実証名	内容	実施場所	実施時期
早期の苗木確保のための実証	黒松苗のコンテナを利用した育苗方法の検討	高松市内現地(1 か所)	R5 年 5 月～3 月
現地での病害虫発生調査	マツコナカイガラムシ及びマメコガネの発生状況調査	高松市内現地(20 カ所)	R5 年 7 月 12 日、13 日
マメコガネ寄生再現試験	マメコガネの松への寄生及び加害状況の確認	県病害虫防除所	R5 年 8 月～9 月

■研修会

研修内容	研修内容	参加人数	実施時期
盆栽輸出研修会	令和6年度輸出用盆栽の栽培及び盆栽輸出に係る手続について	29 名	R6 年 3 月 18 日
小型盆栽勉強会	硬質ポットについて	14 名	R6 年 1 月 31 日

(イ) 輸出盆栽流通販売体制確立

デジタル技術等を活用した、集出荷及び物流体制の効率化・省力化につなげるための実証や、輸出後の製品ロスの軽減、輸出先での「高松盆栽」のブランド力の向上を担う人材(「高松盆栽輸出技術者」)の育成に対して県独自の補助金を交付。

A) デジタル技術を活用し、商品情報管理の一元化、効率化や、販売先へのリアルタイムでの輸送情報の配信等を実施し、輸出時の集出荷及び物流体制の効率化、省力化につなげるための実証

B) 盆栽の養生技術並びに「高松盆栽」の品質を維持するための技術指導のためのオンラインセミナーの実施やホームページによる技術紹介

C) 輸出技術者研修(香川県内での研修)

区分	項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
盆栽産地基盤強化対策事業実施	補助金交付額 (単位:千円)	6,389	2,267	362
	応募・交付件数	4	2	1

県の各計画との関連

①②③④⑥⑦事業に関する各計画との関連

● 香川県農業・農村基本計画

Ⅱ 農産物の安定供給1農産物の生産振興						
⑤事業に関する各計画との関連						
● 香川県花き振興計画 第3章 推進施策 1 花き生産振興						
⑧事業に関する各計画との関連						
● 香川県花き振興計画 第3章 推進施策 1 花き生産振興(4)輸出拡大に向けた基盤整備						
● 高松盆栽の郷基本構想						
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)						
①②③④⑥⑦事業に関する KPI						
● 香川県農業・農村基本計画						
No.	指標	現状 (R 元)	R3	R4	R5	目標 (R7)
6	県オリジナル品種 の作付面積 (野菜、果樹、花 き、オリーブ)	246ha	261ha	266ha	263ha	300ha
	達成状況	-	28%	37%	32%	-
⑤事業に関する KPI						
● 香川県花き振興計画						
No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
-	花き生産額 (百万円)	2,630	2,596	2,773	2,654	2,600
	達成状況	101%	99%	106%	102%	-
No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
-	オリジナル品種栽 培面積(ha)	2.3	2.4	2.4	2.5	2.8
	達成状況	82%	85%	85%	89%	-
⑧の事業に関する KPI						
● 香川県農業・農村基本計画、香川県花き振興計画						
No.	指標	R2	R3	R4	R5	目標 (R7)
-	盆栽輸出数量(本)	11,991	4,076	11,364	7,667	12,000
	達成状況	99%	33%	94%	64%	-
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
● 花き振興に関する法律						

6. 8. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	305,861	255,819	256,898
補正予算額(増減)	△73,060	△39,871	△87,034

計:現年予算額	232,801	215,948	169,864
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	232,801	215,948	169,864
決算額	222,029	203,642	164,502
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	10,772	12,306	5,362

6.8.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	155,688	主に②事業に関する補助金
需用費	4,965	
委託料	2,180	
その他	1,669	
合計	164,502	

6.8.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	758	
一般財源	163,744	
合計	164,502	

6.8.5 検討した内容及び閲覧した資料等

①～⑧の事業に関連して、以下の資料を閲覧した。

閲覧資料等
①-⑧の事業 ■支出負担行為に至る一連の関連資料(サンプルベース) ②の事業 ■実施状況報告書 ■成果目標未達事業者の改善計画

6.8.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.9 新品種・新技術の開発事業

6.9.1 事業の概要

所管課

農政水産部 農業試験場、農業経営課

現状と課題

国内外の産地間競争の激化、高齢化社会の到来による消費行動の変化、地球温暖化の進行、国際情勢の変動など、農業を取り巻く環境が大きく変化する中、本県農業の持続的発展を図る上で農業試験場の果たすべき役割の重要性は増しており、独創性の高いオリジナル品種の開発や次世代農業を展開するための新技術の開発等に切れ目なく取り組む必要がある。

しかしながら、県単研究費は増加傾向にあるものの、全体の研究費に占める県単研究費の割合は低いことから、競争的研究費などの外部資金を活用することにより、研究費の確保に努めている。

また、近年、ベテラン研究員の定年時期を迎えるとともに、若い研究員が増加しており、研究人材の育成が急務となっている。

● 研究費の推移

(単位:千円)

研究費の推移	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
県試験研究費合計	89,233	76,662	68,264	60,202	64,199	71,754
県単研究費	8,596	15,935	12,164	11,028	14,326	33,772
県単研究費割合	10%	21%	18%	18%	22%	47%

● 階級別研究人員数

(単位:人)

	場長・副場長 (技術)	所長・課長	主席研究員	主任研究員 (再任用含む)	技師・主任技師
農業試験場全体	2	9	18	16	16

● 年齢別試験研究所及び農業職人員数

(単位:人)

職種		20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	合計
農業試験場研究員	人員数	12	10	6	24	9	61
	比率	20%	16%	10%	39%	15%	1
農業職全体	人員数	49	35	25	122	28	259
	比率	19%	14%	10%	47%	11%	1

事業概要(当初予算)

(1) 事業内容

① 地球温暖化に対応した新品種開発事業 地球温暖化に対応した県オリジナル品種(水稲、イチゴ、カンキツなど)の開発を行う。 ② 土壌診断に基づくほ場管理技術開発事業 農作物の生産量及び品質の安定・向上を図るため、土壌の化学性や物理性に加え生物などの実態を把握し、収量・品質等との関係を解明することにより、新たなほ場管理技術を開発する。 ③ キウイフルーツ新品種の早期生産技術開発事業 キウイフルーツ新品種の早期普及・定着を図るため、品種特性の確認と、それに応じた栽培・貯蔵技術の確立を図る。 ④ 次世代の香川型施設園芸プラットフォーム開発事業 野菜、果樹などで、換気性能に優れる片屋根ハウスに高畝栽培や無人走行防除機の技術を組み合わせ、人と環境に優しい施設園芸の高収益生産体系を開発・実証する。 ⑤ 次世代の露地野菜高収益モデル確立事業 長期収穫が可能な露地栽培に適したアスパラガスや、米麦との二毛作体系に適したニンニクの栽培技術開発や系統選抜を実施する。 ⑥ DNAマーカーを用いたオリジナル品種開発加速化事業 DNAマーカー育種等の先端技術の開発、応用研究に取り組み、品種開発力の高度化や人材育成を推進する。
事業実績 ① 地球温暖化に対応した新品種開発事業 (予算額:2,272 千円、決算額:2,201 千円) 地球温暖化の影響により農作物の生育障害(品質低下)が発生しており、栽培技術だけでは限界があることから、特に温暖化の影響を受けやすい水稲、イチゴ、カンキツについて、高温耐性や病害抵抗性等に優れた形質を有するオリジナル品種・系統の開発に取り組んだ。 ● 水稲:高温耐性や病害抵抗性等の有用遺伝子をもつ系統の効率的な選抜試験を実施した。 ● イチゴ:温暖化に対応した高品質多収品種の選抜試験を実施した。 ● カンキツ:温暖化に対応した新品種の選抜試験を実施した。 ② 土壌診断に基づくほ場管理技術開発事業 (予算額:2,200 千円、決算額:2,200 千円) レタスと水稲の作付を中心とする 129 ほ場について調査し、土壌理化学性や気象、栽培履歴など土壌診断に係る項目を選定するとともに、慣行栽培と比べて減肥したほ場管理技術の試験を実施した。 ③ キウイフルーツ新品種の早期生産技術開発事業 (予算額:1,940 千円、決算額:1,940 千円) 食味と貯蔵性に優れた新品種の早期普及定着のため、県内7か所における現地適応性を調査するとともに、効果的な土壌改良技術の開発に取り組んだ。

④ 次世代の香川型施設園芸プラットフォーム開発事業 (予算額:17,266 千円、補正予算額:19,731 千円、決算額:19,731 千円) ミニトマト、イチゴ、ラナンキュラスなどについて、高畝方式の規格化に向けた栽培試験やハウス内環境の把握に関する試験を行った。また、市販の小型電動噴霧器に代わる無人走行防除機の開発に向けた試験を実施した。 ⑤ 次世代の露地野菜高収益モデル確立事業 (予算額:2,714 千円、決算額:2,714 千円) 周年栽培や米麦との輪作体系に適する露地野菜の栽培技術検討として、有機肥料を用いた露地アスパラガスの栽培試験やニンニクの病害防除に関する試験を行った。 ⑥ DNAマーカーを用いたオリジナル品種開発加速化事業 (予算額:4,364 千円、決算額:4,364 千円) ● 小麦:次世代「さめきの夢」の早期選抜技術の開発に向けて、麺色の経時変化に関するマーカーによる品種判別試験を行った。 ● 果樹:カンキツの育種加速化に向けて、花粉量の識別に関するマーカーの試験を行った。 ● 野菜:次世代アスパラガスの育種加速化に向けて、茎枯病に対する抵抗性を判別するマーカーの改良を行った。 ● オリーブ:高品質オイル用品種の開発に向け、オリーブ葉のゲノム DNA 抽出手法についての試験を行った。
県の各計画との関連
● 香川県農業・農村基本計画 Ⅱ 農産物の安定供給2新品種・新技術の開発
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)
当事業に直接紐づく KPI は設けられていない。しかし、消費者ニーズに即した競争力のある県オリジナル品種の開発や、気候変動に対応した高品質・安定生産技術、だれもが活用しやすい省力・低コスト化技術等の開発・実証を目標に事業に取り組んでいる。
遵守すべき(規制を受ける)法令等
● 特になし

6.9.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	18,830	18,476	30,756
補正予算額(増減)	△351	-	2,465
計:現年予算額	18,479	18,476	33,221
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	18,479	18,476	33,221
決算額	18,216	18,363	33,150

翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	263	113	71

6.9.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	14,423	主に各事業の研究資材費
委託料	17,239	主に④事業の NN ハウス建設に係る委託料
その他	1,488	
合計	33,150	

6.9.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	15,142	デジタル田園都市国家構想交付金
一般財源	18,008	
合計	33,150	

6.9.5 検討した内容及び閲覧した資料等

①～⑤の事業に関連して、以下の資料を閲覧した。また、課題として挙げられている「研究人材の育成」に関しても、その対応策についてヒアリングを実施し、その対応策の妥当性を検討した。検討の際に閲覧した資料は以下のとおりである。

閲覧資料等
①～⑤までの事業に関する研究内容まとめ資料(県提出資料) 香川県農業試験場 試験研究推進構想(2019年～2025年度) 香川県普及指導員等人材育成計画 令和5年度定期監査資料

6.9.6 監査の結果及び意見

6.9.6.1 備品登録の遅延について(意見事項10)

(発見事項)

令和5年度定期監査資料を閲覧したところ、園芸総合センターにて令和4年度(令和5年2月末)の修理において交換した湯沸器が令和5年度に備品登録されている事象が生じていた。当該登録漏れが翌年度に補正された要因は、農業試験場担当者が翌年度に入り登録漏れに気付いたが、総務事務集中課に相談したところ、電子システムにおいて令和4年度分の修正はできなかったため、令和5年度に速やかに修正したものであった。

当該事象の発生原因について確認したところ、当該湯沸器は既存の機器との取替による取得であったため、費目を需用費(修繕料)として支出していたことで備品登録対象候補から漏れてしまっ

たとのことであった。修繕料として計上していた要因は、最終的には取替になったものの、元々は既存の機器を修繕して使用する計画であったためとの回答であった。

なお、会計規則に基づき、備品照合検査は年2回実施しているが、検査の方法としては、過年度に登録されている備品については、備品一覧表をもとに現物と照合検査を実施しており、当事業年度に登録している備品については、備品一覧表との現物照合検査に加え、登録漏れの有無を当年度に支出した備品購入費のリストと照合して確認をしているとのことであった。

この点、通達では、備品登録に関して「備品購入費以外の工事請負費や委託料等の費目により整備した物品についても、その性質、形状を変えることなく比較的長期間（おおむね1年を超えるもの）の使用に耐えるもので、取得価格が50,000円以上であれば備品に該当するので、備品一覧表に登録すること。」との記載があるため、登録漏れの有無については備品購入費のリストだけでなく、その他の支出からも備品登録が必要な取引の有無を検証しなければならないが、担当者による認識が不足しており、登録漏れが生じていた。

（問題点）

備品登録の漏れが生じると、地方公共団体は所有する財産を正確に把握できず、同じものを重複して購入するなど、県費が不必要に支出される可能性が高まることや、備品が適切に管理されていないことで、紛失や盗難、不正使用が発生しやすくなり、資産の保護が不十分となることが問題である。

（意見事項10）備品登録の遅延について

令和5年度定期監査資料によると、園芸総合センターで令和4年度（令和5年2月末）の修理において交換した湯沸器が備品登録漏れとなり、翌年度に入って補正された。原因は、既存機器の修繕計画が取替に変更された影響で、費目が修繕料として支出されたため備品登録の候補から漏れたことにある。備品登録については、備品購入費以外の支出も含めて検証する必要があるが、担当者の認識不足により登録漏れが発生していた。

備品登録の漏れが生じると、財産を正確に把握できず、重複購入による県費の無駄遣いや、備品の紛失・盗難・不正使用が発生しやすくなり、資産の保護が不十分になるため、備品登録の漏れが生じないように備品登録の範囲を各部門の担当者に周知していくことが望まれる。

6.10 畜産収益力強化対策事業

6.10.1 事業の概要

所管課
農政水産部 畜産課
現状と課題
我が国の畜産・酪農は、TPP11 協定、日EU経済連携協定及び日米貿易協定の発効に続き、地域的な包括的経済連携協定(RCEP協定)について 15 カ国で署名が行われるなど、新たな国際環境の下で収益力や生産基盤の強化を図っていく必要がある。 そこで、平成 27 年から、国において TPP 等関連政策大綱に基づき、畜産経営の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った畜産経営の経営発展に向けた投資意欲を後押しするために、国の事業として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業が開始され、県内においても当該事業制度を活用し、畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等に必要な施設の整備を支援している。
事業概要(当初予算)
畜産を取り巻く情勢が厳しい中、規模拡大や新技術の導入による高品質化や生産コスト低減は不可欠となっているため、地域の収益性向上を目的とする畜産クラスター計画に基づいて行う中心的な畜産経営体の施設整備等を支援する。 (1) 事業内容 規模拡大等を図る畜産経営体の施設整備等を支援する。 具体的には、国の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において、県が市町、農業団体等に補助金を交付する事業である。 県は、施設整備に係る国の補助事業(畜産、酪農収益力強化整備等特別対策事業)の間接補助事業者として、本事業を整備し、市町に対して補助を実施している。 また、県は、畜産クラスター協議会の毎年の国への状況報告として実施されている畜産クラスター実態調査(フォローアップ)を実施している。 補助金の概要は以下のとおりである。 【事業実施者】 ・間接補助事業者:市町 ・事業実施主体:畜産クラスター協議会 ・取組主体:中心的経営者(畜産経営体等) 注:畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織(コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等)、畜産関連事業者(乳業者、食肉加工業者等)、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会

【補助対象経費】

・畜産関連の施設整備に要する経費

【補助率】

・1/2 以内

【目標年度及び成果目標】

・目標年度:事業実施年度の翌年度から5年を超えない範囲内

・成果目標:以下のいずれかを成果目標とする。

■大規模経営(外部支援組織を除き、正規雇用者数が常時6人以上の経営体)の場合

ア 販売額の 15%以上の増加

イ 生産コストの 15%以上の削減

ウ 農業所得又は営業利益の 15%以上の増加

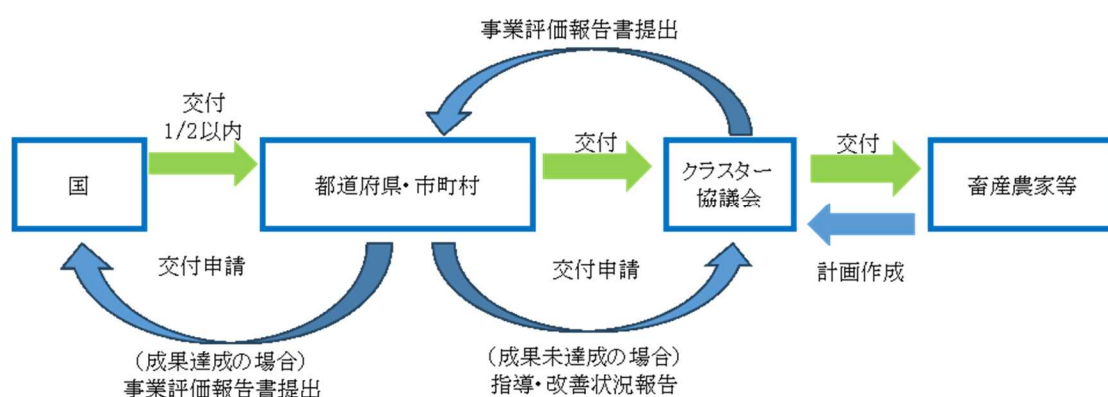
■中小規模経営(大規模経営以外の経営体をいう。)の場合

ア 販売額の 10%以上の増加

イ 生産コストの 10%以上の削減

ウ 農業所得又は営業利益の 10%以上の増加

【補助金事業の流れ】



事業実績

令和5年度の決算額は以下のとおりである。

令和5年度:213 千円

新規の補助事業の発生はなく、フォローアップ実施経費のみ発生

令和4年度(明許繰越):46,075 千円

新型コロナウイルスの影響により物資の到着が遅れたため発生。

なお、過年度の採択一覧は以下のとおりである。

事業実施年度	事業実施市町	事業実施主体名	整備内容	総事業費 (単位:千円)	補助額 (単位:千円)
H26~27	観音寺市	JA 香川県フードサービス畜産クラスター協議会	洗卵選別包装設備	81,000	37,500

	H27～28	高松市	香川地域高品質牛乳生産協議会	搾乳牛舎	215,611	99,820
	H28～29	観音寺市	讃岐牛・オリーブ牛振興会	牛舎	22,046	10,206
	H28～29	高松市	讃岐牛・オリーブ牛振興会	牛舎	114,372	52,950
	H28～29	観音寺市	讃岐牛・オリーブ牛振興会	牛舎	72,468	33,550
	H28～29	綾川町	オリーブ豚振興会	豚舎	70,200	32,500
	H28	まんのう町	まんのう町畜産クラスター協議会	堆肥舎設備	23,008	10,652
	H28	まんのう町	まんのう町畜産クラスター協議会	堆肥舎設備	41,594	19,257
	H28	さぬき市	さぬき市WCS活用酪農協議会	搾乳施設	45,662	21,140
	H28～29	高松市	香川地域高品質牛乳生産協議会	搾乳施設	181,437	79,040
	H30	高松市	香川地域高品質牛乳生産協議会	育成牛舎 堆肥調整保管庫	246,249	113,342
	R4～5	東かがわ市	東讃畜産クラスター協議会	肥育牛舎、 副資材保管施設、管理棟	128,189	47,725
県の各計画との関連						
- 香川県農業・農村基本計画 Ⅱ 農産物の安定供給1農産物の生産振興						
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI（達成状況含む）						
当事業単独の KPI は設けられていない。一方で、当事業が含まれる「かがわオリーブ畜産プロジェクト等事業」全体としては、以下の KPI を設けている。 香川県農業・農村基本計画						
No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
10	和牛繁殖雌牛頭数	1,720 頭	1,790 頭	1,760 頭	1,760 頭	1,760 頭
	達成状況	-	175%	100%	100%	-
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
畜産競争力強化対策整備事業実施要綱						

6. 10. 2 予算現額と決算額の推移

(単位: 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	30,245	110,245	50,213
補正予算額(増減)	△30,000	△62,275	△50,000
計: 現年予算額	245	47,970	213
前年度明許繰越額	-	-	46,075
流用額	-	-	-
計: 予算現額	245	47,970	46,288
決算額	185	1,892	46,280
翌年度明許繰越額	-	46,075	-
不用額	60	3	8

注: 令和4年度明許繰越は、令和4年度に予定していた補助事業に係る物資が、新型コロナウイルスの影響で期日までに届かなかったため発生している。令和5年度に当該補助事業は事業化している。

6. 10. 3 決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
需用費	201	現年分
使用料及び賃借料	4	現年分
補助金	46,075	明許繰越分
合計	46,280	

6. 10. 4 決算額の財源内訳

(単位: 千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	46,075	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
一般財源	205	
合計	46,280	

6. 10. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

県の担当者に事業の目的、概要、具体的な活動内容等についてヒアリング及び資料の閲覧を実施した。

6. 10. 6 監査の結果及び意見

6.10.6.1 改善状況報告の具体的な改善策の記載について(意見事項 11)

(発見事項)

目標年度以降において成果目標が未達となっている A 協議会の令和3年度から令和5年度に提出されている成果報告書を閲覧したところ、成果目標未達の状況が継続しているにもかかわらず、各年度の報告書に記載されている「改善方策」に関する記載内容が同一の文言であり、その内容は「県、JA等関係機関指導の下、成牛、育成牛の死廃事故等の防止に努めることで、成牛頭数と生乳生産量を増加させる。」と記載されているのみであった。

畜産競争力強化対策整備事業実施要綱

第8 事業成果の報告等

1 事業実施主体は、本事業の終了年度の翌年度から事業実施後の効果を把握する年度の前年度までの間、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業成果報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

2 1の報告を受けた都道府県知事は、当該事業成果報告書の内容を確認・点検し、生産局長が別に定めるところにより地方農政局長等に報告するものとする。なお、都道府県知事による確認等の結果、成果目標又は事業実施後の効果の発現が遅延していると判断した場合は、事業実施主体に対して必要な措置を講じるものとし、その内容について併せて地方農政局長等に報告するものとする。

畜産競争力強化対策整備事業実施要領

第 11 事業の評価

2 実施要綱第9の2の指導は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標又は事業実施後の効果が不十分と判断された場合に実施するものとし、都道府県知事及び市町村長を通じて、事業実施主体に対し、成果目標又は事業実施後の効果の達成に必要な指導を行い、成果目標又は事業実施後の効果が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

(問題点)

本県の見解は、成果目標未達の要因が疾病による死亡頭数の増加であることから、衛生管理の徹底を図ることが対策となり、結果的に各年同一の記載になり、また、本県担当者は、畜産農家等を随時訪問し指導等を行っており、成果目標の達成率も進捗しているため当該文言でも支障がないと判断した、とのことであった。

しかしながら、改善状況を報告させる趣旨は、目標年度以降において成果目標を達成できていない事業者に、その年度に成果目標達成のために具体的にどのようなことを行い、その結果を受けて今後具体的にどのような改善策を実施する方針であるかを報告させることで、PDCA サイクルが適切に稼働しているか否か評価するためのものであり、その評価に際して、監査委員等の第三者でもその適正性を評価できる具体性を備えている必要があることからすると、「県、JA等関係機関指導の下、成牛、育成牛の死廃事故等の防止に努めることで、成牛頭数と生乳生産量を増加させる。」との改善策でPDCA サイクルが適切に稼働できると判断できるものではなく、現状の報告内容は不十分であり問題である。

(意見事項 11)改善状況報告の具体的な改善策の記載について

目標年度以降において成果目標が未達となっているA協議会の令和3年度から令和5年度に提出されている成果報告書を閲覧したところ、成果目標未達の状況が継続しているにもかかわらず、各年度の報告書に記載されている「改善方策」に関する記載内容が同一の文言であり、その「改善方策」は具体性に欠けるものであった。

改善報告は、成果目標を達成していない事業者のPDCAサイクルが適切に稼働しているか否か評価するためのものであり、その評価に際して、監査委員等の第三者でもその適正性を評価できる具体性を備えている必要があることからすると、その年度の具体的な実施内容とそれを受けた具体的な改善策を報告させることが望まれる。

6.11 環境にやさしい農業推進事業

6.11.1 事業の概要

所管課			
農政水産部 農業経営課			
現状と課題			
農業は、食料の供給という重要な役割を担っており、農産物の品質確保と安定供給のためには、化学的に合成された肥料や農薬(以下「化学肥料」「化学農薬」という。)の適正な使用は必要であるが、過度な依存によって、河川や地下水等の水質や生態系への負荷が懸念されている。農業は、本来、環境との調和を基本とした産業であり、県土や環境の保全といった多面的な機能を将来にわたって発揮していくためには、有機性資源を有効に利用した土づくりを基本に、化学肥料や化学農薬に過度に頼らない、環境の負荷に配慮した農業が求められている。 このような状況の中、本県でも持続可能な生産活動を維持していくため、温室効果ガスの削減や化学農薬・化学肥料の使用低減など、環境への負荷を低減する「環境にやさしい農業」を積極的に進めていく必要がある。			
事業概要(当初予算)			
農業における温室効果ガスの削減、化学農薬・化学肥料の使用低減、有機農業など、環境にやさしい農業の普及・拡大を図るため、産地に適した環境負荷低減技術と省力化技術を組み合わせ合わせた栽培体系の実証・導入を推進するとともに、有機農業に転換する農業者への支援、土壌測定診断に基づく施肥の改善指導、有機性資源となる家畜ふん堆肥の有効活用に向けた情報の収集・提供、農業経営課土壌測定診断室の診断効率向上のための機器整備等を行う。			
(1)事業内容			
① 環境にやさしい農業推進事業(32,649 千円)			
みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓等を促進させ、取組の「見える化」など関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援する事業である。 具体的には下記事業内容に対する取組に対して交付金を交付する事業である。			
交付金の種類	事業の種類	事業内容	交付率
みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 (令和4年度補正予算)	①グリーンな栽培体系への転換サポート	土壌診断等による化学肥料の低減・スマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換、消費者理解の醸成等を支援。	定額 ※スマート農業機械等導入は2分の1以内
	②有機農業産地づくり推進緊急対策事業	地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりを支援。	定額 ※機械リースについては2分の1以内

	③有機転換推進事業	新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機農業の生産を開始するために必要な経費を支援。	定額
みどりの食料システム戦略推進交付金(令和5年度予算)	④推進体制整備	地方公共団体が、農林漁業者、事業者、大学・研究機関やシンクタンク等と連携して行う基本計画の作成、点検・改善に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保等を支援。	定額

② 環境と調和した土づくり推進事業(7,218 千円)

土壌測定診断の実施や診断結果に基づく施肥の改善指導、良質な堆肥づくりの推進と堆肥の有効活用に向けた情報の収集や提供等を行う。

③ 土壌診断効率化推進事業(2,822 千円)

肥料価格が高騰し、施肥量低減のための土壌測定診断ニーズが高まる中、土壌測定診断室の分析機器等の整備を行い、診断効率の向上を図る。

事業実績

① 環境にやさしい農業推進事業

(予算額:32,649 千円、補正予算額:20,512 千円、決算額:19,032 千円)

令和5年度の交付金の実績は以下のとおりである。(国からの交付金ベースでの記載であるため、香川県も実施対象者に含めて記載している。香川県への交付金額は、決算額としては、交付金以外(主に負担金、委託料等)の費目で計上されている。)

(単位:千円)

交付金の種類	事業の種類	事業実施者	交付額
みどりの食料システム戦略緊急対策交付金	有機農業産地づくり推進緊急対策事業_3.展開・普及の促進	香川県	330
	有機農業産地づくり推進緊急対策事業_1. 有機農業実施計画の策定	三豊市	1,928
	有機転換推進事業推進事務_2.推進事務	高松市	48
		丸亀市	50
		綾川市	40
	グリーンな栽培体系への転換サポート	各協議会	14,267
みどりの食料システム戦略推進交付金	推進体制整備_1. みどりの食料システム基本計画の作成、点検・改善、情報発信	香川県	1,156
	推進体制整備_2.有機農業指導員等の育成・確保	香川県	1,023

また、グリーンな栽培体系への転換サポートの内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

No	事業実施主体	取組概要			交付金額
		品目	環境にやさしい技術	省力化に資する技術	
1	東讃農業改良普及協議会	アスパラガス	赤色防虫ネットによる害虫の侵入抑制、生分解性資材(立茎株倒伏防止ネット)と立茎株残渣の堆肥化、防蛾灯の設置による害虫侵入抑制	日射制御型自動灌水装置、ドローンを用いた遮光剤散布、防蛾灯の設置	710

2		パセリ	赤色防虫ネットによる害虫の侵入抑制、有機質肥料の利用、土壌分析に基づく適正施肥、土壌還元消毒等総合的な病害虫対策	日射制御型自動灌水装置、高温期の間引き作業の省力化	2,056
③		ブロッコリー、レタス	緑肥や鶏フンの利用、土壌分析に基づく適正施肥、長期残効型薬剤のセルトレイ処理	ドローンによる農薬散布、長期残効型薬剤のセルトレイ処理	1,561
4		イチゴ	紫外光照射による病害抑制、ハダニ天敵バンカーシートの利用、微生物農薬による病害防除	紫外光照射、ハダニ天敵バンカーシート、微生物農薬のダクト内処理	63
⑤	香川県中讃農業改良普及協議会	水稻	牛ふん堆肥の利用、ドローンセンシングによる穂肥診断に基づく適正施肥、自動抑草ロボットによる雑草の発生抑制	ドローンによるセンシング、自動抑草ロボット	499
⑥		ニンジン、タマネギ	緑肥及び堆肥の利用、土壌分析の実施、太陽熱消毒による病害虫・雑草防除	太陽熱消毒、点播(ニンジン)、直播種(タマネギ)、生産工程に関するデータ管理アプリケーションの利用	1,267
7	香川県西讃地区環境にやさしい農業協議会	花き	土壌還元消毒、微生物農薬による病害防除、土壌分析に基づく適正施肥、電照用電球のLED化、環境モニタリングシステムの利用	土壌還元消毒、微生物農薬のダクト内処理、環境モニタリングシステム	2,808
8		イチゴ	紫外光照射による病害抑制、電照用電球のLED化	紫外光照射	75
9	小豆島いちご総合防除協議会	イチゴ	紫外光照射による病害抑制、ハダニ天敵バンカーシートの利用、光反射シートによる害虫の侵入抑制	紫外光照射、ハダニ天敵バンカーシート、光反射シート	20
10	さぬき米生産推進チーム	水稻	堆肥の利用、麦わら腐熟促進資材の施用、浅水代かき(プラスチック被膜肥料の流出防止)、中干しの延長等	ドローンによる防除・施肥、水位センサーによるモニタリング	535
11	さぬき有機の里グリーンプロジェクト	ニンニク	緑肥や堆肥、有機質肥料の利用、バイオ炭の利用(土壌の物理性改善)、除草シートによる雑草抑制	ニンニク植付機の利用、除草シート	555
12	香川県グリーン農業コンソーシアム	ブロッコリー、キャベツ、ナバナ	人工知能による圃場の発病ポテンシャル診断・対策支援システムによる土壌病害管理、長期残効型薬剤のセルトレイ処理、土壌酸度矯正資材による病害防除	人工知能による圃場の発病ポテンシャル診断・対策支援システム、長期残効型薬剤のセルトレイ処理	930
13		ミニトマト、コマツナ、ミズナ	堆肥や有機質肥料の利用、フェロモントラップによる発生予察、除草シートによる雑草抑制	ラジコン草刈機、野菜播種機、除草シート	299

14	キウイフルーツ	土壌診断に基づく適正施肥、バイオ炭(剪定枝等)の利用(土壌の物理性改善)	無人散布機による農薬散布	933
⑮	アスパラガス	土壌診断に基づく適正施肥	緩効性肥料等の活用による追肥回数の削減	1,120
⑯	イチゴ	排液診断に基づく効率的な施肥、環境モニタリングとAIによる病害感染予測、微生物農薬による病害防除	環境モニタリングとAIによる病害感染予測、微生物農薬による病害防除	836
計				14,267

注:○数字の取組は令和5年度からの新規課題

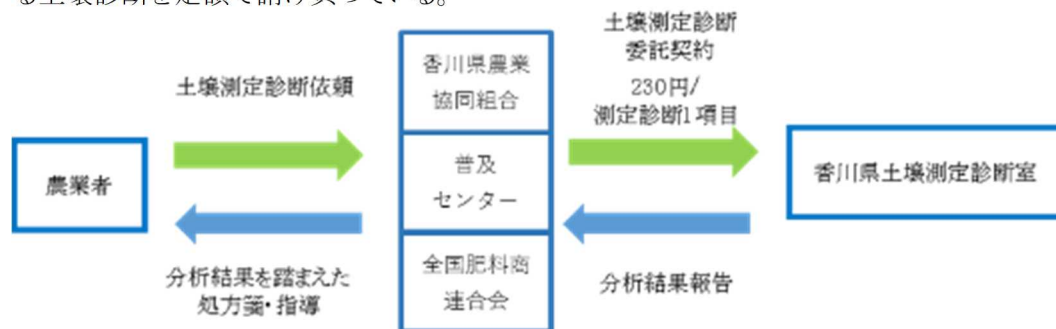
その他、上記事業には、ブロッコリー及びキュウリへの「総合防除技術の確立」事業に関する実証経費 191 千円が発生している。

② 環境と調和した土づくり推進事業

(予算額:7,218 千円、補正予算額:3,120 千円、決算額:1,774 千円)

基本的な土壌測定診断の流れは以下のとおりである。

なお、下記以外に香川県施肥合理化協会から、麦、大豆、水稻の施肥に関する研究に係る土壌診断を定額で請け負っている。



土壌測定診断業務に係る節別内訳及び諸収入内訳は以下のとおりである

(単位:千円)

節別内訳	決算額
旅費	142
需要費	1,527
役務費	103
使用料及び賃借料	2
計	1,774

(単位:千円)

諸収入内訳	金額
香川県農業協同組合	2,778
香川県施肥合理化協会(麦)	44
香川県施肥合理化協会(大豆)	16
香川県施肥合理化協会(水稻)	55
計	2,894

また、香川県土壌測定診断室にて実施している土壌測定診断の分析点数及び項目数の実績は以下のとおりで推移している。

(単位:件)								
内訳	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
分析点数	863	883	1,163	979	1,352	1,081	1,218	1,317
分析項目数	7,203	7,471	9,988	8,476	12,965	9,728	11,220	11,582

③ 土壌診断効率化推進事業
(予算額:2,822 千円、補正予算額:2,822 千円、決算額:2,822 千円)
診断効率の向上を図るため、土壌測定診断室の分析機器及び消耗品を購入している。
節別内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

節別内訳	決算額
需用費(消耗品費)	851
公有財産購入費	1,970
計	2,822

公有財産購入費の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

内訳	金額
卓上遠心機	317
オートクレープ(高圧蒸気滅菌器)	344
薬用冷蔵ショーケース	401
振とう機 シェーカー	179
ニューダストアウトドライ(乾燥台/乾燥棚)	170
コンポテスター 堆肥熟度判定器	556
計	1,970

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
II 農産物の安定供給4環境に配慮した農業の推進

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

① の事業について
環境にやさしい農業推進事業は、国が補助事業として措置し、県等の実施主体が取り組む補助事業の県予算上の事業群となるため、本事業にて設定しているKPIはなしとのこと。

②③の事業について

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
12	精密な土壌測定 診断件数(累計)	5,240 件 (H28～R2)	1,081 件	2,299 件	3,616 件	6,500 件
	達成状況	－	16.6%	35.4%	55.6%	－

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 「みどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)」
- 「有機農業の推進に関する法律」

6. 11. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	10,302	39,789	42,689
補正予算額(増減)	△2,408	△9,983	△16,235
計:現年予算額	7,894	29,806	26,454
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	7,894	29,806	26,454
決算額	7,877	29,207	23,628
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	17	599	2,826

注:令和4年度以降当初予算が増加している要因は、①環境にやさしい農業推進事業が令和4年度から開始されている事業であるため。

6. 11. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	17,356	
需用費	2,871	
備品購入費	1,970	
委託料	880	
その他	551	
合計	23,628	

6. 11. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	20,272	
諸収入	2,894	
一般財源	462	
合計	23,628	

6. 11. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

県の担当者に事業の目的、概要、具体的な活動内容等についてヒアリング及び資料の閲覧を実施した。

6. 11. 6 監査の結果及び意見

6.11.6.1 印紙の貼付漏れについて(意見事項 12)

(発見事項)

② 環境と調和した土づくり推進事業において、全国肥料商連合会香川県部会との土壌測定診断業務委託契約書を閲覧したところ、印紙の貼付がなされていない状況であった。この点につい

て、本県の担当者は、契約相手方の会社形態が一般社団法人であり、非営利法人に該当することから、印紙の貼付は不要と判断した、とのことであった。

しかし、印紙税法上では、契約内容が請負契約に該当する場合、契約相手の会社形態(株式会社、合同会社、一般社団法人など)に関係なく、印紙税の課税対象となるとされている。今回の契約内容は、土壌測定の結果を「土壌測定診断実績報告書」として納品することを目的としており、これは請負契約に該当すると考えられる。

(問題点)

当該契約書については印紙税の課税文書に該当し、本来収入印紙を貼付する必要がある。契約先へ貼付を促すことが望まれる。

(意見事項 12) 印紙の貼付漏れについて

② 環境と調和した土づくり推進事業にて、全国肥料商連合会香川県部会との土壌測定診断業務委託契約書を閲覧したところ、印紙の貼付がなされていない状況であった。この点について、本県の担当者は、契約相手方の会社形態が一般社団法人であり、非営利法人に該当することから、印紙の貼付は不要と判断した、とのことであった。

しかし、印紙税法上では、契約内容が請負契約に該当する場合、契約相手の会社形態(株式会社、合同会社、一般社団法人など)に関係なく、印紙税の課税対象となるとされている。今回の契約内容は、土壌測定の結果を「土壌測定診断実績報告書」として納品することを目的としており、これは請負契約に該当すると考えられる。そのため、当該契約書については印紙税の課税対象であり、印紙を貼付する必要があると判断される。

本来収入印紙を貼付する必要がある、契約先へ貼付を促すことが望まれる。

6.11.6.2 土壌測定実績が極めて少ない契約に関する今後の契約の要否について(意見事項 13)

(発見事項)

② 環境と調和した土づくり推進事業にて、全国肥料商連合会香川県部会との土壌測定診断業務委託契約について、令和5年度の利用実績がゼロであったため、契約締結開始時から令和5年までに利用実績を確認したところ以下のように極めて利用頻度が少ない状況が継続していたが、継続して契約を締結している状況であった。

R2	R3	R4	R5
依頼なし	1 件	依頼なし	依頼なし

(問題点)

過去の実績から利用が見込めない契約については、契約締結までの事務コストが相対的に高くなる可能性があり、県の効率的な事業運営の妨げになる可能性があるため問題である。

(意見事項 13) 土壌測定実績が極めて少ない契約に関する今後の契約の要否について

② 環境と調和した土づくり推進事業において、全国肥料商連合会香川県部会との土壌測定診断業務委託契約について、令和5年度の利用実績がゼロであったため、契約締結開始時から令和5年までに利用実績を確認したところ極めて利用頻度が少ない状況であったが、毎年継続して契約を締結している状況であった。

過去の実績から利用が見込めない契約については、契約締結までの事務コストが相対的に高くなる可能性があり、県の効率的な事業運営の妨げになる可能性があるため翌年度以降の契約締結の要否を検討することが望まれる。

6.11.6.3 国費負担可能であった事業経費の一部に関する県費負担の発生について(意見事項 14)

(発見事項)

①環境にやさしい農業推進事業にて、香川県グリーン農業コンソーシアムが実施するグリーンな栽培体系への転換サポート事業(グリーンな栽培体系の検討、対象作物:ブロッコリー、キャベツ、ナバナ)に関する県への実績報告書を閲覧したところ、事業経費の一部(27,500 円)の負担区分が県費として報告されていた。

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱では、グリーンな栽培体系への転換サポート事業(グリーンな栽培体系の検討)の補助率は、事業経費に対して定額で交付される規定のため、事業経費は全額国費負担されるべきものと考えられる。

この点、県費負担が発生した要因を県の担当者にヒアリングしたところ、2024 年2月の段階で当初申請していた交付額からの減額が見込まれたため、交付要綱に基づき、国に対し減額の変更承認申請を行ったものの、農業試験場との連携不足により、変更承認申請に含めるべき経費の一部に漏れが生じたことが要因であった。また、県費負担が生じたため、国に対して再度変更申請を実施したものの、変更申請は認められず最終的に県費負担が確定したとこのことであった。

(問題点)

国費負担が可能であった事業経費の一部が、事業所間の連携不足により県費負担となった結果、本来他の事業で実施を予定していた予算を使用せざるを得なくなるため、たとえ当該県費負担額が少額であったとしても、予算の効率性の観点から問題である。

(意見事項 14) 国費負担可能であった事業経費の一部に関する県費負担の発生について

国費負担が可能であった事業経費の一部が事業所間の連携不足により県費負担となった結果、本来他の事業で実施を予定していた予算を使用せざるを得なくなり、予算の効率性の観点から問題が生じている。そのため、国に提出する申請書については、提出前に再度各関係事業所への確認を実施することが望まれる。

6.12 農産物ブランド力強化事業

6.12.1 事業の概要

所管課																																			
農政水産部 農業生産流通課																																			
現状と課題																																			
① 県産米需要拡大推進事業 令和4年度の国民一人当たりの米の年間消費量は、50.9 kgと、ピーク時(昭和 37 年度で 118.3kg)の半分以上に減少し、それに伴って米の販売価格も長期的に低下傾向で推移している。県産米も販売に苦戦する状況が続いており、この現状を打開するためには、より多くの実需者や消費者に県産米の利用拡大を促す必要がある。 ② 「さぬきの夢」利用拡大推進事業 本県産小麦「さぬきの夢 2009」の使用は1割程度にとどまっており、かつ農家の栽培技術の向上と良好な気候状況により、生産量も増加していることから、需給バランスが一時的に崩れている。 うどん以外での利用拡大も進めているが、現状の需給のミスマッチを解消するためには、本来のターゲットであるうどん店等を中心とした需要拡大が必要である。 ③ 「さぬき讃シリーズ」ブランド強化事業 本県では、野菜、果物、花において、多種多様な品目が栽培されているものの、狭い県土面積のもと経営体の経営規模が小さく、出荷ロットも小さく、品目による認知度の差もある。 また、産地間競争の激化、気候変動等の影響等により、市場価格が低迷しており、農業産出額は減少傾向にあるため、生産振興対策を講じるとともに、認知度の向上、需要拡大を図る必要がある。 花き生産についても、生産者の高齢化等に加え、国内市場における花きの消費の低迷、輸入花き等の増加等により、花きの栽培面積や花きの生産者はともに減少しており、県主要花き出荷額も約 26 億円(令和2年)と、この 10 年間で約4割減少している。 ● 花き実農家戸数の推移 (単位:戸) <table border="1"> <thead> <tr> <th>生産種別</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切花類</td><td>502</td><td>484</td><td>448</td><td>442</td><td>437</td></tr> <tr> <td>鉢花類</td><td>244</td><td>246</td><td>241</td><td>242</td><td>228</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>265</td><td>250</td><td>229</td><td>219</td><td>213</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,011</td><td>980</td><td>918</td><td>903</td><td>878</td></tr> </tbody> </table> ④ 全国高校生花いけバトル開催事業 花きの需要が減少傾向にあり、中でも若年層の消費が少ない中、「全国高校生花いけバトル」を起爆剤として、若い世代を中心に花きへの関心を高めて新たな需要を創出し、花きの需要拡大と花き文化の振興、さらに花きの生産振興を図る必要がある。						生産種別	H30	R 元	R2	R3	R4	切花類	502	484	448	442	437	鉢花類	244	246	241	242	228	その他	265	250	229	219	213	合計	1,011	980	918	903	878
生産種別	H30	R 元	R2	R3	R4																														
切花類	502	484	448	442	437																														
鉢花類	244	246	241	242	228																														
その他	265	250	229	219	213																														
合計	1,011	980	918	903	878																														

事業概要(当初予算)

農産物の県内を主体とした需要拡大に向けて、水稻「おいでまい」や小麦「さぬきの夢」等の高品質な県産米麦について多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、「さぬき讃フルーツ」・「さぬき讃ベジタブル」・「さぬき讃フラワー」については「さぬき讃シリーズ」としてまとめて、量販店での販売促進活動を行うことにより、ブランド力の強化を図る。

また、「全国高校生花いけバトル」を引き続き開催して若い世代を中心に県産花きの需要拡大を図る。

① 県産米需要拡大推進事業(5,617 千円)(再掲)

- ・「おいでまい」を主体とした県産米の品質・食味の向上に対する支援
- ・県産米の購入促進キャンペーンの実施及び「おいでまい」の学校給食への利用促進
- ・県産米を使った中食向け新商品開発の支援や需要創出キャンペーンの実施

② 「さぬきの夢」利用拡大推進事業(1,700 千円)(再掲)

「さぬきの夢」を利用していないうどん店など実需者に「さぬきの夢」を使ったうどんの試作支援を行うとともに、「さぬきの夢」うどん技能グランプリや製麺講習会の開催を通じて、「さぬきの夢」取扱店の登録店舗を増やして、「さぬきの夢」の利用拡大を図る。

③ 「さぬき讃シリーズ」ブランド強化事業(14,394 千円)

(ア) 「さぬき讃シリーズ」プロモーション事業(11,864 千円)

- ・「さぬき讃シリーズ」について、店舗自らが積極的に情報発信やPRを行う量販店を登録
- ・登録店では、「さぬき讃シリーズ」の認定生産者や「さぬき讃サンはなやか大使」等と連携した「かがわ『旬のイチオシ!』農産物フェア」を実施
- ・「さぬき讃シリーズ」の認定生産者のほ場における栽培状況や品質向上の取組等を周知することで、マスメディアなど多様な媒体を利用したパブリシティを実施
- ・「さぬき讃シリーズ」産地交流会や、主要市場でのトップセールスなど、県内外におけるプロモーション活動を実施
- ・流通資材や包装形態など鮮度保持・出荷調整技術等の検討、栄養機能性成分の分析等により強みを強化

注:「さぬき讃シリーズ」とは、本県オリジナル品種を中心に本県で認定した生産者等が栽培した果物・野菜・花きで、一定の品質基準・登録基準等を満たしたものを「さぬき讃フルーツ」「さぬき讃ベジタブル」「さぬき讃フラワー」として推奨している。

(イ) かがわ花き需要拡大推進事業(2,530 千円)

花きの生産者や関係団体等と連携しながら、県産花きのロゴマーク「さぬき讃フラワー」を活用したPR活動や、フラワーフェスティバル等の開催により県産花きの認知度向上と需要拡大を図る。

④ 全国高校生花いけバトル開催事業(7,063 千円)

「第七回全国高校生花いけバトル全国大会」を本県で開催し、県産花きの魅力を全国へ情報発信することによる消費拡大と県内花き産業の活性化を図るとともに、新たなにぎわい創出による香川県の知名度向上や全国からの誘客を促進する。

事業実績

①県産米需要拡大推進事業及び②「さぬきの夢」利用拡大推進事業(7,294 千円)
米麦食料自給力向上生産振興事業に記載。

③「さぬき讃シリーズ」ブランド強化事業

(ア)「かがわ農産物流通消費推進協議会」に対して負担金を拠出し、当協議会がプロモーション活動を実施した。(11,735 千円)

事業名	実施内容	実施結果
「さぬき讃シリーズ」サポート店	PR 資材の無償提供	10 社 72 店舗
「かがわ「旬イチオシ！」農産物フェアの開催」	フェアの開催	36 回(延べ 98 日)
さぬき讃サンはなやか大使によるプロモーション	活動回数	51 回
「さぬき讃シリーズ」パブリシティの実施	マスメディア向けプレスツアー	15 回
同上	広報誌「THE かがわ」プレゼント欄への掲載	9回
同上	SNS、HP への掲載	Instagram:1,947 人(フォロワー)
同上	同上	Facebook:324 人(フォロワー)
同上	同上	YouTube : 21,821 回(再生回数)
「さぬき讃シリーズ」強み発信強化に向けた取組	アスパラガスの収穫後の温度、保存容器、包装資材が品質に及ぼす影響の調査	1回
同上	・とうがらし ・さぬきエメラルド ・県オリジナルキウイ	栄養機能成分の分析の実施
同上	PR資材の作成	ウェットティッシュ 1,300 個作成
県内外市場における「さぬき讃シリーズ」トップセールスの実施	・京浜市場 ・京阪神市場	各1回
「さぬき讃ベジタブル・フルーツ」制度の運営・認知度向上に向けた取組	「さぬき讃ベジタブル」認定審査会、認定生産者認定式	認定生産者 67 団体・個人 うち新規認定 25 団体・個人
同上	「さぬき讃フルーツ」認定審査会、認定生産者認定式	認定生産者 55 団体・個人 うち新規認定3団体・個人
同上	PR 資材の作成	・シール 20,000 枚 ・チラシ 3,000 部 ・パンフレット 2,000 部 ・ポロシャツ 要望部数のみ

(イ)「花の里かがわ推進委員会」に対して負担金を拠出し、当協議会がプロモーション活動を実施する。(2,530 千円)

事業名	実施内容	実施結果
花き需要の拡大に向けた PR 活動	「さぬき讃フラワー」プレスツアー	1回
同上	「フラワーバレンタイン」花贈り PR 活動	①マルナカ栗林南店でフェアの開催 ②花き取扱協力店(5店舗)での PR 販売

同上	県産花き PR 活動	「栗林庵」での販売、PR パネルの展示
花育活動	県産ヒマワリを使った「アレンジメントづくり」ワークショップ	1回
同上	「いい夫婦の日」向け県産花きを使ったワークショップ	1回
花き PR イベント開催事業	「フラワーフェスティバルかわわ 2024」の開催	2月24日、25日の2日間 サンメッセ香川において開催。 来場者数1万7千人。

④全国高校生花いけバトル開催事業(7,105 千円)

「全国高校生花いけバトル実行委員会」に対して負担金を拠出し、当実行委員会が第7回全国高校生花いけバトルを実施した。

	実施概要
開催日	令和6年2月4日開催
開催場所	レクザムホール
出場校	11 校 11 チーム(11 地区大会代表)
当日来場者	700 名(出場者及び引率者除く)
動画配信	「YouTube」において令和6年4月までで延べ4千回視聴された。
メディア掲載	テレビ、新聞等

なお、地方大会(11 地区)は、当事業とは別に各県等が実施主体として実施しており、全国で全 115 校 269 チーム(辞退含む)が参加している。

■収支決算

(単位:千円)

	予算	決算	摘要
負担金	6,902	6,912	香川県負担金 6,912 (内ガバメントクラウドファンディング 1,043)
諸収入	846	2,428	繰越金 96 預金利息等 0 寄付金・協賛金 2,333
小計	7,748	9,340	-
運営企画・広報費	7,500	8,566	企画制作費 7,500 会場運営費 226 大会会場費 573 大会広報費 267
事務局運営費	248	399	通信・運搬費等 399
小計	7,748	8,965	-
繰越金	-	376	-

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
 - Ⅲ農産物の需要拡大1戦略的な販売促進・情報発信の実践
- 香川県花き振興計画
- 香川県産野菜イメージ戦略

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI （達成状況含む）						
● 香川県農業・農村基本計画						
No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
14	小麦「さぬきの夢」 取扱店舗数	85 店舗	149	157	166	210
	達成状況	－	51%	58%	65%	－
達成状況は、{増加数(各年の登録店舗数)－現状(85 店舗)}/{目標 210 店舗－現状 85 店舗}で算出。						
①主要花きの生産額						
No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
－	花き生産額 (百万円)	2,630	2,596	2,773	2,654	2,600
	達成状況	101%	99%	106%	102%	－
②県オリジナル品種の栽培面積(カーネーション「ミニティアラ」シリーズ、ラナンキュラス「てまり」シリーズ等)						
No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
－	オリジナル品種栽培 面積(ha)	2.3	2.4	2.4	2.5	2.8
	達成状況	82%	85%	85%	89%	－
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
● 花きの振興に関する法律						

6. 12. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	41,550	35,892	28,774
補正予算額(増減)	△ 1,137	△ 5,345	43
計: 現年予算額	40,413	30,547	28,817
前年度明許繰越額	－	－	－
流用額	－	－	－
計: 予算現額	40,413	30,547	28,817
決算額	39,921	29,603	28,664
翌年度明許繰越額	－	－	－
不用額	492	944	153

6. 12. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	25,659	負担金
その他	3,005	
合計	28,664	

6.12.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	9,359	
寄付金	1,043	
繰越金	156	
諸収入	1	
一般財源	18,105	
合計	28,664	

6.12.5 監査の結果及び意見

6.12.5.1 PDCAを適切に稼働させるためのKPIの設定について(意見事項 15)

(発見事項)

本県及びかがわ農産物流通消費推進協議会等は、香川県産野菜のイメージアップや認知度向上、消費拡大を図ることを目的に令和2年10月に策定された「香川県産野菜イメージ戦略」に基づき多くのプロモーションを実施している。「さぬき讚シリーズ」ブランド強化事業については、認定生産者数、各種 SNS 発信におけるリーチアカウント数・フォロワー数・再生回数等を把握するとともに、「さぬき讚フルーツ」認定品目の販売単価、作付面積の推移も把握している。また、本県が2年に1度行う「認知度調査」及び毎年度行う「県政モニターアンケート」において、「さぬき讚フルーツ」、「さぬき讚ベジタブル」等に関する取組や県オリジナル品種をはじめとする主要品目等の認知度の調査を行っている。これらの結果を上記協議会等でも共有し今後の取組の内容の検討材料にしているとのことである。

しかしながら、「さぬき讚ベジタブル」の認知度や購入時に香川県産を重視する割合は依然として低い状況にある。上記のとおり、各種データ等を収集し取組の検討材料としていることは認められるが、香川県産野菜のイメージアップや認知度向上、消費拡大を図ることを目的としているにもかかわらず、目標とすべき認知度や香川県産を重視する割合等がその活動指標となるKPIとして設定されていない。

質問項目	構成比(認知度)
「さぬき讚フルーツ」を知っている	72.4%
「さぬき讚ベジタブル」を知っている	24.9%
香川県産野菜イメージキャラクター「ベジィさん」を知っている	9.1%
両方(さぬきベジタブル、ベジィさん)とも知っている	13.1%
野菜を購入するときに香川県産を重視する	25.3%

出典:令和5年度県政モニターアンケート結果(調査期間 R5.12.6~R5.12.19、回答率 87.9%、回答者 297 人)

(問題点)

香川県産野菜のイメージアップや認知度向上、消費拡大を図ることを目的としている以上、目標とすべき認知度や購入時に香川県産を重視する割合等を明確な目標である KPI として設定し、当該目標達成のための PDCA サイクルを適切に稼働させること等が実施されないと、効果的かつ効率的な施策への継続的な改善が期待できず、事業の有効性や効率性が損なわれる可能性があり問題である。

(意見事項 15) PDCA を適切に稼働させるための KPI の設定について

本県及びかがわ農産物流通消費推進協議会等は、本県産野菜のイメージアップや認知度向上、消費拡大を図ることを目的として策定している「香川県産野菜イメージ戦略」に基づき多くのプロモーションを実施しているが、目標とすべき認知度や香川県産を重視する割合等の活動指標となる KPI が設定されていない。

施策を継続的に改善するためには、事業の有効性や効率性を把握し、PDCA サイクルを適切に稼働させる KPI を設定することが望まれる。

6.12.5.2 全国高校生花いけバトル開催事業の KPI の設定と今後の事業展開について(意見事項 16)

(発見事項)

本県は、本県を「高校生花いけバトルの聖地」²とすべく「全国高校生花いけバトル実行委員会」に対して負担金を拠出することで、過去から継続して全7回の全国高校生花いけバトルを本県で開催している。当該事業の目的は、県産花きの魅力を全国へ情報発信することによる消費拡大及び県内花き産業の活性化並びに交流人口の拡大であり、地方大会の参加校が増加するなどしているものの、その効果目標である KPI が設定されておらず、今後の事業展開の方向性も定まっていない。

(問題点)

当大会を起爆剤として、若い世代を中心に花きへの関心を高めて新たな需要を創出し、花きの需要拡大と花き文化の振興、さらに花きの生産振興を図るためにはどうしていくべきなのか、それが本県の花きの需要拡大にどのように影響を与えるのか、イベントとして交流人口の拡大を図るために本県観光事業との連携をどのように強化すべきなのか等について、今後の事業展開や本県

² 今村翔吾「ひゃっか！全国高校生花いけバトル」（文響社 2018 年）は、全国高校生花いけバトルを題材とした小説であり、その中で、「全国大会の開催地は、高校球児にとっての甲子園ともいえるべき、香川県高松市の栗林公園となっていた。」と記載される等年々認知は広がっていると考えられる。

の関与方針等に関する中長期的計画等を策定した上で、PDCA を効果的に稼働させるための KPI の設定を行うことが望まれる。

(意見事項 16) 全国高校生花いけバトル開催事業の KPI の設定と今後の事業展開について

本県を「高校生花いけバトルの聖地」とすべく、「全国高校生花いけバトル実行委員会」に対して負担金を拠出することで、過去から継続して全7回の全国高校生花いけバトルを本県で開催している。当該事業の目的は、県産花きの魅力を全国へ情報発信することによる消費拡大及び県内花き産業の活性化並びに交流人口の拡大であり、地方大会の参加校が増加するなどしているものの、その効果目標である KPI が設定されておらず、今後の事業展開の方向性も定まっていない。

当大会を起爆剤として、若い世代を中心に花きへの関心を高めて新たな需要を創出し、花きの需要拡大と花き文化の振興、さらに花きの生産振興を図るためにはどうしていきべきなのか、それが本県の花きの需要拡大にどのように影響を与えるのか、イベントとして交流人口の拡大を図るために本県観光事業との連携をどのように強化すべきなのか等について、今後の事業展開や本県の関与方針等に関する中長期的計画等を策定した上で、PDCA を効果的に稼働させるための KPI を設定することが望まれる。

6.13 かがわ農水産物地産地消推進事業

6.13.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農政課
現状と課題
本県は、生産者団体、流通加工関連団体、消費者団体、保健医療関連団体、学校給食関連団体等で構成する「かがわ地産地消運動推進会議」を中心に、県民運動としての地産地消を推進してきた。 具体的には、学校等での「食」や「農」に対する理解促進を図るとともに「かがわ地産地消協力店登録制度」や「かがわ地産地消応援事業所認定制度」の普及・推進等を通じて、県産農畜水産物についての情報提供などの取組を強化・充実を図っている。 令和5年度「香川県県政世論調査」では、「地産地消という言葉も意味も知っていた」との回答が 84.3%である一方、「できるだけ香川県産にこだわって購入している」との回答が 20.6%に留まっており、県民の地産地消に対する認知レベルは高いものの、日常生活の中で県産農林水産物を優先して購入するまでに至っていない。 このため、県民自らが地産地消の実践につながる取組を継続・強化する必要がある。 また、学校給食では、平成 20 年3月に策定した「学校給食における地産地消物活用の推進方策」に基づき、関係機関の連携による調理場の規模に応じた地場産物流通システムの構築、食材に関する情報発信等に取り組んだ結果、地場産物使用率(食材数ベース)は、平成 20 年度の 25%から令和2年度は 32.4%となった。第3次かがわ食育アクションプランに掲げる目標(35.4%)は達成できなかったが、引き続き、第4次かがわ食育アクションプランに掲げる目標(金額ベース 54.3%の維持向上)の達成に向け地場産物の利用拡大が必要である。 なお、学校給食に関連するものは、本事業とは別である。
事業概要(当初予算)
(1) かがわ地産地消推進事業(9,196 千円) 地産地消の推進体制を整備し、学校等での「食」や「農」に対する理解促進を図るとともに、「かがわ地産地消協力店登録制度」や「かがわ地産地消応援事業所認定制度」の普及などを通じて、県産農畜水産物についての情報提供などの取組を強化・充実し、県民運動としての地産地消の推進を図る。 ①かがわ地産地消推進事業 ・香川県産農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」など多様な媒体を活用した情報発信 ・生産者や学校給食関係者と連携したコーディネート活動や出前授業等の実施 ②農作業体験等支援事業

・学校給食やこども食堂等での県産農畜水産物を活用したメニュー開発や食育授業、セミナー開催への支援

事業実績

(1)かがわ地産地消推進事業

①推進体制の整備

6次産業化・地産地消担当者会の開催

②「食」や「農」に対する理解促進

農業改良普及センターが中心となり、学校や JA 等と連携した農作業体験や出前授業、交流給食の実施(99 回)を支援した。

地域	回数 (回)	延べ学校数 (校)	延べ参加者数 (人)	うち新規 (回)	うち後方支援 (回)
東讃	13	18	495	0	13
小豆	12	15	507	0	0
中讃	50	51	1,870	3	4
西讃	24	24	917	2	7
合計	99	108	3,789	5	24

③地産地消に関する情報発信

- ・地産地消情報雑誌「かがわの旬の一押し食材情報」の発行(12 回)
- ・地産地消及び「かがわ地産地消協力店」PR 資材の作成
- ・香川県産農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」、Facebook「かがわの地産地消「讃太くん」」での発信

発信手法	実績
ポータルサイト「讃岐の食」	53 回
	月平均閲覧数:7,715 人(R5/4~R6/3)
Facebook「讃太くん」	12 回

④かがわ地産地消協力店等の登録推進

さぬきの食販売店		さぬきの食提供店	
産直施設	78 (1)	飲食店	148 (3)
量販店	77 (0)	ホテル・旅館	15 (0)
小売店	45 (0)	弁当・惣菜店	5 (0)
百貨店	1 (0)	菓子製造・販売店	10 (1)
その他	2 (1)	その他	3 (1)
小計	203 (2)	小計	181 (5)
かがわ地産地消協力店累計		384 (7)	

()内は、令和5年度新規登録数

⑤かがわ地産地消応援事業所の認定推進

「弁当の日」部門	「社員食堂」部門	「給食施設」部門	合計
18 事業所	9 事業所	97 事業所	124 事業所

県民運動としての地産地消の推進や本県食料自給率の一層の向上を図るため、県産農林水産物等の利用促進に先導的に取り組む企業や大学等を「かがわ地産地消応援事業所」として認定している。

認定事業所に対し、地産地消情報誌の配布を行うことで、社員等の「食」や「農」に対する理解の促進に取り組んだ。

(2) 農作業体験等支援事業

農業者等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供するほか、地域食文化の継承の活動を行うことで、食に対する関心や理解の増進を図った。

事業実施主体	内容	補助実績
坂出市	・地元高校生による地場産物献立の開発(5回) ・小学生への食育授業の実施(5回) ・地場産物(金時いも)の収穫体験(1回) ・食品ロスの削減に向けたワークショップ(1回)	410 千円
(一社)小豆島子ども・若者支援機構	・地場産物を活用したメニュー及び島内食材の試食並びに地場産物や郷土料理に関する講和(64 回、1,291 食) ・地場産物を活用した弁当の提供(41 回、1,838 食) ・郷土料理研究家や生産者等と協力した「体験し、食べて学ぶ」機会の提供(6回)	6,254 千円

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
Ⅲ農産物の需要拡大3地産地消の推進

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
15	かがわ地産地消協力店登録店舗数	351 店舗	379	378	384	410
	達成状況	-	47.5%	45.8%	55.9%	-

年間 12 店舗の登録を目指している。産直等は網羅されている。

注:かがわ地産地消協力店:地産地消の趣旨に賛同し、県産農林水産物を積極的に販売、利用する小売店や飲食店などのこと、知事が登録要件を満たしていると判断した場合に登録し、PR 商材の提供等を行う。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
- 香川県農畜産業等交付金交付要綱

6. 13. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,869	4,772	9,196
補正予算額(増減)	△ 359	△ 2,386	△ 948
計: 現年予算額	1,510	2,386	8,248
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	1,510	2,386	8,248
決算額	1,054	2,277	7,828

翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	456	109	420

6. 13. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	6,864	補助金
委託料	517	
その他	447	
合計	7,828	

6. 13. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	6,664	消費・安全対策交付金
一般財源	1,164	
合計	7,828	

6. 13. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

①サンプル検証

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして(一社)小豆島子ども・若者支援機構に対する補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

②KPIについて

香川県農業・農村基本計画は、地産地消の推進の展開方向として、「消費者の食と農とのつながりを深め、県産農畜産物の消費拡大につなげるため」に、農業体験の実施等や産直施設、量販店での農産物の情報発信や利用促進などで、地産地消の取組を進めるとしており、「かがわ地産地消協力店」への店舗登録数を当該事業の KPI として設定している。

この点、PDCA サイクルを稼働させる KPI としての適切性について検討したが、県政モニターアンケートによれば、主に量販店や産直で野菜を購入する人が大部分を占めていることからすると、量販店や産直店を「かがわ地産地消協力店」に登録することは、本県産の農産物の利用推進や地産地消の情報発信を有効かつ効率的に行う手段であり、店舗登録数を KPI として設定することは不合理ではないと判断した。

質問項目	構成比
野菜を主に量販店(スーパー)で購入する	98.7%
野菜を主に量販店(産直)で購入する	84.8%

出典:令和5年度県政モニターアンケート結果 (調査期間 R5.12.6~R5.12.19、回答率 87.9%、回答者 297 人)

6. 13. 6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.14 農畜水産物輸出促進対策事業

6.14.1 事業の概要

所管課			
農政水産部 農業生産流通課、農業経営課、畜産課			
現状と課題			
国内外の産地間競争が激化するとともに、人口減少等による国内需要の減少が見込まれる中で、本県の農業が持続的に発展し、地域の活性化を図るためには、海外需要を取り込む必要があり、県オリジナル品種などを核とした県産農産物の輸出産地づくりを推進するため、輸出用防除暦の作成・更新、生産者や食品事業者が行なうロットの確保、生産・加工体制の構築、生産者・産地間の連携、海外との商取引で求められるHACCP等の国際認証取得など、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする生産者等を支援する必要がある。 また、GAP導入については、実需者・消費者の認知度が低いことから、農業者にとって取組のメリットを享受し難い状況にあり、取組農業者の拡大に向けては、現場への制度周知や指導体制の強化等、GAPの取組や認証取得を推進する環境を整えることが必要である。			
事業概要(当初予算)			
① 輸出産地づくり推進事業(42,000 千円) ・生産者や事業者が実施する輸出事業計画の策定支援 ・生産・加工体制の構築、事業効果の検証・改善等の取組への支援など ② GAP導入支援体制構築事業(2,308 千円) ・GAPの取組を志向する農業者の認証取得の促進 ・農業教育機関に対するGAP認証取得のための審査費用の補助 ・国際水準GAP指導員による指導活動を行い、生産者のGAP実践のレベルアップを推進など ③ 畜産GAP認証取得促進体制整備事業(500 千円) ・畜産農家の畜産GAPの認証取得の支援			
事業実績			
①輸出産地づくり推進事業(29,506 千円) 本県は、国の事業である「GFP グローバル産地づくり推進事業」の補助事業者として民間事業者へ間接補助金を交付するとともに、本県自体も事業事業者となり、事業を実施している。 「農林水産物・食品輸出プロジェクト」(GFP)を推進するため、輸出産地形成に必要な計画の策定と実施に対する支援及び関連するハード・ソフト事業における優先採択等により、輸出先国や規制等に対応した輸出産地の形成を図る。計画期間は3年以内とし、生産・加工段階での取組を柱に、流通段階のテスト・輸送・販売等の取組も支援している。 令和5年度においては全国 94 者が国により採択されているうち、本県は、下記の9者(本県を含む)が採択されている。なお、上限は 5.5 百万円である。			
(単位:千円)			
事業者	事業内容	事業費	国補助
香川県	RTE 冷凍麺	4,077	4,077

香川県漁業協同組合連合会	ぶり	6,526	5,500
石丸製麺(株)	麺類(麦加工品)	5,797	4,854
大平やさい(株)	レタス	2,225	1,892
香川県農協	バックご飯	964	480
(株)JA香川県フードサービス	鶏卵	2,453	1,656
創麺屋(株)	鯛そうめん	2,297	2,219
(有)キウイバードコーポレーション	キウイフルーツ等	4,228	3,437
くりや(株)	コメ加工品	5,913	5,459
合計		34,412	29,506

② GAP導入支援体制構築事業(1,901 千円)

(単位:千円)

	実施内容	事業費
GAP 指導員の育成	国際水準 GAP ガイドライン研修受講等	903
農業者等への普及啓発	GAP 指導員等による個別指導等	707
農業教育機関への GAP 認証取得支援	JGAP 認証更新審査費用の助成	291
合計		1,901

③ 畜産GAP認証取得促進体制整備事業

補助申請はなかった。

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
 - Ⅱ 農産物の安定供給3食の安全・安心の確保
- 香川県農林水産物の安全・安心確保計画
 - 1. 農産物(5) 農産物の安全性確保 農業生産工程管理(GAP)の推進

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状(R2)	R3	R4	R5	目標(R7)
11	国際水準 GAP 認証取得数	12 件	19	19	23	22
	達成状況	-	70.0%	70.0%	110.0%	-

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- GPF グローバル産地づくり推進事業実施要綱
- 香川県農畜産業等交付金交付要綱
- 香川県畜産 GAP 拡大推進加速化事業費補助金交付金要綱

6. 14. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	3,435	31,377	44,808
補正予算額(増減)	△ 605	23,013	1,721
計: 現年予算額	2,830	54,390	46,529
前年度明許繰越額	-	-	-

流用額	-	-	-
計: 予算現額	2,830	54,390	46,529
決算額	2,729	51,972	31,408
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	101	2,418	15,121

6. 14. 3 決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	25,847	補助金
委託料	4,404	
その他	1,157	
合計	31,408	

6. 14. 4 決算額の財源内訳

(単位: 千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	30,605	
一般財源	803	
合計	31,408	

6. 14. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

「輸出産地づくり推進事業」の間接補助金について、以下のような不自然な経緯による交付があったため検討した。

間接補助事業者であり食品販売事業者である A 者は、令和5年4月 24 日付で、A 者、B 者、C 者(A 者と C 者の代表者は同じである)との間で、参画事業契約書を締結し、当該3者を構成員とする検討委員会を中心として事業を実施することとし、以下の申請等を行い、本県も承認している。

実施内容	日付
参画事業契約書	R5.4.24
推進事業実施計画承認申請	R5.7.20
推進事業の割当内示	R5.7.26
交付決定前着手届	R5.7.26
香川県農畜産業交付金交付金委託先業者選定理由書	R5.8.1
香川県農畜産業交付金交付申請	R5.8.9
交付決定	R5.9.5
実績報告	R6.3.22
補助事業調査調書	R6.3.22
交付金の額の確定	R6.3.29

A 者は令和5年7月 20 日付で本県に対して実施計画書の承認申請を行っており、当該承認申請書には、補助事業に要する経費の積算根拠として、協働事業者(参画事業者)である B 者による見積書(令和5年4月 24 日付)と別事業者(同年6月6日付)による見積書を添付していた。なお、協働事業者には利益等排除の考え方が適用される。

その後、同年7月 26 日に本県が A 者に推進事業の割当内示を行い、A 者は同日付で本県に対して交付決定前着手届を提出したが、協働事業者の B 者が、当該事業計画の主要業務である輸出コンサル及び商品生産管理業務の実施を辞退しアドバイス業務のみを行うこととなった。また、申請時に見積書の提出を受けた業者に正式な見積書の提出を依頼したところ、当該業者も見積書の提出を辞退した。

これらの事情を受け、A 者は別の委託先を探した結果、D 者が受託可能であったことから、D 者のみから見積書を入手した上で委託先に選定した。A 者は、同年8月1日付で香川県農畜産業交付金委託先業者選定理由書を本県に提出したが、D 者を選定した理由として、「他社には見られない優位点が D 者にはあり、他の業者においては困難な業務となり」、「見積不可」であるとして、見積合わせを行わなかった。

【GPF グローバル産地づくり推進事業実施要領】

第2 補助事業者等 2 事業実施者

(1) 事業実施者は、次のいずれかに該当する者又は団体とする。

ア 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる 3 者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割や組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できる者

第3 事業の内容と補助対象経費等

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するための輸出事業計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善その他本事業の趣旨に資する取組について支援する。

第4 採択基準及び配分基準 2 事業の採択における配分基準 (2) 留意事項

⑧本事業による支援を受けずに輸出事業計画を策定した者による本事業の計画期間が 3 か年の提案

本事業は、第5により事業の計画期間を3年以内とし、初年度に第3の1(1) 輸出事業計画策定支援 2 年目に第3の1(2) 生産・加工等の体制構築支援 3 年目に第3の1(3) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援等の取組に対して支援を行うことを想定している。

【令和5年度 GPF グローバル産地づくり推進事業 各県担当者向け参考資料】

✓事業実施主体（参画事業者含む）が使用する経費のみが対象となります。

上記について検討したところ、本県は国の補助金の間接補助事業者であり、個々の疑問点については国に確認した上で実施しており、A 者と C 者の代表者が同じであること、残りの B 者はアドバイザーとなり、当該事業の主要部分である開発、生産・加工部分を協働事業者でない D 者に委託することも国の要綱要領上制限する規定はなく、国も容認しているとのことであった。また、令和5年8月1日時点で D 者以外には困難な業務であるとのことであるが、上記のとおり、同年7月 20 日付の申請時には、関係書類として複数の事業者の見積書を添付して申請を行っていることと整合していないことについては、B 者や当初の見積もりを提出した別の事業者の製造整備では米国食品医薬局による「gluten-free(グルテンフリー)」の表示規則を遵守した製造に対応できないことが判明し、対応可能な設備を有する近隣事業者は D 者のみだったことによる、とのことであった。当該要因で、B 者はアドバイザーとしての参画となった、とのことであった。

以上の点について、不自然な経緯ではあったが、不合理な点はない、と判断した。

6. 14. 6 監査の結果及び意見

6.14.6.1 実績実施報告書の適切な審査について(意見事項 17)

(発見事項)

上記 A 者が提出した事業実施報告書の実施体制図は、B 者は未だアドバイス等を行う立場の協働事業者として参画しているにもかかわらず B 者が削除されたものであった。また、関係資料として提出された D 者の見積書の日付は、本来 2023 年であるところ、2024 年8月1日付となっていた。

(問題点)

補助事業の実施内容や実績額の検査の基本となるべき事業実施者の記載や見積書の日付が誤っているにもかかわらず、補助事業調査調書では特に指摘することなく、事業の実施内容や実績額が交付決定の内容に適合している、と確認していることは問題である。

(意見事項 17) 実績実施報告書の適切な審査について

補助事業の実施内容や実績額の検査の基本となるべき事業実施者の記載や見積書の日付が誤っているにもかかわらず、補助事業調査調書では特に指摘することなく、事業の実施内容や実績額が交付決定の内容に適合している、と確認していることは問題である。

6.14.6.2 農畜水産物輸出促進対策事業の KPI の設定について(意見事項 18)

(発見事項)

「6.1 香川の逸品戦略的販路拡大事業」において、農畜産物を含む県産品の海外販売額(県サポート実績)を KPI として設定しているが、農畜産物の輸出促進対策事業の KPI としては「国際

水準 GAP 認証取得数」を設定しているのみで、農畜産物のみを対象とした輸出額を KPI として設定していない。

この点、本県は、JETRO と共同で主要な企業を対象に毎年アンケート調査を実施し、食料品の輸出額等を把握、公表されているが、PDCA を適切に稼働させるために必要な精度はない、というのが本県の見解である。

食料品の輸出額

(単位: 千円)

	R5
青果物	274,578
畜産物	107,483
水産物	175,185
加工食品 うどん	280,817
加工食品 そうめん	2,000
加工食品 酒	144,450
加工食品 オリーブオイル	4,000
加工食品 醤油	958,765
加工食品 その他加工食品	1,066,417
その他農林水産品・食料品	37,372
合計	3,051,067

出典: 香川県海外展開企業実態調査(香川県及び日本貿易振興機構(JETRO)、香川貿易情報センターが香川県内に事業所を有する企業(以下「県内企業」という。)の海外展開を支援するに当たり、その基礎資料として活用することを目的に、県内企業を対象に、輸出入額など貿易実態についてのアンケート調査を行い、その結果を取りまとめたもの。調査対象は、465 社、有効回答 419 社、回収率 90.1%、海外事業を行っている企業 272 社)

(問題点)

当事業の目的は、本県の農業が持続的に発展し、地域の活性化を図るために海外需要を取り込むことにある。本県内の輸出産地の形成支援や GAP 取得支援を行った「成果」は農畜産物の輸出増加であることからすると、農畜産物の輸出額の増加を KPI として設定して PDCA サイクルを適切に稼働させることが望まれる。なお、KPI の精度が高い必要性からすると、本県のサポートに基づく海外販売額とすることも理解できるが、農畜水産物輸出促進対策事業の観点からすると、県産品ではなく、農畜産物を対象とした KPI とするべきである。

(意見事項 18) 農畜水産物輸出促進対策事業の KPI の設定について

農畜水産物輸出促進対策事業の目的は、本県の農業が持続的に発展し、地域の活性化を図るために海外需要を取り込むことにある。本県内の輸出産地の形成支援や GAP 取得支援を行った「成果」は農畜産物の輸出増加であり、農畜産物の輸出額の増加を KPI に設定し、PDCA サイクルを適切に稼働させることが望まれる。

6.15 農業の6次産業化等促進事業

6.15.1 事業の概要

所管課											
農政水産部 農政課、農業生産流通課											
現状と課題											
本県には、うどんや冷凍食品、醤油などを製造する優れた加工・発酵技術を有する食品産業が多く立地しており、これらの他産業と生産者が互いの強みを生かしながら連携し、新商品の開発や販路開拓などに取り組む事例が増えつつある。 6次産業化や農商工連携を加速化させるとともに、加工・販売、経営管理など広く知識を習得した意欲ある人材の育成を行うことが必要であり、また、地域の農商工業者や生産者団体などの連携による商品開発等を支援し、6次産業化が地産地消やインバウンド需要の開拓、輸出促進など地域の活性化へつながる取組を行う必要がある。 6次産業化：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組											
事業概要(当初予算)											
農業の6次産業化等促進事業（44,928 千円） 農林水産業の高付加価値化を促進するため、生産のみならず加工、流通、販売などにも取り組む農林漁業者等に対し、専門家による指導・助言や異業種交流会の開催等を通じて、売れる商品づくりを支援する。 ・「かがわ6次産業化推進センター」による相談対応 ・6次産業化に取り組む農林漁業者等が抱える課題解決のための専門家の派遣や研修会の開催 ・Eコマースを活用して、変化する消費者動向に対応した販売に取り組もうとする農林漁業者等へのアドバイザー派遣や栗林庵オンラインショップでの販売展開を目指したセミナーの実施 ・地域の農林漁業者や食品関連企業等がネットワークを構築して行う、地域の農林水産物を活用した試作品製造や海外市場を視野に入れた販路確保等の支援 ・中山間地域において、オリーブ等の葉を活用し、市場調査、マッチングによるフードチェーンの構築や販売戦略の検討により、所得確保計画を作成・実践する取組を支援											
事業実績											
(1) 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業(2,120 千円) (公財)かがわ産業支援財団への業務委託費であり、主としてプランナーへの謝金である。 ①農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等へのサポート業務 プランナーの配置:4名 <table> <tr> <th>支援内容</th><th>実績</th><th>目標</th></tr> <tr> <td>プランナーによる支援対象者数</td><td>5者</td><td>5者</td></tr> <tr> <td>プランナーによる訪問回数</td><td>47回</td><td>45回</td></tr> </table>			支援内容	実績	目標	プランナーによる支援対象者数	5者	5者	プランナーによる訪問回数	47回	45回
支援内容	実績	目標									
プランナーによる支援対象者数	5者	5者									
プランナーによる訪問回数	47回	45回									

企画推進員による電話等の相談件数	261 件	50件
企画推進員による訪問支援回数	41 回	45 回

②人材育成研修会の開催

テーマ	時間	参加人数
インボイス制度について	2時間	20 人
農山漁村発イノベーションに取り組んだ地域活性化の優良事例について	4時間	24 人
Eコマースを利用した新たな販売展開について	2時間	9人

(2) 地域食品産業連携プロジェクト(LFP)推進事業(3,816 千円)

農林水産省や食品関係企業等地域の食と農に関する多様な関係者が共同して地域の農林水産業を活用した持続的なビジネスモデルを創出するため、以下の新商品開発や販路開拓を支援した。

事業者	開発内容
小豆島酒造(株)	新たなオリーブ酵母酒「ホシガジョウノソラ」、オリーブ酵母酒4種とその製造過程で発生する米粉等を利用した加工品をセットにしたオリーブ酵母酒飲み比べセットの開発

(3) 中山間地域所得確保推進事業(5,000 千円)

本県が補助事業者となり、高松市へ間接補助金を交付し、高松市が西植田地区活性化協議会へ間接補助金を交付している。

補助率は定額(最大5百万円)であり、最大額の5百万円の交付を行っている。

県各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
 - Ⅲ農産物の需要拡大4 6次産業化の推進

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
16	新たに6次産業化や農工商連携に取り組む農業経営体数	118 経営体	132	143	151	168
	達成状況	-	28.0%	52.0%	66.0%	-

新たに6次産業化等に取り組む農業経営体数の過去5年間(H27～R 元年度)の平均増加数(10 経営体/年)を目標として設定。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)

6. 15. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	10,920	10,516	44,928
補正予算額(増減)	△ 1,280	△ 3,639	△ 33,288

計:現年予算額	9,640	6,877	11,640
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	9,640	6,877	11,640
決算額	8,056	6,036	10,937
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	1,584	841	703

注:令和5年度の減額補正が大きい原因は、国の6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画による国の補助金(県を経由)の要望分を予算化していたが、事業者が交付申請できなかったことによる。

6.15.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	2,107	(公財)かがわ産業支援財団への業務委託費
負担金、補助及び交付金	8,798	補助金
その他	32	
合計	10,937	

6.15.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	10,937	農山漁村振興交付金
合計	10,937	

6.15.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプル(指摘及び意見事項を除く)として地域食品産業連携プロジェクト(LFP)推進事業の補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

6.15.6 監査の結果及び意見

6.15.6.1 補助事業により策定された計画の精度について(意見事項19)

(発見事項)

中山間地域所得確保推進事業として、高松市を経由して西植田地区活性化協議会に対して5百万円の間接補助金を交付している。補助対象経費は全てコンサルティング会社に対する委託料であり、その内容は、オリーブ葉及びブロッコリー葉を商材とした販売を展開するための市場ニーズを把握し、農業所得の確保に向けた生産・販売と販路開拓計画を策定するための市場調査及びコンサルティング費用であった。

高松市は、間接補助事業者が3者の見積合わせを実施していることを確かめているとのことである。

内容	金額(千円)
コンサル基本料	4,000
生産・販売計画作成	250

販路開拓計画作成	250
マーケティング調査費	300
テストマーケティング	200
小計	5,000
消費税	500
合計	5,500

事業実施計画書は、①マーケット調査、②所得確保計画、③計画の実践(所得確保計画の実施)を取組内容としており、マーケット調査の実施方法は、首都圏を中心とした地区において、オリーブ葉、ブロッコリー葉を利用したスイーツやパスタ等の商品開発を料理店に依頼するとともに、開発した商品のテストマーケティングによる市場調査分析を行う、というものであり、計画の作成は、マーケット調査の分析を基に所得の向上を目指した生産・販売計画と販路開拓計画を作成する、というものであった。

令和6年2月20日付でコンサルティング会社から「オリーブ葉パウダー・ブロッコリーパウダーマーケット調査報告書」が提出されており、マーケティング戦略、商品開発展開等の項目があるが、マーケティング戦略には、「効果的なマーケティング戦略を立案することが、今回のオリーブ葉パウダービジネスの最も重要なテーマとなる」旨の記載はあるが、その内容の具体性はなく一般的な内容の説明にとどまっている。

また、間接補助事業者から提出された事業実施完了報告書においても、販売額を11%、所得額を10%増加させる旨の記載はあるが、添付された所得確保計画には具体的な生産・販売計画と販路開拓計画の記載はない。

(問題点)

商品開発と開発された商品のテストマーケティングを実施し、開発した商品の販路開拓等の実践が行われていることは認められるが、実践の基となる所得確保計画の精度は低いと言わざるを得ない。いわゆるトンネル補助金であったとしても、補助事業に含まれている以上、所得確保計画としての具体性や実現可能性を満たした計画の策定を求めるべきであったにもかかわらず行われていないことは問題である。

(意見事項 19) 補助事業により策定された計画の精度について

補助事業の内容は、①マーケット調査、②所得確保計画、③計画の実践(所得確保計画の実施)を取組内容としており、商品開発と開発された商品のテストマーケティングを実施し、開発した商品の販路開拓等の実践が行われていることは認められるが、実践の基となる所得確保計画は、販売額を11%、所得額を10%増加させる旨が記載されている程度のものであり、計画の精度は低いと言わざるを得ない。いわゆるトンネル補助金であったとしても、補助事業に含まれている以上、所得確保計画としての具体性や実現可能性を満たした計画の策定を求めるべきであった。

6.16 農地最適利用マネジメント推進事業

6.16.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農業経営課
現状と課題
高齢化等により農業の担い手が減少する中、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、地域ぐるみで地域の農地や農業を守る取組が重要となっている。 人口減少社会における長期的な土地利用の在り方 出典：長期的な土地利用の在り方に関する検討会 中間とりまとめ そこで、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正され地域ごとに将来の農地利用の姿や地域農業のあり方を明確化する地域計画を令和7年3月までに市町が策定することが法定化された。
事業概要
(1)事業概要 持続的な農地の維持・活用を図るため、地域における農地の最適利用に係るマネジメントを推進する体制を強化し、多様な担い手への農地の集積・集約化の促進や、担い手の経営規模の拡大を図るほか、遊休農地の発生防止・再生利用に努めるとともに、地域の実情に合わせて、低コストによる粗放的管理などの農地保全等を推進する。 また、地域を支える集落営農組織等の設立や経営発展を支援し、担い手に集積した農地の効率的利用を促進する。 「地域計画」の策定支援を含む地域における農地の最適利用の実現に向けた農地マネジメントを推進するとともに、農地の最適利用のためのモデル的な取組を支援することにより、多様な担い手による地域農業の維持と農村の活性化を図る。 ① 地域計画策定等支援事業(10,000 千円)

令和4年5月に一部改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、市町等が行う「地域計画」策定に係る取組を支援するとともに、農地マネジメント推進チームによる農地の最適利用の実現に向けた農地マネジメントを推進する。

② 農地最適利用実現モデル事業(30,000 千円)

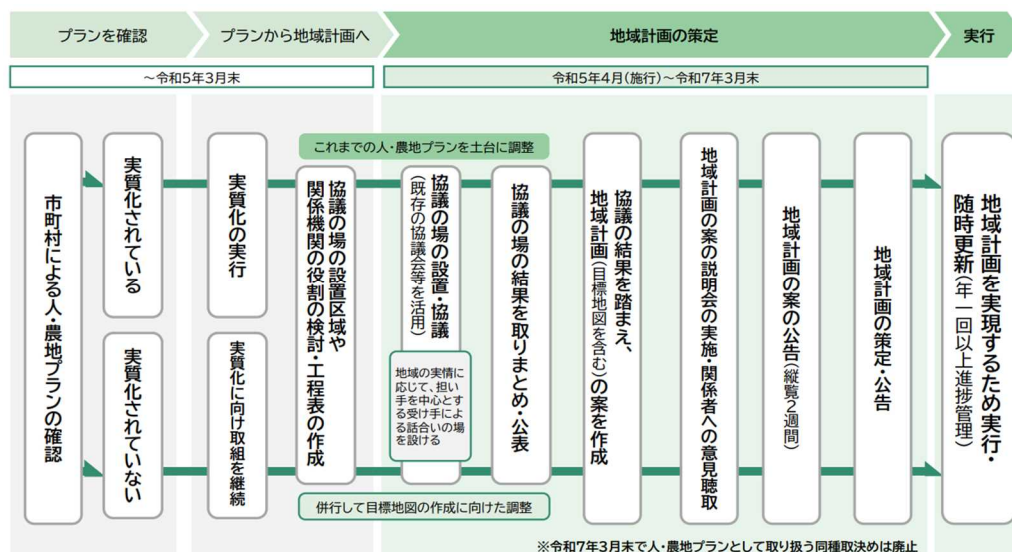
地域における農地の最適利用の実現性を高めるため、「地域計画」を策定するモデル地区を対象に、遊休農地やそのおそれのある農地の有効活用、低コストで行う農地保全等に係る地域の取組を支援する。

(2) 地域計画の概要

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速化することが、喫緊の課題となっている。この課題解決のために、

① 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定める。

② 地域計画の実現のため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等をする。



都道府県段階での役割例

都道府県段階において連絡協議会等を定期的に開催し、地域計画の策定・検討状況の情報共有を行いましょう。その際、関係機関における役割分担も明確にして、市町村と積極的に連携するための体制を整えましょう。

都道府県	農業委員会NW機構 (農業会議)	農地バンク	JA県中央会	都道府県 水土里ネット
- 連絡協議会等の定期開催 - 地域計画の策定・検討状況の把握 - 優良事例の収集	- 意向把握や目標地図の素案作成への支援 - 担い手不足の地域への受け手の紹介 - 農委事務局との連絡調整	- 現地相談員の活動状況の把握 - 担い手不足の地域への受け手の紹介	- JA及び組合員への協議参加の呼び掛け - 県大会決議等の県域方針の情報提供	- 組合員への協議参加の呼び掛け - 土地改良事業の情報提供

事業実績

①地域計画策定等支援事業

国の行う補助事業について、本県が補助事業者となり市町又は農業委員会の地域計画策定の経費の一部について間接補助金の交付を行った。

なお、以下の市町等以外に補助金の申請はなかった。

(単位:千円)

市町	交付実績	うち市町村推進事業	
		うち市町村推進事業	うち農業委員会推進事業
東かがわ市	167	152	17
土庄町	886	886	-
綾川町	213	213	-
合計	1,268	1,252	17

従前の「人・農地プラン」は、宇多津町及び直島町を除く市町で策定されているが、地域計画の策定が完了した市町はない。

②農地最適利用実現モデル事業

地域計画が令和6年度末までに確実に策定される見込みの地域であり、農業上の利用を行う「農業利用区域」と粗放的管理等により農地の保全を行う「農地保全等区域」を設け、地区全体として農地の最適利用に意欲的に取り組むモデル地域に対して、農地保全等区域の粗放的管理等に必要な機械等の新規整備の事業費の1/2以内(上限2百万円)の補助金を交付した。

また、粗放的管理実証事業として、粗放的管理に必要となる資材等の助成に要する経費の一部の定額補助金を交付した。

何れも市町経由で協議会へ交付している。

(単位:千円)

市町	事業実施主体	交付実績	事業内容
高松市	高松市地域農業再生協議会 (農地最適利用モデル円座地区協議会)	940	草刈機等
高松市	高松市地域農業再生協議会 (農地最適利用モデル香南地区協議会)	1,995	ディスクテ일러、ハンマー ナイフモア
多度津町	多度津町白方地区 (農地最適利用実現モデル協議会)	1,411	草刈機、フレールモア、ハ ンマーナイフモア等
合計	-	4,346	-

県の各計画との関連

● 香川県農業・農村基本計画

IV生産性を高める基盤整備1農地集積・集約化と農地の確保

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI（達成状況含む）						
● 香川県農業・農村基本計画						
No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
18	農地中間管理事業による貸付面積 (ha)	2,823	3,273	3,645	3,999	4,300
	達成状況	-	30.5%	55.6%	79.6%	-
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
● 農業経営基盤強化促進法 ● 香川県地域計画策定推進緊急対策事業費補助金交付要綱 ● 香川県農地集積支援事業費補助金交付要綱						

6. 16. 2 予算現額と決算額の推移

(単位: 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	-	-	40,000
補正予算額(増減)	-	-	△ 30,527
計: 現年予算額	-	-	9,473
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	-	-	9,473
決算額	-	-	7,961
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	1,512

注: 国の補助金を財源に令和7年3月末が策定の期限である地域計画の策定支援の予算を計上していたが、令和5年度での策定が進まなかったことなどの要因で補助金の申請が少なかったことによる減額補正である。

6. 16. 3 決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	5,614	補助金
委託料	741	
その他	1,606	
合計	7,961	

6. 16. 4 決算額の財源内訳

(単位: 千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	5,788	担い手育成・確保等対策事業費補助金等
一般財源	2,173	
合計	7,961	

6. 16. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

② 農地最適利用実現モデル事業

(単位:千円)

対象	対象事業	補助事業に要する経費	交付額	補助率
農地最適利用モデル円座地区協議会	農地保全環境整備事業	1,882	940	事業費の1/2以内 (上限2百万円)
農地最適利用モデル香南地区協議会	農地保全環境整備事業	3,990	1,995	事業費の1/2以内 (上限2百万円)
多度津町白方地区 農地最適利用実現 モデル協議会	農地保全環境整備事業	2,343	1,171	事業費の1/2以内 (上限2百万円)
	粗放的管理実証事業	333	240	定額 (農業者あたり 20 千円(資材等))
合計	-	8,548	4,346	

6. 16. 6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.17 農地機構等による農地集積・集約化の促進事業

6.17.1 事業の概要

所管課																																			
農政水産部 農業経営課																																			
現状と課題																																			
農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の核となる担い手を確保・育成を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を促進する必要がある。 しかしながら、担い手への農地集積率は33%と国から示されている67%の約半分の集積に留まっている。 今後、担い手への集積を進めるためには、区画拡大やパイプライン化等の生産基盤の整備の実施等、ハード面での支援も必要であるが、地域計画策定のための地域での話し合いなどを契機に、公益財団法人香川県農地機構による担い手への農地集積・集約化が進められるよう取り組んでいく必要がある。 ● 担い手への農地集積率 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H26</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県</td><td>29.1</td><td>27.8</td><td>28.5</td><td>28.1</td><td>29.3</td><td>30.8</td><td>31.9</td><td>33.1</td></tr> <tr> <td>全国</td><td>50.3</td><td>55.2</td><td>56.2</td><td>57.1</td><td>58.0</td><td>58.9</td><td>59.5</td><td>60.4</td></tr> </tbody> </table> 出典：農地中間管理機構の実績等に関する資料 令和5年度版									区分	H26	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	香川県	29.1	27.8	28.5	28.1	29.3	30.8	31.9	33.1	全国	50.3	55.2	56.2	57.1	58.0	58.9	59.5	60.4
区分	H26	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5																											
香川県	29.1	27.8	28.5	28.1	29.3	30.8	31.9	33.1																											
全国	50.3	55.2	56.2	57.1	58.0	58.9	59.5	60.4																											
事業概要(当初予算)																																			
公益財団法人香川県農地機構(以下「機構」という。)が行う農地中間管理事業と、県の農地集積施策を併せて活用することにより、担い手への農地集積による農業経営の規模拡大、農地利用の効率化や高度化を図る。 ① 機構集積協力金交付事業(10,000 千円) 機構を通じた農地の貸借を促進するため、機構への農地の出し手(地域を含む。)に対して、協力金を交付する。 ② 農地集積補助金交付事業(42,000 千円) 機構の農地中間管理事業を活用して経営規模の拡大を図る認定農業者等のほか、地域農業を支える兼業農家や定年帰農者等の多様な担い手に対して、新たに集積した面積に応じて補助金を交付する。 ③ 農地集積専門員配置事業(71,100 千円) 農地集積を加速化するため、地域において、農地情報の収集や農地のあつせん・調整、農地集積計画の作成支援等を専門に行う者を機構が市町に配置することを支援する。 ④ 農地機構支援事業(59,513 千円)																																			

機構の運営に要する経費、機構が借り入れた農地の保全管理に要する経費等を支援する。

事業実績

① 機構集積協力金交付事業(93 千円)

事業実施主体	補助事業者	補助金額
観音寺市	立石地区	93 千円

② 農地集積補助金交付事業(30,893 千円)

農地機構を通じた農地の貸借による担い手の経営規模拡大を加速化するため、機構から農地を借り受ける農地の受け手に対して助成する。市町を経由して担い手に対象面積10a 当たり1万円を交付。

事業実施主体	補助金額(千円) 交付面積(a)	交付経営対数
高松市	4,618	55
丸亀市	2,046	35
坂出市	1,750	23
善通寺市	504	10
観音寺市	4,696	59
さぬき市	3,538	30
東かがわ市	2,461	32
三豊市	3,997	55
土庄町	153	6
小豆島町	267	14
三木町	1,508	14
綾川町	2,835	25
琴平町	301	3
多度津町	632	13
まんのう町	1,587	19
合計	30,893	393

③ 農地集積専門員配置事業(66,255 千円)

市町における相談窓口業務、出し手の掘り起こし、借り受け予定農用地等の位置・現地の状況確認、地区段階での座談会等の参加、地区内受け手の経営状況等の把握を行うために、市町に現地相談員を配置しており、当該相談員の人件費等の補助を行った。

R6.3.31 現在

地域	現地相談員(人)
高松市	3
丸亀市	2
坂出市	2
善通寺市	1
観音寺市	2
さぬき市	2
東かがわ市	2
三豊市	2
土庄町	1
小豆島町	1
三木町	2
直島町	0
綾川町	2
宇多津町	0

琴平町	0	
多度津町	2	
まんのう町	1	
合計	25	

④ 農地機構支援事業(51,157 千円)

農地業務の総括として、利用集積等促進の総括、利用状況調査管理、農地業務の調整・取りまとめ、農地集積専門員の業務把握、中間管理機構事業の区分経理、賃料・管理費等の経費の支払等の人件費及び経費等の補助を行った。

地域	人員(人)	うち現地相談員(人)
本部	14	1

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
IV生産性を高める基盤整備1農地集積・集約化と農地の確保

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
18	農地中間管理事業による貸付面積 (ha)	2,823	3,273	3,645	3,999	4,300
	達成状況	-	30.5%	55.6%	79.6%	-

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 農地中間管理事業の推進に関する法律

6. 17. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	233,510	210,010	182,613
補正予算額(増減)	△ 55,324	△ 31,834	△ 26,672
計: 現年予算額	178,186	178,176	155,941
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	178,186	178,176	155,941
決算額	172,492	170,959	148,398
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	5,694	7,217	7,543

6. 17. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	147,100	補助金
その他	1,298	
合計	148,398	

6. 17. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	123,867	
繰入金	93	
諸収入	200	
一般財源	24,238	
合計	148,398	

6. 17. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

① 農地機構の貸出実績

(単位:件、ha、千円)

区分	農地(R5年度)			農地(累計)		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借受	(4,300)	(1,290)	(43,025)	(17,531)	(4,733)	(147,506)
	2,581	646.3	16,071	15,639	4,038.7	119,596
うち転貸	(4,250)	(1,289)	(43,000)	(17,356)	(4,698)	(147,431)
	2,579	646.1	16,071	15,436	3,999.5	118,568
うち使用貸借	1,198	466.6	-	6,486	2,535.9	-
うち新規就農者	(220)	(64)	(1,413)	(1,432)	(448)	(9,108)
	137	47.6	1,192	1,244	393.3	8,204
うち新規就農者以外	(2,080)	(1,216)	(41,587)	(9,226)	(4,250)	(138,323)
	1,511	598.6	14,879	8,578	3,606.2	110,364
うち管理	(50)	(10)	(25)	(175)	(35)	(75)
	2	0.2	0	203	39.2	1,028
過年度借受(未転貸分)	(176)	(35)	(116)	-	-	-
	155	35.5	1,023			
うち転貸	(51)	(10)	(66)	-	-	-
	10	1.4	0			
うち新規就農者	(5)	(1)	(0)	-	-	-
	0	0	0			
うち新規就農者以外	(25)	(9)	(66)	-	-	-
	10	1.4	0			
うち管理	(125)	(25)	(50)	-	-	-
	145	34.1	1,023			
解除	(856)	(227)	(7,592)	-	-	-
	1,077	287.5	9,506			

注: ()は計画値

出典:香川県農地集積支援事業費補助金実績報告書

本県の1経営体当たりの経営耕地面積は1.1ha(令和2年)と、全国平均(3.1ha)の3分の1程度で農業経営規模は零細であり、令和4年度の耕作面積に占める水田比率は83.4%(全国平均54.4%)と高く、零細な農家が水稻栽培等を行っている状況にある。また、住居が隣接している農地が多い等の理由もあり、ほ場整備の合意形成が進まず、令和2年度末のほ場の整備率は38.5%(平成30年度全国平均66.4%)と低い状況にある。

その結果、農地区画が不整形であること、農地への進入路が狭い等の理由で担い手等による農地の借り受けも進んでいない。機構が仲介した農地の半分は使用貸借であり、賃貸借契約の場合でも、1haあたり平均約80千円の賃料となっている。

現状、所有者が農地機構に貸付希望農用地等の登録を行ったとしても、その有効期間は2年間であり、条件不利な農地は、借り受け希望者が見つからず失効する事例も多いことから、農地機構による積極的な対策の実施が必要とも考えられるが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行により、利用権設定(いわゆる相対での農地貸借)は、経過措置が終了する令和7年3月の地域計画策定後から農地中間管理機構を通じた手続に統合されることとなっているため、令和7年4月以降は、策定された地域計画に基づく農地貸借となり、農地機構の役割も地域計画の目標地図に基づき農地貸借の貸借事務処理等が主な業務となることからすると、意見すべき必要性は低いと判断する。

② 関連資料の閲覧

サンプルとして機構における一連の貸借手続関連資料、農地専門員の業務日誌の閲覧等を実施した。

6.17.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.18 みんなで守る地域農業支援事業

6.18.1 事業の概要

所管課

農政水産部 農業経営課

現状と課題

集落営農組織は、組織設立後 20 年を越える組織もあり、組織構成員の高齢化が進んでいる。令和5年度末の組織構成員の平均年齢は 70.6 歳となっており、平均年齢が徐々に高くなっている。

集落営農の構成員の若返りや世代交代、担い手との連携、地域農業の後継者育成、農業支援グループの育成、経営改善を推進する必要がある。

① 集落営農組織数の推移

(単位:組織)

	H23	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
任意組織	111	157	138	145	147	149	152
法人	48	109	117	121	126	127	127
合計	159	266	255	266	273	276	279

注:集落営農とは、集落の複数の人が集まって、集落内の話し合いのもと、集落の農業生産を中心とした仕組みを実践すること。

その目的は、①地域の農地を守る ②コストを下げて農業の生産性を上げるなど、集落の実情に応じた幅広い活動を言う。

その組織形態は、法人組織と非法人組織になり内容もさまざま。

- ・法人組織 → 農事組合法人、株式会社など
- ・任意組織 → 機械の共同利用組織、農作業受託組織、経理の一元組織など

②集落営農に関するアンケート調査結果(令和元年 10 月 15 日現在、回答数 152 組織 回答率 64%)

(ア) 特に重要と考えている活動

組織の7～8割は、農地や地域・集落の農業環境の維持を重要と考えており、法人は営農の継続を重視している。

(イ) 組織の活動で問題となっている課題

構成員の高齢化、継承者不足をあげる組織が多く、世代交代が課題となっている。

(ウ) 組織の維持・活性化のための課題

後継者の確保・育成が8割、リーダー育成が5割、オペレーター育成が3割であり、次世代を支える人材育成が課題

区分	該当率(%)
事業継承者(後継者)の確保・育成	76
リーダー育成	46

オペレーター育成	30
若いメンバーが魅力を感じる最先端技術の導入	23
農機具格納庫整備	22
小型機械の整備	15
鳥獣害対策	15
会計事務の習得	14
大規模基盤整備(大区画化・パイプライン化)	14
小規模基盤整備(水田の中畦除去など)	14
兼業農家の子弟への農業基礎講座	13
定年帰農者への農業基礎講座	12
農業用機械の操作研修	12
受託・管理用機械の導入(ラジコン除草機・防除機等)	12
作業場整備	7
労務管理の習得	7
法人組織化	5

事業概要(当初予算)

地域農業を支える集落営農を推進するための体制を整備するとともに、集落営農組織の設立に向けた地域における自主的な活動や集落営農に取り組む法人等の経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援する。

① みんなで守る地域農業推進事業(4,920 千円)

地域農業の維持・発展を図るため、兼業農家の後継者育成や集落営農組織の若返り、雇用就農の促進など、多様な担い手の確保・育成に取り組む。

- ・兼業農家の子弟に対する農業入門講座の開催
- ・農作業の受託等に取り組む農業支援グループの設立の支援
- ・集落営農組織の若返りビジョン作成支援や事業継承セミナーの開催
- ・集落営農組織が行う組織間連携活動やリクルート活動に対する補助
- ・非農家出身の社会人や学生等を対象とした現地見学会の開催

② みんなで守る地域農業整備事業(49,000 千円)

集落営農組織の経営の確立に必要な機械・施設等の整備に要する経費の助成を行う。

- ・組織の若返りや基盤整備事業に取り組む集落営農組織、3名以上で地域の農作業受託活動に取り組む若手グループに対する支援
- ・1ha 以上の規模拡大を図る集落営農組織に対する支援など

③ 集落営農組織設立支援事業(1,077 千円)

地域を支える新たな集落営農組織の設立を進めるために必要な経費の助成等を行う。

④ 農業支援グループ確保・育成加速化事業(3,000 千円)

小規模兼業農家等の離農を食い止め、地域農業を支える仕組みとして、農業生産活動や農地の維持管理作業等を受託する農業支援グループ等の作業受託面積の拡大を支援し、農業支援グループの組織化・育成を図る。

⑤ 集落営農活性化プロジェクト促進事業(3,000 千円)

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。

事業実績

①みんなで守る地域農業推進事業(3,392 千円)

- ・10 地区で集落営農組織の若返り支援に取り組み、5組織がリクルート活動を行った。
- ・チラシやマニュアルを作成して広く周知するとともに、グループ化を支援し、9グループが設立された。
- ・7地区で後継者育成に取り組み、入門講座を開催した。
- ・県域で初心者向けの水稻基礎講座を2回開催した。

② みんなで守る地域農業整備事業(46,989 千円)

(単位:千円)

実施事業主体	事業費	補助金額
23 事業者	168,179	46,989

③集落営農組織設立支援事業(875 千円)

- ・担当者会2回の開催、6地区で集落営農設立支援事業を活用して集落営農組織及び農業支援グループが6組織設立された。
- ・香川県集落営農活性化研修会の開催

④ 農業支援グループ確保・育成加速化事業(1,334 千円)

農業支援グループ7組織、集落営農法人4組織が作業受託面積を拡大し、地域農業を支援する体制構築を進めた。

⑤ 集落営農活性化プロジェクト促進事業(-)

事業要望がなかったため、実績なし。

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
IV生産性を高める基盤整備1農地集積・集約化と農地の確保

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI （達成状況含む）

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R 元)	R3	R4	R5	目標 (R7)
3	認定農業者である 農業法人数	343 法人	368	371	R7年3月確 定予定	400
	達成状況	-	43.9%	49.1%	-	-

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- みんなで守る農業支援事業実施要綱

6. 18. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	53,958	62,077	60,997
補正予算額(増減)	△ 2,432	△ 9,500	△ 6,556
計: 現年予算額	51,526	52,577	54,441

前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	51,526	52,577	54,441
決算額	50,237	50,442	52,590
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	1,289	2,135	1,851

6. 18. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	50,088	補助金
需用費	1,875	印刷製本費等
その他	627	
合計	52,590	

6. 18. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	1,810	
繰入金	3,000	
諸収入	9	
一般財源	47,771	
合計	52,590	

6. 18. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の補助金の係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

② みんなで守る地域農業整備事業

(単位:千円)

事業メニュー	市町名	事業内容	事業費	補助金額
規模拡大支援	高松市	コンベネーションベアラー	19,780	3,000
規模拡大支援	観音寺市	コンバイン、複合作業田植機	9,799	3,000
組織の若返り支援	綾川町	乾燥機、籾摺機・色彩選別機、調整タンク・計量器、籾殻処理機、周辺機器	15,259	3,000

④ 農業支援グループ確保・育成加速化事業

農業支援グループ確保・育成加速化事業は、①作業受託面積が前年度より10a以上拡大していること、②作業受託の拡大により地域農業の維持・発展を目指すことの全てを満たすことを要件に、1作業4,000円以内/10a(上限20万円/組織)を市町経由で補助している。

また、集落営農組織設立支援事業は、①新たに集落営農の組織化に取り組もうとする集落や農業支援グループの組織化を目指すグループであり、②作業受委託等の集落営農活動を実施する

計画があることほかの要件を満たす場合に 10 万円以内の直接補助金を組織化を目指すグループに交付している。

なお、検証した間接補助金の執行において、農業支援グループ確保・育成加速化事業の間接補助金の交付を受けた A 農事組合法人が申請した受託作業には、集落営農組織設立支援事業において農作業受託、共同利用オペレーターを行うとして集落営農組織設立支援事業の補助金の交付を受けた B 集落営農組合の組合長と副組合長からの受託作業が含まれていた。この点について内容を確認したが、A 農事組合法人の受託作業は、ドローンを利用した農薬散布の委託であり、B 集落営農組合の組合長及び副組合長が所属する集落営農組合ではできない作業とのことであり、不合理ではないと判断した。

6. 18. 6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.19 遊休農地等利活用促進事業

6.19.1 事業の概要

所管課						
農政水産部 農業経営課						
現状と課題						
農業の高齢化等による担い手の減少、農産物価格の低迷による生産意欲の低下等により県内の遊休農地等の面積は増加傾向にあり、遊休農地等のうち再生利用が困難となった農地が85%を占めている。 遊休農地は中山間地や島しょ部での発生が多いが、平坦地においても発生しており、病虫害等の発生源となるなど、営農や生活環境に悪影響を与える可能性がある。						
● 耕地面積、耕地利用率の推移 (単位:ha)						
	H17	H22	H27	R2	R4	R5
耕地面積	32,800	32,000	31,000	29,700	29,000	28,500
耕地利用率(%)	93.0	88.4	84.8	80.5	80.0	—
● 遊休農地面積等の推移 (単位:ha)						
	H22	H27	R元	R2	R3	R4
再生利用が可能な遊休農地	1,705	1,482	1,110	1,057	1,113	1,100
再生利用が困難と見込まれる農地	3,735	5,153	6,344	6,432	6,385	6,480
計	5,440	6,635	7,454	7,488	7,498	7,580
事業概要						
担い手が行う遊休農地等の再生利用や発生防止の取組を支援する。 認定農業者等の担い手が借り受けた遊休農地等の再生利用や発生防止のための簡易な基盤整備の取組を総合的に支援する。 ＜再生利用＞ 1号遊休農地で、10a 当たり 10 万円以上の作物栽培に向けた再生利用活動に要する経費及び基盤整備に係る経費を支援 [県 6/10(注 6.5/10)、市町 3/10、担い手 1/10] ・基盤整備:暗渠排水、客土、区画整理等 ・再生活動:農地の障害物除去、深耕、整地、土壌改良等 注:中山間地域等 ＜発生防止＞ 農地機構へ貸付希望のあった農地に対して行う畦畔除去や暗きょ排水の設置、法面への抑草シート施工など簡易な基盤整備に要する経費を支援 [県 6/10、市町 2/10、担い手 2/10]						

事業実績

①再生利用

(単位: m²)

(単位: 千円)

自治体	実施主体	面積	補助金額
高松市	個人	5,307	1,046
観音寺市	個人	1,485	948
三豊市	個人	1,023	1,167
三豊市	個人	1,075	1,188
三豊市	法人	1,880	1,098
三豊市	個人(中山間)	1,191	1,118
土庄町	個人(中山間)	1,212	1,296
小豆島町	個人(中山間)	1,448	1,287
合計	-	14,621	9,148

②発生防止

(単位: 千円)

自治体	実施主体	補助金額
県農地機構	-	924

県の各計画との関連

● 香川県農業・農村基本計画

IV生産性を高める基盤整備 1農地集積・集約化と農地の確保

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

現状、耕作放棄を防止することが施策の中心となっており、遊休農地の利活用を積極的に図っていく状況にないため、KPIは設定していない。

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正され地域ごとに将来の農地利用の姿や地域農業のあり方を明確化する地域計画を令和7年3月までに市町が策定することが法定化されている。

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速化することが、喫緊の課題となっている。この課題解決のために、

① 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定める。

② 地域計画の実現のため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等をする。

としており、地域計画により、地域で今後の農地のあり方の決定に基づき施策を展開していく方針である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

● 農地法

● 農地中間管理業務の推進に関する法律

6. 19. 2 予算現額と決算額の推移

	(単位: 千円)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	6,405	11,363	11,000

補正予算額(増減)	-	-	△ 751
計: 現年予算額	6,405	11,363	10,249
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	6,405	11,363	10,249
決算額	5,918	10,764	10,072
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	487	599	177

6. 19. 3 決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	10,072	補助金
合計	10,072	

6. 19. 4 決算額の財源内訳

(単位: 千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	5,036	
一般財源	5,036	
合計	10,072	

6. 19. 5 監査の結果及び意見

6.19.5.1 補助金申請時の見積合わせの見積書提出先の適切な選定について(意見事項 20)

(発見事項)

当該事業は、市町を経由して認定農業者の行う遊休農地の利用促進に対する間接補助金を交付する事業である。各市町は、各市町の会計規則により間接補助金の交付を行っているが、本県も本県の補助金執行にあたり、各市町から提出された補助金実績報告書のほか、竣工届や現地調査報告書等の証憑の確認等を実施した上で補助金の額の決定を行っている。また、遊休農地等利活用促進事業費補助金交付要綱においては、間接補助事業者は、間接補助事業を実施するために、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない旨、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる旨を定めている。

各市町は、各市町の会計規則に従い、補助対象経費の受注者の決定については、見積合わせの実施を求めているところ、下記の間接補助事業者が行った見積りの提出事業者は、施工場所から10km程度離れた別市町の業者であり、かつ、全て受注者の所在地の近隣に所在する事業者であった。

市町	申請者	施工場所	工事内容	見積書提出業者	施工場所からの距離
三豊市	A	三豊市高瀬町羽方	農地再生(たけのこ畑) ・伐竹選定 ・伐竹 ・機械集積等	①A 者 観音寺市大野原町中姫(受注事業者) ②B 者 観音寺市大野原町萩原 ③C 者 観音寺市大野原町大野原	10Km 程度
観音寺市	B	観音寺市豊浜町和田	農地再生(みかん畑) ・棚撤去・伐採木撤去 ・花崗土整地 ・排水改善等	①D 者 三豊市山本町河内(受注事業者) ②E 者 三豊市山本町大野 ③F 者 三豊市山本町河内	15Km 程度

(問題点)

見積合わせは、初めから契約の相手方を特定したうえで契約締結交渉をした場合は、当該業者との癒着が生じたり、不当に高い代金を支払う結果になるおそれがあることと、現実にはそのようなことはないとしても、県民がそのような疑惑を抱き、ひいては、行政に対する信頼がなくなるおそれがあることを防止することを理由とするものである。言い換えれば、見積合わせというのは、単に有利な契約条件を獲得することだけではなく、契約手続の公正さを確保する手段でもある³、といわれているところ、補助事業者の住所、施工場所から離れた特定の地域の事業者のみに見積提出依頼を行っている状況は、当初から契約の相手方が特定されているにもかかわらず、形式的に見積合わせを行ったように見せるため、受託予定事業者が近隣事業者に自らの見積金額よりも高額な見積書の提出を依頼したかのような疑念を県民に抱かせるものであり問題である。

その実情は不明であるが、契約手続の公正さを確保するという観点からは、なぜ施工場所の近隣業者に依頼していないのか、さらに、なぜ見積提出依頼を行った業者の所在地が特定の地域に限定されているのかについて、検討を行うことが望まれる。

(意見事項 20) 補助金申請時の見積合わせの見積書提出先の適切な選定について

間接補助事業者が行った見積合わせについて、見積りの提出事業者が、施工場所から10km 程度離れた別市町の業者であり、かつ、全て受注者の所在地の近隣に所在する事業者であった。

間接補助事業者の住所、施工場所から離れた特定の地域の事業者のみに見積提出依頼を行っている状況は、当初から契約の相手方が特定されているにもかかわらず、形式的に見積合わせを行ったように見せるため、受託予定事業者が近隣事業者に自らの見積金額よりも高額な見積書の提出を依頼したかのような疑念を県民に抱かせるものであり問題である。

その実情は不明であるが、契約手続の公正さを確保するという観点からは、なぜ施工場所の近隣業者に依頼していないのか、さらに、なぜ見積提出依頼を行った業者の所在地が特定の地域に限定されているのかについて、検討を行うことが望まれる。

³ 橋本勇 (R 元) ・「改訂版自治体財務の実務と理論 違法・不当といわれなくために」

6.20 基盤整備の推進事業

6.20.1 事業の概要

所管課
農政水産部 土地改良課、農村整備課
現状と課題
ほ場整備は、農作業の効率化を図るために農地の区画整備を行い、併せて用排水路や農道等を整備することである。 本県のほ場整備率は、令和2年度末において38.5%であり、全国平均66.4%(平成30年度)と比較してもほ場の整備が進んでいない状況である。 不整形や小区画の農地、進入路が狭く大型機械等が搬入できない農地、用排水路が老朽化している農地等では、農作業の効率が悪く、担い手等も農地の借り受けを希望しないため、耕作放棄地化するおそれがある。 農地の区画整備、農道整備や用排水路の整備を実施することで、農作業効率を向上させることにより、労働時間の短縮、生産費の低減を図るとともに、担い手へ農地の集約を促進させることで未利用農地を減少させる必要がある。
事業概要(当初予算)
① 経営体育成基盤整備事業(761,777 千円) 県営資格要件を満たす地域(原則20ha以上)において、国庫補助の農業基盤整備を実施する。 ② 農業体質強化基盤整備促進事業(177,785 千円) 団体営資格要件を満たす地域において、国庫補助の農業基盤整備を実施する。 ③ 地域計画実現化促進生産基盤整備事業(170,000 千円) 国の事業要件を満たさない地域において、将来の農地利用を明確化した地域計画の実現に向け、単独県費補助による農業基盤整備を実施する。 ④ 農地集積促進事業(4,000 千円) 地域の実情に即した小規模なほ場整備を推進するため、ほ場整備後の農地集積率に応じて地元負担金を助成する。 ⑤ 農地維持管理省力化事業(10,000 千円) 多大な労力を要する農地畦畔などの草刈り作業を軽減するカバープランツの施工等、維持管理の省力化を支援する。

事業実績

①経営体育成基盤整備事業

(単位:千円)

地区名	工期	全体事業費	決算額	全体事業量
羽床下	H29-R7	955,500	75,504	区画整理 39.7ha
田中北部	H30-R8	1,055,250	119,781	区画整理 42.9ha
石井	R 元-R6	265,650	36,435	農業用排水路22.1ha 暗渠排水5.6ha
下高野(機構)	R2-R6	633,150	110,986	区画整理 25.0ha 暗渠排水 25.0ha
下高野(水利)	R2-R6	92,505	13,617	農業用排水路 L=1,100m
小原	R3-R8	932,400	89,977	区画整理 5.7ha 暗渠排水 9.8ha 農業用排水路 L=14,044m
下高瀬	R5-R10	991,200	47,250	区画整理 37.2ha
坂出北部	R 元-R6	1,120,783	131,920	客土 52.7ha 農業用排水 19 路線 農道3路線
川股	R3-R6	171,150	-	区画整理 0.8ha 農業用排水路 1.2ha
羽鹿池	R5-R10	347,550	14,856	区画整理 4.7ha 農業用排水路 29.4ha
羽床下南	R5-R10	819,000	7,875	区画整理 21.9ha 農業用排水路 2.2ha
鎌手	H30-R5	477,750	35,043	区画整理 11.3ha
岡田上(実計)	R5	9,083	9,083	実施設計 1 式、換地業務 1 式
合計	-	-	692,327	

② 農業体質強化基盤整備促進事業

(単位:千円)

地区名	工期	全体事業費	決算額	全体事業量
前池導水路	R5	2,000	2,000	実施計画策定 1 式
財田西	R4-R7	60,000	13,458	農業用排水路 500m
諏訪	R2-R6	180,000	86,294	農業用排水路 1,900m 農作業道 120m
白羽	R3-R6	78,000	37,820	区画整理 2.3ha
一里塚	R 元-R6	190,000	47,190.5	区画整理 8.2ha
三谷中	R 元-R6	120,000	51,996.5	区画整理 4.5ha
小津森	R4-R7	303,000	12,599	区画整理 10.0ha
塩田	R2-R6	91,000	45,038	区画整理 2.7ha
仲南東部 1 期	R2-R5	32,000	1,980	農用地の保全 14,000m ²
仲南東部 2 期	R5-R8	40,000	2,000	農用地の保全 17,000m ²
上田井上	H30-R6	233,000	20,547	区画整理 11.3ha
三谷管路	R 元-R6	100,000	25,215	農業用排水路 890m
栗井	R3-R6	250,000	9,487	区画整理 11.3ha
安井	R5-R8	200,000	3,000	区画整理 7.6ha
白坂池	R2-R5	65,200	34,698	区画整理 0.8ha 農業用排水路 1,273m
大上	R 元-R6	200,000	55,256	区画整理 7.5ha

				暗渠排水 4.0ha
泉池	R2-R5	60,000	17,426	農業用排水路 1,116m
合計	-	-	466,005	

③地域計画実現化促進生産基盤整備事業

(単位:千円)

地区名	工期	補助対象 事業費	決算額	全体事業量
吉田	R5	10,000	6,672	農道 87m
上沖	R5	12,000	8,007	農道 98m
苗田東	R5	16,000	10,675	農道 101m
寺井	R5	2,500	1,668	農道 230m
大上	R5	2,646	1,765	荒廃農地解消 1 式
合計	-	-	28,787	

④ 農地集積促進事業

・実績 0 件

⑤ 農地維持管理省力化事業

(単位:千円)

地区名	工期	補助対象 事業費	決算額	全体事業量
南野・坂元	R5	1,000	500	防草シート A=840m2
前の川	R5	2,260	1,130	防草シート A=1,158m2
常包	R5	1,140	570	防草シートA=555m2
木の下	R5	700	350	防草シート A=241m2
仲南東部 その 1	R5	500	250	防草シート A=104m2
追上	R5	1,160	580	防草シート A=435m2
福良見	R5	2,350	1,175	防草シート A=1,329m2
合計	-	-	4,555	

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
IV生産性を高める基盤整備2農地・水利施設の整備

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
17	ほ場整備面積 〔累計〕	7,678ha	7,710ha	7,724ha	7,742ha	7,803ha
	達成状況	-	26%	37%	51 %	-

優良農地の確保と農地の集積促進を図るため、年間 25ha のほ場整備を実施する。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 土地改良法

6. 20. 2 予算現額と決算額の推移

(単位: 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	859,068	849,737	1,123,562
補正予算額(増減)	177,563	242,165	54,942
計: 現年予算額	1,036,631	1,091,902	1,178,504
前年度明許繰越額	461,918	614,337	613,372
流用額	-	-	-
計: 予算現額	1,498,549	1,706,239	1,791,876
決算額	882,178	1,050,944	1,191,674
翌年度明許繰越額	614,337	651,772	597,201
不用額	2,034	3,523	3,001

注: 令和4年度の翌年度明許繰越額のうち 38,400 千円(集落営農推進生産基盤整備事業)は、令和5年度の基盤整備の促進事業からは除かれ、別の事業区分に含まれている。

6. 20. 3 決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	545,522	
負担金、補助及び交付金	483,667	
委託料	106,914	
その他	55,571	
合計	1,191,674	

6. 20. 4 決算額の財源内訳

(単位: 千円)

財源	決算額	主な内容
分担、負担金	101,262	
国庫支出金	673,260	
繰入金	4,555	
繰越金	66,346	
県債	271,000	
一般財源	75,251	
合計	1,191,674	

6. 20. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の工事請負費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

地区名	下高野
契約名	下高野地区ほ場整備その6工事
契約期間(当初)	R5.7.21～R6.3.8
工事内容	ほ場整備工 整地工: A=1.6ha 道路工: B=4m、L=316m 用水路工: L=144m 排水路工: L=147m 暗渠排水溝: A=0.8ha
入札方法	入札後審査型一般競争入札

営業拠点	観音寺市、三豊市に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	大一工業㈱
予定価格(税込)	27,541 千円
落札価格(税込)	26,730 千円(税込み)
落札率	97.1%
入札参加者数	3 者(1者は入札無効)
契約変更後(税込) 契約期間	①R5.7.21～R6.3.29 ②R5.7.21～R6.5.13
変更理由	①構造物取壊しが想定よりも 66 m ³ 多く増額、排水路工の調整により 8m 延長、関係者との調整が整わず暗渠排水工の 0.5ha の施工を見合わせるにより減額の結果、請負契約に変更はないが、工期を 21 日延長する。 ②精査により内容を変更するが、請負金額に変更なし。工期を延長する。

不合理な点は発見していない。

地区名	羽床下
契約名	県営羽床下地区ほ場整備その 13 工事
契約期間	R5.8.3～R6.2.28
工事内容	ほ場整備工 整地工: 2.32ha 道路工: B=4m、L=327.5m 用水路工: L=512.2m 排水路工: L=305.1m 揚水機場工: 1 基 吸水槽工: 1 箇所 吐水槽工: 1 箇所
入札方法	入札後審査型一般競争入札 総合評価(企業評価型)(通常型)
営業拠点	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	(有)ヘビーワン
予定価格(税込)	61,551 千円
落札価格(税込)	61,160 千円
落札率	99.4%
入札参加者数	1 者
契約変更後(税込) 契約期間	①65,965 千円 R5.8.3～R6.3.19 ②66,408 千円 ③R5.8.3～R6.3.22
変更理由	①道路工において、町道内に埋設した送水管施工区間におけるアスファルト舗装を仮復旧から本復旧の状態にするためにアスファルト舗装の破砕と舗装を追加する。併せて工期を 26 日間延長する。 ②現地精査による数量の異動に伴い、請負金額を増額変更する。 ③町道の本復旧をする計画であるが舗装復旧に伴う町道管理者との協議に時間を要したことから工期を3日間延長する。

不合理な点は発見していない。

6. 20. 6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.21 農業用水の確保事業

6.21.1 事業の概要

所管課
農政水産部 土地改良課
現状と課題
農業用排水施設は、建設後50年経過し老朽化が進行し、その維持管理に支障をきたすなど用水の安定供給や洪水時の排水対策が危惧されており、その対策が急がれている。 基幹的農業水利施設については、施設の機能診断に基づき機能保全計画を策定し、劣化状況に応じた予防保全的な対策により長寿命化を図っており、「香川県農業・農村基本計画」では、令和7年度までに整備延長 20km(年間 4.0km)を目標として計画的に整備を進めている。
事業概要(当初予算)
農業用水の安定確保や効率的な利用、維持管理経費の節減を図るため、老朽化した農業水利施設の計画的・効率的な保全対策や香川用水非受益地域の農業用水の確保を行う。 また、農作物の干ばつ被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめるため、渇水被害が想定される場合、井戸の掘削や揚水機の設置などの干害応急対策に対して助成する。 ① 農業用水の確保 (649,755 千円) ・国営かんがい排水事業香川用水二期地区負担金 70,350 千円 平成 26 年度から実施する国営かんがい排水事業(香川用水二期地区)に係る事業費の県負担金を事業施工年度に一括して支払う。(全体事業費 173 億円) ・香川用水施設緊急対策事業市町負担金 5,720 千円 令和2年度から実施する水資源機構営事業(香川用水施設緊急対策事業)のうち農業用水に係る事業費の市町負担金を施工年度毎に支払う。 (総事業費 38 億円(内訳)老朽化対策 23.5 億円、耐震対策 14. 5 億円) ・県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 566,685 千円 国営または県営で造成された基幹的農業用排水施設を対象に、機能診断から予防保全対策・更新整備までを一貫して整備する。 満濃池幹線2期地区ほか 11 地区(新規1地区、継続5地区、調査計画6地区) ・香川用水非受益地域用水確保事業 7,000 千円 昭和53年の香川用水の本格通水によって農業用水は画期的な改善が図られたが、一方で香川用水の恩恵を受けられない非受益地域においては、山間部・島嶼部を中心にほぼ全域において潜在的な水不足が残っているため、その解消を目的として昭和 55 年に香川用水非受益地域用水確保事業を創設した。 ② 干害応急対策事業(80,000 千円)

早明浦ダムの貯水率低下により、香川用水の第三次取水制限が行われた場合に干害応急対策を行う。

事業実績

① 農業用水の確保(615,291 千円)

- ・国営かんがい排水事業香川用水二期地区負担金(55,207 千円)

令和5年度の事業費の県負担金を国に支払っている。

農業用水の安定供給に支障をきたす施設の老朽化対策及び維持管理の軽減並びに大規模地震に備えた耐震対策を総合的に行ってきたものであり、令和5年度に完工。

- ・香川用水施設緊急対策事業市町負担金(5,656 千円)

市町から負担金を受け入れ水資源機構に支払っている。

- ・県営基幹水利施設ストックマネジメント事業(554,428 千円)

満濃池幹線2期地区ほか 11 地区(新規1地区、継続5地区、調査計画6地区)

(単位:千円)

地区名	着工年度	事業費	決算額	事業量
満濃池幹線2期	R2 年度	159,224	67,099	水路工 L=645m
金蔵寺	R3 年度	46,000	48,300	堰体工1式
満濃池	R5 年度	4,290	4,503	事業計画策定
東かがわ2期	R3 年度	130,348	128,479	排水機1機
東かがわ3期	R5 年度	20,472	1,869	排水機2機
香東川沿岸	R5 年度	10,536	10,536	機能保全計画
坂子	R5 年度	9,123	9,123	機能保全計画
大番	R3 年度	307,405	267,928	排水ポンプ整備等
打越	R4 年度	10,505	6,756	機能保全計画
下高瀬	R5 年度	11,550	9,835	事業計画策定
合計	-	709,453	554,428	

- ・香川用水非受益地域用水確保事業(-)

事業実績なし。

② 干害応急対策事業(-)

早明浦ダムの貯水率低下により、香川用水の第三次取水制限が行われた場合に干害応急対策を行うが、令和5年度は該当がなく、使用実績なし。

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
IV生産性を高める基盤整備2農地・水利施設の整備

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
19	基幹水路保全対策 延長	138km	147km	153km	154km	158km
	達成状況	-	45%	75%	80%	-

遵守すべき(規制を受ける)法令等
● 土地改良法

6. 21. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,192,178	969,100	729,755
補正予算額(増減)	△ 95,615	△ 302,395	△ 144,664
計: 現年予算額	1,096,563	666,705	585,091
前年度明許繰越額	70,030	334,785	191,926
流用額	-	-	-
計: 予算現額	1,166,593	1,001,490	777,017
決算額	830,802	807,352	615,291
翌年度明許繰越額	334,785	191,926	161,628
不用額	1,006	2,212	98

6. 21. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	489,745	
負担金、補助及び交付金	60,863	負担金
委託料	45,290	
その他	19,393	
合計	615,291	

6. 21. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
分担、負担金	91,922	
国庫支出金	306,530	
繰入金	6,660	
県債	188,000	
一般財源	22,179	
合計	615,291	

6. 21. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の工事請負費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業

地区名	大番地区
契約名	大番地区排水機場排水ポンプ改修その2工事
契約期間(当初)	R5.6.20～R6.3.15
工事内容	排水場の機器の更新及び新設
入札方法	一般競争入札 総合評価方式 施工計画型

営業拠点	香川県内に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	クボタ環境エンジニアリング(株)
予定価格(税込)	186,674,400 円
落札価格(税込)	185,900,000 円
落札率	99.6%
入札参加者数	1者
契約変更後(税込)	①186,021,000 円
契約期間	R5.6.20～R6.3.22
変更理由	①撤去する既設機器の一部に石綿含有品が確認されたため、有料処分とする。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行した直後の入札であったこと、技術者の確保が難しいなどの理由により、1者応札となり、高落札率となっている。排水機等の特殊機器については、落札業者を含む複数社の見積りに基づき予定価格を積算しているが、落札者が見積提出事業者でもあるため、高落札率となっているものと推測される。

なお、当該工事については、「令和5年度第2回香川県入札監視委員会」で検討されているが、特に問題とはなっていない。

地区名	白鳥東地区
契約名	白鳥東地区排水機補修工事
契約期間	R5.7.14～R6.2.28
工事内容	排水機補修工事
入札方法	制限付一般競争入札 総合評価方式 企業評価型(通常型)
営業拠点	香川県内に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	四電エンジニアリング(株)
予定価格(税込)	30,357 千円
落札価格(税込)	28,600 千円
落札率	94.2%
入札参加者数	1者
契約変更後(税込)	①37,410 千円
契約期間	R5.7.14～R6.3.25 ②R5.7.14～R6.4.19
変更理由	①管理者より常時排水ポンプである No.5 主ポンプ関連機器の早期整備要望があったため、主ポンプ用逆止弁の工場整備を追加。その他、当初想定以上の老朽化が見られたため追加補修が必要となった。 ②No.5 主ポンプの機器製作に不測の日数を要したため工期を 25 日間延長する。

不合理な点は発見していない。

地区名	満濃池幹線2期
契約名	県営満濃池幹線2期地区豊原庄幹線水路補修その4工事
契約期間(当初)	R5.8.3～R6.2.9
工事内容	施工延長:572m 水路工:表面被覆工 1,547 m ² 等
入札方法	入札後審査型一般競争入札
営業拠点	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡に建設業法上の主たる営業所を有すること

落札業者名	四国建設工業㈱
予定価格(税込)	54,171 千円
落札価格(税込)	53,350 千円
落札率	98.5%
入札参加者数	1 者
契約変更後(税込) 契約期間	①63,542 千円 R5.8.3～R6.2.19 ②R5.8.3～R6.2.26
変更理由	①豊原庄幹線水路に接続する豊原幹線水路 73m は、老朽化が著しいため追加施工する。また、豊原庄幹線終点部から 122m は底版の表面の劣化損傷が著しいため、下地調整処理を追加する。 ②設計数量の再精査及び仮設道路撤去に際し、地権者との協議により 7 日間工期を延長する。

不合理な点は発見していない。

6. 21. 6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.22 スマート農業推進事業

6.22.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農業経営課、畜産課、農業生産流通課
現状と課題
本県の農業・農村においては、農業者の高齢化や減少による労働者不足、農産物価格の低迷等に加え、特殊な水利慣行、基盤整備の遅れ等により、狭小なほ場のまま農地が分散していることなどの「弱み」が認められる一方、温暖で周年での営農が可能であり、豪雨や降雪等の気象災害が比較的少ない条件の下、レタス、ブロッコリー、オリーブ、畜産物等高品質な農畜産物が数多く生産され、市場から高い評価を得ているなどの「強み」を持っており、今後は、これらの「弱み」の克服や、「強み」の発揮に寄与する、地域の実情に合致し、かつ導入効果の高いスマート農業技術を速やかに実証・経営に導入することが重要となっている。 注：スマート農業とは、農業の自動化や省力化、農作物の高品質化や生産性の向上を目的として、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用する農業をいう。
事業概要(当初予算)
農作業の省力化や農産物の高品質化等を実現するスマート農業の普及・定着を図るため、農業者等への普及啓発をはじめ、本県農業の実情に即した技術実証やスマート農機の導入支援等を行う。 ① スマート農業普及啓発促進事業(556 千円) スマート農業への理解や関心を高めるため、スマート農業推進大会を開催するとともに、スマート農機の実演会や研修会等を開催する。 ② データ駆動型農業の実践体制づくり支援事業(512 千円) ICT等を活用してイチゴの栽培環境データを「見える化」し、農業者や指導者が確認・分析することで、収量向上等につなげる体制づくりに取り組む。 ③ スマート農業技術導入支援事業(10,000 千円) スマート農業技術の効率的な導入を促進するため、スマート農機を共同購入・共同利用する取組を支援する。 ④ 次世代の香川型施設園芸プラットフォーム開発事業(17,266 千円)(再掲) 野菜、果樹などで、換気性能に優れる片屋根ハウスに、高畝栽培や無人走行防除機の技術を組み合わせ、人と環境に優しい施設園芸の高収益生産体系を開発・実証する。 ⑤ サステナブル畜産システム推進事業(3,000 千円) 持続可能な畜産経営を構築するため、スマート畜産機器や再生可能エネルギーを活用した機器の導入を推進する。

事業実績

①スマート農業普及啓発促進事業

スマート農業試験研究成果集として、本県のスマート農業全般の紹介リーフレットの作成等

②データ駆動型農業の実践体制づくり支援事業

実施内容	実績
推進会議開催	年3回
環境制御機器の実証導入によるデータ収集と分析・指導	8か所の通信費補助
勉強会の開催	7回

③ スマート農業技術導入支援事業

国の行う補助事業について、本県が間接補助事業者となり事業実施者に間接補助金の交付を行う。

農業支援サービス事業体(受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用する農業用機械をレンタル等によって提供する取組等を行う者)によるスマート農業機器等の取得、リース導入にかかる経費を補助するものであり、補助率は1/2であり、上限 15 百万円である。

予算見積当時の事業情報で事業要望を募り積算したが、その後、国の補助事業の実施主体要件が変更となったため、当初予算 10,000 千円に対して、1,169 千円の執行となった。

(単位:千円)

事業実施者	事業費	補助金	内容
㈱喜多猿八	2,571	1,169	農業用ドローンの2台の取得費の補助

④ 次世代の香川型施設園芸プラットフォーム開発事業

「新品種・新技術の開発」事業の再掲であり、「新品種・新技術の開発」で検討する。

⑤ サステナブル畜産システム推進事業

以下の畜産農家が導入した省エネ化のためのスマート畜産機器の導入経費の 1/2 以内を補助した。

(単位:千円)

事業実施者	事業費	補助金	内容
(有)金江養鶏場	5,660	2,384	給飲水システム遠隔監視システム
山種易産業㈱	995	498	牛用分娩監視発情監視システム
A 氏	150	75	牛用発情監視機器
B 氏	87	43	牛用センサー機器
合計	-	3,000	

県の各計画との関連

● 香川県農業・農村基本計画

IV生産性を高める基盤整備3スマート農業の推進

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI （達成状況含む）						
● 香川県農業・農村基本計画						
No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
20	スマート農業技術 導入経営体数	64 経営体	104	120	134	150
	達成状況	-	46.5%	65.1%	81.4%	-
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
● 香川県農畜産業等交付金交付要綱						
● サステナブル畜産システム推進事業費補助金交付要綱						

6. 22. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	20,111	33,041	31,334
補正予算額(増減)	△ 7,119	△ 27,407	△ 5,646
計:現年予算額	12,992	5,634	25,688
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	12,992	5,634	25,688
決算額	11,849	4,754	24,761
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	1,143	880	927

6. 22. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	15,503	
負担金、補助及び交付金	4,169	補助金
需用費	4,360	
その他	729	
合計	24,761	

6. 22. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	12,761	農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業費補助金等
一般財源	12,000	
合計	24,761	

6. 22. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

③ スマート農業技術導入支援事業

(単位:千円)

事業実施者	事業費	補助金	内容
㈱喜多猿八	2,571	1,169	農業用ドローンの2台の取得費の補助

3者からの見積合わせを実施した結果、購入先を決定している。また、課税事業者のため、消費税を除いた額の1/2の補助金を支給しており、不合理な点は発見していない。

⑤ サステナブル畜産システム推進事業

事業実施者	事業費	補助金	内容
(有)金江養鶏場	5,660	2,384	給飲水システム遠隔監視システム

2者からの見積合わせを実施した結果、購入先を決定している。また、海上運賃、通関費用等及び課税事業者のため、消費税を除いた額の1/2の補助金を支給しており、不合理な点は発見していない。

6. 22. 6 監査の結果及び意見

6.22.6.1 中小・家族経営及び中山間地域における農業者のスマート農業技術の活用支援について(意見事項 21)

(発見事項)

本県のデータを活用した農業を行っている経営体の割合は、2020年時点で全国順位が最下位となっている。農林水産省の分析によれば、データを活用した農業を行っている経営体の傾向としては、規模や販売額が大きいこと、若い年代であること、認定農業者又は認定新規就農であること、主業的経営体であること、等が挙げられており、これは、高齢化率が高く、小規模、兼業農家が多い等の本県の農業経営体の状況とほぼ反対の傾向であると考えられる。加えて、県土の狭い本県は、住居と農地が近接しており、基盤整備率が低いこともあり、無人自動走行システムや自動収穫機等大型のスマート農機等利用範囲も限られているとのことである。

一方で、スマート農業技術の活用は、中小・家族経営及び中山間地域での農業においても有効であるところ、「スマート農業技術導入支援事業」においては、他の農業者に農業支援サービスを提供する事業体対象であり、農業者自体が導入しようとするスマート農業技術は対象外となっている。

データを活用した農業を行っている経営体の割合と本県の全国順位

データを取得して活用		データを取得・記録して活用		データを取得・分析して活用		全体	
全国順位	割合	全国順位	割合	全国順位	割合	全国順位	割合
45	6.4%	47	3.6%	36	0.8%	47	10.7%

出典:2020年農林業センサス及び前回の指摘を踏まえた追加資料(令和3年2月)

注1:「データを取得して活用」とは、気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを農業経営に活用することをいう。

注2:「データを取得・記録して活用」とは、経営外部データに加え、財務、生産履歴、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、PCなどの機器に記録して農業経営に活用することをいう。

注3:「データを取得・分析して活用」とは、上記のデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、ほ場環境情報や作物の生育状況といったデータを取得し、分析して農業経営に活用することをいう。

- 経営耕地面積規模別にみると、規模が大きい経営体ほどデータを活用する経営体の割合が高くなっており、50ha以上の経営体では6割を占めている。
- 農産物販売金額規模別にみると、販売金額が大きいほどデータを活用する経営体の割合が高くなっており、1億円以上の経営体では7割近くを占めている。
- 農業経営主年齢別にみると、若い年代ほどデータを活用する経営体の割合が高くなっており、30代未満の各階層では5割以上を占めている。
- 認定農業者又は認定新規就農者の有無別にみると、認定農業者又は認定新規就農者がいる経営体の3割以上がデータの活用を行っており、これらがいない経営体は1割程度にとどまっている。
- 個人経営体について主副業別にみると、主業経営体のデータを活用する割合が3割以上と最も高く、次いで準主業経営体、副業的経営体となっている。
- 団体経営体について法人・非法人別にみると、法人の5割以上がデータ活用を行っており、非法人は2割にとどまっている。

(問題点)

本県は、農業者の高齢化や減少による労働者不足、農産物価格の低迷等に加え、特殊な水利慣行、基盤整備の遅れ等により、狭小なほ場のまま農地が分散していることなどの「弱み」を認識し、地域の実情に合致し、かつ導入効果の高いスマート農業技術を速やかに実証・経営に導入することが重要としているにもかかわらず、農業者自体が導入しようとするスマート農業技術に対する支援が行われていないことは問題である。

(意見事項 21) 中小・家族経営及び中山間地域における農業者のスマート農業技術の活用について

本県のデータを活用した農業を行っている経営体の割合は、2020年時点で全国順位が最下位となっており、本県としても、農業者の高齢化や減少による労働者不足、農産物価格の低迷等に加え、特殊な水利慣行、基盤整備の遅れ等により、狭小なほ場のまま農地が分散していることなどの「弱み」を認識し、地域の実情に合致し、かつ導入効果の高いスマート農業技術を速やかに実証・経営に導入することが重要としているにもかかわらず、農業者自体が導入しようとするスマート農業技術に対する支援が行われていないことは問題である。

本県の農業の特徴である中小・家族経営及び中山間地域における農業者の実態に合致した導入効果の高いスマート農業技術の分析・検証、支援等の実施が望まれる。

6.22.6.2 スマート農業推進事業における印刷費の支出について(意見事項 22)

(発見事項)

データ駆動型農業の実践体制づくり支援事業として、検討会の実施、環境制御機器の実証導入によるデータ収集と分析・指導、勉強会の実施等が行われている。

令和5年度の決算額は、383 千円であるが、そのうち 319 千円は、データ駆動型農業の実践体制づくり支援の結果及びその内容を取りまとめた成果冊子 1,000 冊の印刷製本に支出されている。

(問題点)

支援結果及びその内容を取りまとめることは必要であるが、ICT 等を駆使したスマート農業の推進を図る事業であることを考慮すると、印刷物の作成は必要最小限にとどめ、農業者がその情報を日常的に利用できるようスマートフォン等での閲覧が容易な公開方法とした方が、経済的かつ効果的な活用ができたものと考えられる。

また、別途「①スマート農業普及啓発促進事業」において、スマート農業試験研究成果集として、本県のスマート農業全般を紹介する簡易なリーフレットが作成されており、その中で「イチゴ生産技術支援システム開発」として当該事業の紹介も行われていることから、当該リーフレットでのホームページアドレスの掲載等の連携も望まれる。

(意見事項 22) スマート農業推進事業における印刷費の支出について

令和5年度の決算額は、383 千円であるが、そのうち 319 千円は、データ駆動型農業の実践体制づくり支援の結果及びその内容を取りまとめた成果冊子 1,000 冊の印刷製本に支出されている。

支援結果及びその内容を取りまとめることは必要であるが、ICT 等を駆使したスマート農業の推進を図る事業であることを考慮すると、印刷物の作成は必要最小限にとどめ、農業者がその情報を日常的に利用できるようスマートフォン等での閲覧が容易な公開方法とした方が、経済的かつ効果的な活用ができたものと考えられる。

6.23 特定家畜伝染病防疫対応強化事業

6.23.1 事業の概要

所管課						
農政水産部 畜産課						
現状と課題						
本県では、平成 30 年 1 月、令和2年 11 月から 12 月、令和4年 11 月から 12 月、令和6年2 月に高病原性鳥インフルエンザが発生している。また、その他の監視伝染病や生産性を阻害する疾病については、散発的に発生している。 本県の畜産業の現状、家畜の伝染性疾患の発生状況及び家畜衛生上の課題等を踏まえ、本県における家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止の徹底を図る必要がある。 ● 香川県の畜産業及び家畜衛生の現状 近年本県の畜産業は、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方で、規模拡大が進んでいる。						
		R 元	R2	R3	R4	R5
乳牛	農場	74	68	64	64	60
	頭数	4,932	5,019	5,280	5,007	5,578
肉用牛	農場	156	153	151	147	142
	頭数	20,660	21,728	21,136	21,894	21,096
豚	農場	36	31	28	25	25
	頭数	38,657	37,611	28,967	24,736	26,356
採卵鶏	農場	122	115	114	111	107
	羽数	5,859,550	5,954,775	5,835,063	5,704,560	5,859,803
肉養鶏	農場	68	68	66	66	66
	羽数	2,207,441	2,201,191	2,178,698	2,150,800	2,197,091
注：小規模は含まない。 ：大規模とは、家畜伝染予防法施行規則第 21 条の5第8号に掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農業（牛：成牛 200 頭等、豚：3,000 頭（肥育豚は1万頭）、鶏：10 万羽）をいう。 ：小規模とは、同法第 21 条の6に定める頭羽数の家畜を飼育する農場（牛：1頭、豚：6頭未満、鶏 100 羽未満）及び所有者をいう。						
事業概要(当初予算)						
鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病の発生に備え、発生予防対策を講じるとともに、異常家畜の早期発見やまん延防止対策を迅速かつ確実に実施する体制を強化する。 ① 特定家畜伝染病防疫対応強化事業(40,011 千円) ・家畜伝染病の発生を想定した防疫演習の実施 ・検査精度管理の向上による検査体制の強化 ・畜産農家が国の事業を活用して行う農場への野生動物侵入防止対策等の支援 ・豚熱ワクチンの接種と免疫付与状況を確認するための検査の実施						

・県内への豚熱等ウイルス侵入防止のための水際防疫対策や野生イノシシの豚熱等検査の実施

② 特定家畜伝染病緊急消毒対応事業(16,695 千円)
国内における特定家畜伝染病発生時の緊急防疫措置として、県内畜産農家の緊急消毒を実施する。

③ 特定家畜伝染病防疫資材整備事業(1,421 千円)
特定家畜伝染病発生時に必要な防疫資材のうち、直ちに入手困難な資材を備蓄、更新する。

事業実績

① 特定家畜伝染病防疫対応強化事業(394 千円)
本県各所で5回の研修会及び情報伝達訓練を実施。

② 検査精度管理の向上(23,302 千円②～⑤の合計)
機器の購入等 2,261 千円、検査委託 264 千円

③ 県内ウイルス侵入水際対策(②に含む)
県内への豚熱等ウイルスの侵入を防止するための水際防疫対策として、高松空港国内線の靴底消毒を実施した。

業務	委託先	事業費	委託期間
高松空港靴底消毒用マット管理等業務	高松空港(株)	495 千円	R5/4/1～ R6//3/31
高松空港靴底消毒に係る 消毒薬散布等業務	ヒカリエンタプライズ (株)	431 千円	同上

④ 豚熱ワクチン接種(②に含む)

ワクチン接種頭数		免疫付与状況調査
家畜防疫員	知事認定獣医師 登録飼養衛生管理者	
20,092 頭	32,859 頭	874 頭

⑤ 野生イノシシサーベイランス(②に含む)
県内野生イノシシにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を実施

検査実績	内豚熱遺伝子陽性	内アフリカ豚熱陽性
502 検体	48 頭	0頭

⑥ 特定家畜伝染病緊急消毒対応事業(6,437 千円)
・国からの消毒指示は無く、緊急消毒の実施はなし。
・発生予防のためシーズン前及び農場への侵入リスクが高い時期に消石灰の配布を実施

	実施内容	時期	金額(千円)
鳥インフルエンザ	・174 農場(7,195 袋)	R5.10.16-27	5,540
豚熱	・25 農場(621 袋)	R5.12.18-28	478
豚熱	・23 農場(544 袋)	R6.2.26-3.8	419
合計			6,437

豚熱2回目は、R5年1月に県内初の野生イノシシ陽性事例確認により R5年度2月補正で増額計上したもの。

なお、その他、別事業である鳥インフルエンザ対策養鶏農家消石灰配布事業で以下を実施。

	実施内容	時期	金額(千円)
鳥インフルエンザ	・168 農場(6,842 袋)	R6.2.7-2.23	5,618

⑦ 特定家畜伝染病防疫資材整備事業(1,138 千円)

県内での特定家畜伝染病の発生に備え、迅速かつ的確な防疫対応のための体制を整備した。

鳥インフルエンザ:約 50 万羽の採卵養鶏場での3日間に必要な資材の備蓄

なお、豚熱における発生時には、鳥インフルエンザ発生時備蓄量で初期防疫作業分は充当

⑧ 鳥インフルエンザ防疫対応事業(明許繰越) (5,608 千円)

令和4年度に発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫資材等の買戻し及び発生農場の経営再開に向けた検査等に係る経費を支出

発生時期	対象	実施内容
R4.11-12	4事例 7農場	農場の経営再開に向けた指導並びに環境及びおとり鶏による検査を実施

⑨ 鳥インフルエンザ防疫対応事業(R5年度2月補正) (113,951 千円)

令和6年2月の鳥インフルエンザの発生を受け、発生農業及び疫学関連農場等の殺処分等防疫措置に係る経費を支出

発生時期	対象	実施内容
R6.2.9-3.2	1事例 2農場	疑似患畜の殺処分や汚染物品の処分、防疫資材の購入、消毒ポイント業務の委託等

⑩ 鳥インフルエンザ出荷制限農場等支援対策事業(明許繰越) (224,770 千円)

令和4年度に発生した高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限又は搬出制限措置にともなう、売上減少又は飼料費、保管費、輸送費等の増加について、影響を受けた2企業に対して補助した。

	対象経費	補助額
A 社	売上減少、飼料費の増加、輸送費増加、化成費増加	66,310 千円
B 社	同上	158,460 千円

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
IV生産性を高める基盤整備 5 防疫体制の整備
- 香川県飼養衛生管理指導等計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
23	飼養衛生管理指導等計画に定める重点的指導事項の遵守率	85.7%	93.7%	95.3%	95.7%	100%

遵守すべき(規制を受ける)法令等
● 家畜伝染病予防法 ● 家畜保健衛生法

6. 23. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	35,127	67,806	58,127
補正予算額(増減)	7,419	822,448	1,226,780
計:現年予算額	42,546	890,254	1,284,907
前年度明許繰越額	-	-	353,762
流用額	-	-	-
計:予算現額	42,546	890,254	1,638,669
決算額	33,961	470,299	375,659
翌年度明許繰越額	-	353,762	958,737
不用額	8,585	66,193	304,273

注 1:令和6年2月高病原性鳥インフルエンザ発生農場の経営再開のための検査等費用を翌年度繰越

2:高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限及び搬出制限措置により売上の減少や費用の増加分に対する補助について、費用等の算出に時間を必要とすることから翌年度に繰越

6. 23. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
旅費	1,124	
需用費	45,915	医薬材料費
役務費	4,541	手数料
委託料	93,631	
負担金、補助及び交付金	229,793	補助金
その他	655	
合計	375,659	

6. 23. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	134,326	
使用料及び手数料	8,191	
一般財源	233,142	
合計	375,659	

注:令和6年2月発生、高病原性鳥インフルエンザ防疫対応費用については、国費申請手続を令和6年度に実施予定(予定額:49,821 千円)のため決算は県費対応となっている。

6. 23. 5 監査の結果及び意見

6.23.5.1 特定家畜伝染病発生時の緊急対応に備えての事前の単価協定の締結について (意見事項 23)

(発見事項)

本県では、平成 30 年 1 月、令和2年 11 月から 12 月、令和4年 11 月から 12 月、令和6年2月に高病原性鳥インフルエンザが発生しているところ、下記のように関連事業者と協定を締結し、緊急対応への協力体制を構築している。

令和6年2月に発生した鳥インフルエンザ対応時においても、協定に基づき各事業者は緊急対応を要請し、各事業者の協力の下、鳥インフルエンザへの対応を実施しているところ、家畜伝染病予防法に基づき緊急対応が求められることもあり、委託契約の締結にあたっては、発生確認の都度、協定を締結した各事業者のみからの見積書を入手した上で単独随意契約としている。

相手先	契約形態及び理由	実施内容	実施実績	金額(千円)
(一社) 香川県 ペストコ ントロー ル協会	単独随意 R6.2.6 に本県において確認された高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認に伴い、家畜伝染病予防法に基づく消毒ポイントを設定しているが、防疫作業の効率化のため、その業務を緊急に委託する必要がある。 「健康危機等における防疫業務の協力に関する協定書」を締結していることから、当協会1者のみに見積書の提出依頼を行った。	車両消毒	8,012 台	-
		業務従事時間	6,447 時間 (@5,000 円)	32,235
		直接諸経費	上記の 10%	3,224
		一般管理費	上記合計の 15%	5,319
			小計	40,777
			消費税	4,078
			合計	44,855

相手先	契約形態及び理由	実施内容	実施実績	金額(千円)
総合警備 保障(株)	単独随意 三豊市で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に伴い、大型バスやトラック等の交通誘導や農場における立入制限等の警備業務を緊急に行う必要がある。 「香川県と総合警備保障株式会社との包括的連携に関する協定書」を締結していることから当社1者のみに見積書の提出依頼を行った。	警備 発生農場	766 時間 (@6,000 円)	4,596
		警備 健康調査会 場	283.5 時間 (@6,000 円)	1,701
		警備 トラック誘導	54 時間 (@6,000 円)	324
		片付け業務	90 時間 (@6,000 円)	540
		統括責任者	192 時間 (@6,000 円)	1,152
			小計	8,313
			消費税	831
			合計	9,144

(問題点)

緊急対応が求められることからすると、入札や見積合わせ等を行う時間的余裕がないこと及び委託金額がある程度高額になることは理解できるところであるが、単独随意契約であることからすると委託金額についての慎重な検討が必要である。この点、上記のとおり、時間単価 5,000 円（諸経費、一般管理費を考慮した場合の単価は 6,325 円）や 6,000 円は、県民感覚すると高単価と感じる部分もあることからすると、契約の公正さを確保する手段として、単価についても事前に発生規模等を想定した複数の単価協定等を締結しておくことが望まれる。

なお、令和6年 11 月にも高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され対応を実施している。

この点、本県の見解は下記であるが、本県の農畜産物の特徴としては、農業産出額に占める畜産業の比率は 44.9%、特に鶏卵の比率が全体の 19.3%、ブロイラーは 6.0%を占め、両者を合わせると全体の 25.6%の構成比率となる重要かつ影響の大きい業種であり、かつ、近年連続して本県において鳥インフルエンザへの感染が発生している状況からしても、危機対応の一環として事前に多くの想定を行い想定規模以上という事態を避ける必要があると考える。

特定家畜伝染病については、発生した疾病、その畜種等により対応の基準が異なることや、発生地域における対象農場の密集程度、周辺環境の相違により様々な対応を実施することが必要であるため、単価協定のための想定をすることが困難である。また、想定規模で単価協定を締結していた場合、想定規模以上での発生時や、一般的人件費の高騰等による単価の上昇等に対応できないこと等が想定されることから、複数の単価協定の締結は難しいと考えている。

(意見事項 23) 特定家畜伝染病発生時の緊急対応に備えての事前の単価協定の締結について

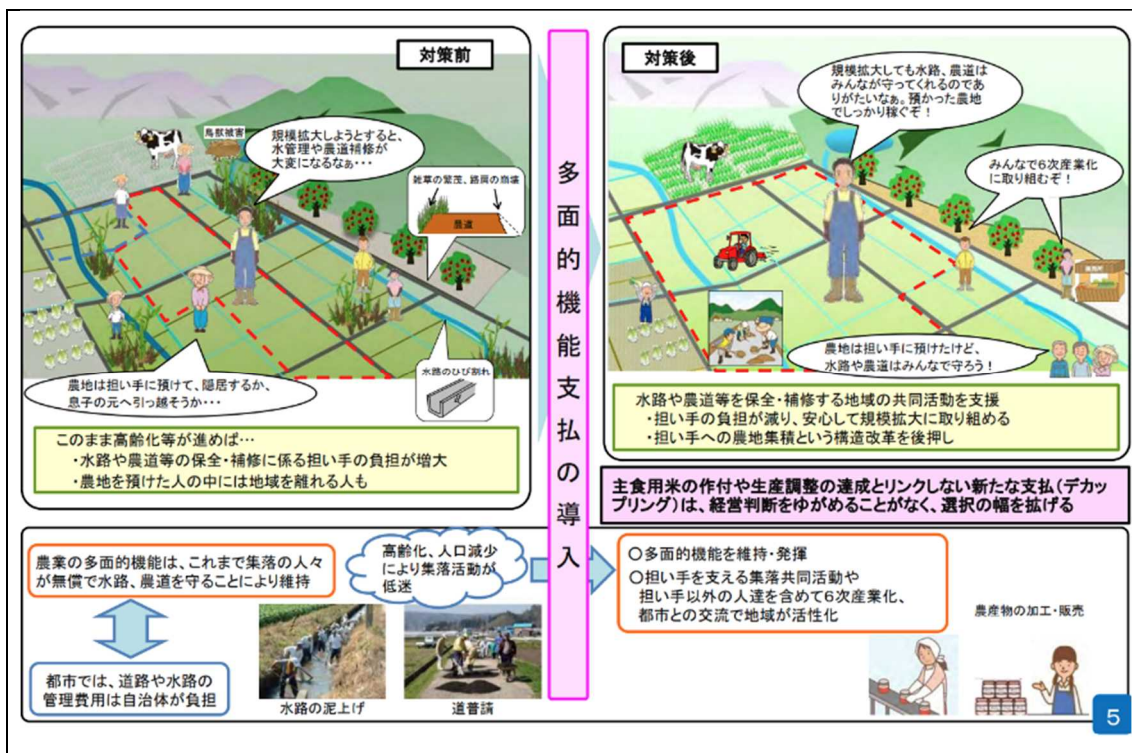
高病原性鳥インフルエンザの感染確認時において、家畜伝染病予防法に基づき緊急対応が求められることもあり、委託契約の締結にあたっては、発生確認の都度、協定を締結した各事業者のみからの見積書を入手した上で単独随意契約としている。

緊急対応が求められることからすると、入札や見積合わせ等を行う時間的余裕がないこと及び委託金額がある程度高額になることは理解できるところであるが、事前準備及び契約の公正さを確保する手段として、単価についても事前に発生規模等を想定した複数の単価協定等を締結しておくことが望まれる。

6.24 多面的機能支払事業

6.24.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農村整備課、土地改良課
現状と課題
農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。 しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。 上記の状況を鑑み、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする必要がある。 注：農業・農村の多面的機能：「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のこと。（食料・農業・農村基本法第3条）
多面的機能の分類 (日本学術会議) 1. 物質循環系の形成 1) 水循環制御 ・ 洪水防止 (ア) ・ 土砂崩壊防止 (イ) ・ 土壌侵食 (流出) 防止 (ウ) ・ 河川流況の安定 (エ) ・ 地下水かん養 (オ) 2) 環境負荷緩和 (カ) 2. 二次的自然の形成・維持 1) 生物多様性保全 (キ) 2) 土地空間保全 (ク) 1. 地域社会・文化の形成・維持 1) 地域社会の振興 2) 伝統文化の保存 (ケ) 2. 都市的緊張の緩和 1) 人間性の回復・保健休養・やすらぎ (コ) 2) 体験学習と教育 (サ)



出典：農林水産省 HP 内の「令和 5 年度多面的支払機能交付金をめぐる状況」

事業概要(当初予算)

① 多面的機能支払交付金

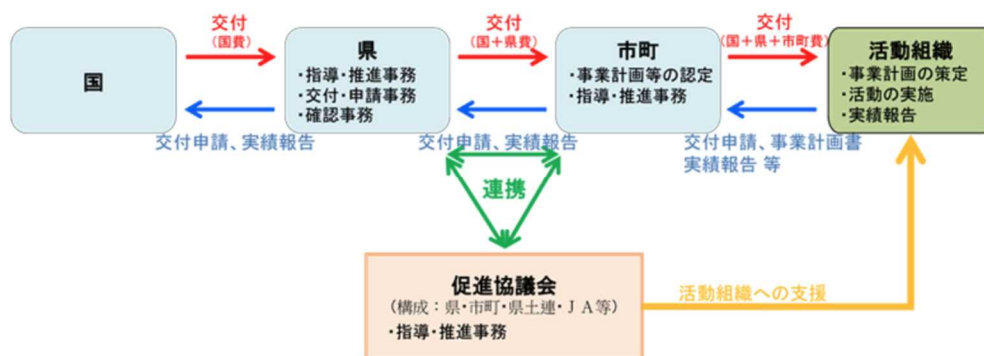
農地維持支払として、農業者等で構成される活動組織が、農地を農地として維持していくために、地域資源(水路、農道等)の基礎的保全活動など、多面的機能の維持・発揮のために行う共同活動及び資源向上支払として、農業者等で構成される活動組織が、地域資源(水路、農道等)や農村環境の質的向上、水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)、多面的機能の増進に寄与するために行う共同活動、施設の長寿命化等に対して、交付金を交付する。

交付金の具体的な内容は以下のとおりである。



出典：農林水産省 HP 内の「令和5年度多面的支払機能交付金をめぐる状況」及び香川県発行の多面的機能支払制度 PR チラシ

なお、香川県では、市町をはじめ県や土地改良事業団体連合会、農協等多様な主体が参画した「香川県多面的機能発揮促進協議会」を設置し、地域の実情に応じた活動組織への支援を行っている。交付金の負担割合は国 1/2、県 1/4、市町 1/4 である。



出典：香川県 HP 内の「多面的機能支払交付金制度」の実施体制

② 多面的機能支払推進交付金

事業の適正かつ円滑な実施のため、県、市町、香川県多面的機能発揮促進協議会が推進活動等を行う。

なお、香川県多面的機能発揮促進協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進、指導等に資することを目的として設立された組織であり、16 の市町、香川県農政水産部、香川県土地改良事業団体連合会、香川県農業協同組合中央会、一般社団法人香川県農業会議及び公益財団法人香川県農地機構の 21 の組織で構成されている。

③ 田んぼダム推進事業

下流域での洪水の防止・軽減に寄与するため、水田の雨水貯留機能を強化する田んぼダムに取り組む地区に対して、田んぼダム用堰板の無償配付や畦畔補強などの費用の助成を行う。

事業実績

①多面的機能支払交付金

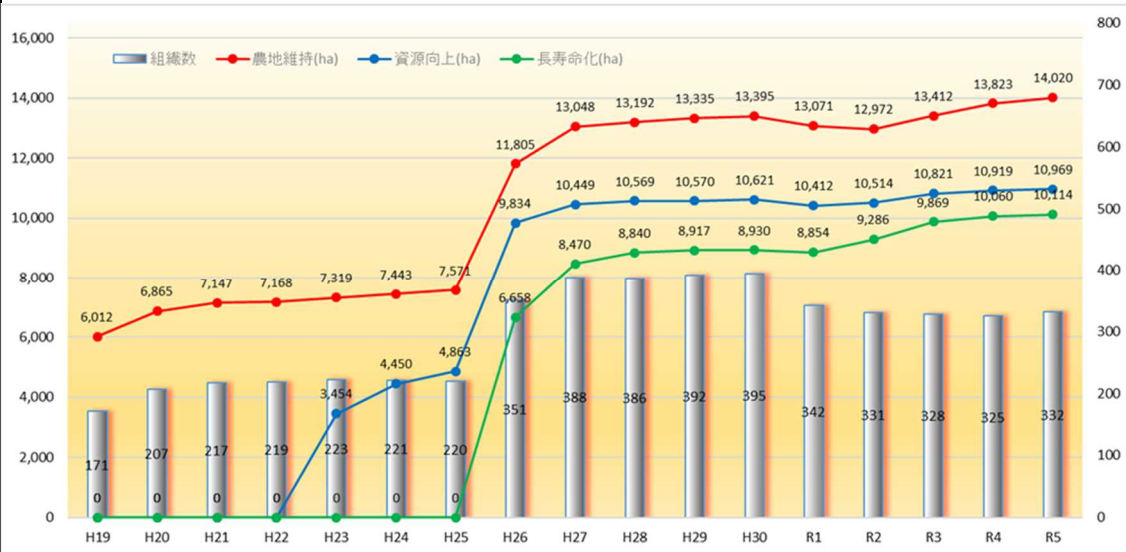
(予算額:795,000 千円、補正予算額:675,026 千円、決算額:675,023 千円)

■取組面積及び交付金の推移

(単位:百万円)

	H19	H25	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
交付金額	254	455	906	868	876	903	909	894

なお、表中の交付金額は、市町負担額も含めた金額となっている。



■市町別の交付金

(単位: 百万円)

市町村	国費	県費	国費+県費 小計	市町費	合計
高松市	72	36	109	36	145
さぬき市	15	8	23	8	30
東かがわ市	8	4	13	4	17
三木町	26	13	40	13	53
土庄町	1	0	1	0	2
小豆島町	2	1	3	1	3
丸亀市	68	34	101	34	135
坂出市	4	2	6	2	8
善通寺市	20	10	31	10	41
宇多津町	0	0	0	0	0
綾川町	29	15	44	15	58
まんのう町	25	12	37	12	50
琴平町	5	3	8	3	11
多度津町	7	4	11	4	14
観音寺市	70	35	105	35	140
三豊市	93	47	140	47	187
合計	447	224	671	224	894

②多面的機能支払推進交付金

(予算額: 45,000 千円、補正予算額: 21,726 千円、決算額: 21,726 千円)

■取組内容

県、市町、香川県多面的機能発揮促進協議会は、推進活動として以下の役割が「多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)」の6(2)にて規定されており、以下の役割に基づく活動経費に対して交付金を交付する。(県については、費目が交付金ではなく、報償金、旅費、需用費、使用料及び賃借料で計上されている。)

区分	活動内容
県 (決算額:200 千円)	県の役割は以下のとおりである。 ■「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく基本方針の策定 ■法に基づく促進計画について市町と協議を行う。 ■本交付金の実施状況等の評価を行うために、第三者委員会を設置・運営する。 ■要綱基本方針を策定する。 ■多面的機能支払交付金について、市町から提出された申請書等を審査するとともに、対象市町に交付金の交付額を通知し、交付を行う。 ■毎年度、市町から提出のあった事業の実績及び実施状況確認報告書を取りまとめ、国に報告する。
市町 (決算額: 17,726 千円)	市町の役割は以下のとおりである。 ■法に基づく促進計画を策定する。 ■管内の対象組織から申請された事業計画の認定、及び広域活動組織が締結した広域協定を認定する。 ■多面的機能支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額を通知し、交付を行う。 ■毎年度、対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況を確認し、香川県に報告する。
香川県多面的 機能発揮促進 協議会 (決算額: 3,800 千円)	香川県多面的機能発揮促進協議会の役割は以下のとおりである。 ■対象組織を対象とした説明会を毎年度開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。 ■対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等を適切に実施するよう指導、助言を行う。 ■本交付金の普及・推進を図るために、推進に関する手引きを作成する。

■県、市町及び多面的機能発揮促進協議会への令和5年度の交付金の内訳は以下のとおりである。

(単位:円)

市町名	交付金額
高松市	2,502,000
さぬき市	1,420,000
東かがわ市	1,066,000
三木町	1,818,000
土庄町	103,000
小豆島町	23,000
丸亀市	1,135,000
坂出市	379,000
善通寺市	1,522,000
綾川町	1,823,000
まんのう町	500,000
琴平町	389,000
多度津町	500,000
観音寺市	2,228,000
三豊市	2,318,000
市町計	17,726,000

促進協議会	3,800,000
県	200,000
合計	21,726,000

③田んぼダム推進事業

(予算額:9,500 千円、補正予算額:7,239 千円、決算額:7,238 千円)

■取組面積及び取組団体数の推移

年度	取組面積(ha)	取組団体数
令和3年	60.5	8
令和4年	132.7	21
令和5年	471.7	41
令和6年	486.9	47

注1: 令和6年度は令和6年5月末までの集計

注2: 取組団体数は、田んぼダムに取り組む多面的機能支払団体の数

■取組内容

田んぼダム推進事業としては、以下の取組を実施している。

①補助金の交付

補助金の種類	補助の内容	補助率	決算額(千円)
せき板の無料配布	田んぼダム用専用せき板を県から無料配布	100%	せき板作成費用は委託費とし計上
排水堰管理費補助	田んぼダムに取り組むほ地の排水堰管理費用を補助	500 円/ 1 区画	1,082
田んぼダム整備費補助	田んぼダムに取り組むために事前に行う畦畔・排水堰補修など簡易な農地基盤整備に要する費用を補助	50%	983
畦畔復旧費補助	田んぼダム実施ほ地において、大雨等により畦畔崩壊等の被災があった場合、畦畔復旧に要する費用を補助	50%	-

②委託費

田んぼダム推進のために、無料配布するせき板の製作費及び広告用の立て看板制作・設置を実施しており、当該活動に伴う支出として以下の委託費が発生している。

内訳	決算額(千円)	備考
せき板製作費	4,569	2,085 枚のせき板製作費用
田んぼダム広報立て看板製作・設置費	605	香川県内に 4 基設置 ・東讃: 三木町-三つ子石資源保全組合 木田郡三木町大字田中宇中免 2705(農道) ・東讃: 香南町-香南地区自然保護組合 高松市香南町西庄中蓮田井 425 番地 7(水田) ・西讃: 三野町-三野町環境保全会 三豊市三野町下高瀬 569-1(三豊市三野町生涯学習センター) ・西讃: 豊中町-豊中町環境保全会 三豊市豊中町笠田笠岡 669(大津池渚部)



県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
V 活力あふれる農村の振興1 多面的機能の維持

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI （達成状況含む）

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
24	多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積	14,280 ha	14,794 ha	15,218 ha	15,337 ha	15,500 ha
	達成状況	-	42.1%	76.9%	86.6%	-

注:多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積は、多面的機能支払事業及び中山間地域等直接支払事業の対象となる農用地面積の合算面積による指標である。

なお、各事業の重要指標として、以下の指標を集計しているものの、下記指標に関する具体的な目標設定はなされていないとのことである。

① ②事業の KPI

指標	R2	R3	R4	R5	目標
農業維持取組面積	12,972 ha	13,412 ha	13,823 ha	14,020 ha	設定なし
農業維持活動組織数	331	328	325	332	設定なし

③事業の KPI

指標	R3	R4	R5	目標
たんぼダム取組面積	60.5 ha	132.7 ha	471.7 ha	設定なし

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

6. 24. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	840,000	845,000	849,500

補正予算額(増減)	△133,924	△134,044	△145,509
計:現年予算額	706,076	710,956	703,991
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	706,076	710,956	703,991
決算額	706,073	710,956	703,987
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	3	0	4

6. 24. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	694,435	主な内訳 ①多面的機能支払交付金:670,845千円 ②多面的機能支払推進交付金:21,526千円 ③田んぼダム推進事業 補助金:2,064千円
償還金、利子及び割引料	4,178	①多面的機能支払交付金:4,178千円 交付金の要件を満たさなくなった組織の国庫補助金の返還金
委託料	5,174	③田んぼダム推進事業参照
その他	200	②多面的機能支払推進交付金:200千円
合計	703,987	

6. 24. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	472,575	主な内訳 ①多面的機能支払交付金:447,230 千円 ②多面的機能支払推進交付金:21,526 千円 ③田んぼダム推進事業 補助金:3,169 千円
諸収入	6,267	①多面的機能支払交付金:6,267 千円 交付金の要件を満たさなくなった組織の交付金の返還による収入(国+県分の返還金)
一般財源	225,145	主な内訳 ①多面的機能支払交付金:221,526 千円 ③田んぼダム推進事業 補助金:3,169 千円
合計	703,987	

6. 24. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

県の担当者に事業の目的、概要、具体的な活動内容等についてヒアリング及び資料の閲覧を実施した。また、②多面的機能支払推進交付金事業に関する市町から提出された申請書等の審査方法及び審査方法に関する規定の有無等を確認した。

6. 24. 6 監査の結果及び意見

6.24.6.1 業績評価のための指標に対する目標の設定について(意見事項 24)

(発見事項)

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI の項目で記載のとおり、①多面的機能支払交付金事業及び②多面的機能支払推進交付金事業に直接的に関係する指標は集計しているものの、当該指標に対する目標が設定されていない状況であった。また、③田んぼダム推進事業についても、事業に直接的に関係する指標は集計しているものの、当該指標に対する目標が設定されていない状況であった。

(問題点)

各事業に対応した業績評価のための目標が設定されていないと、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できず、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善が十分に行われないことで効果的・効率的かつ経済的な事業の運営に支障を来す可能性があり問題である。

(意見事項 24) 業績評価のための指標に対する目標の設定について

多面的機能支払事業では、①多面的機能支払交付金事業、②多面的機能支払推進交付金事業、③田んぼダム推進事業いずれの事業についても、当該事業に直接関係する指標は集計しているものの、当該指標に対する目標の設定がなされていない状況であった。

取組の進捗状況を定量的に把握し、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善を十分に行うことで効果的・効率的かつ経済的な事業の運営を果たすため、業績評価のための指標に対して目標を適切に設定することが望まれる。

6.25 中山間地域等直接支払事業

6.25.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農村整備課
現状と課題
中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かなくらしが守られている。 しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。 このような状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法第35条第2項において「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。」とされている。 また、農業・農村の有する多面的機能の発揮の維持・促進を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が制定され、同法に定める多面的機能発揮促進事業の一つとして、「中山間地域等(中略)における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業」(法第3条第3項第2号)が規定されたところである。 上記のような状況を踏まえ、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する必要がある。 注:中山間地域等とは、農業地域類型区分のうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指す。
事業概要(当初予算)
①中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、集落協定等に基づき、農業生産活動等を5年間以上継続して行う農業者等に対して取組面積(農振農用地)に応じて交付金を交付する。 交付金の具体的な内容は以下のとおりである。

中山間地域等直接支払制度に取り組みましょう！

「中山間地域等直接支払制度」って？

中山間地域での農業生産活動は、平地に比べて自然的・経済的・社会的条件が不利なため、過疎化、高齢化による担い手不足、荒廃農地の発生等が懸念されています。

そこで、平地との農業生産条件の格差を是正することで、中山間地域等の農業生産活動の継続を促し、耕作放棄の防止や多面的機能の確保につなげるため、国が平成12年度に創設した制度です！

1. 制度のしくみ

対象地域内の傾斜等の要件を満たす農用地で下記の活動に取り組むと、**面積に応じて交付金**を受けられます。

- 集落等を単位に、**維持・管理する農用地と活動内容を取決め（協定）**
- 協定にしたがって**5年間農業生産活動等を継続**

★交付金は、個人への配分のほか、**あらかじめ協定書に明記すれば、幅広い用途に使用できます。**

日頃、集落で行っている話し合いや草刈り等を、交付金を受けながら取り組んでみませんか？



2. 対象地域（令和4年7月現在）

下図の緑色で着色している地域が対象です。



※着色されている地域でも、条件によって対象にならない場合があります。

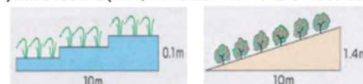
3. 対象農用地

農振農用地区域内で、次の傾斜基準等を満たす**1ha以上**の農用地（畦畔を含める）

(1)急傾斜農用地(田 1/20以上、畑、草地等15度以上)



(2)緩傾斜農用地(田 1/100以上、畑、草地等 8度以上)※



※市町、地域によっては、緩傾斜農用地は対象にしない場合があります。

★耕作していなくても、**耕作可能な状態に維持・管理していれば交付対象**になります。

4. 交付金額

地目	傾斜区分	基礎単価 (円/10a)	体制整備単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	16,800	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	6,400	8,000
畑	急傾斜(15度以上)	9,200	11,500
	緩傾斜(8度以上)	2,800	3,500

★このほか、より積極的な取組をする際に受けられる**加算措置**もあります。

5. 活動内容

①基礎単価の活動

- 集落マスタープランの作成
- 農業生産活動等
- 多面的機能を増進する活動

②体制整備単価の活動(①に加えて実施)

集落戦略の作成(第5期対策(R2～6年度))



出典：香川県 HP 内の「中山間地域等直接制度に取り組みましょう！（PR 用）資料

また、交付金交付までの流れは以下のとおりである。

#

中山間地域の農業者等に対して、農業生産活動の維持を促すため、中山間地域等直接支払制度の活用を働きかけるとともに、集落機能の強化を図る前向きな取組を支援する。

事業実績

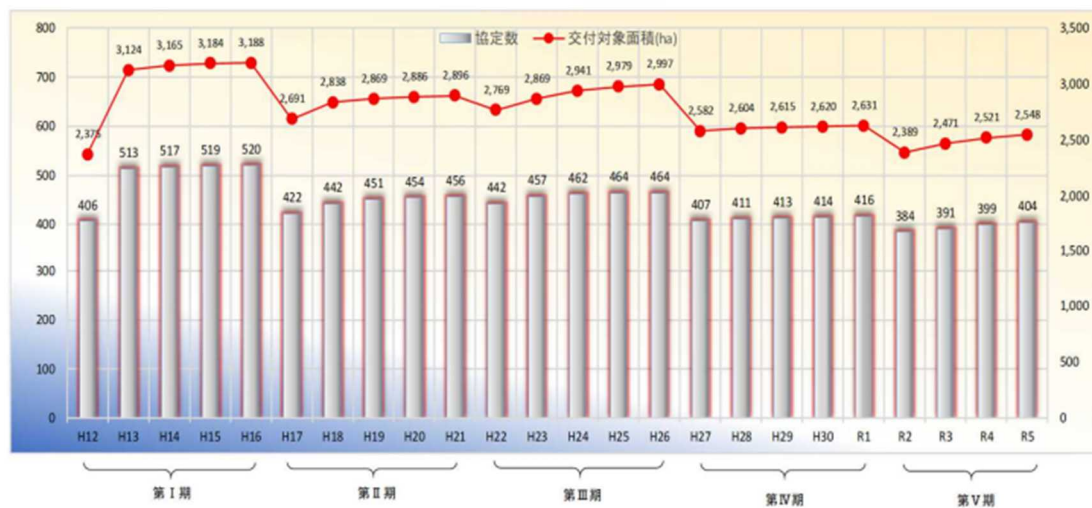
①中山間地域等直接支払交付金

(予算額:339,700 千円、補正予算額:275,821 千円、決算額:275,821 千円)

■組織数、取組面積等の推移

各期の初年度については、交付対象面積、組織数が前期の最終年度から大きく落ち込んでいるが、その後、徐々に対象面積が増加する傾向にある。

令和5年度においては、高松市、三豊市、まんのう町で新規に組織が設立されたこと、既存組織の取組面積が増えたことで、令和4年度に比べ、取組面積が27ha、組織数は5組織増加している。



出典:香川県中山間地域等直接支払制度～令和5年度実績～(香川県農村整備課)

■市町別の交付金

(単位:千円)

市町村	国費	県費	国費+ 県費小計	市町費	合計
高松市	19,930	10,709	30,640	10,710	41,349
坂出市	2,155	1,078	3,233	1,078	4,310
観音寺市	2,756	1,424	4,180	1,424	5,605
さぬき市	10,257	5,148	15,404	5,148	20,552
東かがわ市	24,573	12,287	36,860	12,287	49,147
三豊市	40,987	20,817	61,804	20,817	82,622
土庄町	682	341	1,023	341	1,364
小豆島町	1,078	539	1,618	539	2,157
三木町	4,134	3,001	7,135	3,001	10,135

綾川町	30,226	15,113	45,339	15,113	60,452
多度津町	319	319	639	319	958
まんのう町	45,193	22,596	67,789	22,596	90,385
小計	182,291	93,372	275,663	93,373	369,036

②中山間地域等直接支払推進交付金

(予算額：4,812千円、補正予算額：2,571千円、決算額：2,571千円)

■取組内容

県、市町、香川県中山間地域等直接支払制度推進委員は、推進活動として以下の役割が「日本型直接支払推進交付金交付等要綱」の第3項で規定されており、以下の役割に基づく活動経費に対して交付金を交付する。(県については、費目が交付金ではなく、報償金、旅費、需用費、使用料及び賃借料で計上されている。)

区分	活動内容
県 (決算額:332千円)	県の役割は以下のとおりである。 ■基本方針の策定: 農業の多面的機能を発揮するため、法に基づく基本方針の策定 ■推進・指導: 市町村担当者向けの説明会の開催及び交付金実施に必要な事項の周知。市町村が作成する促進計画の策定の指導及び審査の実施 ■第三者機関の設置・運営: 交付金の実行状況や効果の評価を行うための第三者委員会の設置・運営
市町 (決算額:2,239千円)	市町の役割は以下のとおりである。 ■促進計画の作成: 対象農用地を有する集落の農業者を支援し、促進計画を作成 ■説明会の開催: 集落の農業者を対象に説明会を開催し、交付金の運用に必要な事項の周知 ■指導と交付手続: 事業計画や集落協定の作成・変更を指導し、農業者からの申請書を審査 ■実施状況の確認: 毎年度、交付金による活動の実施状況の確認 ■基準検討会の開催: 各関係団体とともに基準検討会(集落の代表者、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター、市町村等で構成)を開催し、必要事項の協議
香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会(決算額:ゼロ)	香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会の役割は以下のとおりである。 ■指導・助言: 農業者や関係者に対して、必要に応じた助言・指導の実施 ■活動の確認: 交付金による活動の実施状況の確認

■市町別の交付金

市町名	交付金額(千円)	市町名	交付金額(千円)
高松市	225	土庄町	36
坂出市	70	小豆島町	118
観音寺市	154	三木町	50
さぬき市	273	綾川町	500
東かがわ市	50	多度津町	-

三豊市	763	まんのう町	-
県	332	-	-
合計			2,571

③中山間地域等集落機能強化事業

(予算額:1,900 千円、補正予算額:1,103 円、決算額:647 千円)

取組事項	具体的な内容
中山間地域等の組織を対象とした研修会	○集落営農の活性化に関する研修会の開催 県内の中山間地域で活動する集落営農組織等を対象に、県内農業支援グループの取組事例の発表、他県の集落営農組織代表者による講演及び組織間の意見交換会の開催。
組織間の交流促進(意見交換会)	○協定構成員、市町担当者を交えた意見交換会 中山間地域等直接支払制度に取り組む集落と地域活性化に取り組む先進地区の意見交換会の開催。 集落の抱える課題を共有するとともに、先進地区の事例発表から課題解決に向けたヒントを得ることで、地元組織・集落の地域活性化に向けた意識醸成を促した。
農村 RMO の形成支援	○農村 RMO の形成に向けたワークショップの開催 棚田保全に前向きな朝倉西地区(三木町)において、将来的な農村 RMO 形成を見据えた組織、「田中さとやま協議会」設立を支援するため、地元説明会と先進地視察(徳島県阿波市)を実施。 組織設立に向けて、新規導入品目として薬用作物等を選定し、遊休農地を活用した試験栽培計画を立てるなど、地域ぐるみの取組に向けた機運醸成を図った。
中山間地域等集落機能強化事業による活動継続支援(補助金事業)	令和5年度の補助金交付実績は2件である。 補助金の内容は以下のとおりである。 (1) 補助対象 中山間地域等直接支払に取り組んでいる集落協定のうち、 ①基礎単価で取り組んでいる協定 ②次期対策(第6期対策)への取り組み意向の無い協定 (2) 補助要件(次の①～⑤のうちいずれかに取り組むこと) ①協定面積の拡大 ②新たな協定構成員の確保 ③基礎単価の協定→体制整備単価 体制整備単価の協定→加算措置への取組 ④集落協定の広域化(合併) ⑤補助対象の(2)に該当する協定→次期対策への取組継続 (3) 対象とする取組 ・新たな構成員の確保、協定面積の拡大など 集落協定の活動継続、活動強化を目的とした取組費用が対象 集落協定の取組継続、体制強化への支援を図る ・定額、上限 150 千円/協定

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
V 活力あふれる農村の振興1多面的機能の維持

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI（達成状況含む）

● 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
24	多面的機能の維持・発揮 活動を行う農用地面積	14,280 ha	14,794 ha	15,218 ha	15,337 ha	15,500 ha
	達成状況	-	42.1%	76.9%	86.6%	-

注:多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積は、多面的機能支払事業及び中山間地域等直接支払事業の対象となる農用地面積の合算面積による指標である。

なお、各事業の重要指標として、以下の指標を集計しているものの、下記指標に関する具体的な目標設定はなされていないとのことである。

指標	R2	R3	R4	R5	目標
中山間地域等直接支払事業の 取組面積	2,389 ha	13,965 ha	2,521 ha	2,548 ha	設定なし
中山間地域等直接支払事業の 組織数	384	391	399	404	設定なし

遵守すべき(規制を受ける)法令等

● 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

6. 25. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	344,417	345,912	346,412
補正予算額(増減)	△74,816	△68,599	△66,917
計:現年予算額	269,601	277,313	279,495
前年度明許繰越額	－	－	－
流用額	－	－	－
計:予算現額	269,601	277,313	279,495
決算額	269,528	277,208	279,039
翌年度明許繰越額	－	－	－
不用額	73	105	456

6. 25. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	45	②中山間地域等直接支払推進交付金:45 千円 ③中山間地域等集落機能強化事業:0 千円
旅費	28	②中山間地域等直接支払推進交付金:11 千円 ③中山間地域等集落機能強化事業:17 千円
需用費	552	②中山間地域等直接支払推進交付金:246 千円 ③中山間地域等集落機能強化事業:306 千円
役務費	5	②中山間地域等直接支払推進交付金:0 千円 ③中山間地域等集落機能強化事業:5 千円
使用料及び賃借料	65	②中山間地域等直接支払推進交付金:30 千円 ③中山間地域等集落機能強化事業:35 千円
補助金	284	③中山間地域等集落機能強化事業

交付金	277,902	①中山間地域等直接支払交付金:275,663 千円 ②中山間地域等直接支払推進交付金:2,239 千円
償還金、利子および割引料	158	①中山間地域等直接支払交付金 交付金の要件を満たさなくなった組織の国庫補助金の返還金
合計	279,039	

6. 25. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	185,225	主な内訳 ①中山間地域等直接支払交付金:182,291 千円 ②中山間地域等直接支払推進交付金:2,571 千円 ③中山間地域等集落機能強化事業:363 千円
繰入金	284	③中山間地域等集落機能強化事業
諸収入	239	①中山間地域等直接支払交付金 交付金の要件を満たさなくなった組織の交付金の返還による収入(国分 158 千円+県分 81 千円)
一般財源	93,291	①中山間地域等直接支払交付金 県負担額 93,372 千円-県分返還金 81 千円
合計	279,039	

6. 25. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

県の担当者に事業の目的、概要、具体的な活動内容等についてヒアリング及び資料の閲覧を実施した。また、②中山間地域等直接支払推進交付金に関する市町から提出された申請書等の審査方法及び審査方法に関する規定の有無等を確認した。

6. 25. 6 監査の結果及び意見

6.25.6.1 業績評価のための指標に対する目標の設定について(意見事項 25)

(発見事項)

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI の項目で記載のとおり、中山間地域等直接支払事業に直接的に関係する指標は集計しているものの、当該指標に対する目標が設定されていない状況であった。

(問題点)

各事業に対応した業績評価のための目標が設定されていないと、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できず、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善が十分に行われないことで効果的・効率的かつ経済的な事業の運営に支障をきたす可能性があり問題である。

(意見事項 25) 業績評価のための指標に対する目標の設定について

中山間地域等直接支払事業では、当該事業に直接関係する指標は集計しているものの、当該指標に対する目標の設定がなされていない状況であった。

取組の進捗状況を定量的に把握し、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善を十分に行うことで、効果的・効率的かつ経済的な事業の運営を果たすため、業績評価のための指標に対して目標を適切に設定することが望まれる。

6.25.6.2 抽出検査に対してエラーが生じた場合の対応策の策定について(意見事項 26)

(発見事項)

市町は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の5及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第10項の規定に基づき毎年度、集落協定又は個別協定の対象となるすべての協定農用地の農業生産活動等の確認(書類審査、現地確認等)を実施しており、県は、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11項5の規定に基づき、毎年度対象協定の中から抽出検査を実施し、証拠資料等について検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を実施している。

当該業務に関して、県の実施している抽出検査のサンプル抽出方針、及びサンプル対象の中から市町の検査では発見されなかったエラーが発生した場合の対応方針及びそれらの規定等の有無をヒアリングにて確認したところ、抽出方針に関しては、ルールが存在していたものの、エラーが発生した場合の方針については、ルールが決められていない状況であった。

(問題点)

抽出検査を実施する目的は、検証対象の母集団全体を検査することなく、母集団の信頼性を効率的に確保することである。

抽出検査は、母集団の一部を無作為に抽出し、それをテストすることで、母集団全体の品質や特性を推測・評価する手法であるため、サンプルを抽出して検査を実施した結果、エラー事項が発生した場合には、同一母集団に対して同様のエラー事項が発生していないかどうかの検証を実施しなければ、母集団全体の信頼性を確保することができない。そのため、抽出検査を実施して母集団全体の信頼性を確保する場合には、エラーが発生した場合の母集団全体の信頼性を確保するための追加対応策をルール化しておく必要があるが、その対応策がルール化されていない点が問題である。

(意見事項 26) 抽出検査に対してエラーが生じた場合の対応策の策定について

中山間地域等直接支払事業では、市町による農業生産活動等の確認(書類審査、現地確認等)を実施した後に、県による抽出検査を実施しているが、県の実施している抽出検査のサンプル抽出方針、及びサンプル対象の中から市町の検査では発見されなかったエラーが発生した場合の対応方針及びそれらの規定等の有無をヒアリングにて確認したところ、エラーが発生した場合の方針について、ルールが決められていない状況であった。

この点、抽出業務に対するエラーが生じた場合の対応方針がルール化されていない場合、対応の遅延や一貫性の欠如、責任の所在が不明確になるなど、多くの問題が生じ、母集団の信頼性を確保することが困難になる可能性が高まるため、事前にエラーが生じた場合の対応策をルール化することが望まれる。

なお、エラーが生じた場合の対応方針としては、エラーの原因調査及び分析(エラーが同一母集団内で発生する可能性の有無の検証)を実施し、必要に応じて市町に対して同一のエラーが生じていないか追加検証の依頼を実施すること等が考えられる。

6.26 中山間地域の特色を生かした総合的支援事業

6.26.1 事業の概要

所管課																							
農政水産部 農村整備課、農業生産流通課																							
現状と課題																							
中山間地域は、農地面積が49.7%(全国40%)を占めているものの、その維持や保全には、地形的な条件不利性から多大なコストを要するのが実情であり、人口減少や高齢化の進展もあいまって深刻な状況にある。生産性の向上、農業者の所得確保、生産基盤の維持等の課題に応じた整備を行い、地域の特色を活かした営農を確立することが不可欠である。 令和4年2月9日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>中山間地域</th><th>県全体</th><th>中山間地域の割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町数</td><td>15</td><td>17</td><td>88.2%</td></tr> <tr> <td>耕地面積(ha)</td><td>8,516</td><td>17,132</td><td>49.7%</td></tr> <tr> <td>総世帯数(戸)</td><td>122,303</td><td>406,985</td><td>30.1%</td></tr> <tr> <td>農家戸数(戸)</td><td>14,462</td><td>29,173</td><td>49.6%</td></tr> </tbody> </table> 地域特用作物は、生産規模が小さいものの、中山間地域等の活性化において重要な品目であるが、栽培に関する情報が少ないため、栽培技術の確立や作業の省力化、高付加価値化が課題となっている。				区分	中山間地域	県全体	中山間地域の割合	市町数	15	17	88.2%	耕地面積(ha)	8,516	17,132	49.7%	総世帯数(戸)	122,303	406,985	30.1%	農家戸数(戸)	14,462	29,173	49.6%
区分	中山間地域	県全体	中山間地域の割合																				
市町数	15	17	88.2%																				
耕地面積(ha)	8,516	17,132	49.7%																				
総世帯数(戸)	122,303	406,985	30.1%																				
農家戸数(戸)	14,462	29,173	49.6%																				
事業概要(当初予算)																							
中山間地域等の条件不利地域において、収益性の高い地域特産物の導入、中山間地域の農業を担う集落営農組織の育成や法人経営体等への支援、農地として有効活用するための生産基盤の整備等を、総合的に支援する。 ① 地域特用作物等産地支援事業(1,206千円) ・地域特用作物等の安定生産技術の確立に向けた実証ほ場の設置、栄養成分の分析 ・茶の生産性向上技術の実証、茶生産団体が行う新商品開発や販売促進等の取組に対する補助 ② 中山間地域総合整備事業(572,250千円) 中山間地域を対象に、ほ場整備やため池などの農業生産基盤と集落内の排水路などの農村生活環境基盤の総合的な整備を実施する。																							
事業実績																							
①地域特用作物等産地支援事業(78千円) ②中山間地域総合整備事業(620,244千円) ● 農業農村整備事業実施地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画策定年度</th><th>地区名</th><th>事業費(千円)</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td><td>まんのう地区(まんのう町)</td><td>204,430</td><td>用排水路 110m、農道 240m、ため池1か所、集落排水路 77m</td></tr> <tr> <td>H25</td><td>土庄西部地区(土庄町)</td><td>121,080</td><td>用排水路 1,640m、集落排水路1式</td></tr> </tbody> </table>				計画策定年度	地区名	事業費(千円)	事業内容	H24	まんのう地区(まんのう町)	204,430	用排水路 110m、農道 240m、ため池1か所、集落排水路 77m	H25	土庄西部地区(土庄町)	121,080	用排水路 1,640m、集落排水路1式								
計画策定年度	地区名	事業費(千円)	事業内容																				
H24	まんのう地区(まんのう町)	204,430	用排水路 110m、農道 240m、ため池1か所、集落排水路 77m																				
H25	土庄西部地区(土庄町)	121,080	用排水路 1,640m、集落排水路1式																				

H30	池田地区(小豆島町)	157,610	用排水路 277m、ほ場整備 0.7ha、ため池2か所
R2	三豊南部(三豊市)	137,162	用排水路 326m、ため池1式、集落排水路 77m
合計	-	620,282	-

事業効果:

- ・農業用排水路、ほ場整備、農道等の基盤整備の実施により、農業生産性の向上や維持管理の省力化を図るとともに、担い手への農地集積や、野菜等の収益性の高い農作物の導入を促進した。
- ・ため池改修により、ため池決壊による被害発生を防止するとともに、農業用水の安定確保を図った。
- ・集落内の排水路整備により湛水被害(排水能力の不足等により農地に不要な水がたまり農作物が受ける被害)を防止し、集落の快適性を確保した。

県の各計画との関連

なし。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

なし。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 農業振興地域の整備に関する法律

6. 26. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	564,614	538,806	573,456
補正予算額(増減)	76,851	137,159	105,866
計:現年予算額	641,465	675,965	679,322
前年度明許繰越額	164,016	115,761	117,032
流用額	-	-	-
計:予算現額	805,481	791,726	796,354
決算額	688,402	674,690	620,322
翌年度明許繰越額	115,761	117,032	175,260
不用額	1,318	4	772

6. 26. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	524,307	
委託料	64,862	
報奨費	66	
使用料及び賃借料	690	
公有財産購入費	64	
補償補填及び賠償費	1,009	
その他	29,324	
合計	620,322	

6. 26. 4 決算額の財源内訳

(単位: 千円)

財源	決算額	主な内容
分担、負担金	74,144	
国庫支出金	338,316	農山漁村地域整備交付金
繰入金	78	
繰越金	3,736	
県債	187,000	
一般財源	17,048	
合計	620,322	

6. 26. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の工事請負費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

② 中山間地域総合整備事業

地区名	まんのう地区
契約名	県営まんのう地区佐文団地ほ場整備その4工事
契約期間(当初)	R4.7.13～R5.3.16
工事内容	整地工:0.5ha 道路工:B=3m、L=186m 排水路工:264m 用水路工:376m 水管橋工:12m
入札方法	入札後審査型一般競争入札 総合評価(企業評価型)(簡易型)
営業拠点	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	新誠工業㈱
予定価格(税込)	24,815 千円
落札価格(税込)	22,333 千円
落札率	90%
入札参加者数	4 者
契約変更後(税込) 契約期間	①R4.7.13～R5.5.31 ②33,002 千円 当初契約からの増加率 47.8%
変更理由	①埋蔵物確認のため試掘したところ、コンクリート構造物が埋設されており、路線の一部変更を余儀なくされたことにより、計画変更及び各種変更手続に時間を要することから工期を 76 日延長する。 ②既設水路の取壊しに際し、不可視部分であった均しコンクリートについて、構造物取壊し及び撤去を追加する。また、国道横断箇所のアスファルト仮復旧箇所について、交通量が多いたわみが発生し、道路管理者より早急に復旧するよう指導があったため、アスファルト本復旧を追加する。

本県においては、契約の透明性・競争性・公平性を確保するために、変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、一体施工の必要性から分離発注できないものを除き、原則として、別途契約とすることとしているところ、上記工事は、当初契約額からの増加率は 47.8%となっている。

この点について、資料の閲覧、担当者への質問により内容を確認した結果、上記の変更理由のとおり、一体施工の必要性、緊急性の観点からすると、別途契約を行わなかったことは不合理ではないと判断した。

土地改良課長及び農村整備課長発出(3 農村第 135584 号)

発注工事の適切な変更契約等について(周知)

1. 契約の透明性・競争性・公平性の確保について

契約の透明性・競争性・公平性を確保するために、変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、一体施工の必要性から分離発注できないものを除き、原則として、別途契約とすること。

6. 26. 6 監査の結果及び意見

6.26.6.1 同一事業者による1者応札による高落札率の継続について(意見事項 27)

(発見事項)

下記3つの工事請負契約については、同一事業者が1者応札により高落札率で落札している。この点、入札参加資格の要件として「小豆郡に建設業法上の主たる営業所を有すること」、「格付け等級土木一式工事 B 等級」と定めており、応札可能者として指名競争入札参加資格名簿には令和4年度は 10 者、令和5年度は9者の事業者が登録されていることから、適正な競争は確保されているが結果として1者応札となったと本県では判断している。

地区名	池田地区
契約名	池田地区池田パイプライン工事(第8区)
契約期間(当初)	R4.9.9～R5.3.2
工事内容	管水路工:農業用パイプライン (本管)L=97m (配水管)=L=161m 等
入札方法	制限付一般競争入札 総合評価(企業評価型)(簡易型)
営業拠点	小豆郡に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	小豆島貨物運輸(株)
予定価格(税込)	22,471 千円
落札価格(税込)	22,000 千円
落札率	97.9%
入札参加者数	1者
契約変更後(税込) 契約期間	①25,029 千円 R4.9.9～R5.3.28 ②R4.9.9～R5.6.8 ③27,585 千円 R4.9.9～R5.6.15

変更理由	①試掘調査の結果、既設管との離隔を確保する必要がある場所について、管理設ルートの位置及び区間を変更。L＝＋21m 等 ②必要な管材料等が在庫不足により受注生産となるため、調達時間を要するため工期を 72 日間延長する。 ③現地精査による地元関係者との協議の結果、副管と付随する併設管を追加する。
------	---

地区名	池田地区
契約名	池田地区池田パイプライン工事(第 10 区)
契約期間(当初)	R5.8.28～R6.2.20
工事内容	管水路工:農業用パイプライン (本管)L=169m (配水管)=L=155m 等
入札方法	制限付一般競争入札 総合評価(企業評価型)(簡易型)
営業拠点	小豆郡に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	小豆島貨物運輸㈱
予定価格(税込)	29,908 千円
落札価格(税込)	29,370 千円
落札率	98.2%
入札参加者数	1 者
契約変更後(税込) 契約期間	①29,579 千円 ②31,235 千円 R5.8.28～R6.3.8
変更理由	①地元関係者の協議により設置場所が変更となるため、管理設の施工場所を変更する。 ②現地精査による地元関係者との協議の結果、区間の延長と付随する併設管を追加する。

地区名	池田地区
契約名	池田地区池田パイプライン工事(第 11 区)
契約期間(当初)	R5.9.8～R6.3.5
工事内容	管水路工:農業用パイプライン (本管)L=214m (配水管)=L=178m 等
入札方法	制限付一般競争入札 総合評価(企業評価型)(簡易型)
営業拠点	小豆郡に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	小豆島貨物運輸㈱
予定価格(税込)	18,292 千円
落札価格(税込)	18,095 千円
落札率	98.9%
入札参加者数	1 者
契約変更後(税込) 契約期間	①18,404 千円 R5.9.8～R6.3.12
変更理由	①現地確認の結果、副管の位置を変更し、配管を延長する。

(問題点)

小豆郡は、小豆島全体を含む行政区域であり、離島であることもあり、入札参加資格を拡大したとしても直ちに参加者が増加するとは考えられないが、同一事業者による同一事業の高落札率による1者応札が継続していることが望ましいことでないことは明らかであるから、その要因分析を実施し、改善に努めることが望まれる。

国土交通省「1者応札・1者応募」に係る改善方策について(平成21年3月)

3) 競争性の一層の向上

① 上下ランク工事への参加拡大

地域事情や工種によって、発注工事に係る応札可能者数が20～30者に満たず、十分な競争性が確保されないと認めるときは、工事の難易度に応じ、当該工事の直近上下のランクに属する業者についても競争参加を認め、応札可能業者を拡大する。

② 特殊工法を活用する場合の競争性確保

特殊工法を用いる場合で、同種工事の実績を求めると競争参加者が十分に見込まれないこととなるときは、地域要件をできる限り緩和することによって、競争性を確保する。

(意見事項27) 同一事業者による1者応札による高落札率の継続について

継続的に同一事業者が1者応札により高落札率で落札している。同一事業者による同一事業の高落札率による1者応札が継続していることが望ましいことでないことは明らかであるから、その要因分析を実施し、改善に努めることが望まれる。

6.27 農村地域の活性化支援事業

6.27.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農村整備課
現状と課題
農村には、豊かな自然環境や伝統文化、農産物などの魅力ある地域資源が存在しており、本県では、都市部と農村部が近接しているという特徴を生かし、日帰りの農業体験などを通じて都市との交流を促進しているが、これらの地域資源を地域の活性化にどう結び付けるかが依然として重要な課題となっている。今後さらに農村を舞台として新たな価値を創出し、農村の所得向上と地域の活性化を図っていく必要がある。 また、本県の棚田地域では、過疎化や高齢化により、耕作放棄地の増加、農地や水路の良好な維持管理が困難となっている。そのため、地域住民だけでなく地域外の人々も交えた継続的な保全活動を推進し、中山間・棚田地域の課題解決を図る必要がある。
事業概要(当初予算)
農業・農村が有する豊かな自然環境や魅力的な地域資源を活用したグリーン・ツーリズムや農泊(農山漁村滞在型旅行)の取組、中山間・棚田地域における地域活動等の支援を行い、農村地域の所得向上や活性化を促進する。 ① かがわの農泊推進事業(4,900 千円) グリーン・ツーリズムの推進や、本県を訪れる外国人旅行者の増加に対応し、農村地域の活性化や所得向上、空き家・空き室対策に資するため、農家民宿を拠点とする農泊の取組の普及・推進を図る。 注:グリーン・ツーリズムとは、「農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然・文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと」をいう。 ② 中山間ふるさと・水と土保全対策事業(18,000 千円) 中山間・棚田地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化、都市住民も交えた継続的な保全活動の推進を図る。 また、令和3年度に「さぬきの棚田アワード」として認定した地域について、棚田カード等を活用した情報発信を行うとともに、地域で行う住民活動に対して支援する。 本事業は平成5年度より、ふるさと・水と土基金等の運用益を活用して実施してきたところであるが、近年は金利の低下により基金の取崩しも行いながら、計画的な事業実施に努めている。

事業実績

①かがわの農泊推進事業

実施区分	実施内容
農泊の推進体制の整備	・「総合戦略会議」の開催 ・かがわグリーン・ツーリズム推進協議会の開催 ・県内農泊地域による意見交換会の開催
農泊の普及・推進	農泊・グリーン・ツーリズム PR イベントの開催
同上	農林漁家民宿開業支援セミナーの開催
同上	Instagram&Google ビジネスプロフィール活用講座の開催
同上	先進地視察会(今治市)
同上	・「里山の暮らしを楽しむ内場ダムツアー」の開催 ・農林漁家民宿模擬体験企画の実施
同上	パンフレット作成等
同上	四国4県連携による普及・推進
実践者支援	以下の補助金の支出

(単位:千円)

自治体	実施主体	補助金額
高松市	NPO 法人男木島の町並み保存推進協議会 みんなの輪	418
観音寺市	五郷里づくりの会	250
土庄町	てしま農泊推進協議会	60
高松市	鬼ヶ島活性化委員会	18
合計		745

② 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

事業名	実施内容	金額(千円)
中山間地域資源保全対策業務(府中地区)委託事業	委託先 香川大学	1,030
棚田地域等保全活動支援事業	5地区(水主地区外4地区)	4,200
ふるさと水と土指導員活動支援事業	指導員 8名	2,400
棚田ライトアップイベントの開催(堂谷東地区)	来場者数 827 名 (3月22日 521名、23日 306名)	3,058
かがわの農村・ふるさと景観写真コンテストの実施	応募数 352 点	1,390
棚田カードの作成等	7市町 11 か所の棚田	1,034
多面的機能支払交付金広域支援事業	2組織	2,000
研修事業・推進事業	全国棚田サミット、推進委員会、ふるさと探検隊	1,181
合計	-	16,293

県の各計画との関連

● 香川県農業・農村基本計画

V活力あふれる農村の振興2農村の活性化

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI （達成状況含む）						
● 香川県農業・農村計画						
No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
25	グリーン・ツーリズム 交流施設の体験・ 宿泊者数(人)	84,300	105,889	126,195	143,811	171,400 コロナ影響前の実 績値(R 元年度)ま で速やかな回復を 図る。
	達成状況	-	24.8%	48.1%	68.3%	-
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
● 農山漁村余暇法						

6. 27. 2 予算現額と決算額の推移

(単位: 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	6,151	22,951	22,900
補正予算額(増減)	△ 2,774	△ 4,787	△ 583
計: 現年予算額	3,377	18,164	22,317
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	3,377	18,164	22,317
決算額	3,336	18,159	20,588
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	41	5	1,729

6. 27. 3 決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	9,346	補助金
委託料	5,170	
需用費	3,180	印刷製本費等
その他	2,892	
合計	20,588	

6. 27. 4 決算額の財源内訳

(単位: 千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	3,000	
財産収入	3,491	香川県中山間地域等保全基金 運用収益
繰入金	12,816	
一般財源	1,281	
合計	20,588	

6. 27. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

② 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

契約名	令和5年度棚田ライトアップ業務委託契約
契約期間(当初)	R6.2.16～R6.3.27
委託内容	(1)業務全般、(2)ライトアップ企画、(3)会場等設営・運営管理業務
入札方法	一般競争入札
落札業者名	アールエヌシーパック(株)
予定価格(税込)	4,620 千円
落札価格(税込)	1,922 千円
落札率	41.6%
入札参加者数	3者
契約変更後(税込)	3,058 千円
変更理由	警察との協議により、安全管理資材及び警備員を追加する。 現地精査の結果、必要な資材等を追加する。 関係者との協議の結果、必要な作業を追加する。

金額的に大きな増加要因は、警察からの要請により警備員を 12 名/日から 21 名/日に増加させたことによる 673 千円(税込)の増加であり、当初契約金額からの増加率は大きいものの、新規に入札等を行うべきものではなく、不合理ではないと判断した。

6. 27. 6 監査の結果及び意見

6.27.6.1 グリーン・ツーリズム事業と本県観光事業との連携について(意見事項 28)

(発見事項)

グリーン・ツーリズム事業は、農業体験、農泊等の振興により農村所得の向上や地域の活性化等を目的としている。一方、本県及び本県観光協会は、交流人口の増加を目的にウェブサイト「うどん県旅ネット」の運営や SNS を利用したデジタルマーケティング等様々な観光関連のプロモーション活動を実施しており、そのプロモーション効果は、グリーン・ツーリズム事業で実施するよりも高い。

この点、本県及び本県観光協会は、グリーン・ツーリズムも観光事業の一つとして認識しているのみで、グリーン・ツーリズムとの特別な連携は行われていない。

(問題点)

グリーン・ツーリズム事業は、農村地域の振興等を通じて食料安全保障等に寄与する施策の一つであり、本県にとって重要な施策である。特にプロモーション活動については、観光事業と連携

して行う方が効率的、効果的かつ経済的であることは明らかであるにもかかわらず、両者の連携が不十分であることは問題である。

農村整備課と観光振興課及び本県観光協会が十分に連携し、「うどん県旅ネット」での農業体験・農泊等の特集ページの設置や棚田のライトアップ事業等を本県観光協会が運営するSNSでも発信する等のプロモーション事業の十分な連携の実施が望まれる。

(意見事項 28) グリーン・ツーリズム事業と本県観光事業との連携について

グリーン・ツーリズム事業は、農村地域の振興等を通じて食料安全保障等に寄与する施策の一つであり、本県にとって重要な施策であり、特にプロモーション活動については、観光事業と連携して行う方が効率的、効果的かつ経済的であることは明らかであるにもかかわらず、両者の連携が不十分である。

農村整備課と観光振興課及び本県観光協会が十分に連携し、「うどん県旅ネット」での農業体験・農泊等の特集ページの設置や棚田のライトアップ事業等を本県観光協会が運営するSNSでも発信する等のプロモーション事業の十分な連携の実施が望まれる。

6.27.6.2 グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数の算出方法について(意見事項 29)

(発見事項)

本県は、グリーン・ツーリズムを「農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然・文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと」としている。当事業の KPI として、グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数を指標として採用しており、宿泊人数は、グリーン・ツーリズム交流施設として登録されている宿泊施設に宿泊した人数を施設からの報告に基づき集計している。

しかしながら、下記 A ホテルでは、「GOLF PACK」という宿泊プラン等で宿泊する旅行者等も多いが、これらの宿泊人数が KPI の人数としてカウントされている。

(単位:人)

施設	体験名	
A ホテル	農山漁村宿泊施設	19,789
	田舎体験	8,276
B 施設	オリーブ体験他	13,335
B 施設宿泊	農山漁村宿泊施設	2,220
C 施設	カヤック・いちご狩り	4,618
C 施設宿泊1	農山漁村宿泊施設	6,631
C 施設宿泊2	農山漁村宿泊施設	1,763
D 農園	いちご狩り	15,900
E 農園	いちご狩り	7,700
F 農園	いちご狩り	20,107
G 施設	料理・農業体験	7,580

H 施設	里山体験	8,380
	その他	27,512
合計		143,811
内訳(体験者合計、53 施設)		107,520
内訳(宿泊者合計、54 施設)		36,291

注:農山漁村宿泊施設とは、農山漁村地域において、農業・農村にふれあい、余暇活動を楽しむための滞在宿泊施設(自然休養村等を含む)。

(問題点)

適切な数値に基づき KPI の達成状況を判断することが、PDCA を適切に稼働させる前提であるところ、「GOLF PACK」が上記のグリーン・ツーリズムの趣旨に合致しているとはいえず問題である。当該趣旨に合致した数値を集計した上で、KPI の達成状況を判断し、PDCA サイクルを適切に稼働させることが望まれる。

(意見事項 29)グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数の算出方法について

適切な数値に基づき KPI の達成状況を判断することが、PDCA を適切に稼働させる前提であるところ、「GOLF PACK」がグリーン・ツーリズムの趣旨である「農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然・文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと」に合致しているとはいえず問題である。

当該趣旨に合致した数値を集計した上で、KPI の達成状況を判断し、PDCA サイクルを適切に稼働させることが望まれる。

6.28 農道整備事業

6.28.1 事業の概要

所管課																	
農政水産部 農村整備課																	
現状と課題																	
昭和46年策定、平成10年3月最終変更の「西讃広域営農団地整備計画書」において、西讃広域営農団地（観音寺市、三豊市地域）では、野菜の主産地である南部を東西に横断し既設広域農道と有機的に連携する広域農道が未整備のため、農畜産物の集出荷に支障をきたしており、これらを解決するための基幹農道を整備し四国横断自動車道と連携することが必要とされており、当該計画を実現するために、三豊市財田町から観音寺市の四国横断自動車道大野原インターチェンジまでの区間を結ぶ下記の農道を建設するものである。供用開始後は、市町に譲与され、市町が管理することになる。 財源は、国50%、県43%、市7%である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th><th>関係市町</th><th>工期</th><th>全体事業費</th><th>全体事業量</th><th>R5年度末現在</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西讃南部</td><td>観音寺市、三豊市</td><td>H10～R8</td><td>9,402百万円</td><td>延長＝15,604m、幅員8.0m</td><td>13,544mの工事が完成している。</td></tr> </tbody> </table> ＜事業の経緯＞ 平成10年(1998年)度 事業採択 平成11年(1999年)度 事業に着手 平成15年(2003年)度 公共事業再評価委員会【事業継続】 平成20年(2008年)度 公共事業再評価委員会【事業継続】 平成27年(2015年)度 公共事業再評価委員会【事業継続】 令和2年(2020年)度 公共事業再評価委員会【事業継続】						地区名	関係市町	工期	全体事業費	全体事業量	R5年度末現在	西讃南部	観音寺市、三豊市	H10～R8	9,402百万円	延長＝15,604m、幅員8.0m	13,544mの工事が完成している。
地区名	関係市町	工期	全体事業費	全体事業量	R5年度末現在												
西讃南部	観音寺市、三豊市	H10～R8	9,402百万円	延長＝15,604m、幅員8.0m	13,544mの工事が完成している。												
事業概要(当初予算)																	
農道の整備を推進し、高生産性農業を促進し、地域農業の持続的発展と農村地域における生活環境の改善を図る。 ① 大規模農道整備事業(213,990千円) 基幹的な農道を整備し農畜産物の集出荷から加工・流通や市場への物流の高速化・効率化を図る。 ② 農道保全対策事業(5,875千円) 農道の計画的・効率的な保全対策を推進するため、農道橋等の点検診断や機能保全計画の策定に対して支援する。																	
事業実績																	
① 大規模農道整備事業(226,667千円)																	

観音寺市大野原町及び三豊市山本町、財田町で基幹農道の整備工事を実施し、令和5年度末で全体計画の90%の進捗となった。
県の各計画との関連
● 香川県農業・農村基本計画 IV生産性を高める基盤整備2農地・水利施設の整備 ● 西讃広域営農団地整備計画
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI （達成状況含む）
なし。
遵守すべき(規制を受ける)法令等
● 農業振興地域の整備に関する法律 ● 土地改良法

6. 28. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	228,883	206,330	219,865
補正予算額(増減)	58,732	69,290	75,030
計:現年予算額	287,615	275,620	294,895
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	287,615	275,620	294,895
決算額	287,615	275,620	230,730
翌年度明許繰越額	-	-	64,165
不用額	-	-	-

6. 28. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	208,131	
委託料	4,063	
使用料及び賃借料	1,126	
補償補	1,839	
その他	15,571	
合計	230,730	

6. 28. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
分担金	14,777	
国庫支出金	108,661	農山漁村地域整備交付金
県債	95,000	
一般財源	12,292	
合計	230,730	

6. 28. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

① サンプル検証

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の工事請負費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

抽出サンプルについては、入札状況や契約変更内容についても検証を実施した。検証した結果、特に不合理な点は識別されなかった。

契約名	西讃南部地区 大野原工区第 48 農道施設工事
契約期間(当初)	R5.6.15～R6.2.28
工事内容	L=269m 土工:掘削 V=7,410 m ³ 、盛土 V=3,810 m ³ 擁壁工:補強盛土壁面工 A=136 m ² 、大型ブロック A=236 m ² 水路工 U型側溝 L=34m
入札方法	総合評価(企業評価型)(通常型)
営業拠点	観音寺市、三豊市に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	(株)光石工務店
予定価格(税込)	67,914 千円
落札価格(税込)	65,780 千円
落札率	96.9%
入札参加者数	9者
契約変更後(税込)	①66,864 千円
契約期間	②70,928 千円
変更理由	①土砂排出から路体盛土への変更及び橋梁付属物工の一部追加 ②路体盛土、既設構造物の取壊し処分量及び木くず処分費の増加

契約名	西讃南部地区 大野原工区第 50 農道施設工事
契約期間(当初)	R5.9.6～R6.3.8
工事内容	L=80m 土工:掘削 V=1,580 m ³ 擁壁工:大型ブロック積 V=88 m ³
入札方法	総合評価(企業評価型)(簡易型)
営業拠点	観音寺市、三豊市に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	白井組
予定価格(税込)	24,433 千円
落札価格(税込)	23,705 千円
落札率	97.0%
入札参加者数	2 者
契約変更後(税込)	工法等の変更はあるが金額、工期の変更はない。
契約期間	

なお、本県では、同一事務所発注の請負金額 70 百万円未満の工事については、現場代理人の兼務要件の緩和を行っている。また、請負金額 40 百万円未満の場合は3件まで、40 百万円以上の工事を含む場合は2件までとしているため、当工事と下記の「西讃南部地区 大野原工区第 51 農道施設工事」の工事は同一現場代理人が担当している。

契約名	西讃南部地区 大野原工区第 51 農道施設工事
契約期間(当初)	R5.8.18～R6.3.11
工事内容	L=56.5m 土工:盛土 V=1,302 m ³ 擁壁工:積ブロック擁壁 A=45 m ² 水路工 L 型側溝 L=41m、L 型水路 L=16m 等
入札方法	総合評価(企業評価型)(簡易型)
営業拠点	観音寺市、三豊市に建設業法上の主たる営業所を有すること
落札業者名	白井組
予定価格(税込)	24,134 千円
落札価格(税込)	23,650 千円
落札率	98.0%
入札参加者数	3 者
契約変更後(税込) 契約期間	①26,796 千円 R5.8.18～R6.3.14
変更理由	①函梁(箱形の水路)基礎基盤の安定処理工の追加及び函梁ひび割れ誘発目地を追加

②超長期計画の検証

昭和 46 年に策定され、平成 10 年最終変更の西讃広域営農団地整備計画に基づき、基幹作目に係る広域的な集出荷加工施設、育苗施設並びに堆肥製造施設の整備との有機的連携に配慮し、本団地南部を東西に結ぶ基幹農道約 16km を新設し、四国横断自動車道と連携するとし、農業近代化施設整備計画において、下記の施設の整備が予定されていた。しかしながら、農業経営の形態変化で必要性が低下したため、大規模集積場の設置は中止された。また、平成 11 年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」施行による畜糞処理体制の変化により、家畜排せつ物基幹処理施設の設置計画も見直されたため、令和6年時点で整備された施設はない。

施設の種類の	位置及び規模	受益戸数	受益面積	利用組織
野菜広域集出荷施設	財田町 処理能力:20,000t	15,000 戸	500ha	関係農協
かんきつ広域集出荷施設	観音寺市 処理能力:7,250t	1,300 戸	600ha	関係農協
かんきつ広域集出荷施設	大野原町 処理能力:7,000t	1,700 戸	450ha	関係農協
家畜排せつ物基幹処理施設	豊浜町 処理能力:96t/日	100 戸	1,900ha	香川豊南農協
家畜排せつ物基幹処理施設	山本町 処理能力:104t/日	120 戸	2,500ha	観音寺農協 宝山農協

注:平成 10 年時の状況である。

一方で、当該計画は、5年毎に本県の公共事業再評価委員会で審議され、以下のとおり、事業継続が決定されており、令和2年度の委員会では以下の理由で事業継続が決定している。

イ) 事業を巡る社会経済情勢の変化

- 物流の効率化高速化による農業振興について、持続的な地域農業を営むために、担い手への農地集積が必要となっており、営農の効率化、コスト削減が図れる基幹農道の整備は、事業着手時よりも強く求められている。
- 部分供用を開始した路線は、既に生活に必要な不可欠な路線となっており、地域に継続して暮らしていくために、利便性の向上が必要とされていた農村地域の生活環境の改善が見込める。
- 住民の防災意識の高まりから、大規模災害時などの広域的な緊急輸送路・避難路・迂回路ルートとしての活用

ロ) 事業の投資効果

費用便益比(B/C):1.62 ※平成27年(2015年)度再評価(抽出審議)

ハ) 結論

用地買収もほぼ100%完了しており、農業者の減少に対する効率的な営農のために必要性が増していることや、災害時の避難路確保等の観点からも重要であるので、早期の完成に向けて積極的に進めて欲しい。

当該計画は、施設整備計画の白紙化等、状況に大きな変化が発生していることは明らかではあるが、平成10年以降変更がなされていない。この点、事業を継続するとしても、農業生産量の変化、本県の農協の合併や農業経営体の形態変化等による農産物の流通経路の変化、既存道路の整備の進捗による代替機能の可否、上記農業近代化施設の未整備等を加味した上で、必要性の低くなった路線の中止、通行量予測の修正等による車道幅員や設計速度の変更等によるコスト削減等、計画自体の見直しの余地もあったとは考えられるが、5年毎に外部の有識者を委員とする公共事業再評価委員会の審議において、コスト削減や代替案立案等の可能性の検討を経て農村地域の生活環境の改善、防災上の観点等も含めて事業継続が決定されていることからすると、令和5年度において計画の変更を不要とする本県の判断は不合理ではないと判断した。

6.28.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6.29 鳥獣被害防止対策事業及び鳥獣捕獲等助成事業

6.29.1 事業の概要

所管課							
農政水産部 農業経営課							
現状と課題							
野生鳥獣による令和4年度の農作物被害面積は 126.8ha、被害金額は 1 億 2,600 万円となっており、近年は増加傾向にある。 このうちイノシシによる被害が最も大きく、宇多津町、琴平町を除いて、県内全域の広範囲で被害が発生している。 主な鳥獣による農作物の被害は、イノシシ、カラス、サルの3つの動物で被害金額の約 77%を占めている。鳥獣種・品目別では、イノシシでは水稻と果樹、カラスでは果樹、サルでは野菜と果樹の被害額が大きい。なお、令和4年度の作物別鳥獣被害金額は、果樹の被害が 54,038 千円と最も大きく、次いで水稻の被害額が 36,074 千円であった。							
(上段:面積 ha)							
(下段:金額百万円)							
	H14	H24	H28	R 元	R2	R3	R4
イノシシ	308.9	186.3	124.1	68.8	60.9	64.2	69.6
	159	129	76	52	49	51	65
サル	49.8	63.8	44.7	33.4	34.7	33.4	32.3
	23	44	21	20	21	18	19
カラス	206.2	41.9	24.1	13.5	11.3	9.7	10.2
	178	43	21	14	11	13	14
その他	366.3	95.1	66.7	17.3	16.9	16.2	14.7
	136	52	47	24	28	30	28
合計	931.2	387.1	259.6	133	123.8	123.5	126.8
	496	268	165	110	109	112	126
事業概要(当初予算)							
野生鳥獣による農作物等の被害を軽減するため、農作物の被害状況の調査、市町担当者等の指導力向上支援、被害対策の研修会の開催を実施するほか、市町や市町鳥獣被害対策協議会が鳥獣被害防止特別措置法に基づく市町被害防止計画に沿って取り組む集落に寄せ付けない地域ぐるみの環境づくりや侵入防止柵の整備、有害鳥獣捕獲等に対して支援を行う。 (1) 鳥獣被害防止対策事業(96,296 千円) ① 鳥獣被害防止体制整備事業(182 千円) 効果的な鳥獣被害防止対策の調査や普及啓発資料の作成等を行う。 ② 鳥獣被害防止体制整備支援事業(国補)(96,114 千円) 鳥獣被害の軽減を図るため、市町被害防止計画に基づき、市町が取り組む捕獲活動や市町鳥獣被害対策協議会が取り組む侵入防止柵の設置等を支援する。							

(2) 鳥獣捕獲等助成事業(46,623 千円)

有害鳥獣捕獲や集落ぐるみで取り組む野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりなどを支援する。

① 有害捕獲奨励事業(37,565 千円)

有害鳥獣捕獲に対する奨励金を交付する市町を支援する。

② 侵入防止柵等設置助成事業(8,722 千円)

国の交付金の採択対象とならない実施主体による侵入防止柵や捕獲猟具などの整備に対して、市町が補助するものに支援する。

③ 狩猟免許申請手数料助成事業(336 千円)

狩猟免許申請手数料について、市町が補助するものに支援する。

事業実績

市町及び市町鳥獣被害対策協議会が鳥獣被害防止特別法に基づく被害防止計画に沿って実施する鳥獣被害防止対策を支援している。

「鳥獣被害防止体制整備支援事業」は、本県が補助事業者となり、市町及び各市町鳥獣対策協議会に補助金を交付し、「有害捕獲奨励事業」は、本県が前述の補助金に上乗せ支給するものである。

① 鳥獣被害防止体制整備支援事業

(単位:千円)

交付先	事業費	交付額
高松市鳥獣対策協議会	1,724	857
高松市鳥獣対策協議会	165	165
さぬき市鳥獣被害対策協議会	44	22
土庄町鳥獣被害対策協議会	1,189	1,116
小豆島町鳥獣被害防止対策協議会	65	65
三木町鳥獣被害対策協議会	2,237	2,237
多度津町鳥獣被害防止対策協議会	1,455	1,455
高松市	8,015	8,015
丸亀市	2,600	2,600
坂出市	1,379	1,379
善通寺市	630	630
観音寺市	2,450	2,450
さぬき市	7,633	7,633
東かがわ市	3,938	3,938
三豊市	4,602	4,602
土庄町	7,718	7,718
小豆島町	9,854	9,854
三木町	2,259	2,259
綾川町	1,750	1,750
多度津町	1,235	1,235
まんのう町	1,774	1,774
合計	62,716	61,755

② 鳥獣捕獲等助成事業

(単位:千円)

交付先	事業費	交付額
高松市	13,111	2,271

丸亀市	9,187	1,593
坂出市	2,726	488
善通寺市	1,955	328
観音寺市	6,012	1,253
さぬき市	13,217	2,063
東かがわ市	9,608	1,746
三豊市	17,565	3,167
土庄町	16,066	3,474
小豆島町	16,001	2,776
三木町	3,715	585
綾川町	2,540	385
多度津町	2,480	415
まんのう町	4,096	688
合計	118,278	21,230

③捕獲頭数(頭)

イノシシ (成獣)	イノシシ (幼獣)	サル (成獣)	サル (幼獣)	シカ (成獣)	シカ (幼獣)
7,205	1,064	343	60	1,012	192

県の各計画との関連

- 香川県農業・農村基本計画
V 活力あふれる農村の振興3鳥獣被害防止対策の推進

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県農業・農村基本計画

No.	指標	現状 (R2)	R3	R4	R5	目標 (R7)
26	野生鳥獣による農作物被害金額(累計)	724 百万円 (H27~R 元)	112	240	318	500
	達成状況	-	14.6	22.1%	52.0%	-

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 鳥獣被害防止特別措置法

6. 29. 2 予算現額と決算額の推移

① 鳥獣被害防止対策事業

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	97,215	89,403	96,296
補正予算額(増減)	△ 13,713	△ 9,472	△ 34,359
計:現年予算額	83,502	79,931	61,937
前年度明許繰越額	-	1,300	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	83,502	81,231	61,937
決算額	79,375	78,536	61,896
翌年度明許繰越額	1,300	-	-
不用額	2,827	2,695	41

② 鳥獣捕獲等助成事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	46,690	44,768	46,623
補正予算額(増減)	△ 6,000	△ 8,640	△ 21,623
計:現年予算額	40,690	36,128	25,000
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	40,690	36,128	25,000
決算額	31,130	33,480	21,230
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	9,560	2,648	3,770

6. 29. 3 決算額の主な内訳

① 鳥獣被害防止対策事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	61,755	交付金
その他	141	
合計	61,896	

② 鳥獣捕獲等助成事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	21,230	補助金
合計	21,230	

6. 29. 4 決算額の財源内訳

① 鳥獣被害防止対策事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	61,755	鳥獣被害防止総合対策交付金
一般財源	141	
合計	61,896	

② 鳥獣被害防止対策事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	21,230	
合計	21,230	

6. 29. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の交付金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

①鳥獣被害防止体制整備支援事業

(単位:千円)

交付先	事業費	交付額
高松市	8,015	8,015
丸亀市	2,600	2,600
坂出市	1,379	1,379
善通寺市	630	630
観音寺市	2,450	2,450
さぬき市	7,633	7,633
東かがわ市	3,938	3,938
三豊市	4,602	4,602
土庄町	7,718	7,718
小豆島町	9,854	9,854
三木町	2,259	2,259
綾川町	1,750	1,750
多度津町	1,235	1,235
まんのう町	1,774	1,774

不合理な点は発見していない。

②豚熱発生防止策との連携について

令和5年1月に県内初の野生イノシシから豚熱の陽性事例が確認される等、豚熱の本県での発生の懸念が高まっているところ、本県は、農林水産省からの「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針について」を受け、各市町への周知、指導を行っている。本県では養豚場の周辺も積極的な捕獲を行うとする国の通知を踏まえ、市町に対し、令和5年4月に同取組の文書を発出し、豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の周知と注意喚起を行う等、特定家畜伝染病防疫対策との連携も行っている。

6. 29. 6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

7 指摘事項又は意見事項の一覧

監査の結果、指摘事項は発見しておらず、意見事項は以下の 29 項目である。

<意見事項>

① 事業実施の適正管理等に関する意見

補助金申請時の見積書提出先の選定、補助金の実施内容の審査、印紙税の適用、緊急対応のための事前協定の締結などである。今回の包括外部監査において、法令・条例等に合致しておらず「指摘事項」とすべきものは発見していないが、より適正かつ適切な事業運営を実現することなどを目的として意見事項とした。

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
20	補助金申請時の見積合わせの見積書提出先の適切な選定について	見積提出依頼が特定の地域に限定されている	間接補助事業の契約手続の公正さを確保するため	遊休農地等利活用促進事業
17	実績実施報告書の適切な審査について	実績実施報告書の記載や見積書の日付が誤っている。	事業の実施内容や実績額の検査の基本となるため	農畜水産物輸出促進対策事業
27	同一事業者による 1 者応札による高落札率の継続について	同一事業者による高落札率の 1 者応札が継続している	契約手続の公正さを確保するため	中山間地域の特色を生かした総合的支援事業
19	補助事業により策定された計画の精度について	計画の精度が低い	所得確保計画としての具体性や実現可能性を満たしていないため	農業の 6 次産業化等促進事業
12	印紙の貼付漏れについて	契約相手方が印紙の貼付を行っていない	印紙税法上、請負契約に該当する場合は印紙税の課税対象となるため	環境にやさしい農業推進事業
23	特定家畜伝染病発生時の緊急対応に備えての事前の単価協定の締結について	緊急対応時に単独随意契約としている	契約の公正さを確保するため	特定家畜伝染病防疫対応強化事業
26	抽出検査に対してエラーが生じた場合の対応策の策定について	エラーが発生した場合の対応方針がルール化されていない	対応の遅延や一貫性の欠如、責任の所在が不明確になる可能性があるため	中山間地域等直接支払事業
14	国費負担可能であった事業経費の一部に関する県費負担の発生について	事業所間の連携不足により県費負担が発生している	予算の効率性の観点から問題が生じているため	環境にやさしい農業推進事業
10	備品登録の遅延について	備品登録漏れが発生している	財産を正確に把握できず、重複購入や紛失・盗難・不正使用が発生しやすくなるため	新品種・新技術の開発事業
8	補助要件の達成が事業実施年度以降となる補助金の採択審査について	農地借受けの可否に係る具体的な記載を求めている	成果目標の達成可能性を慎重に検討する必要があるため	米麦食料自給力向上生産振興事業
9	補助金事業の目標年度経過後の成果目標未達事業者に対する	成果目標が未達の状況が継続している	モニタリングが形骸化している可能性があるため	米麦食料自給力向上生産振興事業

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
	モニタリング機能の徹底について			
11	改善状況報告の具体的な改善策の記載について	成果目標未達の状況が継続している	改善方策の記載が具体性に欠けるため	畜産収益力強化対策事業
13	土壌測定実績が極めて少ない契約に関する今後の契約の可否について	利用頻度が少ない契約が継続している	契約締結までの事務コストが高くなる可能性があるため	環境にやさしい農業推進事業
22	スマート農業推進事業における印刷費の支出について	印刷物の作成が必要最小限にとどまっていない	ICT等を駆使したスマート農業の推進を図る事業でありより経済的かつ効果的な活用ができるため	スマート農業推進事業

② 業績評価のための指標の設定に関する意見

具体的な KPI(重要業績評価指標)の設定などである。これにより、事業の進捗状況や成果を定量的に評価し、効率的かつ効果的な事業運営を実現することなどを目的として意見事項とした。

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
1	業績評価のための指標の設定について	事業成果の把握が過年度の実績値と比較して評価されているが、各事業単位での目標値が定められていない	PDCA を適切に稼働させるため	香川の逸品戦略的販路拡大事業
3	業績評価のための指標の設定について	同上	同上	「かがわの食」HAPPY プロジェクト事業
15	PDCA を適切に稼働させるための KPI の設定について	KPI が設定されていない	同上	農産物ブランド力強化事業
18	同上	同上	同上	農畜水産物輸出促進対策事業
24	業績評価のための指標に対する目標の設定について	同上	同上	多面的機能支払事業
25	同上	同上	同上	中山間地域等直接支払事業
29	グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数の算出方法について	KPI の達成状況を判断するための数値が適切でない	PDCA を適切に稼働させる前提のため	農村地域の活性化支援事業

③ 関係機関や事業者等間での連携と情報共有の強化に関する意見

関係機関や事業者等間での連携と情報共有を強化し、相乗効果を生むことでプロモーション活動や事業運営の改善、新規就農者の増加及び定着を図る。これにより、農業の持続可能性を高めるとともに、より効率的かつ効果的な事業運営を実現することなどを目的として意見事項とした。

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
4	民間が運営するアンテナショップとの連携について	民間との取扱商品等の情報共有以外の連携が行われていない	競争を勝ち抜くためには、より多くの情報を入手し、分析し、次の打ち手を講じる必要があるため	県産品アンテナショップ運営・機能強化事業
28	グリーン・ツーリズム事業と本県観光事業との連携について	観光事業との連携が不十分である	プロモーション活動を効率的、効果的かつ経済的に行うため	農村地域の活性化支援事業
6	香川県立農業大学校と教育委員会等の連携について	入学者のうち毎年数名が退学している	学校生活不適應が理由の一つであるが、農業大学校の職員は学生指導の専門家ではないため	多様なルートからの新規就農支援事業
7	香川県立農業大学校の在校生と卒業生の情報交換、卒業生間の情報交換の活性化について	卒業生との情報交換が定例化されていない	就農した卒業生との情報交換が在校生の就農に向けたビジョンを描く上で貴重な機会であるため	多様なルートからの新規就農支援事業

④ 将来の事業展開等に関する意見

本県の事業への関与方針の策定や本県の農業の実態に合致した支援策の策定等により、事業の持続可能性を高め、補助金依存から脱却することやより効率的かつ効果的な支援の実施などを目的とし意見事項とした。

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
2	県産品マルシェ運営事業の事業者による自主運営に向けた将来的なビジョンについて	ほとんど収入がなく、発生した経費の多くが補助金で賄われている	事業者が将来的に自主運営できるようにするため	「かがわの食」HAPPY プロジェクト事業
5	都内アンテナショップの収支状況の改善	収支が継続してマイナスとなっている	支出超過部分が一般財源で賄われているため	県産品アンテナショップ運営・機能強化事業
16	全国高校生花いけバトルの KPI の設定と今後の事業展開について	KPI が設定されておらず、今後の事業展開の方向性が定まっていない	事業の効果を測定し、今後の事業展開や本県の関与方針等の計画を策定するため	農産物ブランド力強化事業
21	中小・家族経営及び中山間地域における農業者のスマート農業技術の活用について	農業者自体が導入しようとするスマート農業技術に対する支援が行われていない	地域の実情に合致し、かつ導入効果の高いスマート農業技術を速やかに実証・経営に導入することが重要であるため	スマート農業推進事業

以上